

平成19年度第1回総務省契約監視会議事概要

開催日時及び場所	平成19年12月13日(木) 10時～12時 総務省共用801会議室	
メンバー (敬称略、五十音順)	<ul style="list-style-type: none"> ・有川 博 (日本大学総合科学研究所教授) ・北大路 信郷 (明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授) ・清水 涼子 (関西大学会計専門職大学院教授) ・高橋 伸子 (生活経済ジャーナリスト) ・永見 尊 (慶應義塾大学商学部教授) 	
議事概要	<p>1 開会</p> <p>2 メンバー紹介</p> <p>3 総務省大臣官房長あいさつ</p> <p>4 運営方針 座長の互選のほか、毎回議事概要を作成し、総務省ホームページに掲載し公表することが決定された。</p> <p>5 座長選任 運営方針に基づき、座長に北大路メンバーが選任された。</p> <p>6 議題</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 総務省における契約の現状 事務局から契約事務手続の概要、平成18年度の契約状況及び随意契約の適正化の取組み状況について説明が行われた。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 契約監視会案件抽出方法 討議の対象となる契約を選定するための抽出方法は、作為抽出(目的抽出)を基本とし、各メンバーが毎回1～2件程度選定することとされた。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ その他 次回は平成20年2月26日(火)午後2時から開催する。</p> <p>7 閉会</p>	
メンバーからの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回 答
	<p>【4 運営方針関連】</p> <p>・この監視会のミッションは随意契約に限らないという理解でいいのか。</p> <p>【6イ 契約監視会案件抽出方法関連】</p> <p>・対象契約の抽出において、問題を発見するのに一番効率的なのは作為抽出だが、100パーセントこれをやると、受ける側で大抵予想がつき、また、抽出目的の観点が固定してしまい、想像範囲外の問題が発見できなくなることから、主として作為抽出で行い、併せてランダムでの抽出を混ぜるのが一番良いと思う。</p>	<p>・そのとおりであり、随意契約だけでなく、競争契約も対象となる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・抽出に当たっては、競争性のない随意契約に特化し、金額順か何かのリストを用いて、各委員が1, 2件と希望の件数を絞るというのがよろしいかと思う。事務局において、テーマが散漫にならないようその時々テーマを絞るようにすることがよろしいかと思う。 ・本来的には、例えば専任の監査スタッフと共に、総務省側ではない立場から対象契約を抽出するのではないと、社会的な信頼性が得られないと思う。実効性をあげるためにも、できれば、データベースに直接アクセスできるようにできないか。 ・監査の枠組みに当てはめると、リスクのアプローチから、要するにたくさんの件数から一番適切でない契約を行っているリスクの高い要因、それから契約の重要性とか及ぼす影響の大きいものを抽出していくのがいいかと思う。 ・契約の抽出にあたって、特にシステム関係においては、年度別契約相手先別調達額及びそれらのデータの推移が判るものがあれば参考になるかと思う。また、今後はそのような資料も予め用意してもらうのが望ましいと思う。 ・専門家の知見を活用したりする必要のある専門的分野が多分出てくると思うが、その辺も今後の課題かと思う。 ・場合によっては、識者の方にご意見をいただけるような機会をもてるようにしたほうが良いかと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのようなデータを提供できる方向で検討したい。 ・監視会でそのような決定をすれば、専門家の方にも意見を聞く機会をもちたい。
--	---	---

平成19年度第2回総務省契約監視会の議事概要

開催日及び場所	平成20年2月26日（火）総務省供用会議室2
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 永見 尊 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成19年10月1日～平成19年11月30日
抽出案件	12件（抽出事案1, 2, 3, 4①, 4②, 5①～⑦）
審議案件	12件（ " " ）
メンバーからの質問・意見, それに対する回答	以下のとおり
監視会による意見の具申又は勧告の内容	なし

【抽出事案1】（一般競争入札）カラーレーザープリンタ82台他1点の借入	
質問・意見	回答
2社の製品の提案があり、そのうち1社が仕様を満たさなかったということだが、仕様自体を満たすことが難しい製品（機能）なのか。	3年前の調達時にも同様の機能をいれており、今回の調達にあたって仕様を特別難しくしたとか、特別なシステムを導入したということはない。
3年前は競争性は働いていたのか。	3年前はあった。
今回、仕様を満たさなかった者も前回は仕様を満たしていたのか。	そうだったと思う。
もともと市場性があるようなリース契約であるのに、予定価格の2分の1以下で落札していることから、予定価格の設定時に市場価格をどのように把握したのかも気になるところである。まず、なぜ2分の1以下になってしまったのかということを知りたいが、その点についてはいかがか。	予定価格そのものは応札業者が価格証明した金額を相当程度査定し設定しているので、設定が甘いとは考えていない。ただ相手方が価格証明した価格より相当低い金額で応札したもので、なんともお答えしようがない。
契約形態は、平成19年度から国庫債務負担行為になっているが、従来は長期継続契約を行っていたのか。	当初、3年（36月）借りる予定を前提に一般競争契約を行っており、翌年以降は随意契約としていた。
単年度契約を繰り返されていたのか。	そのとおり。

今回から国庫債務負担行為をはじめたのは、財務省から何か方針が出たのか。	平成 18 年の「公共調達適正化」の財務大臣通達で、リース契約等に国庫債務負担行為を活用するよう指示があった。
この案件はリースなので低価格入札の対象にはならないということか。	そのとおり。
少なくとも以前に同じような契約があるなら、その契約額と比較するべきだし、今回のような価格差が生じたことについては、原因を調査するような試みがあってもよいのではないかと思うが、その点についてはいかがか。	この案件では行っていないが、今後検討させていただきたい。

【抽出事案 2】（一般競争入札）固定電話からの緊急通報の発信地を表示する新発信地表示システムと携帯電話・IP 電話からの緊急通報に係る位置情報通知システムとの統合を図るための技術研究業務	
質問・意見	回答
予定価格の算定方法だが、事業者からの見積書を参考に単価表に基づいて積算したとのことだが、事業者からの見積書は作業の工数に単価を掛けたものか。	そのとおり。
工程表は事業者が窓口でこれくらいかかるよということだと思うが、それが適正か否かはどのようにチェックしているのか。	今回の仕様の内容に合って、見積りで工数を表わせるところが実質 3 社あったので、その中で日程をある程度算出した。3 社ともそんなに大きな開きはなかった。そういったものを内閣府の「平成 19 年度災害対策総合推進調整費標準単価表」に当てはめて算出した。
単価の方はこれでよろしいかと思うが、今の話だと応札者が 1 社しかなかったが、見積りは 3 社からとったということか。	3 社からとった。
しかしながら残りの 2 社は応札しなかったということか。	そのとおり。
その理由として考えられるところは。	現実的にはわからない。
NTT データに先行の仕事を平成 18 年度にお願いしているということだが、統合に関しては平成 18 年度がはじめてか。	固定電話について 119 番を通報すると消防本部側にどこの所在地から通報が入っているかということ平成 8 年か 9 年にやっているが、それは NTT 東西がそういったサービスを提供したいということで、国が直接関与して何かをやったわけではない。ある意味平成 18 年度が最初である。

平成 18 年度の仕事を N T T データがやって、当然その既決として平成 19 年度も継続的にやらざるを得なかったという内容ではないのか。	平成 18 年度は、携帯・ I P 電話から 119 番通報をどこの位置からかけているのか位置情報で示すことを平成 19 年 4 月から運用開始することが決まっていたので、このサービスを携帯電話 3 社、 I P 電話 10 社でバラバラになっている状態を束ねて一つのシステムで稼動、スムーズに運用させるという実証実験だったので、直接今回の統合させるための件と符合することはない。
誰でもできたはず。	そのとおり。
平成 20 年度も続くのか。	基本的には続かない。まだ契約期間中であるが、技術的に統合が図れるようになれば、今度は技術的条件書というものがあり、それを改定して理論上ではなく実験ベースでこういう統合が図れることが実証できたというところで、あとは実態としてどういことを定義していくかという机上ベースでの話。これはこういう入札は想定していない。
実際かかった工数はどうだったか気になるが、終わったあと調査をきちっとやっていただきたい。	
総合評価の制度的な話として研究開発は価格点对技術点が 1 対 3 になったが、価格点の方は予定価格という歯止めがかかるが、技術点の方は 1 社だけだと歯止めがないということか。	総合評価の項目の中にも必須項目があるので、この部分である程度の歯止めはかかる。

【抽出事案 3】（一般競争入札）「新統計法関係資料集」他の購入 一式	
質問・意見	回答
この 4 つの本の出版・発行元はどこか。	契約の相手方である。
平成 18 年度までは当財団と随意契約を締結していたものか。	本件については今回初めて購入するものである。
参加可能業者はどの程度を想定していたか。	H P に載せると数十者に増える案件もあるが、本件については、入札説明書を取りに来た業者は、 2 者であった。
予定価格の割引はどの程度か。	過去の類似例を参考に 30%引きである。
一般的に書籍を版元が販売する場合は、定価の 30%引き程度と思われるが、卸売りだとそこに利益も計上しなければならないので、そもそも競争にならない感じがするが、その辺はどのように考えているか。	本件の場合、版元が入札に参加可能であることから、版元以外の者に応札の意志があったとしても、落札は難しいのではないかと思う。

<p>一般書店で入手可能な書籍ということで本件は2者の応札となっているが、何者が応札しても出版元が一番安くなると思うが。</p>	<p>出版元が入札に参加できないという条件を付せば別でしょうが、入札参加資格登録をしている以上は、排除することはできない。</p>
--	---

【抽出事案 4①】（一般競争入札）電波の医療機器等への影響に関する調査の請負	
質問・意見	回答
<p>入札説明会は実施したか。</p>	<p>実施していない。</p>
<p>なぜか。</p>	<p>仕様書を読めば分かるもの、特別に付加的な説明の必要がないものについては、説明会は実施していない。</p>
<p>もし説明会をすればもう少し参加者が増えた可能性があると考えられるか。</p>	<p>それはないと思う。</p>
<p>再委託率というのはないのか。</p>	<p>再委託率はない。</p>
<p>予定価格を設定する時に最初から想定した会社は1社だけだったのか。</p>	<p>入札に参加できる者、履行能力がある者からの見積もりでないと落札をしないということも考えられるので、履行能力がある者からの見積書を参考にしているところである。</p> <p>我々原課のほうでも調査を行うにあたり、別の民間企業にも見積もりの作成を依頼したが、引き受けられないと断られた経緯がある。</p>
<p>同種の調査契約は前年度もあったのか。</p>	<p>前年度は他の機器（RFIDという機器）について実施した。</p>
<p>納入時期は年度末になるのか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>関連公益法人、所管公益法人なので、議論、審査を慎重にやらなければならないと思うが。11月に契約して3月末に納入し、かなりの金額の調査であることから工数の査定はどの程度されているのか。こういう調査をするために、こういうところに行って、こういう調査をして、これだけ人数がいて、これだけ工数があるというかなり詳細な見積もりを入手し、それが社会通念上、適正であるということを説明できなければならないと思うが、いかがか。</p>	<p>本調査では、電波暗室等の様々な特殊な機器を多数使用することが必要となるので、そういったものを色々積み上げて計算している。</p>
<p>機器を借りる料金額が殆ど占めているということか。</p>	<p>かなりの割合を占めている。</p>

それはどこが所有している機器か。	例えば心臓ペースメーカーを擬似的に動かす装置、携帯電話を通信状態とするための模擬的な基地局等の特殊な機器をそろえる必要があるので、借りる機器にもよるが専門的な会社となる。
スペースなり機器なりの賃借料は当然検証できると思うし、工数とかは、その単価とかをよく精査して十分説明できる金額になっているのか。	なっている。
初年度の実績が乖離していないかを業者からの資料を基に検証し、次年度以降はそれを基に予定価格に反映させるというような作業はしていないのか。	調査対象となる機器の種類、量により、その年度毎に増減している。
機械の損料とかもあるが、人間の工数は過大に見積もってあることが多いので、ぜひ、そのところは検証を続けてもらいたい。	
10月とか11月からスタートしているが、本来なら年度当初から1年かけてやられる、実体的にはおそらくそういう作業ではないかと思うが、そこら辺はいかがか。	今年の例でいうと年度当初は前年度に調査を実施したRFIDの機器が結構長い距離で影響が及ぶという結果が出たため、これの周知方法や関連の団体との調整等、次年度の実施にあたり解決すべきことがあったことからスタートが遅れたというのが実態である。
発注は、内容に応じた適切な時期に行うように注意願いたい。	

【抽出事案4②】（一般競争入札）放送事業用SHF帯周波数の高密度利用技術に係る調査検討の請負	
質問・意見	回答
審議会の議論が年度の前半の方から続いていて、その議論を得て初めてこういう具体的な発注ができるということであるが、発注の仕方に無理があるのではないか。審議会の結果が出てそれから予算化し、次の年度にやるのが通常ではないのか。	平成18年度に実施した「MNバンドを用いた放送番組素材中継回線等固定局の技術基準策定に係る調査検討の請負」の結果を技術分科会の審議に反映し、新しい技術的条件を作っていた。本件は、この技術的条件について、電波をさらに有効利用しようとする場合の方策等を検討しようというものである。
そのやり方だと毎年押し迫った時期に発注仕様を決めなければいけないということか。	今回の場合は、技術分科会との調整もあり、時期が遅れたもの。
年度の後半に発注することは恒常的なのか。	このケースだけである。前年度についてはもっと前から実施している。

先ほどの案件では、機器の賃借料等、スペース確保等の金額の割合が大きいですが、これはいかがか。	私どもが会計課に提出した見積もりでは、人件費と実験の工費があるが、人件費が約 5900 万円、実験用の機材の借料が 8900 万円程である。
やはり物件関係が多いわけか。	そのとおり。
賃借料の価格の妥当性なり、相場なりは検証しているか。	降雨量測定装置や、測定機や解析装置等、汎用の機材は、複数者から聞いている。
検証しているのかを伺いたい。要するに下見積もりをベースに予算の範囲内で会計課の方にあげていると思うが、その妥当性を検証されたあと契約しているのか。	契約をした後の検証はできていない。下見積もりの内容に類似しているもの、落札した実例があるもので査定ができるものについては査定をしている。新しいものについてはなかなかできないというのが実態。
賃借料なりは確認できるはずだが、それはやらないのか。	特別に専門的なものであるとか、汎用なものであればこのくらい値引きが可能ではないかということはあると思うが。
特殊な機器であれば、特殊な機器を持っているところは限られると思うので専門機関に貸出す時の料金設定とかはあると思うが。	一般的には、貸主からの価格証明とか、料金表というものは当然とっている。ただ特殊な機器だと貸してくれるところがないので、借りてきて組み立てるということもあるので、価格証明といっても応札者が価格証明する場合もある。基本的には借りられる機器については、貸主からの価格証明をもらうのは原則的にやっている。
予算に関して、情報通信審議会の技術分科会で予算案は承認されているのか。	技術分科会には、調査研究の予算案は諮っていない。
技術分科会の先生方からプロジェクトに対して、あるいは予算に対して意見が出るということはないということか。	そういったことはない。
1月30日に平成20年度の予算案についてというのがあったが、その説明として予算案を出しているということか。	大枠では予算の説明はしているが、こういった細かい個別案件は説明していない。
細かいところについて技術分科会は関与しないということか。	研究開発も含めて評価会に、実施前と執行後の成果を報告している。
基本的なことだが、電波産業会の役員4名のうち2名が国家公務員となっているが。	そのとおり。常勤役員が4名。非常勤が2名である。
常勤の4名のうちの非常勤が2名ということだが、具体的にどこの省庁出身か。	郵政省。
2名ともか。	そのとおり。

<p>所在地が東京都千代田区霞が関1-4-1ということですが、ここで特殊機器とか電波暗室などを配置して実験とか研究を行っているのか。</p>	<p>私どもの案件で言えば、実験は屋外で行うものなので適切な場所を借りて実施させている。それ以外のデータの分析などは、事務室内の主任研究員がデスクなどで実施。あと外部の有識者を入れての検討会は電波産業会の会議室などで実施している。それに私たちがオブザーバーということで参加している。</p>
<p>例えば、別の研究所などを使って、代わりに下請け負いという形でデータをとってもらおうということはないのか。</p>	<p>この案件については、そういった意味での再委託等はない。</p> <p>大井競馬場の辺りにある電波暗室を借りられる関連団体があり、1時間いくらかか1日いくらかという貸し方をしているので、そこを借りてそこに機材を持ち込んで実験をしてデータを集め、その集めたデータをデスクに持ってきて分析なりをしている。</p>
<p>それは電波産業会として実施しているのか。あるいは、別の組織が代わりにということか。</p>	<p>電波産業会が自ら実施しているもので、再委託ではない。</p>
<p>本件のような特殊なものは、積算等が難しいことから、業者の見積もりに頼りがちになってしまうが、前年度の実態を確認しながら、実態に合わせた積算を行うことが必要である。</p> <p>一般競争入札に附した場合であっても、実態との検証は当然行うべきで、契約内容について説明責任を果たせるよう注意願いたい。</p>	

<p>【抽出事案 5①～⑦】（一般競争入札）①遠隔方位測定設備 監視測定装置 ②遠隔方位測定設備調査受信付加機能 ③遠隔方位測定設備監査受信付加機能 ④遠隔方位測定設備 不法無線局探索車IV型用電波監視機器の借り入れ ⑤遠隔方位測定設備センサ標準Ⅱ型 ⑥遠隔方位測定設備センサ標準Ⅱ型（信越・北陸分）⑦総合監視車(1)</p>	
<p>質問・意見</p>	<p>回答</p>
<p>センサの方は競争が働いているようだが、センサについてはどうか。</p>	<p>電波監視業務のDVDを見ていただいたとおりかなり特殊な物品なので、一般競争入札を実施しているが、応札者は今のところ1者という状況である。</p>
<p>総合評価の仕組・適用・透明性のところの、まず透明性のところだが、評価得点は入札参加者にどのように通知しているのか。</p>	<p>得点の合計点数を知らせている。</p>

<p>業者は評価結果はどのようにわかるのか。</p>	<p>必須項目得点を応札者は知っており、技術点の合計点もわかるが、個別項目ごとの詳細は分からない。</p>
<p>おそらく必須項目の差はあまりないと思うので、技術点が勝負で、技術点の割合が高ければ高いほど価格よりも技術点の勝負になるので、どこで負けたのかわからないというのは透明性としては非常に問題があると思うが。それは各省共通と考えていいのか、それとも総務省のやり方か。</p>	<p>各省共通ではないかと思う。</p>
<p>通知をした時に内訳を知りたい方は申し出て下さいという文章が入っているのか。</p>	<p>それは口頭で伝えている。 これに関する資料開示の要望などはでたことがない。</p>
<p>技術点を第3者がチェックするシステムは確保しているか。</p>	<p>部局によっては大元の仕様書を作る段階でアウトソーシング、第3者に見せることをやっている場合もあるので、そういう場合は合わせて総合評価の点数化の確認、第3者に委託を出しているところもある。ただすべてのところがそうではないので、そういう場合は原課のなかで公平性のある体制をとって審査をしている。</p>
<p>個人的な意見としては、総合評価の要は透明性だと思っているので、きちんとした仕組みに基づいた適正な適用について、それをいかに公表していくかという具体的な公表の方法が不明確という印象がある。</p>	
<p>納入成果物を実際に運用していく段階になって不具合がでた時は保守の範疇か。試行期間を設けているのか。</p>	<p>1年間は瑕疵担保期間としている。</p>
<p>原価の検証とはどのように行っているのか。</p>	<p>この事案は、売買契約なので、工数の確認については行っていない。</p>

平成20年度第1回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成20年7月28日（月）総務省第4会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 永見 尊 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成19年12月1日～平成20年3月31日
抽出案件	11件
審議案件	11件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】（一般競争入札）自治体消防制度60周年記念式典式場設営業務	
質問・意見	回答
当初、何者ぐらい参加すると想定していたか。	特に何社かというような想定はしていない。
予定価格はどのようにして決めたか。	前回、50周年記念の式典を請け負った業者に見積を依頼し、予定価格を決めた。
見積を依頼した業者は、この業務が行われることを事前に知ることができるが、他社は掲示板（入札公告）以外にこの業務が行われるということを、どのように知ることができるのか。	この60周年記念式典の実施については、前々から広報を行い周知していたので、そういった場を通じてこの業務の発注があることを知ることは可能であったかと思う。
前回の50周年記念式典の業務は、随意契約だったのか。	確認しないと分からない。
こういう式典を競争入札で行うということ、広く周知することが重要なのではないかと思うが。	そういった点も踏まえ、今年度からは消防庁のホームページに公告を掲示することとしている。
前回（10年前）の契約業者からの下見積を基に予定価格を決めているようだが、一般のイベント会社でも受注が可能のように思えるので、1者のみの下見積では積算根拠としては乏しいと思うがいかがか。	ご指摘を踏まえ、次回以降は幅広く下見積を徴取するようにしたい。
見積が取れる業者は限られているか。	7000人規模、60周年ということで、こういった大規模のイベントの見積を取れる業者は多く

	ないと考える。
そういった大規模の設営業務ができる業者が、どれくらい存在するかということは調べたのか。	入札のスケジュールが押していたため、そういったことは調査していない。行事を確実にこなせる業者に見積をお願いした。
60周年記念ということは、かなり前から分かっていることなので、準備期間は長く設けられるのではないかと。今回の準備期間はどの程度だったのか。	実行委員会の開設が1年前ほどであった。
入札公告はいつ行ったのか。	入札公告が11月30日、入札日は12月12日。

【抽出事案2】（一般競争入札）消防救急デジタル無線機器の相互接続性等に関する調査研究業務	
質問・意見	回答
2/29 落札ということだが、この日程で年度内に成果物は期待できるような内容なのか。	実際に成果物を得ている。
4千万円と価格も高いが、工数はどれくらいかかっているのか。	実際のところは分からないが、予定では350人日を想定した。
高価格である割に、短期間でやってしまった印象を受ける。また、予定価格を算定するために見積を依頼した業者は何社か。	見積を依頼したのは今回応札した業者のほか、もう1社、合計2社に見積を依頼し、低い価格と工数を参考に予定価格とした。
応札した業者の方が見積額は安かったのか。	2社とも工数に大きな違いはなかった。今回応札していない業者の方が人件費の単価が高く、結果的に、今回応札した業者の額を参考にした。
工数は同じだったため、今回応札した業者の工数に、平成19年度の単価表の単価をかけて算出したということか。	そのとおり。
「過去、5件以上の実績がある」という条件では、入札できる業者は限られてくるのではないかと考えられるが、その辺りはどうお考えか。	実際に、民間業者もこういったコンサルタント業務を各都道府県、消防本部より請け負っているところ。特に、今回では、「過去何年間」という縛りも設けておらず、高いハードルを設けているということはないと考える。
実質的には、条件をクリアする業者は複数いるのか。	最低5社は存在する。無線機器メーカー大手6社のうち、5社は確実に条件をクリアすると認識している。
入札を想定していた5社は、そういった条件を承知した上で入札してこなかったということか。	そのとおり。先ほどご説明の際に申しあげたとおり、入札公告の少し前に仕様書の検討会があり、その際にこの案件の説明をし、参加を募る旨の話もしている。

1社しか入札してこなかった理由は分からないのか。	分からない。ただ、先ほどご指摘いただいたように、期間が短すぎるということで入札を見送ったということも考えられる。
入札時期は仕様書の関係もあり遅れたとの説明があったが、業者に対して余裕がなかったと言うことか。	そういったことも考えられる。特に、この案件はWTO案件であることから、公告期間を50日以上設ける必要があった。そのため年度末にずれ込んでしまったということもある。
成果物に対するコメント等はあるか。4000万円の案件について1者応札、契約締結後1ヶ月で行ってしまう調査研究の内容について、結果はどうだったか。例えば、想定されたものに対して何パーセントほどの成果であったか。	成果物については、仕様書に基づくものができており、満足のいくものであった。

【抽出事案3】（一般競争入札）ファックス機能付き電子複写機の購入	
質問・意見	回答
<p>説明に、納品日を保守契約終了時に合わせるため契約が年度末になったとあったが、そうするにしても、契約行為自体はもっと早期にできたのではないかと考える。</p> <p>また、まとめ買いで経済的な調達ということにしても、早い時期にできるものであり、年度末に契約を行った理由には当たらないと考えるが。</p>	ご指摘のとおりであり、今後気をつけたい。
電子複写機というのは、様々な選択肢があるものと考えているが、応札をしてきたのが1者のみというのが気になるが。	今回の仕様書に、「今まで使用していたものと同様」ではなく、「あるメーカーの機種名及び同等品」と仕様書に記載していたことが、1者応札という事態を招いた可能性もあるので、今後気をつけたい。
リース契約ではないのか。	従来も、リースではなく購入していた。 今回は、従来機にトラブルが多発していたため、新たに購入したものである。

【抽出事案 4】（随意契約（その他））デジタル住宅地図の更新データの購入一式	
質問・意見	回答
この地図はもっぱら官庁向けの製品なのか。	<p>法人向けということで、企業も当然使用している と考える。</p> <p>当該商品は 2500 分の 1 とかなり詳細なものであり、市場を調べてみたところ他社製品で同様の製品は存在していない。</p>
この地図は、毎年更新データを買うという性質のものか。	<p>そのとおり。また、使用許諾料を支払うという仕組みであるため、使用制限、使用範囲によって金額は異なっている。</p> <p>通常、使用許諾料は 1 枚 200 円が定価であり、本契約では 40 万調査区分必要になる。単純計算だと 8000 万円であるが、価格交渉を行ったところ約 4000 万円で契約することができた。</p>
6000 万のうち 4000 万が使用料ということか。	<p>そのとおり。</p> <p>このような地図は、地域を限定して販売している業者は存在するが、全国を網羅しているものは委託先業者のみである。</p> <p>このような地図の作成には膨大なコストがかかるため、金額設定もこのように高価になるとのこと。</p>
委託先業者には国家公務員のOBがいるのか。	他省は分からないが、総務省のOBはいない。
契約時に使用許諾料を一括で払うようだが、実際に使用してみて、期待する内容にそぐわなかった場合や、使用しない部分が生じた場合は、次年度以降の単価に反映されるか。	購入した地図は全て使用することになる。特に、今回は経済センサスの実施に伴う調査区設定事務に活用するため、全国全てのデータが必要である。
なるべく経済的な調達にしてもらいたい。	<p>HP 等で調べたところ、一般的に購入する場合、1 枚 300 円程度である。</p> <p>統計局では複製料として 1 枚あたりに換算すると約 100 円程度ということで、経済的な調達である と考える。</p>

【抽出事案 5】（随意契約（企画競争））地方公務員研修に係る e-ラーニング研修教材の開発業務委託	
質問・意見	回答
<p>参加申し込みのあった 2 者のうち、1 者から辞退の申し出があり、最終的に 1 者応札となったとのことだが、辞退理由を聞いているか。</p> <p>また、平成 17 年度と 18 年度に既に作ったものに関して、他社と比較検討し、品質評価などを行っているのか。</p>	<p>辞退の理由は聞いていない。</p> <p>他社との比較ということではないが、受講生の反応（アンケート）はおおむね好評であった。</p>
<p>コンテンツ自体、設問内容を決め展開等を企画してもらったということか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>こういった内容のものは、比較検討が必要であるので、今後は行って欲しい。</p> <p>委員の意見にもあるが、本来 4～6 ヶ月必要なところを短期で行っているということだが、以前もこのような短期でできたから、今回もできるだろうということで設定したのか。</p>	<p>前年度も同様の期日だった。</p> <p>今回報告書を読み、もっと制作期間を取った方がよいと感じたため、今後は制作期間を出来る限り伸ばそうと考えている。</p>
<p>この委託業務は、今後、毎年あるものなのか。</p>	<p>科目としては 9 科目あり、今年 2 科目追加を行い、科目は一段落したところ。</p>
<p>今年もっと早く出して欲しい。</p>	
<p>もう 1 者の辞退理由は調査すべきと考えるが。</p>	<p>検討する。</p>
<p>もう少し業者はある気がする。このような案件は、大学等も発注していると考えられるもので、10 社程度は応札業者があるのではないかという印象がある。</p>	

【抽出事案 6】（一般競争入札）ASEAN、中東諸国等における我が国 ICT 産業の国際展開支援に関する調査研究	
質問・意見	回答
<p>ICT とは何か。</p>	<p>ICT とは Information and Communication Technology であり、「情報通信技術」のことである。</p> <p>IT という言葉が広く使われているが、これは米国で広く使われているが、OECD や ASEAN 等ではこ</p>

	<p>ちらを使うことが多い。</p>
<p>年度末契約ということで、契約後期間が1ヶ月ほどしかないが、その間に現地に行くということを想定したものであれば、この期間で調査研究を行うことは難しいのではないか。</p> <p>また、予定額を算定する際に、業者の見積ベースだと思うが、調査費や工数を元に積み上げることはできるのではないか。</p>	<p>まず一つ目について、起案は1月16日であり、円滑に落札がなされれば早い時期に開始することができたが、なかなか落札に至らず、何度も入札を行ったため、年度末近くに日程がずれこんだということもある。</p> <p>また、海外の調査に関しては、現地での調査もさることながら、海外のコンサルタントの情報を購入する等、ほかにも様々な方法があると考えていただければと思う。</p>
<p>現地に行かずにこの調査研究を行ったということか。</p>	<p>現地調査も行っている。</p>
<p>どちらかという、海外のコンサルタントから情報を購入することの方が大きかったのか。</p>	<p>実際に調査員がどのように調査研究を行ったかということについての詳細はわからない。どちらをとというのではなく、双方の手段を組み合わせることで調査を行ったのではないかと思う。例えば、購入した情報の検証を行ったり、断片的な情報を組み合わせるために現地での取材を行う等が考えられる。</p>
<p>海外の機関から情報を買った対価等については、把握されていないということか。</p>	<p>個々の情報の対価に関しては把握していない。</p>
<p>調査研究ものでも、既存のものをそのまま流用して報告書を作成するなど実態のないものが問題視されるため、この案件がそういったものでないということを確認したかった。</p> <p>説明を聞いた限りでは、直接現地に赴いて収集したものと、海外調査機関から情報を購入したものの割合は把握されていないようだが。</p>	<p>実際に業者側でどのように費用を使用したかということについては把握していない。</p> <p>しかし、調査内容については、既存の内容を切り貼りすればできる性質のものではない。</p> <p>新聞情報等をはじめとする既存の情報を収集・把握しつつ、更にそれを掘り下げるため実際に海外に赴き調査しなければ分からない内容のものであると理解している。</p> <p>予算額については、実績をもとに積算を行っているところであるが、査定によって予算額が実績を下回ることもある。その結果、今回は8回ほどの入札で落札となっている。</p> <p>また、補足であるが、現地での調査の想定の有無についてだが、予算は125人日8人で積んでおり、一人あたり15～6日程度となり、1ヶ月</p>

	の期間でも無理のない業務委託であると考えている。
年度末に近い発注ということの説明として、「最新の情報を得るため」ということを挙げているが、次年度で調整すればいいのではないかと、最新といってもきりがないので。	この調査研究については、20年度以降の施策の展開に利用するための情報を得るものであることから、年度末に近い時期での委託が必要であると考えている。
その設定だと、例年期間が大変短くなる。余裕のある期間の設定で行えば、より質の高いものが出来上がるのではないかと。 20年度に使用するために、19年度の最後に行うという設計そのものを、今後見直すことはできないのか。	予算の執行等を考えると、次年度まで延ばすことができなかった。
毎年このような設定では業者への負担が大変大きく、発注先も必然的に選択肢が限られてきてしまうのではないかと。 年度末まで待ち、より直近のものを得るという考え方も、情報の質を高める一つの考え方と思うが、別の考え方もあるのではないかと。今後、この仕組みに拘らず、仕組みそのものの改善も検討し、情報の質を高めていただきたい。	

【抽出事案 7】（随意契約（企画競争））「情報通信行政のあらまし」及び「Outline of info Communications Policies」の版下作成の請負	
質問・意見	回答
平成17年度以前は作成していないのか。	少なくとも平成8年版はあり、かなり以前から作成している。
HP掲載はいつからか。	ここ4～5年である。
過去の契約は、こういった企画競争方式をとっていなかったのか。	近年は、同様に企画競争方式であった。
前年度は参加者数3者ということだが、今回の契約業者は入っていたのか。	入っておらず、今回からの参加である。

<p>金額も少額であるので見落とされがちだが、そもそもこの「情報通信行政のあらまし」が必要であるのかという観点で抽出した。</p> <p>このICTの時代に、ネットワークに負荷をかけるものを情報通信行政を担当する部署が作っているということが時代錯誤なのではないか。</p> <p>内容を見ても、前年度のもの今年度のもので差違はほとんどなく、1回作ってしまえば、あとはデータを流し込んで内部で更新できるような内容しか盛り込んでいない。</p> <p>御理解・御協力ということに関しても、そもそもICTを使いこなせていない印象を受け、手段がやはり時代錯誤であると感じるが。</p> <p>発行部数が8000部とのことだが、以前はもっと作成していたのか。また、「関係各方面に御理解、御協力を得ることを目的」としているが、こういったところに配布されているのか。</p>	<p>部数については、予算的な問題もあり若干減少している。</p> <p>最新の20年版は和文のものは6700冊作成しており、本省が1300冊、地方局が5400冊という内訳になっている。</p> <p>関係機関との会議で配布したり、自治体等関係者の方にこの冊子を持参し、施策の概要を説明したりするというのもその作成目的である。</p> <p>しかし、冊子だけでは見ていただける方が限られるため、せつかく作成するならより多くの方に見ていただけるようにしようということでHPにも掲載を始めたという経緯がある。</p>
<p>前年度の委託業者に関して、今回の企画案の評価が低いようだが、納期が遅れた等、体制に関して問題点があったのか。</p>	<p>前年度については、校正作業が一部円滑に行かなかった面があった。</p>
<p>今回の契約業者の企画案について体制に関する評価が高いが、これはどのような点でこういった評価になったのか。</p>	<p>有名企業のパンフレットを作成している実績があり、また、英語版の校正にネイティブを起用する企画案となっていたこと等を評価した。</p>

【抽出事案8】（一般競争入札）IPSI0 SP トナーカートリッジ6100Hほか11点	
質問・意見	回答
<p>1月に同様の調達を実施しているが、なぜ2回に分けたのか。</p>	<p>1月の調達は、新しい機器が特定された時期に、当面必要な量ということでひとまず調達したものの。その後、再度必要な量を調達したものの。</p>
<p>1月の調達では、1570万円で落札率88%となっており、これは、おそらく契約した業者が一番低い価格で落札したものと考えられるが、2回目には、その契約金額と同額で同様の応札を行い、落札率が100%となっている。このことから考えると、2回目の予定価格の設定は、競</p>	<p>予定価格について、1回目は3者に下見積もりを依頼し、一番低額だったものを採用したところ予定価格の88%の額で契約業者が落札したところである。2回目は、調達品目・数量とも1回目と同じ内容であったことから、前回の実績額を予定価格としたところ、前回の契約業者が同額で</p>

<p>争を前提としたものではない価格設定なのではないか。</p> <p>カートリッジという製品の特性上、必ずしも競争を前提として価格が低ければよいとはいえないが、競争という名目で行っているに於いては、2回目は100%の落札率で、更に応札者が1社となっている点をもう少し詳しく説明していただきたい。</p>	<p>落札したもの。</p> <p>1者しか応札がなかったという点については、2回目の調達が2月になってしまったこともあり、ほかの者が在庫を確保するのが難しかったという話を聞いている。そのため、こちらとしても、もう少し余裕を持った調達をすべきであったと認識している。</p>
<p>前回応募した3者とも在庫が少ないという回答だったのか。</p>	<p>3者中1者にヒアリングしたところ、そのような回答であった。</p>
<p>競争入札で行っているのであれば、競争原理が働くような条件で調達を行うべきと考える。例えば、業者の在庫の確保も含め、余裕をもった期間を設けるなど。</p>	<p>この件に関しては、20年度以降は年間分を単価契約している。</p> <p>今回はたまたま年度の途中で発生したレアケースであったため、期間も短くなってしまったが、今後の契約ではそういったことはなくなるものと考えている。</p>

<p>【抽出事案9①～③】（一般競争入札）①平成20年度組織改編等に伴う中央合同庁舎第2号館4階レイアウト変更等 ②統計局分室移転等に伴う中央合同庁舎第2号館8階のレイアウト変更等 ③政治資金適正化委員会発足に伴う中央合同庁舎第2号館9階のレイアウト変更等</p>	
<p>質問・意見</p>	<p>回答</p>
<p>同じ総務省の建物の中でも、部局によって予算科目は異なってくるのか。</p>	<p>①については自治行政局、②については統計局分室ということで、統計局の経費を使用、③については自治行政局の政治資金課の予算で執行する案件である。</p>
<p>異なる部局が入っていれば、同じフロアでも別の業者が入る可能性があるということか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>予算の費目は違うかも知れないが、契約を一本化するということはできないのか。</p>	<p>契約を一緒にするという考え方もある。</p> <p>しかし、一緒にしなかった理由は、3月になって初めてレイアウトが決まり、4月には新しいレイアウトで業務を行わなければならない、スケジュールが差し迫っていたということがあった。契約をまとめて大きな案件となった結果、不落となった場合、業務に支障を来すと考えたからである。</p>

	競争性を高めるという点もあるが、落札されないと困るという理由もある。
今回はフロアも別であるので、例え別の業者が入っても混乱はないということもあったかも知れない。	重複したフロアはないため、可能であったと思う。
金額が大きくなれば経費率は低減するので、一本化すればそういった計算も変わってくると考えられる。最初から今回は仕事の目的として分割することが狙いだったのか。	工事事業者も分割した方が並行して作業をすることができ、短い期間でできる。
たまたま今回は1者が落としたという理解でいいか。	そのとおり。
金額が大きくなると不落になる可能性があるという話だが、これまで、大きな金額のものを分割し金額を下げ、応札しやすくしたという例はあるのか。	分割したというものはない。 また、例えば一つの部局が大きなレイアウト変更を行うといった場合も、それを分割するということはしていない。

平成20年度第2回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成20年11月4日（火）総務省第4特別会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 永見 尊 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成20年4月1日～平成20年6月30日
抽出案件	21件
審議案件	21件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】（一般競争入札）情報通信国際戦略局（仮称）の設置に伴う中央合同庁舎第2号館階の間仕切及び内装作業 ほか2件	
質問・意見	回答
結果的ではあるが、前回討議した同種の契約と同じ業者がなっているのは疑問。また、仮に同じ11階で別々の業者が機材を持ち込むなりして作業を行うこととなった場合はどうか。	仮に同じ階数での作業につき、業者が違った場合、やりにくいというのは確かにあると思われるが、今回の業者は現在庁舎を管理している業者であり、既存の回線などの配置も含めたレイアウトに精通しているという事情もあることから、競争はしているが、業者としては、結果的に強みであったかと思われる。
他の者が入りにくい条件は入っていないか。	特定の実績がある者、というような条件は課していない。
今回の契約につき、7者が来たのに、結果として1者だけが応札となったことについてはどうか。	今回、結果的に、レイアウトや運搬といったことが一体的にできる業者が少なかったからだと思います。
本来随契で行うようなことを、いわば無理矢理競争してかえって無駄になっているようなところはないか。それでもなお、競争性を確保するために競争するという事ならば、1者となった原因を研究する必要があるのではないか。	今後の参考としたい。

<p>調達部署が違うということで、それぞれ分割して契約単価を出しているが、一括するというのは可能か。</p>	<p>やろうと思えば可能かと思われる。</p>
<p>今回の業者はたまたま情報を持っているということであったが、例えば、契約内容につき行うことが可能な業者に対して予め周知するなどの方策を採るようなことはできないか。</p>	<p>情報発信の手段として、現在公告やHPでの掲載を行っているところではあるが、特定の可能な業者だけに参加して下さい、と周知するというのは、後日連絡を受けていない業者が発生する可能性もあることから、現時点では控えているところ。</p>

<p>【抽出事案2】（一般競争入札）航空機内における携帯電話等の利用に関する調査検討の請負 ほか2件</p>	
<p>質問・意見</p>	<p>回答</p>
<p>予算額と予定価格とはどのように違うのか。</p>	<p>予定価格は、会計課の契約担当官としてのものとして、予算額の範囲内で、工数の積み上げ等の合計額としているものであり、一方予算額は、担当課が予算の執行上確保する必要のあるものとして予算要求し、財務省側での査定を受けた後の金額であるところ。</p> <p>今回の事案は見積額より予算額の方が下回っていたことから、予算額の方を採用したもの。</p>
<p>今回の案件に関し、見積額より予算額が少ないというならば、例えば途中で予算額を調整するといったようなことが行われたのか。</p>	<p>今回の場合、結果的に入札が予算額の範囲内で収まっているものであり、そのような調整は行っていないが、市場調査の末、要求原課に理由をつけて返す時点で、初めて予算額について検証がされることもあり得るかと思われる。</p>
<p>一般競争の形を取っているが、入札者数が少なく、実質随契ではないか。もっと契約内容を検討して欲しい。事前に調査したところ、この契約相手方には、総務省からの天下りがあり、また、過去5年間における総務省からの金銭交付額も多いことからして、国民に疑いの目をもたれないようにすべきではないか。</p>	<p>当該相手方あての金額が増加したのは、ここ数年の地デジ関係に伴うものが大きいですが、従前からこのような調査研究関係が多額であったとは認識していないところ。</p>
<p>先程話のあった市場調査というのはどのような方法で行われたものか。</p>	<p>本来は幅広く調べるべきものかと思うが、現実的には難しく、結果として入札参加者から入札時に見積もりを徴することで行っているもの。</p>

<p>こういった調査研究といったテーマで、この契約相手方とは過去どのくらい付き合いがあるのか。あまりずっと契約が続くと、癒着につながってくるという事例は民間でもあるところであり、そういった観点から、ある程度のインターバルを置くことも大事ではないか。</p>	<p>本件の請負内容については、ある程度専門性が求められるところ、契約は一般競争入札によるものであり、特定の業者について制限することは適当ではないと認識している。</p>
--	---

<p>【抽出事案3】(一般競争入札)衛星通信用周波数の有効利用のための伝送信号重畳・キャンセル技術に関する調査検討の請負</p>	
<p>質問・意見</p>	<p>回答</p>
<p>過去5年の調査検討実績として例示されている契約があるが、この契約については、従前から1者であったのか。</p>	<p>H17、18年度は随契で、約5億円の規模であったもの19年度から競争入札に移行し、約2億5千万の調査研究であったもの。</p>
<p>19年度の時は1者であったか。</p>	<p>1者である。</p>
<p>内容的にはそこしかできないというものなのか。</p>	<p>衛星通信関係ということもあり、自ずと入札できる者は限られてくるものかと思われる。</p>
<p>同じような調査研究ものが集中しているように見えかねないので、競争という観点からすると、他者と比較できるような状況が望ましいのではないか。</p>	
<p>入札者数が1者で高い落札率となっているが、再入札とかあったのか。</p>	<p>この案件については1回で予定価格を下回ったもの。</p>
<p>予定価格の立て方は、予算額と市場価格との比較ということだが、この契約における調査価格というのは、業者からの見積価格ということになるのか。</p> <p>また、予算額は割と役所の中でも知りうる数字で、予定価格の方は非常に守秘されているものかと思うが、所要額と予定価格についてもう少し情報を共有すべきでないか。</p>	<p>業者からのもの。</p> <p>なお、予算額と原課から上がってくる所要額とは必ずしもイコールとなるものではないと思われる。予算書そのものは割とオープンなものと思われるが、一方、原課から上がってくる行政文書については、業者は知りうるものではないと思われる。</p>

【抽出事案4】（一般競争（総合評価））公共サービス改革法に基づく科学技術研究調査の実施業務一式

質問・意見	回答
<p>このような場合以外でも、国庫債務負担行為というのが認められてきている状況になっているのか。</p> <p>また、パソコンやコピー機関係のものについての国庫債務負担行為についてはどのような状況か。</p>	<p>ここ2、3年財務省から通知が出ており、複数年契約することによって、契約の中身が効率的になるといった場合、認められるような方向になっていると聞いている。</p> <p>パソコンやコピー機関係についても、100万円単位のものでも認められているものもあるところ。</p> <p>なお、総務省における19年度における複数年にわたる国庫債務負担行為については約86億円となっているところ。</p>
<p>前年度の落札の際も、今回の業者であったのか。</p>	<p>当時は1ヶ年ということで競争入札をしたのだが、今回とは別の業者が落札したもの。また、今回の契約についても、昨年落札したその業者も参加していたが、落札するには至らなかったところ。</p>
<p>せっかく総合評価をやったのに、結果として再度入札になったことについてはどのように考えているか。</p>	<p>まず、結果としてではあるが、2回目の入札で予定価格を下回ったということで、他者は予定価格を下回らなかったところ。今回の公共サービス改革法に基づく契約については、低廉、安く行うということが大前提となっているところ、金額については予定価格を下回るということが前提のもの。第2に、その中で総合評価を行い最終的な落札者を決めるというものなので、その予定価格を下回らなかったということでやむを得なかったところ。</p>
<p>前年度実績のあった業者が下回れなかったという点についてはどうか。</p>	<p>今まで国が直轄していた事業を初めて民間事業者がやったということで、やはり経験や知見などが足りなく、厳しかったのかなとも思う。</p>

【抽出事案 5】(随意契約 (公募)) 平成 20 年度地方交付税算定事務の電算処理等の運営業務 ほか 1 件	
質問・意見	回答
2 つ契約があるが、それぞれの分け方はどのようになっているのか。	制度として地方交付税と地方特例交付金とあり、予算上区別して計上している。それに伴い、契約もそれぞれ行っているもの。
提供するプログラムを改修するという点について、それほどノウハウの要ることなのか。	地方交付税は様々な行政需要等について、予算編成、税制改正、地方行財政制度の改正等を踏まえて、毎年度、算定方法の改正をしているところ。これに伴うプログラムの改修にあたっては、短期間で膨大な作業量となるうえ、地方団体からの照会などへの対応も必要であることから、専門的な要素が必要であるもの。
予定価格の算定では応募者から見積をとっていないということだが、予算額を作成される際には、見積をとっているものなのか。	これまでの幾年もの実績もあることから、前年度の実績等を勘案の上見積もっている。
この契約の予定価格の算定の際、市場調査価格と予算額を比較しているか。 予算額を予定価格とした、ということであるが、もう少し、工数の点などにおいて査定をすることも必要ではないか。	そもそも複数の応札というのが見込まれないところ、市場調査ということではなく、原課で積み上げた予算額を予定価格としているもの。 なお、公募の結果、1 者のみとなった後の契約手続の際にはその相手方から見積を徴しているところ。
この契約は今後も公募の形態をとるのか。	要求原課からは平成 22 年度を目途に入札の方式を検討している、ということを知っているが、年度末に契約する段階ではどのような内容になるのかがわからないということ及び年度末に精算行為をするということが価格競争になじまないのではないか、という点もあるかと思われる。

【抽出事案 6】(随意契約 (その他)) 「地方行財政調査資料」の購入及び「季刊行政相談」の購入	
質問・意見	回答
「地方行財政調査資料」につき、どれくらいの部数が販売されているのか。また、購入者はどこなのか。	ほとんどがこの契約相手方の会員である地方公共団体に無料で配布されているもので、うち総務省分については、あくまで定期刊行物として購入しているもの。

この「地方行財政調査資料」の定価というのは何かあるのか。また、総務省としては、この定期刊行物につき、金額に見合う内容のものとして購入しているものである、と認識してよいか。	特に定価というものを相手方から示されているものではない。また、当該内容につき、年間600万余りの購入金額に見合うものであると認識しているところ。
総務省も「地方行財政調査資料」の契約相手方の会員になろうとは考えなかったのか。	所管省庁の立場というのもあり、なかなか難しいところもあるかと思う。
「季刊行政相談」につき、購入者は先ほどのものと同様に地方公共団体か。	地方公共団体や各官公庁、特殊法人や国会等であったりするもの。

【抽出事案7】(随意契約(その他)) 総合無線局監理システム用コンピュータ機器の借入れ ほか6件	
質問・意見	回答
この契約は初年度は一般競争で、2年目以降は随契か。	その通りで、当初契約は平成18年10月となっているところ。
当初決定した額で後年度も契約を行うということか。	その通りで、48ヶ月である対象期間中で月額いくら、という形で契約しているもの。
18年度の時は競争性のある状況だったのか。	入札は1者であった。
競争性がないような状況、つまりオーダーメイドのような機器の仕様なのか。	仕様については、当初の契約の段階で、外部評価を実施している他、最近では政府調達の基本指針に従い、CIO補佐官といったいわば外部有識者のレビューを通した形で決められたもの。また、策定に先立ち、意見招請も行ったものであるところ。
1者しか来なかったことについてはどう思うか。	一部技術的な側面からハードルが高い部分があり、なかなか応札までに至らなかったところがあるのではないかと思う。なお、この機器借り入れとは別の開発の関係については、政府調達の基本指針に基づき分離調達を実施し、複数の者が応札してきているもの。
契約相手方への総務省OB再就職者数2名は役職者のみか。報道されている22名というのとは違うのか。	22名の集計方法については不明だが、この2名というのは、総務省から直接契約相手方に行った数であると聞いているもの。

<p>複数年で借入れということだが、この条件は入札手続きのどこで言っていることなのか。</p>	<p>入札説明書でおおむね4年としているところ。なお、WTO案件であったため、当時そのような運用せざるを得なかつた点もあるが、平成18年度以降は国庫債務負担行為を活用するよう切り替えてきているところ。</p>
---	--

<p>【抽出事案8】(随意契約(その他)) 恩給事務総合システムの維持管理業務の請負一式 ほか1件</p>	
<p>質問・意見</p>	<p>回答</p>
<p>次期システムをオープン化するということがどのようなことか。</p>	<p>最適化計画に基づき、平成22年からサポート体制を含めて入札の相手方についてオープンにするということ。</p>
<p>著作権は今も契約相手方が有しているのか。</p>	<p>その通りで、今回、オープン化へ移行するものにあたっては、今の契約相手方が使用を許諾するよう契約を結んでいるところ。</p>
<p>サポート体制を維持してきたということと、著作権を有してきたということは別のことと考えてよいか。</p>	<p>システム構築した会社が著作権を有しており、システムの変更等によるところについては、著作権を有する会社の許可等の取得、瑕疵担保の問題があることから長期継続契約の期間内において契約相手方にシステムの安定稼働に必要な維持管理を求めてきたもので、瑕疵担保責任がなくなった平成8年度以降においては、その安定稼働を行うためにSEの張り付きなどを行ってもらい、管理することとしたもの。</p>
<p>単年度契約に移行したのは平成8年度からか。</p>	<p>19年度からである。平成4年までに全てのシステムをいったん作り、その後ソフトについては5年、ハードについては6年かけて支払うという長期継続契約を結んだもので、その以降は開発経費については支払いが完了したことから、維持管理について契約を結んだところ。</p> <p>その際、長期継続契約方式における単年度の支払いという形を採っていたもの。</p> <p>さらにその後の19年度からは、長期継続契約の形態を採ることについてはできる限り排除するように、ということもあり、維持管理契約そのものを単年度契約に移行したというもの。</p>

<p>長期継続契約は現在どのようなものについて行われているものか。</p>	<p>水道、ガスといったいわば競争性が働かないものについては行われているものもあるところ。ただ、現在では極めて少なくなっている状況であろうかと思われる。</p>
<p>19年度から変わったというのは、財務省からの通達によるものなのか。</p>	<p>平成18年の参議院決算委員会において、いわゆるレガシーシステムに関する業務は、通常想定されている電気通信役務とは異なることから、長期継続契約につき変更する余地があるのではないか、という指摘があり、それを受けて平成19年度から見直しが行われたもの。</p>

平成20年度第3回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成21年1月28日（水）共用会議室1
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 永見 尊 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成20年7月1日～平成20年9月30日
抽出案件	9件
審議案件	9件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】（一般競争入札）「灯油1号の購入」
については、抽出事案8と併せて討議されることとなった。

【抽出事案2及び3】（一般競争（総合評価））共同利用システム基盤の業務・システム最適化に係る機器・ソフトウェアの賃貸借及び文書管理業務の業務・システム最適化に係る機器・ソフトウェアの賃貸借

質問・意見	回答
事案2の方は開発作業がないということだから落札率が落ちたということだが、事案3の方では、あまり落札率が落ちなかった理由として、システムでパッケージを利用するためということなのか。	今回、4者から提案があったが、機器を提案するに当たって、そのパフォーマンスを十分に発揮するためには、そのパッケージシステムの機能に精通していることが必要であることかつ安いということが求められるため、業者側としては、自分のところでない製品を調達してきて提案するというのはなかなか手を伸ばせなかったのではないと思われる。
当初開発した業者と今回落札した業者というのは関係があるのか。	直接的な関係はないが、今回落札した業者と当初開発した業者とが協力した上で提案してきているもの。
今回落札した業者でないと当初の開発業者と組めないものなのか。	必ずしもそうではなく、今回落札した業者以外の者でもやろうと思えば組めたものと思われる。
予定価格の見積はどこからとったのか。	応札業者からとることとしているので、この場

	合、落札した1者から徴したもの。
<p>応札するしないに拘わらず可能性のある業者から聞くのではなくて、応札するとわかった業者からしかとらない、ということか。</p>	<p>応札する業者から見積を聞き、それに市場価格を参考にするもの。複数の場合は、それらの見積が参考になるのであるが、今回の場合は1者しかなかったためそのようにしたもの。</p>
<p>競争にしたということは、他の業者も入ってくる可能性もあることからだと思いが、適正な予定価格を算定するという観点からして、参加可能な業者の数をどれくらい想定していたのか。</p>	<p>既存の製品であれば、例えばカタログやネットなどで調査することは可能で、それと業者の下見積を比べた上で予定価格を算定することになるもの。</p> <p>意見招請の段階では2者、その後設計・開発時にはこれ以外に3者が手を挙げていたので、やる気であれば3者なり4者なりということはあったのかと思われるが、実際はなかったところ。</p>
<p>1者入札というのを少なくしたいという要請がある中で、何かご意見があれば教えて欲しい。先にパッケージを開発してその後機器の入札をするということが、結果的に1者入札の可能性を高くしてしまっているのではないか。</p>	<p>今の調達指針に基づき、このシステムについての設計・開発と機器のそれぞれの調達は分割しており、1者ではないところ。国会でも議論があったように、このような巨大なシステムはどんぶり勘定ではないかという話があった中で、設計・開発に係るコストはこのくらいで、機器に係るコストはこのくらいで、とそれぞれ明らかにした上で、調達を行っているもの。ただ、設計・開発の段階で、はじめにある業者がとってしまうと後々他の者がなかなか入ってこないという状況もあり、なかなか難しいところかと思う。ただ、何か別のものが出てくるならば、別の業者が入札してくるということもあろうかと思う。実際問題として、業者側としては、一番はじめに設計・開発を取るかどうかポイントで、その後のインセンティブにもつながってくるものではないかと思う。</p>
<p>相手方がどのくらいノウハウをもっているかどうかで、価格競争に関係してくるかと思う。また、セキュリティも含めて、複数の業者が入札して透明性の確保をすることが重要かと思う。評価のところでCIO補佐官も入っているということだが、これらの点についてはどのように見ていたのか。</p>	<p>最適化計画に基づき行っているもので、システム要件などにつき各省に諮るといった場合、総務省も含め各省のCIO補佐官その他専門の方々からいろいろご意見をいただいているところ。そのご意見を踏まえ、各省にお示ししているところ。</p>
<p>予定価格などの契約各種情報につき、各省の情報を蓄積するということは何か考えているのか。</p>	<p>今度、調達データベースというものを、その内容を充実する形で来年度から運用することを検討しているところ。価格的なところ、予定価格などにつ</p>

	いては、なかなか各省が公表するというのは難しい点もあろうかと思われるが、調達ノウハウや仕様書などの情報につき蓄積できるよう準備しているところ。
案件3の契約は賃貸借とあるが、これはファイナンスリース契約か。また、期間はいつまでか。	いわゆるレンタルではない契約で、期間は4年。
案件3の方は保守を含む、となっているが、案件2の方はいかがか。	特別な保守ということではなく、いわゆるサポートを含めてのものとなっているもの。

【抽出事案4】(一般競争入札) 総務省平成19年度省庁別財務書類の作成、支援等の請負	
質問・意見	回答
1者入札とならないような方法はなかったのか。	契約担当から、例えばある特定の業者に、今度こういう案件があります、というような話し方はなかなかできないもの。ただ、できることとしては、周知期間を延ばすことなので、今回も割と長い18日間としたところだが、結果として、以前参加していた業者の参加はなかったもの。
いわゆる腕力、作業的な部分と、公認会計士でできない、つまり公会計的な部分があるかと思うが、その腕力的なところは、業者からするとあまり魅力的ではないのかもしれない。その部分については、データ入力をする会社にやらせようといった工夫を検討したか。 今後工夫できるところは工夫していくべきではないか。	各会計を連結するにあたり、監査法人のところで集計するソフトがあるらしいのだが、その集計方法につき、公会計の基準を基にした各法人のノウハウがあることから、仮に当方でその集計方法のノウハウ的なものを会得できるのであれば、データ入力の部分については別に発注するということも可能なのかもしれない。
19年度から一般競争入札に変更しており、つまり価格で競争するということだが、何か理由はあるのか。 また、本来的には省庁側で作成されるべきものであり、いわば丸投げ的なものに見えなくもないが、いかがか。	
各省大体、自分のところは若干組み替えをしている程度で、作業はみな公認会計士事務所などに投げているというような状況と理解してよいか。	ここ数年は国も独法もそれぞれ会計基準を変えたりしているという中で、それらに対しての支援、民営に近いところは監査証明を出すまでの事務等々につき、その事務内容が極めて増加している状況を鑑みると、そこまで手が回らないというところがある。

【抽出事案5】(一般競争入札) 情報通信分野の国際機関における開発途上国の支援に関する調査の請負	
質問・意見	回答
相手方とは16年度からコンスタントに随意契約の形での実績があるようで、応札が1者の形の契約が随分多いが、これに対して何か工夫はないのか。	この相手方は、国際電気通信連合の各種活動に対して協力することを目的とした法人であることから、一番ノウハウを有している者と認識しているところ。また、一般競争を行った上でのものであることから、相手方が同じなのは結果的にそ

	うなったものであると認識しているところ。
成果物が目的に沿ったものであるかどうかについて、どのように見ているのか。	経費について、主にかかっているのは、人件費、旅費及び物件費であるが、スイスのジュネーブにある国際電気通信連合の会議に出席するための旅費やそれらに係る滞在費が適正であるか、また成果物について、内容はもちろん、それに要した人件費についても適正であるかどうか確認しているところ。
その要した経費についてはきちんと報告の形で出してもらい、チェックしているということか。	例えば出張については、旅費としてその要した航空賃や宿泊料、あるいは印刷費や物件費、通信費などの要する経費につき、算定しているところ。
例えば、その旅費だけ計上されながら、中身が伴わないといった状況だと、社会的にも問題だと思うが、そういった点のチェックにつき、こういう調査研究関係で、当局側で何か認識していることはあるのか。	今回、旅費として算出しているのは、先に申し上げた会議の出席2回についてである。算定についてはその実際にかかった分についてだけであり、あくまで必要最低限のものだけを見るというもの。
契約内容には、「開発途上国が必要とする情報通信分野の具体的な需要を調査・分析する」という現地を調査するかのようなくだりがあるが、そういった場合、単に会議に出席するだけでは足りないものかと思うし、ただ会議に出席するだけのものであったならば、当局側でもできるようなことかとも思うが、いかがか。	当局側ではその専門性及びマンパワー的な観点から、必ずしも自前で行いきれない所があるところ。 また、その会議に出席すると、その会議には各国関係機関から関係者が多数出席していることから、わざわざ各国をまわらずしてその会議場内外で意見交換や情報収集を行うことができるメリットがあるため、契約相手方が会議に出席し、その専門性を生かして情報収集等してもらうことが効率的かと考えているところ。
実際、随契でやるのが自然なのに、無理矢理一般競争しているようにも見える。オープンにして、他の者が応札する可能性はあるのか。	その専門性から、他の者が応札する可能性は少ないと思われるが、今回の相手方だけしかできない、という内容でもないと思う。
まだ成果物は提出されていないとのことだが、今後、我々が見せてもらうということは可能か。	可能である。

【抽出事案6】(随意契約(企画競争))行政相談委員研修用DVDの企画及び制作の請負	
質問・意見	回答
価格の提示はどの段階で行ったのか。	提案を募集する際である。募集要項の中で、所要経費が700万を上限とする、としており、この企画はいくらでやるのか、という見積も併せて提出してもらったようにしたもの。
選考された業者の見積を参考に予定価格を算定している、という点についてはどうなっているのか。	提案が出て、一番良い者が決定してからの見積額が予定価格となるもの。
この手のものはどのくらいのサイクルで作り替えるものなのか。	5年前にビデオを作成したのだが、DVDについては、今回が初めてのもの。今のところ決めているわけではないが、今後はおおむね4、5年で作りたいと考えているところ。
各者からの提案の価格にはばらつきがあったのか。	全ての記録をもっているわけではないが、ほとんどの者は700万辺りの額だったかと思う。
価格競争になじまないもの、ということだが、本当にそういうものなのか、疑問がある。大手のところは丸投げ的にお願いすると、企画案と実際出来たものに差があるのではないか。下請け孫請けに出す中でどれだけ内容を抜くかによって価格が決まっていくところもあり、小さいところも価格競争でできるのではないか、と思うがいかがか。	今回、見る側にインパクトがあるようなものにして下さい、ということでお願いしているものだが、そのインパクト、というのを我々が何らかお示しできればいいのだが、なかなかそういったことができないところもあり、そこは業者側で考えてもらい、その中で一番いいものを採用する、ということをしているもの。いわゆるデザインものについては、こちらがこのようなもの、というものが示せれば価格競争になじむのであろうが、なかなか仕様として示せないところもあり、このようにするのはある程度やむを得ないところもあるのかと思う。
装丁案を見せて、これをいくらでやってくれるのか、というようなことはできないのか。つまり、企画と価格をセットにして入札できないのか、ということについて、いかがか。	
5年前にビデオを作っていたということだが、今回のものは全く別のものということなのか。	5年前のビデオについては、広報用に作ったもの。今回のDVDについては、特に新しく就任した行政相談委員あてに、先輩の行政相談委員の活動を紹介して、このように活動していただけないか、といういわば教材のような性格のものである。
実際は当局側で作成できるものではないか。他省では、以前この件と同様に業者に発注していたものを自前で作成するようになった、という事例もある。今後、工夫してはいかがか。	今後考えていくべき点かと思われる。

<p>【抽出事案7】(随意契約(公募))総務省LAN端末インストール用マスタ媒体の作成作業等の請負 ほか1件</p>	
質問・意見	回答
<p>落札率が100%でない方については、何らかの理由で公募した、ということか。</p>	<p>財務省から示されている「公共調達の適正化について」の中で、特殊な技術設備が不可欠であるということで本来そこでなければできないものであっても、果たして本当にそうだろうか、そこまで言い切れないものについては公募をかけなさい、というものがあり、今回それに沿って行ったもの。</p>

【抽出事案1及び8】(事案1(一般競争入札)、事案8(随意契約(不落・不調随契))「灯油1号」の購入及び「A重油1種1号」の購入	
質問・意見	回答
資料では、予定価格につき事案1は単価で表記されているが、事案8は総額が表記されているが、何か違いがあるのか。	事案8の方は単価に予定数量を掛けた概算金額を記入しているもので、その金額を予定総価として入札をしたもの。事案1では単価を入札し、事案8の方は単価に数量をかけた金額を入札しているのだが、単価で入れる際にもその予定数量は予め明らかであることから、結果的には同様となるところ。
その入札の仕方について、何か目安のようなものはあるのか。	特に目安のようなものはない。
業者側の方が、今般の不安定な相場の状況においてリスクを負うようなところもある中で、単価契約の場合、価格が一定以上の変動があった場合どうなるか、といったものがあるならば、業者が辞退するというようなことも防げるのではないかとも思うがいかがか。	例えばガソリンについては単価契約をしているところだが、年間契約であったため、今年はかなり変更契約を行っているところであり、いくらその当時の原油価格に基づいた単価だとしても、大きな変動があれば、業者の方からできません、と言ってくるものであり、それはその都度個別の協議を行っていくものであろうかと思われる。
事案1につき、入札説明会には1者しか来なかったのか。	仕様書は2者が受け取りに来たが、最終的には1者であった。なお、19年度は2者応札があり、うち1者が辞退した結果、落札したところ。
19年度で、総務省の東京の中央合同庁舎での灯油の調達はその1件ということか。	灯油につき、分担金での負担としてはこの1件。
同様の件につき、他省庁の状況は把握しているか。	他省庁の状況は不明だが、今の市場価格というのが公に示されているところ、おそらく他省庁も、価格についてはそれを基にしているものかと思われる。
事案8の総価契約につき、価格変動に対応するために、その金額につき何か講じていることはあるのか。	特に講じてはいないが、大幅に変動のあった場合にはその都度協議を行い、変更契約を行うものかと思われる。
その場合、総価金額を変えるということになるのか。	その場合、総価の基である単価を変えることになるもの。

平成20年度第4回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成21年3月6日（金）総務省共用3会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 永見 尊 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成20年9月1日～平成20年11月31日
抽出案件	10件
審議案件	10件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】（一般競争入札）総務省ホームページの運営の請負	
意見・質問	回答
<p>事前にお問い合わせしなかったものでそういった資料はないかもしれないが、過去五年間の実績を見ているが、2年に1回の一般競争入札のときもすべて一者入札だったのか。</p> <p>ホームページ運営業務というのはそこまで特殊なものとは考えられず、不思議だと思わざるを得ない。</p>	<p>手元に資料はないが、一者だったかもしれない。</p>
<p>②の回答において、市場調査の一環として入札参加者から見積書を徴収とのことだが、具体的にはどのような業者から見積書を取っているのか。</p>	<p>入札公告をかける際、入札書を事前に預かるが、その際に参加する方から徴収しており、今回は契約した業者より徴収している。</p>
<p>徴収したのは契約業者のみか。</p> <p>この案件はあまりにもこの社との契約が長く、市場調査も契約業者が行うというのは、あまりにも関連性が強くなってしまっているのではないかと。</p> <p>市場調査ということであれば、努力次第で、もう少し幅広く情報を集められるのではないかと。</p> <p>もしくは、業務の機密性やホームページの特</p>	<p>業務の機密性というものはない。</p> <p>なお、参考まで、平成21年度分の調達を現在行っているところだが、数社に声をかけたものの、見積書の提示を断られたということがあった。</p> <p>しかし、21年度より、サーバーの機器とコンテンツの作成業務とを分割した調達を行っており、今後は改善されるのではないかと期待している。</p>

<p>殊性というようなものが考慮されたためなのか。</p> <p>市場調査の対象を少しずつ広げられるようにして行ってほしいと考える。</p>	
<p>過去5年間の契約実績について、平成20年度の請負期間を「6月1日から12月31日」という区切りになっているのはなぜか。</p> <p>また、本件の契約締結日の11月5日と請負期間との関連はどうなっているのか。</p>	<p>本年度、平成20年度の契約が3本に分かれてしまった原因のひとつとしては、先ほど申し上げた、4月5月を準備期間として考えたということがまずひとつ。</p> <p>次に、本年度の業務として、総務省ホームページの再構成を行ったということ、さらに、現在は独自の規格で運営されている各総合通信局のホームページの集約を進めているという業務があり、当初は昨年中の作業終了を想定していたが、実際の作業に多少の遅延が生じ、三分割となってしまった。</p>
<p>11月5日に契約を締結したということは、この後が請負期間ということか。</p>	<p>これは21年1月からの契約を11月に締結したということであり、準備期間を設けたもの。</p>
<p>すると20年度は一般競争を二度行ったということか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>先ほど、仕様書をみた業者より、請負ができず、見積書が提示できないと言われたという話であったが、そういった事態に関してはどのように分析しているか。できないような仕様書なのではないか。ぜひ改善をお願いしたい。</p>	<p>総務省ホームページの再構成の業務は、その一環として、現在では原則として業者がHTMLを作成しているが、来年度からはコンテンツマネジメントシステム（CMS）を導入し、一部分から職員がコンテンツを作成するという仕組みにしている。</p> <p>その中で業者から言われたのは、今回導入するCMSソフトについて、声をかけた業者では使った経験がないため、運営がきちんに行える自信がないとのことであった。</p> <p>こちらとしては、CMSソフトについて、特別なものではなく、使用経験のある業者が1、2社ほどしかいないソフトであると認識していない。</p> <p>この部分については、今後より多くの会社に</p>

	<p>アプローチをすることで、多少なりとも改善を図って行きたいと考える。</p>
--	--

【抽出事案2】（一般競争入札）海難防止に共通に使用できる通信システムの構築に向けた海上伝搬調査に関する業務委託	
意見・質問	回答
この業務を実施できる程度の技術力を持つ業者は、絶対数がかなり少ないものなのか。	大きい業者となると、関東管内では4～5社と認識している。
それらの社については、今回の事案に関する情報を持っているのか。	こちらからも、こういう案件があるということを紹介している。
そのように通知して、なお一者応札であるということは、技術力はあるのだけれども、業務自体が魅力的でなかったということになるのか。	<p>業者に確認をしたわけではないため、そこまではわからない。</p> <p>声をかけた業者は、本業が無線機の製造メーカーであることから、技術力はあるものの、本業務はその業者にとって本業ではないということになる。</p> <p>また、今回は実証実験ということで、小型船舶のレジャー船を借り上げ、実際に船を海に出しての測定を行うものであり、そういった点も難しかったのではないかと考える。</p>
本筋とは逸れる話だが、海上の通信ということであれば、総務省の管轄のほか、防衛省や海上保安庁、また、国土交通省も関係があるように思えるが、連携などはしているのか。	<p>特に連携などはしていない。</p> <p>本業務は、通信・システムがどのように行われているかという調査が目的である。</p> <p>例えば、国際VHFという通信については、主に大型船舶、また、漁業用の無線局に関しては、漁業通信専門の27メガヘルツや40メガヘルツの特異な周波数を使っているというような、通信システムを把握している業者が落札したものであり、海上保安庁や防衛省などはなじまず、協力は求めがたい雰囲気である。</p>
内容的には類しているのかと考える。	

<p>資料の2枚目の5番の記述について、今後の調査研究のあとが切れている。</p>	<p>印刷の都合で切れてしまったため、追ってデータを送付する。</p> <p>なお、今後の方策としては、地方の総合通信局の電子入札システムについて、仕様書等がシステムのダウンロードできるような機能が追加になったため、それを活用していくことで、参加する社が増えていくのではないかと考える。</p>
<p>二度目で予定価格を下回ったとあるが、一度目の札はいくらで入ったのか。</p>	<p>575万円（税抜）であった。</p>
<p>本件は、専門性の高い事案であり、たいへん難しいと理解しているが、ぜひ努力していただきたい。</p>	

【抽出事案3】（一般競争入札）「ギャップフィラーにおけるSFNに関する調査検討」に係るギャップフィラーの置局に関する技術調査及び実地試験の委託（丘陵等の地形シャドーにおける試験）	
意見・質問	回答
来年度以降、同内容の案件が継続するか。	来年度以降継続するという考えはない。
同じテーマにおいて全く同じ業務では当然ないと思われるが、関連するものについても、続くということはないのか。	ない。
<p>すると、そのような調査を行ったということを実績として書くためだけに1円を入札したということになるか。</p> <p>このケースでは、法令上、最低価格が記載できないと説明があったが、1円が適正な価格であるとは考えていないことと思われる。</p> <p>そして、たとえ、落札が可能であったとしても、適正な価格ではないはずである。</p> <p>こういったケースを排除する方法はあるのか。</p>	<p>法に基づいて処理をした結果、このように処理をせざるを得なかったと考えている。</p> <p>この案件については、諸方面と相談を行ったが、法に基づいてこのように施行せざるを得ないという結論であった。</p>
この業者はどのような業者か。	<p>東京の民放5社と、保守・工事業者1社の趣旨によって設立された会社であり、平成13年1月26日に設立がされている。</p> <p>設立に関して、資本金が4億円、2008年7月現在で従業員が45名となっている。</p>
<p>法で防ぐ方法がないということであるが、このような事態が何度も起こるようなことは好ましくないと考える。</p> <p>適正な契約とはとても思えないようなものが何回も起きるということについては防がなければならない、その方法を検討する余地はあると考える。</p>	

公共調達で税金を使うという観点からすると、本件は、低価格に抑えることができたことから、いい結果であると考えられる。

しかし、公正な取引という観点からすれば問題があり、おそらく、監督官庁としては公正取引委員会に関係してくるのではないか。

こういった場合、公正取引委員会に情報提供はされるのか。

特にしていない。

公正取引委員会も、情報提供を求めているかもしれないが、自由競争の範囲で、業者がどうしても実績を上げたいということであれば、防げないと思う。

この調査は、ギャップフィルター導入に関して、信越総合通信局では、地上放送デジタル化に際して、山岳地域等において視聴できない地域をいかに減らしていくかという立場に立ち、置局に関してどういう観点で見ればいいのかという実際上のデータを取るということで行われたもの。

今後、置局の実施は民間に移り、自治体等がオーダーする際に、どこにギャップフィルターを置局したらいいのかという相談を受けることになると考えられ、その際に、総合通信局が実施する実験への協力実績があるということが生きてくると考えられる。

つまり、民間の営業の一環としてこの金額で入札を行ったものと考えられ、適正な価格であるとはいえないが、営業努力の範囲内であるということでは妥当と考える。

そのため、公正取引委員会へ情報提供を行うこと考えていなかった。

なお、繰り返しになるが、会計法第29条ただし書きというのは、あくまでも最低価格落札が原則という除外規定の話であり、厳密に考えなければならないものであることから、対象となる案件が予定価格1000万ということで切られているもの。

さらに、今回の場合、入札説明書に「最低価格調査制度が適用になる」ということについても申し述べていなかった。

このようなことが何度も続けば、問題になってくるため、よく確認を行っていただきたい。

また、最低入札者を落札者としなくていい契約のほか、最低制限価格というものを設けることができると思うが、そちらも適用にはならないのか。

今後、このようなことが続かないよう注視していただきたい。

最低制限価格というのは、自治体の工事等に設けられているが、国の制度としては設けられていない。

国の制度としては、法令上、低入札価格調査制度というものしかない。

【抽出事案4】（一般競争入札） eラーニングシステムの運用の請負

意見・質問	回答
<p>ハードウェアのメンテナンスをしている業者のほうが、他業者よりは有利ではあると理解しているか。</p>	<p>そういうものではないと考える。 システムを構築している業者であれば、どこでもできる性質のものであると考えている。</p>
<p>しかし結果は1社しか来なかったということか。 納品をしてメンテナンスをしている業者がそのシステムの運用も行うということに関して、他業者に比べ、有利な点は全くないのか。</p>	<p>今回契約した業者は、従来からこの運用を行っていたということもあり、eラーニングシステムをよく知っているという点は考えられる。 今回、機器の借り上げに関しても同じ業者であるが、仮に他社が機器を納めていた場合でも、機械と運用をセットで行わなければならないということはなく、運用のみ今回の契約業者になったという可能性はあると考えている。</p>
<p>結果的に同じ社が落札するのであれば、機器の借入れと運用とを一括した方が、もっと安くできたのではないか。</p>	<p>先程のホームページの案件でもあったように、従来は機器の借入れと運用とをセットで行うというやり方が多くあったが、競争性を高めるため、分割して調達するという方策を取っているところ。</p>
<p>しかし、分割してなお一社しか応札しなかったのでは意味がない。</p>	
<p>②の市場調査の一環として見積書を徴収というのは、具体的にはどの業者から情報を集めたのか。</p>	<p>先ほどと同じ、参加業者である。</p>
<p>落札業者のみから徴収し、それに基づきこの業者が落札したということであれば、市場の原理は働きづらいシステムに思える。</p>	<p>市場価格からいうと、落札業者の見積額が市場価格であろうと我々は考えているが、今回の場合は予算額がかなり低かったため、この業者が落札したと考えられる。</p>

<p>最初のケースでもそうだが、市場価格方式と言われるのであれば、他社からも見積もりを取る等して、落札業者のみから徴収するということがないようにすべきであると考えている。</p> <p>これは総務省の特徴であるが、市場調査方式といったとき、一社だけで行っているケースが多くあるという印象を受け、ほとんど市場調査になっていないのではないかと思う。</p> <p>調査を行うことによって応札数が増えると考えられるため、その点を是非ご検討いただきたい。</p>	<p>言葉足らずなところがあったが、入札前に見積書を参加業者からもらうということは、どれくらいの価格で入札してくるかということを知するためということもあるが、その前に予算設定をする前に各原課の方がそれぞれ業者から見積もりを取り、予算をセットするためという側面もある。</p> <p>そういった意味では、入札の際の見積りと予算設定の見積もりとで複数あるものと考えており、入札前に一社からの見積もりだけをもって価格が決まっているとは考えていない。</p>
<p>予算設定時の見積りはどのくらいの業者から取っているのか。</p>	<p>準備がないためわからない。</p>
<p>このように機器の借入れと運営とが切り分けられているのは21年度からなのか、それとも20年度からもう既に始まっているのか。</p>	<p>20年度より開始している。</p>
<p>機器の借入れの方については、国庫債務負担行為が可能になり、競争の促進という観点から見ると、いい方向に行っていると考えられるが、その際、ソフト面を切り離し、単年度でハードと連動させないで競争を行おうと考えても、切り分けを上手に行わないと、ハードを長期に納入している業者が、ソフトの方についても、毎年度、一者入札で落札するという心配があるため、注意していただきたい。</p>	<p>運用の部分が単年度契約ということで、予算要求の際の検討事項としている。</p>
<p>来年も同様の案件があると考えているが、来年以降の選定方法が資料に記載されているが、これは既に実施していることが書かれており、結局同じ業者になるように思える。</p>	<p>来年度からは官報公告も行うことを予定している。</p>
<p>新しい試みもぜひ推進していただきたい。</p>	<p>官報公示について、今年度の場合は数ヶ月の契約であったため1700万を超えず、一般の調達となり官報公示がなされなかったところだが、次年度以降は年間の契約になり、金額も上がるため、官報公示を行うもの。</p>

【抽出事案5】(一般競争入札)「通信・放送産業基本調査」に関する事務の請負	
意見・質問	回答
受託可能な業者は多くいるか。	統計調査を行っている業者であれば多数存在していると認識しているが、具体的に何社あるかということ承知しているわけではない。
2、3社ではなく、もっとたくさん存在するということか。 そういう業者のところに情報がいかないというのはいり得るのか。	それは考えにくい。 本件はインターネットでも公告されており、毎年おおむね同じ時期に行っているものであるため、関心のある方であれば、チェックしていれば知ることは可能であるはずと考える。
業者にとって、金額も低く魅力的ではないということか。	わからない。
この案件についても、市場調査の一環ということで、落札業者一社の見積りのみ徴収していると思われる。 先ほどの話では、予算額の設定時には複数業者から見積りを得ていると言う話であったが、予算額設定の際に業者から見積りを提出しても、入札はしないということか。 この案件については、予算額設定の際には複数社から見積りを参考にしたのか。そういった点に改善の余地があるように思える。	予算設定時に見積もりを出した業者が入札に参加されないというのを改善するということか。
その通り。 理由は突き止められるのではないかと考えられ、そこから一者応札を改善する方策が見えてくるのではないかと。	
今後について、4つの応札条件の見直しを検討とあるが、4つのうちどの条件の見直しを考えているのか。	具体的にはこれから検討することになっているが、例えば2番目の条件については、過去に同様の調査を行っていれば、より精緻な分析ができるのではないかと考えて入れているところであるが、仮にこの条件を外しても実施は可能であるのではないかと考えている。

<p>3番目の条件も特に必要ではないように思えるが。</p> <p>たくさんの業者に入札に参加してもらい、その後、業者を入念にチェックすることにし、まずは広く応札してもらうことも大事であると考ええる。</p>	<p>この条件が入ること、他産業と比較したときに情報通信産業の位置づけがどうなっているのかというのを把握するために過去の経験が必要であろうということで入れているもの。</p> <p>しかし、場合によっては条件緩和を図っていくことになるかもしれず、今後検討していきたい。</p>
<p>今回の落札業者は平成18年設立になっているが、17年度以前はこの案件はどこが請け負っていたのか。</p>	<p>17年以前は別の調査会社である「ドゥ・リサーチ研究所」という株式会社であったと思う。</p>
<p>その社は18年度以降に競争には入ってこなかったのか。</p>	<p>入ってきていないものと思う。入札に参加しなかった理由までは分からない。</p> <p>また、18年度、19年度が一社応札だったというのは分からない。</p>
<p>契約の概要について、「調査票の配布と回収等」とあるが、調査票はどのくらいの数を送付しているのか。</p>	<p>約2500である。</p>
<p>調査は単純なアンケート調査か。</p>	<p>アンケート調査と言って差し支えなく、具体的には売上高の把握、設備投資額の把握といったもの。</p>
<p>自分の研究と比較すると、なぜこれだけの金額がかかるのだろうかと思う。こんなにかかるものなのか。</p>	<p>それはこちらにもよくわかりません。</p>
<p>入札の際、一度で落札とならず、何度か入札を行っているということは全く当てにならず、むしろ、予め相談している一社が入札に参加しているため、高いところから下ろしてきても安全に落札できてしまうから落札を繰り返しているという、最悪の場合も考えられるため、入札回数が多いからといって安心されない方がよろしいかと思う。</p>	

【抽出事案6】（一般競争入札）都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査の請負	
意見・質問	回答
市場調査の一環ということでは、入札参加者である2社から見積りを徴収したのか。	その通り。
一度目の入札でNHKアイテックが辞退ということであるが、一度目にCATV協会はいくらで入札したのか。	いま資料はないが、一回で落札されていないため、予定価格を上回る価格を入札しているということと考える。
過去の契約の履歴を見ると、当初は随意契約であったものが、途中から一般競争入札になっている。 これは方針で一般競争入札になったということか。	平成18年頃より、調達の適正化を図るため一般競争とするといった通達が出され、それに則ったもの。
なぜこれを抽出したかという点、所管法人が落札しているけれども、競争性が見られたため、他の案件との比較のため抽出させていただいた。 平成18年度以降の一般競争入札では一者応札だったのか。	そこまで資料を用意していない。

【抽出事案7】（一般競争入札）情報リテラシー教育の実践を通じた地域情報化に関する調査研究の請負	
意見・質問	回答
<p>市場調査の一環として見積りを徴収というのは、やはり一社からか。</p>	<p>契約側で認識しているものは、入札に参加する一社である。（会計課）</p> <p>入札前にもう一社から相見積りを頂いている。</p>
<p>非営利活動法人が調査を請け負うというのは珍しいことではないのか。</p> <p>具体的に、プログラムの実践であるとかマニュアル化であるとか、踏み込んだ内容にもなっているが、こういったことはよくあるのか。</p>	<p>あまり例はないが、教育の分野において、子供や先生まで巻き込んだ活動を積極的に行っている団体というものはあまり存在せず、その上、ITを使っているという団体はさらに存在しないものと思われるため、積極的な入札への参加がなかったものとする。</p> <p>子供が参加してのイベント開催という内容であるので、シンクタンクなどでは実施が難しかったのではないかと考えている。</p>
<p>入札に参加した社が一社だけでも総合評価は行ったのか。</p> <p>満足のいくような評価であったのか。</p>	<p>我々が求めているような、IT活用のためのリテラシー教育について一定の実績が認められるとともに、落札業者が非常に高い知見を有しているということが分かり、満足のいくものであったというふうに認識している。</p>

<p>【抽出事案 8】（一般競争入札）遠隔方位測定設備 監視受信付加装置 B 及び信号分配付加装置</p> <p>【抽出事案 9】（一般競争入札）遠隔方位測定設備 蓄積解析装置</p>	
意見・質問	回答
<p>8 と 9 は今回セットで抽出したが、両者とも非常に特殊な技術が必要であり、わずか数社ほどしか応札能力がないことがわかった。</p> <p>しかし、以前にもそういうことがあったが、応札能力のある業者が数社存在するにも関わらず、なぜ必ず一者入札が起こってしまうのかという点が疑問である。いくつかの会社が能力を持っているのであれば、競争性があってもいいのではないかと考える。</p> <p>たいへん穿った見方をすると、何か棲み分けがあるのかとも心配されるが、そういった点について、どのようにお考えなのか知りたい。</p> <p>もともと一回として発注してもよかったのかも知れないものを競争性ということに分けたということか。</p>	<p>遠隔方位測定設備については、参加できる社は数社あると考えているところであり、この設備について他にも競争入札を行っているが、複数社参加している契約がいくつかある。</p> <p>例えば、センサという受信する設備については複数社が参加しており、それは今回落札している業者と他のもう一社で競争入札を行い、価格の適正化を図って競争性を確保しているところ。</p> <p>しかし、他のセンタや、今回のような付加機能といったものになると、センサを受注した業者が入札に参加してくるというケースが多い。</p> <p>しかしながら、付加装置においても、競争性を確保したいということで、参加できる社に対してお声がけさせていただいているところ。</p>

【抽出事案10】（一般競争入札）「電波の医療機器等への影響に関する調査」のうち調査検討の請負	
意見・質問	回答
<p>電波産業会は一回目の契約監視会の方でも取り上げたが、一者入札等を検討するに当たってここは外せないと思い抽出した。</p> <p>前回抽出対象になった案件は、やはり電波利用機器から発射される電波がペースメーカーに与える影響ということであったが、同じところが落札したということか。</p>	<p>前回の話もあるため、契約内容を見直している。</p> <p>今回は調査と測定とを分けて調達を行ったところ、測定を行うことができる民間業者が入札に参加し、請け負っている。</p> <p>徐々に改善しながら実施している状況であるが、調査検討の内容は難しいものがあり、内容をかなり絞った部分ではあるが、どうしても一者応札となってしまった。</p>
<p>前回に比べ、測定部分は民間が落札したということで、改善されたということか。</p>	<p>その通り。</p>

平成21年度第1回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成21年7月23日（金）総務省第4特別会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 永見 尊 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成20年12月1日～平成21年3月31日
抽出案件	10件（対象案件409件）
審議案件	10件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

<p>【抽出事案1】（一般競争入札）企業の販売促進活動費等を財源とするデジタル・コンテンツの動向等に関する調査研究の請負</p> <p>契約相手方：株式会社電通</p> <p>契約金額：10,395,000円（落札率99.95%）</p> <p>契約締結日：平成21年1月7日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
<p>本件は、年度当初から実施する予定の案件でしたか。年度当初から予定されていたら、この時期に契約を実施するのは、遅いのではないかと。</p>	<p>年度当初に設置が明らかではなかった懇談会の開催に伴い、年度内の調達が必要となったものの。</p>
<p>本件契約が3月10日締結となった理由は。</p>	<p>平成20年10月末、情報通信国際戦略局主導の下、「ICTビジョン懇談会」が開催された。併せて、そのサブ・ワーキング・グループ（SWG）の一つとして「情報流通促進（コンテンツ）SWG」が設置され、当課においては、SWGの事務局を務めることとなった（SWG第1回会合は12月開催）。1月中旬に開催されたコンテンツSWGにおいて、平成18年の政府方針である今後10年間の間に5兆円の市場を拡大す</p>

	<p>るために、従来の広告費をベースとしたコンテンツ市場だけではなく、販売促進活動費を含む新たな市場におけるコンテンツ制作についても可能性を検討する必要があるとされたところであり、そのための情報収集として調査研究を行うこととした。調査項目の精査に数週間を要したため、最終的な契約締結日が3月10日となったもの。</p>
<p>本件契約を年度内で行う必要性は。</p>	<p>I C Tビジョン懇談会の各SWGは、平成21年3月までに中間報告を作成することとされていたことから、本調査研究は年度中に早急に実施する必要があったもの。</p> <p>なお、成果物の納入日は3月末であるところ、請負先からは適宜調査済みの情報を入手し、コンテンツSWGの検討に活用した。</p>
<p>年度末の駆け込み契約のように見えるが、何か改善等を行っていますか。</p>	<p>20年度においても、次の3点のとおり、計画的な予算執行に努めているところであり、平成21年度においては、より良い対応策を検討しつつ、引き続き行っていきたいと考えている。</p> <p>①年度当初に調達の年間スケジュールを各課室に作成させ、会計課に提出。</p> <p>②年度の途中に、年度内契約の持ち込み期限を周知。</p> <p>③上記②の期限を過ぎたものは、原則受け付けず、必要な場合は、理由書により説明を求める。</p>

【抽出事案2】（一般競争入札）携帯電話等の安全で安心な利用に関する調査の請負

契約相手方：株式会社毎日新聞社

契約金額：4,063,500円（落札率99.38%）

契約締結日：平成21年1月7日

競争参加者数：1者

意見・質問

回答

本件は、年度当初から実施する予定の案件でしたか。年度当初から予定されていたら、この時期に契約を実施するのは、遅いのではないかと。

本調査研究については、年度当初から予定されていたものではありませんが、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の施行を21年4月に控え、青少年が携帯電話を持つことの利点や弊害またリテラシーに係る意識について現状分析を行い国の施策の方向性について結論を得ることは喫緊の課題と位置づけ、予算の執行状況を踏まえ実施したものです。

本件契約を年度内で行う必要性は。

青少年が携帯電話等を利用することを前提に、リテラシーを向上させ、フィルタリングを普及させること等を旨とする基本計画が策定されるのに先だって、青少年に対して携帯電話を持たせない、持ち込ませない動きが非常に活発化していたのが当時の状況であり、法施行を控え、青少年が携帯電話を持つことの利点や弊害、青少年や保護者のリテラシーの程度、携帯電話等に対する意識といった現状分析を包括的かつ冷静に行い、国として今後の施策の方向性について至急結論を得る必要があったところ、上記事情の日時に鑑み、契約日が3月12日となったもの。

【抽出事案3】(一般競争入札)「ミリ波帯を用いたレーダーシステムの国際標準化」に関する調査検討の請負

契約相手方：社団法人電波産業会

契約金額：27,400,000円(落札率99.64%)

契約締結日：平成20年12月2日

競争参加者数：1者

意見・質問	回答
予定価格はどのように算定されたか。	<p>人件費については、市場調査の一環として入札参加者である当該団体から下見積もりを入手し、これを検証する形で調査期間及び調査体制を精査し人件費を算定した。人件費単価については別途当該団体から価格表を入手し当該単価を積算にあたって採用した。</p> <p>また、物件費については、旅費・交通費、通訳、報告書印刷代及び会議で利用するVTR作成費の各要素に分け、旅費、通訳、印刷費及びVTR作成費いずれについても他業者からの見積もりを参考に積算を行なった。</p> <p>なお、予算範囲内での執行が条件となっていることから、予定価格の採用に当たっては、上記の契約係の積算と執行可予算額を比較し、低価の方を予定価格として採用した。</p>
今回およびもしあれば過去5年分ほどの何らかの調査業務に関する報告書(結果報告)を閲覧させてもらいたい。	担当から報告書及び当該研究の成果(行政施策における反映)等を紹介。
随意契約の見直しを行ってから2年程度が経過しているが、もうそろそろ1者応札を回避する方策などを立てるべきではないか。	1者応札の案件については、その理由を確認するなどの検証を行っており、引き続き、改善を行っていきたい。

【抽出事案4】（一般競争入札）情報通信国際戦略局の設置に伴う総務審議官室等の移転のための建設工事他付随する工事一式【再度公告】

契約相手方：株式会社山武

契約金額：74,550,000円（落札率100.00%）

契約締結日：平成21年1月7日

競争参加者数：1者

意見・質問	回答
再度公告となった理由は。	当初、20年12月16日に一般競争（開札）を執行しましたが、入札不調となったため、再度一般競争入札に係る公告を行なった。
落札率100%の理由は。	当初の入札において5度の札入れを行なったが不調に終わったため、再度公告を行なったことに伴い、予定価格を再度精査したところ、作業員単価に法定福利費の事業主負担分が含まれていないことが判明。当該単価を見直した上で再計算を行なうとともに、先の入札結果をも勘案した上で予定価格を決定し、一般競争入札を実施したところ、当該者の入札額と予定価格が一致したものの。
一者入札の理由は。	本工事の施行内容としては、間仕切りの撤去・移設、内装工事、電気・通信・空調・衛生の各設備工事及び什器移動と特に特別な仕様を盛り込んだものではなく、「中央合同庁舎第2号館のメンテナンス請負業者と綿密に連絡等を行ない、他の設備に支障を来すことがないよう対処」するとの条件はあるが、特にこれをもって本一般競争への参加の妨げになるとは考えにくいものの、20年度における第2合同庁舎の設備整備等の契約実績をみると、一般競争の結果とはいえ、同庁舎の設備整備等の契約が同一業者により占められている実態、並びに当該業者の落札案件29件中25件が1者入札となっている実態があることから、公告期間をできるだ

	け長く確保するなどして、他社の参加の機会を拡大していきたい。
本件で、庁舎関係での指摘では、3度目であるが、改善等の対応は行っているか。	要求原課において、参加いただけるように、複数社から見積書を徴収するなどして、周知を行っているもの。 また、必要な場合は、説明会の開催も検討している。

【抽出事案5】（一般競争入札）電気通信分野における各国の規制に係る調査等の請負

契約相手方：財団法人マルチメディア振興センター

契約金額：4,200,000円（落札率97.90%）

契約締結日：平成21年1月22日

競争参加者数：1者

意見・質問	回答
予定価格はどのように算定されたか。	<p>人件費については、市場調査の一環として入札参加者である当該団体から下見積もりを入手し、これを検証する形で調査期間及び調査体制を精査し人件費を算定した。人件費単価については別途当該団体から価格表を入手し当該単価を積算にあたって採用した。</p> <p>また、物件費については資料購入、翻訳、現地との通信費及び報告書印刷代の各要素に分け、市価の価格と比較しながら、また入手した下見積もりを参考に積算を行なった。</p> <p>なお、予算範囲内での執行が絶対条件となっていることから、予定価格の採用に当たっては、上記の契約係の積算と執行可予算額を比較し、低価の方を予定価格として採用した。</p>
今回およびもしあれば過去5年分ほどの何らかの調査業務に関する報告書（結果報告）を閲覧させてもらいたい。	（担当から報告書及び当該研究の成果（行政施策における反映）等を紹介。）
各国の規制の情報というものは、本来、国として持っていなければならないものではないか。条文ベースならば、調査の必要はないのではないか。	米国などならホームページ等からの情報収集は可能ではあるが、南米などはホームページ等の情報が掲載されていないことが多数あることから、本調査は必要。

【抽出事案6】(随意契約(公募))電波監視システム幕張センサ局外3局の修繕業務請負

契約相手方：三菱電機株式会社

契約金額：6,783,000円(落札率99.99%)

契約締結日：平成21年2月23日

公募参加者数：1者

意見・質問	回答
従来随意契約としていたものを公募にしたことの意義や実質的な効果はあったか。	<p>財務省通知(「公共調達の適正」財計第2017号(H18.8.25))により従来、特定の技術等を有する物が一しかなく「契約の性質又は目的が競争を許さない」として随意契約を行っていたものは、「公募」を行うとされたことから、当該案件についても「公募」を行ったものである。</p> <p>入札公告同様に、当局ホームページ及び掲示板に「公募公告」を掲載し、必要な技術または設備等を明示した上で参加者を募っており、透明性・公平性の確保ができたと考える。</p> <p>また、実質的な効果については、実際に応募したのは1社のみであったことから、今回の案件では効果は薄いと考えられるが、公募を継続していくことにより発注内容等に理解が深まり、新たな参加者が出てくる可能性を期待している。</p>
1者しか応募しなかった背景、経緯、推測される理由、また、他に請負可能者がいないと判断されたか。	本件故障箇所及び必要とされる修繕方法、この設備を熟知している納入業者による対応が賢明である思慮され、このことにより1者しか応募されなかったものではないかと推測される。
今後も公募とするかどうかの判断、その理由は。	故障箇所及び修繕方法により特殊な設備や技術が必要となる事案であっても、透明性・公平性を確保していく観点から、一般競争入札への移行を念頭に置き、仕様書などの精査を行っていきたい。

<p>1者しか出来ないものなら、一般競争入札や公募はやめて、(特命) 随意契約にすれば良いのでは。</p>	<p>先程ご説明した財務省通知において、特命随意契約にできる種別が指定されており、本件はそれに該当しないことから、最低限、参加者が1者であるかの確認を行う公募は必要なもの。</p>
---	--

【抽出事案 7】(随意契約 (公募)) デジタル住宅地図の更新データの購入一式

契約相手方：株式会社ゼンリン

契約金額：26,250,000円 (落札率 99.52%)

契約締結日：平成 21 年 2 月 6 日

公募参加者数：1 者

意見・質問	回答
公募としているが、他の業者の参入は可能であったか。	本調達は、他省庁の契約実績、インターネット及び地図業者等の聴取による市場調査を踏まえて、毎年、(株)ゼンリンといわゆる特命随意契約を締結していたが、調達の透明性を図り、潜在的供給者の参加の可能性を探る観点から、今回、庁舎掲示板及びホームページにおいて公募公告により調達を行うこととした。
1 者応札の理由及び応札者を拡大するために採られている措置は。	これまで統計局と契約実績のある地図業者によると、地域を限定したデジタル地図を提供することは可能であっても、全国を網羅した地図を作成(提供)することは、地図作成に要する費用が莫大に掛かるとのことから統計局の求めるデジタル地図を提供することは難しいとのことであった。 応札者を拡大するための措置としては、これまでいわゆる特命随意契約であった本調達を公募とし、庁舎掲示板及びホームページにおいて公告をした。
住宅地図のデータで全国を網羅する必要があるか。	統計調査のため、全国を網羅している必要がある。
予定価格算定方式及び落札率が高い理由は。	予定価格算は、更新データ購入費用と提供されるデータが独自のフォーマットであるため、当局既存のシステムで使用するための汎用的なフォーマットにデータ変換する必要があるためデータ変換費用から算定。 落札率は、高くなっているが他省庁との購入

	実績と比較すると購入金額は安価であったと推測される。
契約相手方との過去の同種の契約実績はあるか。	当契約担当では、本調達以外に（株）ゼンリンとの契約実績はない。
複数年の契約は検討しているか。	平成22年度に、複数年の契約が可能となる国庫債務負担行為を要求中。 複数年の契約による、価格の低減が見込めるもの。

【抽出事案8】(随意契約(企画競争))「公的個人認証サービス対象手続ポータルサイトの制作」
の請負

契約相手方：日本電気株式会社

契約金額：6,615,000円(落札率100%)

契約締結日：平成21年2月6日

企画競争参加者数：1者

意見・質問	回答
<p>企画競争とあるが、1者しか参加しなかった背景、経緯、推測される理由は。</p>	<p>提案募集の周知及び提案書の作成が年末にかかる10日間であったことから、十分なアナウンスが図れなかったこと、製作期間が2月上旬から3月末までの2か月となっているが(期間自体は作業内容から考えると不当に短いものとは考えていない)、年度末にかけての作業であり、すでに年度末に向けて他の受注案件を取り組んでいる業者から本案件の受注について敬遠されたことが、本件について1者しか参加しなかった理由と考えられる。</p>
<p>参加条件として、「請負者の過去の実績、社内体制及び企画提案の内容等を総合的に審査・検討することが不可欠であること」の理由は。</p>	<p>本件の契約相手方の選定においては、本業務が一定の仕様に基づく単純作業の請負ではなく国民にとってアクセスしやすい構造・デザインのポータルサイト制作の請負であること等が理由になる。</p>
<p>総合的な審査・検討の具体的な方法、評価項目は。</p>	<p>審査は、「調達内容」に掲げるモットーに基づき、国民が自ら住む地域の、公的個人認証サービスの電子証明書を用いた行政手続が一覧的に分かり、かつ当該行政手続に的確かつ円滑にアクセスできるかどうかといった観点から行った。</p>
<p>契約時期が年度末に近いことの理由は。</p>	<p>確定申告期において、新たに公的個人認証の電子証明書を取得する国民が大幅に増加することが想定される中、公的個人認証サービスを活用した行政手続としては、国税の電子申告・納</p>

	<p>税システム（e-Tax）が比較的知られている以外は、国民の認知度は低い状態にあり、公的個人認証を用いた地方公共団体の電子申請等に容易にアクセスできるよう設ける必要があり、公的個人認証サービスに係る他の普及啓発事業と一体に検討・実施する必要があった。</p>
<p>複数者は参加出来るようにすることが必要。 企画競争で審査するといいながら、1者では意味がない。</p>	<p>検討していきたい。</p>

<p>【抽出事案9】（一般競争入札）平成20年度 国民投票制度広報周知用リーフレットの印刷 契約相手方：ミナトメイワ印刷株式会社 契約金額：11,975,250円（落札率100%） 契約締結日：平成21年1月20日 競争参加者数：3者</p>	
意見・質問	回答
<p>過去5年間の契約相手方のリーフレットの印刷についての発注実績は。</p>	<p>本省においては、平成19年1件、平成18年1件、平成17年3件と全て、今回と同様に複数者の応札による一般競争入札により、落札、契約している。</p>
<p>予定価格算定方式及び落札率の高い理由は。</p>	<p>予定価格の作成に先立ち、契約業者を含む4者から下見積もりを徴収、積算資料における材料費等の上昇分を勘案し、予算額を考慮の上、作成。</p> <p>なお、落札率が高い理由は、契約業者が下見積もりと同額の入札を行い、当該価格より低い入札が行われなかったため。</p>
<p>納入期間は、確保されているか。</p>	<p>平成21年2月27日を納入期限としており、納入期間を38日間確保しているもの。</p>

【抽出事案10】(一般競争入札)平成20年度「消防団入団促進に関する新聞広告掲載業務」

契約相手方：株式会社日本広告社

契約金額：29,295,000円(落札率91.84%)

契約締結日：平成21年2月18日

競争参加者数：8者

意見・質問	回答
平成20年度の事業としては発注時期が遅いが、この時期となった理由は。	消防団への認知の向上、理解促進及び乳酸促進を図るため毎年「消防団員入団促進キャンペーン」として1月から3月の期間に行っているものであり、3月7日の「消防記念日」にあわせて新聞広告を行うことで、広報効果を高めることがねらいであったため、業務の発注時期が年度末近くになってしまったもの。
8者が応札し、総合評価落札方式により、総合評価点のもっとも高い者を落札したとあるが、総合評価の内訳はどのようなものか。	お示しのとおり、応札者8者全ての入札価格が予定価格を下回っていたことから、8者の技術点と価格点の合計である総合評価点のもっとも高かった者を落札としたもの。
評価内容の開示はどのように行っているか。	入札後速やかに消防庁ホームページにおいて、契約者・契約金額・落札率等は公表しているもの。
審査の詳細な内訳を見たい。	別途、提出したい。

【総務省行政支出総点検プロジェクトチームの取組状況について】

事務局より

平成21年度における総務省行政支出総点検プロジェクトチームの取組状況を説明。

平成21年度第2回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成21年10月21日（金）総務省第4特別会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成21年4月1日～平成21年6月30日
抽出案件	10件（対象案件896件）
審議案件	10件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【前回契約監視会での意見に対する対応状況について】

冒頭、事務局より

- ・一者応札が多く、競争性に問題はないか、とされたことについて
- ・高落札率の案件が多く、予定価格の作成方法に問題はないか、とされたこと
- ・施設整備関係契約への特定の業者の1者応札が多数あり問題はないか、とされたこと
- ・第4四半期における調達が多く、執行計画に問題はないか、とされたこと。

に関して、現在の対応状況を説明。

【抽出事案1】（一般競争入札）中央合同庁舎第2号館の常駐警備及び機械警備の請負

契約相手方：テイケイ株式会社

契約金額：202,860,000円（落札率99.9%）

契約締結日：平成21年4月1日

競争参加業者：2者

意見・質問	回答
下見積比較調書を見ると、下見積の時には高い金額だったものが、入札時に大幅に安い値段になっている社がいるが、どの辺りに理由はあるか。	理由ははっきりとは分からないが、下見積は参考に頂いているという位置づけで、これをもって評価はしておらず、入札時との差額についても特段、検証はしていない状況。

<p>下見積もりと入札の時に細かい内訳はとっていないのか。</p>	<p>新規案件など、案件によっては非常に細かくとるものもある。</p> <p>予定価格のたて方については、まず予算額があり、次に予決令（予算決算及び会計令、以下同じ）により市場価格を参考にすることになるが、小さい市場でどこにでもあるものであれば大体、価格が推測できるが、警備における人件費のように捉えにくいものもある。</p>
<p>経験上、これだけ入札時と差がある下見積りは、あまり見たことがない。検証が必要ではないか。</p>	<p>下見積もりの中で、どういう単価を使っているかということは検証しているが、検討したい。</p>
<p>下見積もりの検証は、どのようにしているのか</p>	<p>単価については、総務省だけ高い価格にならないよう、価格証明を出してもらおうことをしている。</p>
<p>おそらく、下見積もりの段階から受ける気がなくて、競争性が働いていなかったのではないかと思う。価格証明をとっているという話があったが、本件は警備員に相当する人件費が主なものだから検証できると思われる。</p> <p>業者間ですみ分けしているのではないかという疑いも起こりかねないやり方と思われ、やはり価格の適正性を調べる必要があるのではないか。</p>	<p>検討したい。</p>

【抽出事案2】（一般競争入札）中央合同庁舎第2号館空調設備等運転管理業務の請負

契約相手方：株式会社山武

契約金額：451,500,000円（落札率94.9%）

契約締結日：平成21年4月1日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
19年度から20に分割されていた契約を4つにまとめたとのことだが、具体的に契約金額はどうか。	仕様の一部が変わっていることもあり、一概には比較できないが、金額としては増えている。事務としては効率化されたが、金額的には効果が得られなかった。
このような状況であれば、なおさら経済的に安く調達できる可能性があると思われる。是非、期間の問題（入札業者が十分な準備期間をとれるよう）と応札要件の緩和について取り組んでいただきたい。 仕様書が140ページあるとのことだが、本当に必要か。	どこにどのような設備があるかなど施設の見取り図にページをとっている。 他業者が参加しやすいよう、業者に施設をみていただくなど、仕様の現地説明会のような機会設けるなどできないか、検討をしているところ。
競争入札を実施するのであれば、最初に公告をして仕様をオープンにすることは可能ではないか。	政府予算が12月末に閣議決定されてから、仕様書づくりに入ることもあり、時間的な制約がありどこまでできるかという話もあるが、前年度と変わらない部分も多いと思われるので、次回からは工夫をはかっていきたい。
業務を4種類にまとめたことによって、ある部分に対応できないから、辞退したような業者もあるのではないか。	そのような面もあると思われる。 聞いた話ではあるが、「防犯設備の保守」と「消防用設備の保守点検」を一緒にしたが、従来「防犯設備」を請け負っていた業者が、「消防設備」が出来ないということで参加出来なかったということがあった。
結局まとめたことによって、他にできる業者がいなかったということもあり得ると思うがいかがか。	今回少なくとも1社は、他の所が先に決まったため総務省の方は札を入れなかったという会社があるため、世の中に今回落札した業者しかできるところがない、ということはないと思う。

【抽出事案3】（一般競争入札）調達総合情報システムの運用業務の請負

契約相手方：キャル株式会社

契約金額：33,500,000円

契約締結日：平成21年4月1日

競争参加業者：2者

意見・質問	回答
下見積りの金額は、落札しなかった業者の方が低い金額だが、結果的にはいくらだったのか。	落札業者は、3,350万円、落札できなかった業者はおよそ3,358万4,500円で非常に僅差だった。
予定価格の単価の設定の仕方が分からなかったのですが、予定数量というのは総務省で決めているのですよね。	そのとおり。
実績が終わって精算する際は、単価を用いて全部計算していく、ということでしょうか。	そのとおり。単価の設定の仕方によっては、結果が異なる場合もある。
単価契約が有利なのかというのが少し分からない。他の同じようなシステム運用の契約では、おそらく概算契約というものがあって、そうであれば調印して、その後精算する、オーバーするのであれば契約価格の変更ということをやっているのではないか。	そういう方式でやっていない。最初に入札をして、落札で決まった金額をもって契約を行う。業者が自分の知恵で効率的にやりお金節約されても、報告義務があるものではなく仕事の完了をもって請負金額を払うということ。
概算契約というのは、一般的な契約において無理なのでしょうか。	そういうものもある。委託契約と呼ばれるが、委任に近いような形で、弁護士を頼んで、来てもらった回数により確定させるような形をよることがある。
その場合だったら概算契約があるが、請負の場合は、ないということか。	基本的にはない。
こういったものが単価契約なのかあまり見たことがなかった。人材派遣という形なので、これが本当に馴染むのか、有利なのかどうか、他にどういうものがあるのかということを整理していただきたいと思ったもの。	支出負担行為等取扱規則では、俸給手当の類は、単価契約できない。今回の超過勤務の件は、その他雑役務費という解釈である。超過勤務の関係は終わってみなければ分からない数字である。

<p>そんなに大きくぶれるものでしょうか。</p>	<p>このシステム自身は、全省庁を対象として、全省庁から分担金を集めて行っている事業で、聞いてみないと分からないのが現状。</p> <p>単価契約については、業者に了解してもらう必要があるので、業者からこんな方式では出来ないという話があれば、総価契約でやることもあるかもしれない。</p>
<p>建前ということを申し上げているのではなくメリットのある方法もあるのでないかということ。人件費なのかどうかと言われると、民間の感想からすると、人件費だと思うが、役所では物件費という扱いになっていると思われ、そこがしっくりこない。こういうこともあるので時間があれば、また、調べていただきたい。</p>	<p>了解した。</p>
<p>実際に入札は、1回で勝負があったのか。</p>	<p>1回入札である。</p>
<p>下見積額で高かった方の業者が、入札したら何だろう、という感じがする。</p> <p>下見積もりの時から入札のときに価格が変わったということと比較するのに、内訳を入手しておいた方がいいと思う。</p> <p>最低ここはいくらでこの金額になっているというものをもらっておかないとブレがでる。</p>	

【抽出事案 4】（一般競争入札）住民基本台帳人口移動報告用データ作成業務 一式

契約相手方：財団法人地方自治情報センター

契約金額：2,195,424 円（落札率 100%）

契約締結日：平成 21 年 4 月 1 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
<p>平成 20 年 4 月 1 日にも今回と同じ（財）地方自治情報センターと随意契約で同額で落札している。効率化が図られると考えられるのに、同じ金額でしか出来ないというのはおかしいのではないか。</p>	<p>業者に確認したわけではないが、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、データを取得するための人手にかかる経費が主なものであるため、効率化がなかなか図られていないことが要因ではないか。</p>
<p>手続きが電子化されれば、ランニングコストも安くできるのが一般的な理解であって、今回のケースももっと安くできないか交渉できるはずである。</p> <p>また、これまで随意契約だった理由は、会計法第 29 条の三第 4 項「随意契約の相手方によってのみ供給されることが可能であり、代替するものがないため」とされているにも関わらず一般競争になった理由は何か。</p> <p>この地方自治情報センターには、旧自治省のOBが理事長・常務理事などにいることから、世間一般の目から見てこういう契約がどう見られるかで判断いただきたい。</p>	<p>住基ネットを運用しているのが、（財）地方自治情報センターだけというのは認識していたが、一般競争に移行するという財務省の通知もあり、必ずここしか出来ないとは言い切れないことから、一般競争をすることとした。</p> <p>結果、応札者が 1 者になってしまったが、はっきりしたことは言えないが、他の事業者ではリスクを感じるころがあったのだと思う。</p> <p>契約相手方は、統計局所管の財団ではないが、本件は統計のデータを集めることが、最大の目的であると考えており、OBがいることとは直接関係はないと思っている。</p>
<p>随意契約から競争に変えるのに、予定価格は従来の業者がそのままという価格になっており、競争の成果を反映させた形で予定価格を見直さなければならなかったのではないか。</p>	<p>予定価格については、仕事の中身は同じであるから安易に去年の契約金額にしてしまったところ。来年以降については、見直しをする必要があるのではないかと考えている。</p>

【抽出事案5】（一般競争入札）平成21年経済センサス-基礎調査の広報に関する総合企画の実施業務（平成21年度分）一式

契約相手方：株式会社オリコム

契約金額：44,100,000円（落札率98.1%）

契約締結日：平成21年4月7日

競争参加業者：5者

意見・質問	回答
総合評価の内容と透明性確保の工夫について、応札した5社がどういう評価になったかという点と、その結果をどのように（応札した社に）説明したのか。	入札後に技術点をオープンしているが、個別にこの点が良かった悪かったというところまでは出していなかった。 現在は、入札で札をいれた業者に、評価基準に基づいて点数をつけたものをペーパーにして配っている。
1番目の社と2番目の社で入札価格の差はどのくらいあるか。	200万円である。
200万円位だとあまりクレームはつかないと思うが、この結果を渡された業者からは特にクレームはつかなかったのか。	広報という特殊分野でいくらでもコストをあげることが可能なことから、事前に予算額を示しており、落札額が急に安くなることはないのではないかというのが率直な感想である。

【抽出事案6】（一般競争入札）個室型店舗の緊急的な防火安全対策調査等支援事業（札幌）

契約相手方：財団法人札幌市防災協会

契約金額：52,500,000円（落札率94.8%）

契約締結日：平成21年5月1日

競争参加業者：1者

意見・質問

回答

全国13カ所で行われる事業にも関わらず入札説明する場所が震が関になっており、電子化の時代に非効率ではないか。

仕様書によると、パソコン、プリンターの型式を細かく指定していたり、リーフレットの作成・印刷などが全国バラバラになっているなど、推測だが最初からやる所が決まっていた、それに条件を合わせたとしか思えないようになっている。

また、案件7で「消防訓練マニュアル等の作成に関する調査業務」というものがあり、その版下をもらってDVDをもらったり印刷をかけたのではないかと思われるが、このように細かいことを仕様で要求しており、競争性が働いていないのではないかという点と他の入札と重複しているのではないかという疑義がある。

案件7については、個室型店舗の防火安全対策に特化したチラシである。案件6の札幌市は、追加の仕事として、他に住宅火災の啓発のための仕事もさせたいということで、その印刷等の経費としている。

それぞれの地域の消防と相談してやっているということだが、そうであれば各地で仕様書を配ったりできないか。札幌など色々な箇所にいる人たちが一定の期間に消防庁までこなくてはいけない設定になっていることはおかしい。

消防庁は、小さい役所で、なかなか全国にという所まで至らなかった。同種事業をやっている関係各省を見てこういった形になったが、ご指摘の点については、検討したい。

【抽出事案 7】（一般競争入札）個室型店舗等における消防訓練マニュアル等の作成に係る調査
検討業務

契約相手方：財団法人日本消防設備安全センター

契約金額：9,129,750 円（落札率 92.0%）

契約締結日：平成 21 年 5 月 1 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
<p>マニュアルの検討作業とはどのようなものか。5月26日、6月15日に会議、6月4日と6月8日の現地視察が行われ、もう報告書ができているようだが。</p>	<p>非常に火災の成長が早いということがあるため、従来の初期消火を優先した訓練から、とにかく利用客に火災を知らせることを最優先にした訓練をやるやり方を提案するもの。</p> <p>また、避難訓練のやり方等について、普通の店舗の訓練とは異なり、各個室ごとに実際に知らせるということをしなければ避難行動を開始しないということを提案し報告書にした。</p>
<p>知りたいのは、かなりの短期間にかなりの金額を使ってどういう調査が行われているのかということ。消防の調査というのは、元々分かっていることが書いてあるのではないかと、という印象を持ってしまう。</p> <p>それと、全国の消防本部が作成しているマニュアルとの関連性が知りたい。地域の必要性があれば、その内容を追加して作っているとのことだが、ネットカフェ等に配るのであれば、版下（消防庁作成分の）の技術を流用して、安くできると思われるのだが、関連のない業者では、1から作らなければならなくなり、あの価格（案件6でやったような）ではできないと思われるが、その辺りはどうか。</p>	<p>各消防本部の契約に含まれる印刷経費は、追加的に各消防本部で刷りたいものについての費用なので、版下を提供し、印刷しているわけではない。</p>
<p>各地で版下を作って、レイアウトを頼み、それぞれ印刷しているということであれば非効率だと思う。</p> <p>本件は、消防庁の所管法人が落札しているが、消防庁が実施している他の調査やマニュアル作成業務で民間が落札したものは、非常に低い落札率になっている例もある。</p>	

【抽出事案8】（一般競争入札）消防用設備等に関するISO規格の検証事業

契約相手方：日本消防検定協会

契約金額：9,597,000円（落札率95.4%）

契約締結日：平成21年6月24日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>専門的なことは良く分からないが、一般の方からすれば、約1千万円かけていったい何をやっているのだろう、という所が正直なところだと思うが、落札された日本消防検定協会は、担当官庁の出身者が役職員になっていると思われるので疑義がないようにしていただきたい。</p> <p>外郭団体、天下り先に1者入札というのは、色々な理由があると思うが、特に透明性の確保をお願いしたい。</p>	<p>今後、透明性が図られるよう努力して参りたい。</p>

【抽出事案9】（一般競争入札）自動車の借入

契約相手方：株式会社トヨタレンタリース福岡

契約金額：3,314,325円（落札率100%）

契約締結日：平成21年5月1日

競争参加業者：4者

意見・質問	回答
<p>他の府省も同じようなやり方か。</p>	<p>評価という部分については、同じような形でやっていると認識している。</p>
<p>リースとレンタルの関係だが、レンタルは年間を通じてではなくて、スポット的に年間内の数か月というイメージでよろしいか。</p> <p>これからも国庫債務負担行為ではない、つまりリース契約ではないレンタルのものもあるということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>

【抽出事案10】(随意契約) 電子政府の総合窓口システム用機器の借入等

契約相手方：東京センチュリーリース株式会社

契約金額：653,100,000円(落札率100%)

契約締結日：平成21年4月1日

意見・質問	回答
<p>国庫債務負担行為ではないとのことだが、16年度から複数年度契約もできるようになったと記憶しているが、17年度から単年度契約という形をとるけれども、実際にはリース契約をやっているということで、今後はリース契約ということになるのか。</p>	<p>今年度の1月末で終了することになっており、今後は国庫債務負担行為で予算要求しているところ。</p>
<p>1者応札だったので、総務省の中で業者の棲み分けがあるのか。システムが何系統かあって、それごとに決まってくるのか。</p>	<p>この業者はこれということで、色づけをしているわけではない。システムの大きなものとしては、このe-Gov(電子政府の総合窓口)、政府認証基盤制度、それと各省庁が電子申請などに使う共通基盤というものがあり、22年2月からシステムを統合する予定で省力化をはかることとなっている。</p>

平成21年度第3回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成22年3月16日(火) 1002会議室
メンバー(敬称略)	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成21年7月1日～平成21年11月30日
抽出案件	13件(対象案件554件)
審議案件	13件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【適正な予算執行及び契約調達に向けた改善について】

事務局より、全体的な取組状況及び契約の改善方策等を説明。

【抽出事案1】(一般競争入札・総合評価落札方式)

電子政府の総合窓口(e-GOV)システム用機器の借入

契約相手方:東京センチュリーリース株式会社

契約金額:1,698,480,000円(落札率99.78%)

契約締結日:平成21年9月18日

競争参加業者:1者

意見・質問	回答
総合評価の具体的方法(評価項目、評価基準、配点など)は。	(入札公告時に希望者に手交している、「仕様書」、「提案書作成要領」及び「総合評価基準書」を提示し、説明)

<p>1 者入札の（推定）理由、他業者の業務受託能力・応札見込みは。</p>	<p>今回の調達は、機器の入れかえの調達であり、新規の機器の導入ではソフトウェアの設計から行うこともあり、仕様に特段の制限がない限りは複数者の入札の可能性が高いと考えておりますが、今回は機器の更改であることから、当初の納入事業者以外の事業者の場合、システム全体を理解した上で既存のアプリケーションが動く状態で納めるための調整や、そのために必要な要員の確保などの対応に労力やコストがかかることがあるので、十分な利益が得られないのではないかということ。また、オープン仕様に基づいて現行機器と同程度の性能を有する機器を導入した場合でも、相性が悪いといった想定外のことで仕様に求められた性能や動作の実現ができないおそれがある。そのようなことが完全に否定できないといったことから、消極的であったのではないかと思慮。</p>
<p>高落札率の（推定）理由は。</p>	<p>落札まで、6回の再度入札を行ったことから、高落札となったと考えられる。</p>
<p>類似業務に関するこの契約相手方との過去5年間の契約の状況は。</p>	<p>（資料を提示し説明）</p>
<p>（今後類似の調達がある場合）1 者入札を回避するために取り得る方策は。</p>	<p>公告の早いうちに従来のシステム経緯等を含む双方向の説明会を開催。意見招請で意見等を提出した業者に入札参加についてのアナウンス。仕様書入手した業者からの意見を次回の調達に反映。</p>
<p>今回はリプレースという話だが、最初の新規導入時もこの業者が落札したのか。</p>	<p>はい。</p>
<p>それは何年か。</p>	<p>平成18年から4年間。</p>
<p>入札説明会の参加は1 者か。</p>	<p>8 者。</p>
<p>総合評価の採点項目に実績を評価する項目</p>	<p>加点項目としてある。</p>

はあるのか。	
最初に導入されたときも同じようなやり方で評価したのか。	同じく総合評価でやった。
総合評価は複数者のときには有効なツールだと思うが、単独でやったときこの点数は何か意味があるのかと。総合評価の手間をこれだけかけているのだから、やはりそれなりの価値があるといいと思う。	

<p>【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）</p> <p>雑誌コンテンツのデジタル配信プラットフォーム構築に向けた調査研究</p> <p>契約相手方：社団法人日本雑誌協会</p> <p>契約金額：61,950,000円（落札率99.12%）</p> <p>契約締結日：平成21年8月17日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
総合評価の具体的方法（評価項目、評価基準、配点など）は。	「総合評価基準」及び「提案書の審査結果」を提示し説明。
1者入札の（推定）理由、他業者の業務受託能力・応札見込みは。	特別な「資格」「技術」や「実績」を求めたものではなく価格競争に馴染むものと考えている。現在行っている事前の検証等を通じて適切な契約方式の採用を行っていく。
高落札率の（推定）理由は。	予定価格の策定に当たっては、市場調査（入札参加予定業者の見積もり）、公表資料、過去の実績などを勘案し、設定している。本件は、仕様内容に沿って、市場調査の価格を精査の上、予定価格を設定したところ、入札参加予定業者が1者のため、予定価格に近い金額での落札になったと思われる。
この契約相手方との過去5年間の契約の状況は。	請負について過去5年間に当該者との契約実績はない。

【抽出事案 3】（一般競争入札・総合評価落札方式）

アルゼンチン共和国における I S D B - T を活用した移動体向け地上波デジタルテレビ放送システムと遠隔教育システムの普及のための調査検討の請負

契約相手方：日本電気株式会社

契約金額：420,000,000 円（落札率 99.01%）

契約締結日：平成 21 年 11 月 24 日

競争参加業者：2 者

【抽出事案 4】（一般競争入札・総合評価落札方式）

ペルー共和国における I S D B - T を活用した地上波デジタルテレビ放送システムと緊急放送システムの普及のための調査検討の請負

契約相手方：日本電気株式会社

契約金額：372,750,000 円（落札率 99.24%）

契約締結日：平成 21 年 11 月 24 日

競争参加業者：2 者

【抽出事案 5】（一般競争入札・総合評価落札方式）

エクアドル共和国における I S D B - T を活用した多チャンネル TV 放送及び遠隔教育 TV 放送システム普及のための調査研究の請負

契約相手方：株式会社東芝

契約金額：346,500,000 円（落札率 97.55%）

契約締結日：平成 21 年 11 月 25 日

競争参加業者：2 者

意見・質問	回答
総合評価の具体的方法（評価項目、評価基準、配点など）は。	「総合評価基準」及び「提案書の審査結果」を提示し説明。
高落札率の（推定）理由は。	市場調査（入札参加予定業者の見積もり）、公表資料、過去の実績などを勘案し、設定。 本件については、専門性の高い仕様内容のため、市場調査の価格を精査、予算額と比較の上、安価な予算額を採用したが、市場調査価格に近い ため、結果落札率が高くなったと思われる。

この契約相手方との過去5年間の契約の状況は。	資料を提示し説明。
他のもう1者の応札業者の名前、入札金額は。	<p>【抽出事案3】 東芝株式会社。 入札額は465,000,000円（税抜き）。</p> <p>【抽出事案4】 東芝株式会社。 入札額は405,000,000円（税抜き）。（2回目以降、辞退）</p> <p>【抽出事案5】 日本電気株式会社。 入札額は395,000,000円（税抜き）。</p>
もともこの2社が想定されていたのか。	外国にも送信機のメーカーはいろいろあり、また、メーカーが直接ではなく例えば商社といったところでも十分請け負える内容になっており、そういったところからも調達手続の間に我々のほうに問い合わせが来ていた。この2社だけを想定していたわけではない。

<p>【抽出事案9】（一般競争入札・総合評価落札方式）</p> <p>総合無線局監理システムにおける設計・開発・運用等業務に係るプロジェクト・マネジメント支援等業務の請負</p> <p>契約相手方：アクセンチュア株式会社</p> <p>契約金額：97,650,000円（落札率59.36%）</p> <p>契約締結日：平成21年10月7日</p> <p>競争参加業者：2者</p>	
意見・質問	回答
総合評価の具体的方法（評価項目、評価基準、配点など）は。	「提案書作成要領」及び「総合評価基準書」を提示し説明。
予定価格の算定法は。	市場調査（入札参加予定業者の見積もり）、公表資料、過去の実績などを勘案し、設定している。本件については、市場調査の価格を精査の上、予算額と比較し、安価であった予算額を

	採用。
低落札率の（推定）理由、低入札価格調査の内容、適合判断の理由は。	<p>経験者を中心とした履行体制で想定作業工数を35%削減するとともに、経営方針（マーケット確保）によりさらに30%近く入札価格を積算した（団体談）ことにより低落札となった。</p> <p>低入札価格調査は、相手団体の財務状況や当該案件に係る履行体制、過去の実績などを聴取して行い、当該契約が適切に履行されるかを主なポイントとして適合と判断。</p>
類似業務に関するこの契約相手方との過去5年間の契約の状況は。	<p>（平成21年度） 平成21年度「ユビキタス特区」事業（ヘルスケア情報の連携・共有を促すICTサービス基盤構築実証事業）の委託 127,400,695円</p> <p>（平成19年度） 各府省に共通するシステムの共同利用化のための最適化計画策定及び仕様書（要件定義書）作成等支援作業の請負 84,151,200円。</p> <p>（平成18年度） 各府省に共通するシステムの集中化・共同利用化の在り方に関する調査 29,998,500円。</p>
他のもう1者の応札業者の名前、入札金額は。	<p>株式会社三菱総合研究所。</p> <p>入札額は155,000,000円（税抜き）。</p>

<p>【抽出事案10】（一般競争入札・総合評価落札方式）</p> <p>平成21年度経常調査の広報に係る総合企画の実施業務</p> <p>契約相手方：株式会社オリコム</p> <p>契約金額：31,047,051円（落札率97.64%）</p> <p>契約締結日：平成21年8月24日</p> <p>競争参加業者：10者</p>	
意見・質問	回答

総合評価の具体的方法(評価項目、評価基準、配点など)は。	「総合評価における評定について」及び「総合企画における技術等の基本的な評価項目、評価基準及び配点」を提示し説明。
予定価格の算定方法は。	企画書の提案があった10者の見積書を徴取し、最も安価な見積書と最も高価な見積書を除外した8者の見積平均額と予算額とを比較し、安価であった見積書の平均額から予定価格を算定。
他の応札業者の名前、入札金額は。	資料を提示し説明。

<p>【抽出事案11】(一般競争入札・総合評価落札方式) メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査研究の請負 契約相手方：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 契約金額：10,484,250円(落札率97.89%) 契約締結日：平成21年9月29日 競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
総合評価の具体的方法(評価項目、評価基準、配点など)は。	「入札説明書」を提示し説明
1者入札の(推定)理由、他業者の業務受託能力・応札見込みは。	請負の内容的には他業者においても業務受託能力はあるが、入札公告の存在を知らせる機会が少なかったものと思慮。
高落札率の(推定)理由は。	1者しか応札しておらず、入札者が徐々(3回入札)に応札金額を下げていったため、高落札率となったものと思慮。
類似業務に関するこの契約相手方との過去5年間の契約の状況は。	資料を提示し説明。
(今後類似の調達がある場合)1者入札を回避するために取り得る方策は。	H21.11.2以降の入札公告については、情報通信政策研究所(国分寺庁舎)の掲示板への掲出、当所ホームページへの掲載のみならず、本省(合

	同庁舎2号館)の掲示板にも掲載。また、電子入札を導入すべく、関係部署と調整中。
評価項目の中に過去に情報通信関連の調査研究の実施、実績があるかというのが基礎点になっているが、どの範囲のものが実績に含まれるのか、非常にわかりにくいように思う	メディア・ソフトの調査研究に限ったものではなくて、総務省を含めた情報通信関連の調査手法、調査研究すべての実績をカウントするということ

<p>【抽出事案12】(一般競争入札・総合評価落札方式)</p> <p>救急業務に係る情報統計のあり方の検討、調査研究業務</p> <p>契約相手方：財団法人消防科学総合センター</p> <p>契約金額：11,340,000円(落札率98.02%)</p> <p>契約締結日：平成21年8月20日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
総合評価の具体的方法(評価項目、評価基準、配点など)は。	「総合評価基準書」を提示し説明。
1者入札の(推定)理由、他業者の業務受託能力・応札見込みは。	本事業は、①地方公共団体から収集した救急業務統計やウツタイン統計のデータについて統計処理を行う、②統計処理を行ったデータについて、検討会を開催し医学的観点から救命効果等の分析を行うものであり、事業内容が救急業務に関わる極めて専門的な要素を含む内容であること、応札業者は過去にも同じデータ処理業務を請け負っており、救急統計等についてのデータ処理のシステムを持っていることから、1者入札になったものと考えます。
高落札率の(推定)理由は。	事業に必要な経費について適切に積算を行い予定価格を設定したが、結果的に高落札率となったものであると考えます。
この契約相手方との過去の契約の状況は。	資料を提示し説明。
この契約相手方はどのような法人か(資金、人員などの面での国の機関との関係)は。	資料を提示し説明。
(今後類似の調達がある場合)1者入札を回避するために取り得る方策は。	公告期間の延長、十分な事業準備期間の確保

【抽出事案13】(一般競争入札・総合評価落札方式)

平成21年度経常調査の広報に係る総合企画の実施業務

契約相手方：財団法人日本消防設備安全センター

契約金額：3,570,000円(落札率29.85%)

契約締結日：平成21年9月4日

競争参加業者：3者

意見・質問	回答
総合評価の具体的方法(評価項目、評価基準、配点など)は。	入札公告時に希望者に手交している、「仕様書」、「提案書作成要領」及び「総合評価基準書」を提示し、説明。
予定価格の算定方法は。	業務内容を考慮し、過去の同種契約を参考に標準単価表及び同種事業の価格調査等により予定価格を積算。
低落札率の(推定)理由、低入札価格調査の内容、適合判断の理由は。	低入札価格調査におけるヒアリングにおいて当該事業者の調査検討事業の履行能力などを入札者から聴取し、低入札価格調査の結果、調査検討事業の履行能力があること、現地調査の実施箇所選定について確実かつ的確な対応が可能であること、過去の類似業務について同様の価格により実施した実績があること、特に公正な取引の秩序を乱すものではないと考えられることから、入札者と契約を行うことを妨げる理由はないものと判断。
この契約相手方との過去5年間の契約の状況は。	資料を提示し説明。
他の応札業者の名前、入札金額は。	・(株) 損保ジャパン・リスクマネジメント ¥4,738,000 ・東京海上日動リスクコンサルティング(株) ¥9,500,000 ※消費税及び地方消費税額抜き

平成22年度第1回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成22年7月28日（水）総務省第4特別会議室
メンバー（敬称略）	座長代理 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成21年12月1日～平成22年3月31日
抽出案件	5件（対象案件415件）
審議案件	5件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【適正な予算執行及び契約調達に向けた改善について】

冒頭、事務局より

- ・平成21年度契約調達の結果報告及び改善取組
- ・予算執行監視チームの状況

消防庁より

- ・臨時契約監視会に係る消防庁の対応
に関して説明。

【抽出事案1】（随意契約）

日本郵政グループのガバナンス問題の各種調査・検証等に関する業務

契約相手方：弁護士 赤松幸夫ほか6名

契約金額：単価契約

弁護士タイムチャージ（1時間）：31,500円、

交通費及び宿泊費：実費（落札率100.00%）

契約締結日：平成22年1月14日

競争参加業者：－

意見・質問	回答
契約相手方をどのように選定したのか。 随意契約ではなく、競争性のある契約にする必要があったのではないか。	赤松弁護士は政府のさまざまな機関において、問題が生じたときに、その問題について検証していくということにかなりの知見を有しているため、専門的観点から赤松弁護士以下7名が適切であろうということで選定した。

<p>このような契約の仕方を以前にしたことがあるか</p>	<p>電波利用料の徴収等に関するコンサルティング業務として弁護士と請負契約を行っている。 なお、当該契約は総価で契約を行い、相手先の選定は履行可能な者を公募し、審査の上選定している。</p>
<p>選定された弁護士が過去に請け負った国との契約の概要は如何に。</p>	<p>国土交通省の入札談合防止対策委員会、厚生労働省社会保険庁サービス違反調査委員会、農林水産省無許可専従に関する第三者委員会。</p>
<p>一人一人の時間が随分違うのはなぜか。</p>	<p>幾つかの案件をチームに分かれて検証してもらったので、その内容に応じて少し作業に多寡が生じたもの。</p>
<p>一人一人の契約単価をどのように算出したのか。契約期間、実務作業時間等、契約内容をどのような取り決めに基づくものか。</p>	<p>見積書に記載された弁護士のタイムチャージを参照し、業務仕様書及び請負契約書に基づき、取り決めたもの。</p>
<p>契約単価が通常の弁護士費用よりも、相当高く設定されているのはなぜか。</p>	<p>当方で弁護士に関しての相場を確認し、例えば法律相談の料金やチャージ料金といったものは明らかになっているが、本件のような活動については不明のため、見積書の提出を受け、その金額の妥当性を検証した。</p>
<p>2,100万円の予算の範囲内でやるというのならわかるが、なぜ5,200万円かけてやる形になったのか。 こんな予算執行が許されるのか。</p>	<p>かんぽの宿問題でいえば、21年度予算を執行しているときに郵政改革ということで、取り組まざるを得ない状況が生じた。その中で手続を通じて必要な組み替えを行って予算を執行したものの。</p>
<p>今回の報告書を見る限り、問題の違法性を証明するためにやっているものでもなく、法律家に限定した意味というのがよくわからなかった。 いろいろな職業の方を入れず、なぜ弁護士だけになったのか。</p>	<p>指摘されたような問題について、弁護士の方には違法性も含めた視野において見てもらうというところが出発点だったと思う。</p>

【抽出事案2】（一般競争入札）総務省消防庁ヘリコプター

契約相手方：ユーロコプタージャパン株式会社

契約金額：1,417,500,000 円（落札率 100.00%）

契約締結日：平成 22 年 2 月 15 日

競争参加業者：1 者

【抽出事案3】（随意契約）PN：18786-200 ランディングギア 1 個

契約相手方：ユーロコプタージャパン株式会社

契約金額：16,243,500 円（落札率 99.96%）

契約締結日：平成 22 年 3 月 3 日

競争参加業者：－

意見・質問	回答
ギアの故障のトラブルというのは、一般的に経年的に起きるものなのか、何か特殊な事情で起きたものなのか	ヘリコプターの部品は時間が経つごとに、壊れても、壊れていなくても、必ず交換しなければいけないという部品がある。ただし、この足元の部品は、壊れない限りは一生使っていいという部品であったが、突発事案として2件発生したものである。
ヘリコプターを売った会社でないと、修理はできないのか。	ユーロコプタージャパン（株）製の場合、日本でこの機体の整備をできる会社は2社ある。
ギアの購入は随意契約にする必要がなかったのではないかと。	単純に部品だけを供給してもらおうということだったので、本部品は製造メーカーしか販売を行っていないものであることから、随意契約という形としている。
修理が必要になった1機目のヘリコプターを購入した際の応札者数、落札率及び購入時期は如何に。	応札者数 2社 落札率 約85% 納入期限 平成17年12月22日。
ヘリコプターの購入に関して、契約金額は適切か。	予定価格は、下見積り及び過去の他団体の調達実績を参考に積算した。今回合計6回の再度入札を行い、落札が決定したため高落札率となっているが、契約金額は適正と考える。

<p>ヘリコプターの購入に関して、契約年月日がこの時期となっている理由は何か。</p>	<p>意見招請の手続きに不備があったため入札を取り消し、その後再度適正に意見招請手続等を行い入札を行った結果、契約年月日がこの時期となったもの。</p> <p>なお、納入期限については、予算の明許繰越の手続きをとっており、入札説明書の中で納入期限の変更を可能とするものとしていたもの。</p>
<p>ヘリコプターの購入に関して、一者応札となった理由は何か。</p>	<p>入札説明会には2者参加したものの、入札間近になって1者より辞退の意思表示があった。納入期限に関して社内コンプライアンス上入札に参加できないとのことだった。</p>
<p>入札説明書のなかで、状況に応じ、納入期限の変更を可能とするとしたことから、応札の判断材料として不確実性があり、だから一者応札になったのではないか。</p> <p>明許繰越の手続の承認後、納入期限を明確にした上で、入札公告をするべきだったのではないか。</p>	<p>納入期限も理由としてあるかもと今となっては思うが、ヘリポートの滑走路の強度上、重量制限があり、その重量の部分で、入札に参加しなかった業者の機体はちょっと苦しかったところにあるのかなというのはあるが実際のところは分からない。</p> <p>ご指摘を踏まえ、取り組んでいく。</p>
<p>今回と前回でヘリコプターの金額が2倍程度違うのはなぜか。</p>	<p>今回一者応札、前回は二者、競争の原理が働いたためか、前回は非常に安い価格で取得をしている。さらに今回は、より高性能のものを求めた結果、価格が上がっている。</p>

【抽出事案4】（一般競争入札・総合評価落札方式）

平成22年国勢調査調査実施周知用DVD作成業務

契約相手方：株式会社電通

契約金額：6,825,000円（落札率99.01%）

契約締結日：平成22年1月29日

競争参加業者：7者

意見・質問	回答
契約年月日がこの時期となっている理由は何か。	各業者によると制作期間が約2カ月間程度ということだったので、目標の3月末納期からさかのぼって計算し、前年の12月に入札公告を実施したもの。
総合評価の具体的方法は如何に。	財務大臣通知に基づき、価格点1、技術点2以内の割合で、18名のメンバーで評価を実施。
高落札率となった理由は何か。	入札説明会であらかじめ応札業者に対して、予算額を口頭で明示しているために高落札になったもの。
(株)電通はタレントを使っている、他社は使っていないということで評価に差があるのではないか。	各社、タレントを使って提案してきたものもそうでないものもある。
業者に対して予算額を明示するということは、通常他でもやっているのか。過去にも例があるのか。	総合評価の調査研究などの他の契約案件については行っていない。ただ、広報の場合については、起用するタレントによってかなり額に差が出てしまう。広告代理店が、いいと思ってタレントを提案したにもかかわらず予算額の関係で選ばれないということが発生するため、予算額を示した。
現物を見ないで、プレゼン資料でどのように技術点をつけていくのか。	企画書を提案してもらい、プレゼンを15分間程度各社にやってもらう。各社の名前は全部伏せてもらい、プレゼンを行った上で、評定者に審査をしてもらい、公平性、透明性を持って行っている。

<p>テレビスポット、ラジオスポットと同じ役者を使ってDVDをつくってしまうなど、総合的に見て効果的かというと、そもそもやっているのか。</p>	<p>国勢調査の広報は22年度も結果的には(株)電通になり、同じタレントが国勢調査の広報を継続的に行った。</p>
<p>今回落札している(株)電通が有利になった可能性があるのではないか。</p>	<p>有識者の先生も入れて厳正に評価を実施している。</p>
<p>以前はDVDをつくっていなかったのか。</p>	<p>毎年5年ごとで、前回は作成している。毎回応札者は多少違っている。</p>
<p>予算額を示すのは、価格競争のところでは失格を出さないようにしたためとのことだが、それはおそらく仕様ははっきりしていないからだと思う。</p>	<p>仕様書には最低限(必須項目)の条件を提示し、プラスアルファを各社から提案してもらいたいということで仕様書を作成している。</p>
<p>予算額を示すということは、価格競争と認められないのではないのか。 そのような価格を事前に示すのなら、これは企画競争でやるべきなのではないか。</p>	<p>企画競争でやることによって、限度額に非常に近づいてしまうが、総合評価であれば、金額と内容によって一番良いものを選ぶという契約方式になる。今回、もしかしたら最も安い業者がもう少し技術点が高ければ選ばれる可能性もあったということを考えれば、良い契約方式なのではと思っているが、他省にも聞き取りし、今後、検討をしたいと思う。(検討の結果、広報の契約の中で、本件と同様な価格競争に馴染まない案件については、企画競争による随意契約を行うこととした。)</p>
<p>価格点の決め方は何か決まったルールがあるのか。それとも総務省独自のやり方なのか。</p>	<p>財務省通知の計算式に基づいている。</p>
<p>この計算式でやってしまうと、実際は1対2にならない。技術点は積み上げなのに対し、価格点は減算でやっているの、実際は、技術4に対して価格1程度の評価しかできない。 法令には根拠はなく、運用でやっているの、しょうが、本来は会計法令にきちんと書き込まなければならないと思う。</p>	

【抽出事案5】（一般競争入札・総合評価落札方式）

認証基盤連携による認証基盤間の相互運用性確保の実証の請負

契約相手方：株式会社野村総合研究所

契約金額：126,000,000 円（落札率 100.00%）

契約締結日：平成 21 年 12 月 14 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
1 者応札の理由及び応札者を拡大するために採られている措置は如何に。	仕様書（案）に対する意見招請を行うことで、入札者に求める要件等について、幅広く意見を伺う機会を設け、また入札説明会も開催。 なお、1 者応札の理由としては、入札説明書入手者したが入札不参加の者に確認したところ、他の案件との重複、入札説明書の入手は情報収集のため、想定した調達案件ではなかったなどの回答が挙がった。
予定価格算定方式及び落札率が高い理由は何か。	予定価格の策定に当たっては、入札参加予定業者の見積もり、公表資料及び過去の実績などを勘案し設定している。 落札率が高い理由は、予定価格に入札参加予定業者の見積もりを採用しており、入札者が見積もり金額と同額で入札したためと思われる。
2009年9月に認証基盤連携実証実験研究会ホームページができていますが、総務省からの受注を前提にした活動がかなり前から行われてきたのではないかと。	2009年4月に実施テーマを公表し、2009年8月に仕様書（案）にて入札者に求める要件等を公表していることを鑑みれば、本案件の受託を目指し、2009年9月に、「認証基盤連携実証実験研究会ホームページ」を立ち上げていることに、特段の問題はないと考えられる。
(株)野村総研がずっとリードしてきたものであり、その団体加盟の事業者の幾つかが大きく外部委託や機器購入という形で参加していたりしている。他の人たちが途中で入ってこようとしてもできない案件であり、価格交渉に持ち込めなかったのは、甘さや馴れ合いがあったのではないかと。	一者応札になるのであれば、公募の手続をとった上で随意契約とし相手としかるべく価格交渉を行った方が結果、より安価に調達額を設定できるのではという意見もあるので、そこは様子を見ていただきたい。

平成22年度第2回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成22年11月5日（金）総務省第4特別会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成22年4月1日～平成22年6月30日
抽出案件	7件（対象案件984件）
審議案件	7件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【予算執行監視チームの状況等について】

冒頭、事務局より

- ・予算執行監視チームの状況について

消防庁より

- ・消防庁契約手続適正化委員会における過去の契約の検証について
に関して説明。

【抽出事案1】（一般競争入札・総合評価落札方式）政府認証基盤の運用の請負

契約相手方：（社）行政情報システム研究所

契約金額：699,900,000円（落札率99.56%）

契約締結日：平成22年4月1日

競争参加業者：1者

【抽出事案2】（一般競争入札・最低価格落札方式）政府認証基盤のシステム保守の請負

契約相手方：（社）行政情報システム研究所

契約金額：121,800,000円（落札率100.00%）

契約締結日：平成22年4月1日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
保守と運用を分けることに関して、何かメリットはあるのか。	入札機会の拡大という意味ではメリット。 ただし、他の者がとることになると、担当者の負担が大きい。

<p>他の者がとることになり、例えばセキュリティ上の心配はないのか。</p>	<p>暗号の最たるものである「秘密鍵」に何かあった際は、職員二人が必ず現地に赴き対応している。</p> <p>保守と運用を分けたことにより、その回数が増え負担が大きくなっている。</p>
<p>負担が大きいということは、それだけ税金がかかっているという意味である。</p> <p>セキュリティ上の問題が発生するとか、そのために職員がまた労力を使うということであれば、何か改善ができないか。</p> <p>決して常に競争入札するのがいいとは思えない。</p>	
<p>行政の電子化に膨大な費用をかけ、多くの運用・保守点検費用も使われているのに、実際にシステムそのものが使われていない問題を常々指摘してきたが、限りあるリソースの使い方を考えていくことも必要。</p>	
<p>去年の契約と今年の契約では、5千数百万円程度安くなっているが、何が安くなったのか。</p>	<p>契約方式をコンソーシアム形式で行っていたが、事業仕分けにおいて再委託に見直すよう指摘があったところ。</p> <p>その他、経費を見直せないかとの指摘もあり、最低限確保できる人員の体制まで3名分を削って運用費を落としたところ。</p>

<p>【抽出事案3】（一般競争入札・最低価格落札方式）</p> <p>無線機器の型式検定に係る受検機器の試験、合格証書の変更等の届出に係る業務等の請負</p> <p>契約相手方：（独）情報通信研究機構</p> <p>契約金額：105,200,000 円（落札率 100.00%）</p> <p>契約締結日：平成 22 年 4 月 1 日</p> <p>競争参加業者：1 者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>「1者応札の原因分析」において、「業務に参入するには人員が不足している」とあるが、季節的な不足なのか。あるいは恒常的な不足なのか。</p>	<p>登録証明機関によって事情は違うだろうが、他の業務をやるほど雇用はしておらず、恒常的な不足ではないか。</p>

<p>いくら競争入札を行ったとしても、この業務を実施可能な体制があるのはこの（独）情報通信研究機構（NICT）だけになるのか。</p>	<p>登録証明機関がこの検定業務を継続的にやると考えて、それなりの人数を配備すれば参入は可能と思われる。</p>
<p>市場価格の調査を行った、あるいは見積もりを提出してもらったとあるが、この法人以外は業務を行ったことがないのに見積もりを出せるのか。</p>	<p>予定価格を算定する際の見積もりは、入札参加を表明している業者からしか徴収していないので、この場合はNICTの下見積書となる。</p>
<p>札入れ額と予定価格が開いたのは何故か。</p>	<p>下見積もり価格自体は1回目の応札額に近かったと思う。 ただし、予算額の制約があり、予定額を設定する際は予算額の方を採用せざるを得ず、請負業者にとっては厳しい選択を迫られる。</p>
<p>請負業者の方ができないような予算額では、業者に無理やり泣かせることになるが大丈夫か？</p>	<p>ひとまずは入札不調となり、また調達手続きをやり直す形になる。 次に仕様内容を削る、予算額を増額するといった様々な検討がなされて、再度調達手続きに移る。</p>
<p>他の業者が参入できないとなれば、競争入札をするのがいいことかどうか。 5年、10年と継続的にとれるのであれば他の業者も入札を考えるだろうが、1年ばかり無理して入札しても、人員が次の年から要らなくなるのであれば技術者を増やせないだろうし。</p>	
<p>政府全体が一般競争に軸足を置き過ぎている。 きちんと説明のつく随意契約でやるべきものを一般競争でやり過ぎて、かえって不経済・非効率になっていることが多々ある。 対外的にきちんと説明のできるものは随意契約にした方がいいと思う。</p>	<p>政府全体としては、今はとにかく一般競争入札の割合が低いとダメで、割合が増えれば素晴らしいという方向になってしまっている。 (総務省では、一般競争入札の結果を踏まえ、公募、企画競争での競争性のある随意契約への見直しも実施)</p>

【抽出事案4】（一般競争入札・総合評価落札方式）

IPv6 対応に向けたテストベッドによる実証実験に係る請負

契約相手方：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

契約金額：358,050,000 円（落札率 99.90%）

契約締結日：平成 22 年 4 月 14 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
行政事業レビュー点検結果において、この案件は「22年度で廃止」となっているが、元々、23年度もやる予定だった案件なのか。	元々、平成21年度から2年の予定で予算要求を行ったところ。
21, 22年度とも約3億6千万円で同等の予算であるが、同じ業者が落札したので、そのまま同じ場所を借りて、同じテストベッドの機器を使用しているのか。	基本的にはそのとおり。
予定価格の調査、市場調査も前年度に落札した業者から行っており、他の業者が参入する余地は一般的に考えてほぼないのではないか。 価格競争でも負けるし、落札した業者は21年度に立ち上げており知見もある。	前年度落札した業者にノウハウがあるのはご指摘のとおり。 ただし、単年度予算ということで、新しい業者が参入しても構築可能な予算要求を行っており、そういった制度上の課題はあるのではないかと思う。
18年度から、国庫債務負担行為が認められやすくなっているはずなので、2カ年限りの一括の予算で実施することもできたのではないか。	今は簡単にお答え申し上げることはできない。（本契約は、2か年計画ではあるが、1年目の調査結果を踏まえ、2年目の調査内容を決定するものであることから、1年目に2か年の業務内容の確定が必要である国庫財務負担行為での契約は困難と判断したもの）
下見積書の「人件費」は、落札した業者の主幹研究員や主任研究員というように見えるが、見積もりをとった際の説明で、外部の研究員をこれぐらい使い、費用はこれぐらいということは聞いていたのか。	外部の人員を使う際は、備考欄に記載させており、その者の見積書を参考に添付させていたので、この案件の人件費は、落札した業者の人件費のみになると思う。
そうすると、他の業者が報告書を作成したり、インターネット上で公開している費用は、どのように出ているのか。	IPv6を普及させるのが「IPv6普及・高度化推進協議会」の使命であり、各団体が集まり、その会員金のもとで実施し、IPv6推進のために情報を広める協力をしていただいている。

<p>主幹研究員の見積もりを見ると、大体年間2000日近くこの業務だけを行い、労務費が約3,800万円とかなり高い。研究員も高い水準になっている。</p> <p>何故、これ程高い人件費を承諾したのが疑問。</p>	<p>テストベッドを構築していく部分、運用者・利用者を募っていく部分、移行シナリオの作成、技術的な移行検証といった作業があり、単に人が張り付いているだけではない。</p>
<p>当該事業は、v6を使うISPを増やすための事業だと思うが、20年度と21年度の実施が27しか増えていないところに、初年度に約3億円も使い、1つ増やすのに約1,000万円以上もかかるのかとの疑問がある。</p>	<p>今の段階でv6への対応をしている事業者が増えていないのはご指摘のとおり。</p> <p>最終的にはIPv6に対応するかは各主体の判断とか、実際にIPv6アドレスが枯渇するのが来年度といった話しになるので、そのときまでに人や機材の準備や、手続きをするといった過程があるが、この人材を育成する中で、今後は対応をしている事業者が増えていくものだと思う。</p>
	<p>IPv6は中々儲からない現状があり、中小の地方のISPは、設備投資をしてサービスを提供するところまでは現段階では行っていない。</p> <p>アドレスが枯渇して商売ができないとなれば事業者が増えると思うが、もうちょっと長いスパンで見れば、ここでやったことの効果が出るとならないと逆におかしいのかなと思う。</p>
<p>同じものを同じ事業者が2年やるためにわざわざ一般競争入札をして大して安くなっておらず、ほとんど人件費だけにこれだけの費用が使われていることに対して、もう少し説明が欲しいし、成果をみせてもらいたい。</p>	<p>1年目は、テストベッドを地方に持って行かないと使えない状況だったが、2年目は、ネットワークで接続し、遠隔でテストベッドを利用できる環境を構築し、利用者の幅を広げるという取り組みを行っている。</p> <p>来年度からはテストベッドはしないので、その成果が出るように努力したい。</p>

【抽出事案5】(随意契約・企画競争)

第22回参議院議員通常選挙に係る啓発総合企画の実施の請負

契約相手方：(株)日本経済社

契約金額：181,999,650 円(落札率100.00%)

契約締結日：平成22年6月14日

競争参加業者：7者

意見・質問	回答
予定価格の決め方だが、市場価格の見積もりについては行わなかったのか。	下見積もりの内訳を見ると、市場価格といえる一般にオープンにされている標準価格表より値引きがかなり行われており、妥当な価格と判断した。
値引きが行われているから採用したとあるが、値引きがないとどうなったのか。	値引きがないと随意契約の案件となるので、入札と異なり価格交渉のようなものを行い、その中で対応可能か検討していく。
業者の決め方としては、一番安い価格をつけたところになるのか。	まず、要求原課により、企画があった中でどの企画が一番いいかを、職員による審査会で点数をつけて決める。この点数に価格は入らず、企画の内容だけになる。 今度は、その一番企画のいい業者と価格交渉を行うこととなる。
企画の審査を行った段階で、他の参加業者6者は金額がいくらか分からないのか。	企画を募集する際に、限度額を設けている。その企画を出すときに、企画に見合う見積もりを提出していただくので、その段階で金額はある程度つかめる。
効果に関して、若年層の投票率の向上が期待されたとあるが、実際に向上はあったのか。	全国の抽出調査では、20歳代から24歳代については向上し、25歳から29歳の年代では若干下落している。 今回、全般的に投票率が0.72ポイント下落していることを踏まえると、一定の効果はあったと考える。

【抽出事案6】（一般競争入札・最低価格落札方式）

計算証明証拠書編集事務及びADAMS（官庁会計システム）入力事務補助の請負

契約相手方：（株）ケー・デー・シー

契約金額：5,409,022円（単価契約）

契約締結日：平成22年4月1日

競争参加業者：2者

意見・質問	回答
機密にしなければならない報償費を扱っている計算証明書類、公務員でもあまり多くの人の目に触れてはいけないような書類を編纂することは行わせていないのか。	そういったことは行わせていない。
一般の民間会社に行わせているが、情報漏洩の心配はないのか。	契約条件として、品質管理をきちんとしている、信用のある者でないといけないことを決めており、第三者が認めたところだけが参加できるというやり方になっている。 参加基準については、品質管理という意味でISO9001を保持している業者を参加資格があるものとして認めている。
ADAMSなどで入力ミスもたまにあると思うが、入力ミスをした際の会計責任は誰が負うのか。	入力した後に、決議書が決裁で職員に回って来てチェックをする。この段階で、もし間違いがあれば修正する形になっており、あくまでも業者ではなくて会計機関、発注した側が責任を負うようになっている。
入札説明書のダウンロードした業者は、どういう形で分かるようになっているのか。	入札説明書自体はホームページから全てダウンロードしてもらい形になっており、基本的に紙での配布は行っていない。 そのダウンロードをする際に、業者に事前に申請して登録していただくので、それにより業者が全て分かるようになっている。

【抽出事案7】(随意契約・公募)

複写機保守業務の請負(キャノン製)

契約相手方:キャノンマーケティングジャパン(株)

契約金額:5,464,620円(単価契約)

契約締結日:平成22年4月1日

競争参加業者:1者

意見・質問	回答
<p>複写機自体の借入は複数年で、保守は単年度となっている理由は如何。</p>	<p>借入については、契約額が固定であり、3年間の借料を当初で確定できるが、保守料については使用枚数に応じた料金体系となっており、金額が不確定であるので国庫債務負担行為の対象外であるため、単年度での保守契約を行っている。</p> <p>2年度目以降の保守契約については、公募に1回かけて、2者以上になれば競争入札ができるようにしている。</p>
<p>「製造元メーカーが認定した保守実施店としての登録」を仕様書の要件としているとのことだが、その必要性は如何。</p>	<p>総務本省においては、各種施策の企画立案、法令等の制定・改正、国会対応、予算・決算事務等の行政事務を滞りなく行う必要があることから、複写機等の出力機器については、常に良好な状態で利用できるよう、複写機の保守業務については、製造元メーカーが認定した保守実施店によることとしているものである。</p>
<p>公募不参加理由を確認した認定を受けているA社、B社によると、両方とも今回応募する気がないということだが、この要件により実質的にかなり幅を狭めているように思えるが。</p>	<p>業者からは、一度他社保守で使用を開始した機器について、次年度に手を挙げた場合、1年間使われている中でそれぞれの機種で状態が異なっているため、保守も対応しづらいと聞いている。</p> <p>また、2、3年目になれば、さらにそのリスクが高まり、保守実施店として指定されていても、他社が納入して他社で保守を受けているものについては手が挙がりにくいのではないかと聞いている。</p>

<p>保守については年間契約を締結しているとのことだが、保守の必要に応じて来てもらい、そのときのスポットで払うやり方もあるのではないか。</p>	<p>ファックスなどの小さな機種では、保守契約を結んでおらず、スポットの保守で対応している。</p>
<p>スポットの方が安いとか高いとかの試算をされたことはあるのか。</p>	<p>そのような試算を行っていない。</p>
<p>この契約は年間だと約500万円になり、スポットの方が安い可能性があるのではないか。 当契約について、スポットで行った場合に保守費がどのくらいかかるかを計算してみしてほしい。</p>	<p>トナーの消耗品代が非常に大きな金額を占め、かつ消耗品の交換も含めた料金体系になっており、メンテナンスによる人件費を取り出したの比較は出来ないと思うが、消耗品の交換価格も含めた比較については確認する。</p>
<p>年間1台につき500万円という契約は高い気がする。リース契約についても同様。</p>	<p>1枚プリントするごとに発生する費用と、定期と故障時の対応のメンテナンスによる人件費に加え、トナー代が全部含まれている。 今回のキャノンの製品は、1分間に86枚印刷できる非常に高性能な機種になっており、それが単価に反映されていると思われる。</p>
<p>1台1台に関して契約をかけるという形しかとれないのか。</p>	<p>この契約に関しては、高性能なものを求めたためそのような契約になっているが、通常のパフォーマンスのものについては複数台で1契約となっている。</p>

平成22年度第3回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成23年1月28日（金）総務省第4特別会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成22年7月1日～平成22年9月30日
抽出案件	6件（対象案件482件）
審議案件	6件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

<p>【抽出事案1】（随意契約・企画競争）超高速光エッジノード技術の研究開発 契約相手方：日本電信電話（株）、日本電気（株）、富士通（株）、三菱電機（株） 契約金額：計626,999,998円 契約締結日：平成22年7月1日 競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
<p>研究テーマの設定・立案はどのように行われるのか。</p>	<p>研究テーマにより担当部局での立案の進め方は様々である。</p> <p>研究開発委託においては、予算要求の前に情報通信関係の学術経験者による外部評価を受けることになっており、テーマの設定は適当か、予算要求額は適当か等について審査される。</p>
<p>こういう研究をする技術、能力を持った者が応募してくるということをどの段階で想定しているのか。</p> <p>万が一応募がなかった場合、どういうことになるのか。</p>	<p>この技術は、この企業が優れているので、応募してくる可能性が高いという想定は可能である。</p> <p>研究開発委託においては、公表されている予算書を見れば、どれ位の金額でどのような研究開発を行うのかが分かるので、応募がないという可能性は低いと思われる。</p>
<p>実際にこの技術が開発に成功して期待されるような研究結果が出たときに、受託者はその技術を利用する権利、つまりアドバンテージがあるのかどうか。</p>	<p>日本版バイ・ドール法において、政府資金による研究開発委託に係る知的財産権は、一定条件の下、すべて受託者に帰属させることができると規定されている。</p> <p>本件においても、一定条件の下、すべての知</p>

	<p>的財産権が受託者に帰属するように契約締結している。</p> <p>また、研究開発におけるノウハウ等、知的財産権以外のアドバンテージもあると考えられる。</p>
<p>4者からなる1組での応募とのことだが、それぞれの企業との契約を見ると、金額が大なり小なり様々だが、この辺りの受託のウェイトは、1組の中で分配されたのか。</p>	<p>4者が共同で一つの提案を出してきており、その提案段階で各者が担当部分を決めている。</p> <p>金額が高い企業は、研究・開発にお金がかかる部分を担当しているからである。</p>
<p>外部評価においては、国民にきちんと説明がつく形で、透明性・公平性が確保できる手段を工夫していただきたい。</p>	<p>評価委員が提案元と関係する組織に所属していた場合や契約関係があった場合は、当該評価に参加しない等、透明性・公平性の確保のための手段を講じている。</p> <p>また、評価会の資料や議事概要は総務省のホームページに公開している。</p>

【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）

総合無線局監理システム用コンピュータ機器（シンククライアントサーバ等）の借入

契約相手方：日本アイ・ビー・エム（株）

契約金額：1,888,922,700 円（落札率 99.36%）

契約締結日：平成 22 年 7 月 9 日

競争参加業者：2 者

意見・質問	回答
<p>総合無線局監理システムに係る契約が、端末やサーバなどを含めて6案件あったが、それらの更新ということか。</p>	<p>当該システムは、3年に1期程度の計画で段階的に見直しを行い、サーバも複数あるため調達時期が少しずつずれていく。 機器更改もできるだけ合わせて見直しをするため、単年でみれば複数本の機器の借入れ契約があり、それが6案件ということ。</p>
<p>平成20年度第2回契約監視会で同じ案件を見させていただいた際は、1者応札で、その時の説明では、技術的なハードルが高いのでおそらく他に入札がなかったということだった。今回は入札に2者出てきていて、評価点の差が550点となっているが、今後もアイ・ビー・エム（株）が契約を取り続けるのか。</p>	<p>平成25年に、中央サーバの機器更改を迎えるので、機器関連の調達仕様書の意見招請をした際も複数者から情報が集まり、アイ・ビー・エム（株）でなくてはできないということはないとの期待感がある。 当該システムはアイ・ビー・エム（株）だけでなく、他社製のサーバも入れており、この2者が主なベンダーとなっているが、システムの機能拡充や機能開発といったソフト面の調達には、この2者以外からも「できるかもしれない。」との話がある。</p>
<p>ハード面について、これまでもアイ・ビー・エムによる1者応札であり、さらに550点も差がついているが、複数者による入札の可能性はあるのか。</p>	<p>機器借料の部分では、今回は点差がかなり近いと思う。評価点全体は、1,500点プラス3,000点の4,500点であり、4,500点のうち結果として550点差であった。 こういった実績がある以上、競争が働くことへの期待が持てるのではないかと。</p>
<p>今後、更改されることがあるので、ぜひ複数者の競争になるよう努力していただきたい。</p>	<p>引き続き、努力させていただく。</p>

【抽出事案3】（一般競争入札・総合評価落札方式）

総務省 ICT 利活用事業の効果検証・標準仕様策定等に係る調査研究の請負

契約相手方：アビームコンサルティング（株）

契約金額：6,405,000 円（落札率 17.45%）

契約締結日：平成 22 年 7 月 30 日

競争参加業者：5 者

意見・質問	回答
<p>予定価格の妥当性に疑問。もしも予定価格が妥当であれば落札金額は低いと思うし、落札金額が妥当であれば、予定価格がおかしいのではないか。</p>	<p>今回落札したアビームコンサルティング（株）が出した見積もりの価格は、5 者のうち一番低い金額で、実際に入れてきた応札額は、それよりもかなり下げてきていた。</p> <p>金額面で妥当かどうかとは考えるが、我々としては、きちんと契約内容が履行されるものと考えている。</p>
<p>これが妥当であれば、今後は他の類似案件に関していえば、この金額がベースとなるのか。</p>	<p>今回は、アビームコンサルティング（株）がかなり戦略的な価格を落札額として入れてきている。</p> <p>これを実績ないしは実例として次の類似の案件に適用できるかは、検討を要すると思う。</p>
<p>あえて安くしたという、戦略的な価格設定は許されるのか。他の案件でも使えるのではないか。</p>	<p>契約の仕組みの中では、低価格入札の調査は 6 割を切った場合にやることとなっており、その観点では、当該価格できちんと本来の契約が履行できるかとなっている。</p> <p>他の案件について、同様の判断を他の者に求めるのは、ただちには難しいだろう。</p>
<p>見積もりの時点で、金額に既に大きな差があるが、見積もりの仕方が難しい業務なのか。</p>	<p>基本的には調査研究なので、人件費にかかる部分がほとんどだと思う。</p> <p>各業者により、ノウハウが蓄積されているかにより、調べる工数が変わってくると思う。</p> <p>また、人件費の単価も各業者それぞれなので、高い業者はそれなりに高くなる。</p>
<p>機械的に技術点の一番高いところを予定価格とするというのは、少し問題ではないか。</p>	<p>総合評価落札方式の場合、ケースバイケースであり、総合評価の技術点が一番高いところの金額が一番高い場合もあるし、逆に技術点が中間ぐらいに位置した者の金額が一番安い場合もある。</p> <p>アビームコンサルティング（株）は、定型的な作業部分は安い単価を使っていたため、総ト</p>

	<p>一時的にはかなり安い金額が出てきたと、下見積もりについては想定される。</p> <p>予定価格を作成する際は、市場価格や、シンクタンクにある公官庁用の予定表を見比べながら決めている場合もある。</p>
<p>金額が安いのは良いと思うが、予定価格との乖離を見ると釈然としない。</p> <p>実際の入札価格を見ると、約3,600万円から約2,000万円に下げられているものもあり、最初の見積もりの金額は何だったのかという疑問がある。</p> <p>また、実際に業務をやっている最中とのことだが、実施状況は如何。</p>	<p>仕様書に基づき、基本的に押さえるべきところは押さえてやってもらっている。</p> <p>ただ、仕様書の解釈について認識の差異がみられる部分があり、その差異を埋め、クオリティを高める努力はしており、今のところ問題はおきていない。</p>
<p>総合評価で、技術点の最も高い者の見積もりを基に予定価格を算定するというのは、総務省のルールとして規定されたのか。</p>	<p>規定していない。</p>

【抽出事案4】(随意契約・企画競争)

ブロードバンド・オープンモデルによる地域課題解決支援システムの検証のうち、医療統計情報分散共有ネットワークの構築の実証実験に係る請負

契約相手方：(株) ネットマークス

契約金額：59,166,000 円 (落札率 100.00%)

契約締結日：平成 22 年 8 月 27 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
<p>1 者しか出てこなかったのは、あまり魅力的な仕事ではなかったのか。金額的なところが問題だったのか。</p> <p>また、企画競争なので、もっと複数者が出てこないと競争にならないので、そこら辺の努力をされたのか。公募の期間が短かったなど、何か分析はされているのか。</p>	<p>関係の業者にはこういったことをやると声掛けはしたが、結果的に 1 者となってしまい、大変に残念。</p> <p>公募の期間も 1 ヶ月間設けたので、それなりに妥当な期間であったと考える。</p> <p>この実証実験をするに際し、公募の要項を設けて検討、公示してやっている。</p> <p>価格については、出てきた提案書などを見て、妥当な金額だと考えている。</p>
<p>この契約については、相手方が上場廃止となったが日本ユニシスの完全子会社になったのでよかったが、債務超過だったと書いてある。</p> <p>信用調査を当然やるべきだと考えるが、如何。</p>	<p>委員からご指摘をいただくまでは、この件をつかんでいなかった。</p> <p>当然、応募要項を定めて公募を行っており、業務履行能力の確認を行っていたもの。</p>

【抽出事案5】(不落・不調随意契約)

平成22年度総合防災訓練参加広報品(クリアフォルダ)作成及び発送に係る業務

契約相手方:(株)ユーレックス・ジャパン

契約金額:7,470,750円(99.86%)

契約締結日:平成22年8月10日

競争参加業者:9者

意見・質問	回答
<p>契約から納品までは約1ヶ月で、十分な期間が確保されているとのことだが、業者が決まらなかったら非常に困るのではないか。それとも、特定の業者に頼んでいて、決まると思っていたのか。</p>	<p>特定の業者に頼んだということはない。</p>
<p>同様の案件を平成20,21年とやっているのであれば、もっと計画的に早めに公告を出すことはできなかったのか。</p> <p>逆に言えば、長い期間をとればもっと安くできるのに、短期間で人手不足の時期のため、下りてしまう業者もいたのではないか。</p>	<p>結果として、その可能性は否定できない。</p> <p>ただ、クリアフォルダに関して評判の善し悪しがあり、見直したらどうかというのが内部にあった。</p> <p>また、市町村などの要望も踏まえて検討しているうちに、時間が過ぎてしまった。</p>
<p>1度目の入札で契約相手方以外は辞退し、その契約相手方も予定価格が下回らず、1度は入札を辞退している。</p> <p>予定価格を決めたら、交渉の過程では下げられない。予定価格の決め方に少し慎重さが足りなかったのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、予定価格の決め方に少し慎重さが足りなかったかもしれない。</p>
<p>予定価格算定の際に、値引率等を勘案した上で支出負担行為担当官が適正に決定しているところがあるが、値引率に一定のルールはあるのか。</p> <p>また、値引率の程度は、案件ごとにあるのか。</p>	<p>一定の率ということで、その率が数字で決まっている。</p> <p>一定だと、結果をホームページなどに公表していることもあり、類推されることもあるので、変動幅を持たせている。</p>
<p>なぜ、適正ということが分かったのか。</p>	<p>予定価格の範囲内で契約が出来たので、適正な予定価で安く上がったと認識している。</p>

【抽出事案6】（一般競争入札・総合評価落札方式）

平成22年度住宅防火対策推進シンポジウムの実施に関する運営等業務一式

契約相手方：（株）讀賣連合広告社

契約金額：12,915,000 円（100.00%）

契約締結日：平成22年7月13日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>20年度と21年度は、本件と同じ業務の委託が一般競争で、かなり落札率が低かった。</p> <p>今回は競争参加業者が1者となり、落札率が100%となったが、これはどのように分析されるか。</p>	<p>平成20年度は箇所個数が5カ所、平成21年度は8カ所、平成22年度は10カ所であり、箇所個数によって業務量が違ってくる。</p> <p>入札説明会への参加状況や、見積もりを複数者から聴取したことから、複数の提案があると思っていた。</p> <p>提案書の〆切期間が、公告から12日間と、少し短かったのではないかと分析している。</p> <p>これらを踏まえ、今後の当課の入札については、提案書の期間を最低20日以上とするように取り組みを変えたところ。</p>
<p>箇所個数が5カ所、8カ所、10カ所と増え、従来のようにやれる業者が少なくなったのであれば、分割発注は考えなかったのか。</p>	<p>考えなかった。</p> <p>業務量が増えたことで、競争参加業者が1者になることは予測していなかった。</p>
<p>今回落札した業者は、平成20年度には競争相手方がいたので落札率はかなり低いところで札を入れているが、予め1者だと分かっていたのか。</p>	<p>入札の当日、実際に業者が会場に来るまで分からない。</p>
<p>会場に来て1者だと分かれば、その時点で高いところから札をゆっくり入れて落とすということも可能ではないか。</p>	<p>可能性としてはゼロではない。</p>
<p>競争性がなくなるのは何が原因なのか。</p> <p>仕事がだんだん魅力的でなくなっているからなのか、負担が大きいわりに値段はどんどん下がっているからなのか。</p> <p>1者になった原因も含め、次の契約につなげていただきたい。</p>	<p>ご指摘のようなこともあるかもしれない。</p> <p>1者入札の件も含め、次の入札では参考にしたい。</p>

平成23年度第1回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成23年6月2日(木) 総務省第2会議室
メンバー(敬称略)	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト
審議対象期間	平成22年10月1日～平成22年11月30日
抽出案件	6件(対象案件185件)
審議案件	6件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

<p>【抽出事案1】(一般競争入札) 次期総務省LANのあり方に関する調査研究作業の請負 契約相手方: ネットワンシステムズ(株) 契約金額: 945,000円(落札率2.86%) 契約締結日: 平成22年10月21日 競争参加業者: 2者</p>	
意見・質問	回答
<p>予定価格の算定の仕方如何に。予定価格の見積もりが高すぎるのではないか。 また、予算額をどのように見積もったのか。</p>	<p>(予定価格及び予算額の算定方法について説明) 見積もりについては、特に高すぎるとは考えていない。 予算額は、CIO補佐官の相談会において妥当性は見ていただいている。</p>
<p>契約内容の実行状況如何に。</p>	<p>昨年末まで現行LANの調査・分析を実施。現在は、最終とりまとめに向け、最終報告書の作成段階に入っている。</p>
<p>要求業務内容、発注仕様、期待成果如何に。</p>	<p>次期総務省LANの調達を行うのに際し、次期総務省LANのシステム構成、運用管理・保守方策等の要件定義案を作成させるもの。本件調査研究の納入成果物を基礎とし、今後、仕様書案の作成を行うこととなる。</p>
<p>総務省LAN関連業務に関する契約相手方の業務実績如何に。</p>	<p>【平成18年度】 「次期総務省LANのあり方に関する調査研究作業の請負」 契約金額 ¥7,875,000- 落札率 24.4% 【平成19年度】</p>

	<p>「次期総務省 LAN システムの構築要求仕様書の作成支援作業及び提案書の審査支援作業の請負」</p> <p>契約金額 ¥252,000- 落札率 2.53%</p>
他 1 者の入札価格、業者情報如何に。	<p>(株) 野村総合研究所 ¥25,000,000- (税抜き)</p>
低入札価格調査の結論如何に。	<p>過去の実績として業務を行ってきたノウハウを生かして工数の削減ができるというようなことを言っていた。実施体制などを見る限りでは、履行は確実にできるという判断のもと、契約を取り交わしている。</p>
<p>効率性、経済性はもちろん必要だが、それ以上に公正性は必要だと思う。</p> <p>本当に妥当な価格でないとなれば、ほかのところで適切ではない契約が行われる可能性もあるので、それも含めて見ていく必要があると感じる。</p>	<p>(低入札価格調査時において、当該契約期間中における他の契約請負状況や、過去に請け負った契約実績及び契約の成績状況についても調査を行っており、今後も適切に対応を行って行きたい。)</p>

【抽出事案2】（随意契約・公募）

暗号アルゴリズム移行に係る政府認証基盤の検証環境の機能拡充のための機器等の借入

契約相手方：NECキャピタルソリューション（株）

契約金額：335,553,984 円（落札率 99.82%）

契約締結日：平成 22 年 10 月 5 日

公募参加業者：1 者

意見・質問	回答
履行可能な仕様・構成の熟知の条件は何故必要か、またこれを満たす業者は何者あるか。	本件は、現在運用している政府認証基盤の検証環境に、暗号アルゴリズム移行に係る機能拡充のための機器及びソフトウェアを増設するものであることから、現行システムと一体的な運用を確実、安定、効率的に行う必要があるため。機器を納入できる業者は複数者あるが、リスク、採算性等を考え、1 者しか公募に応じていないものと考えられる。
評価結果はどのようになったか。	公募において業者が提出した機能性能証明書の審査を行った結果、調達仕様書の要件を満たしていると判断した。
もう少し他者が参入可能な形にできないか。	設計書の閲覧時間を拡大し、極力全部見せるようにした。調達から導入まで通常の倍近く準備期間を確保した。しかし、結果的に 1 者となった。

【抽出事案3】（一般競争入札）

国の行政機関等における情報公開法及び個人情報保護法に係る答申・判決分析の
請負

契約相手方：(財) 行政管理研究センター

契約金額：12,600,000 円（落札率 100%）

契約締結日：平成 22 年 10 月 1 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
1 者入札になった推定理由如何に。	当該調達の様書をダウンロードしたが応札しなかった者に応札しなかった理由を聴取したところ、①情報公開や個人情報保護の分野の有識者との調整がつかなかった、②経年で実施しているものであり、実施に当たっては過去との継続性が求められるものと判断した（注：業者の判断であり、要件ではない。）などの理由で応札を見送っているとのこと。
予定価格の算定の仕方、100%落札率の理由如何に。	（予定価格等について、説明）
要求業務内容、発注仕様、期待成果如何に。	・要求業務内容は、以下のとおりである。 （1）分析作業（分析責任者・分析担当者を選任し、事案の概要・カテゴリー別要旨の作成及び参考答申等の抽出を行わせる。） （2）打ち合わせ会議の開催 （3）進行管理等 ・発注仕様について説明。 ・期待成果については、情報公開法・個人情報保護法に基づく開示請求があった場合には原則開示となるものの、個人に関する情報や国の安全等に関する情報等の中には不開示とすることが適当なものがあり、行政機関がその判断を適切に行うために情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベースが有益なものとなっている。また、行政機関による開示・不開示の判断が適当なものか国民が確認するためにも、当該データベースは有益なものとなっている。 当該データベースは年間約 10 万件のアクセス件数があり、行政機関による適切かつ迅速な開

	<p>示請求への対応や国民による的確な批判への寄与など、情報公開法・個人情報保護法の運用に大きく貢献している。</p>
<p>予算額はどのように積算したのか。</p>	<p>(予算額の積算について説明)</p>
<p>(請負先の) 行政管理研究センターは情報公開・個人情報保護審査会関係の解説本をたくさん出しているし、これだけの知見を持ったところはほかにあるのかと思った。このデータベースを分析して、新規参入するなんて不可能と思われるが、なぜこれを競争入札にしなくてはいけないのか。</p> <p>もう少し合理的なことができないか。今後も毎年必要な仕事だから、一般競争入札などの手続を毎年考えなくても済むような方法はないものだろうか。</p>	<p>公正性や透明性という観点で国費を支出しなければならないので、一般競争入札を行っていた。ただ、実行上の問題として、情報公開・個人情報保護に知見のある分析責任者を通年で安定的に確保するのは難しいのかもしれない。</p> <p>なお、一般競争入札については1者応札が続くので、今年度(平成23年度)の契約に関しては、この要件で請負できる業者はいるのか公募をかける方法に変更し、結局行政管理研究センターだけということになり、最終的に随意契約に落ち着いたというところ。</p>
<p>個々の案件の分析は、期日を決めてやっているものなのか。</p>	<p>データを渡してから2カ月程度。定期的に委託を受けた行政管理研究センターのほうで年間通じて900件程度になるように進捗状況を管理している。</p>
<p>事業費の見積額について、他の一般企業との比較や、複数見積もりをとるということは今までやっているのか。</p>	<p>予算要求の時点の見積もりは例年1者だったかと思う。22年度の入札をする際には、2者から見積もりをとっていたと思う。</p> <p>来年度の予算要求に際して、もう1者とってみるというのもあるかもしれないが、結果として見積額が高くなる可能性があるのと、以前参入を断念した業者に見積をお願いするのは気が引けるという心情的な部分もあるので、いろいろと検討しつつ進めることになると思われる。</p>

【抽出事案4】（一般競争入札・総合評価落札方式）

消防救急デジタル無線システム実証試験に係る無線装置整備（調達等含む）業務

【玉野市消防本部】

契約相手方：(株)日立国際電気

契約金額：396,900,000 円（落札率 94.26%）

契約締結日：平成 22 年 10 月 15 日

競争参加業者：4 者

【抽出事案5】（一般競争入札・総合評価落札方式）

消防救急デジタル無線システム実証試験に係る無線装置整備（調達等含む）業務

【京都市消防局】

契約相手方：日本電気(株)

契約金額：420,105,000 円（落札率 99.78%）

契約締結日：平成 22 年 10 月 15 日

競争参加業者：2 者

【抽出事案6】（一般競争入札・総合評価落札方式）

消防救急デジタル無線システム実証試験に係る無線装置整備（調達等含む）業務

【岐阜市消防本部】

契約相手方：沖電気(株)

契約金額：416,535,000 円（落札率 98.93%）

契約締結日：平成 22 年 10 月 15 日

競争参加業者：2 者

意見・質問	回答
各事案の予定価格の算定のやり方如何に。	（予定価格の算定方法について説明）
各事案の仕様書の作成の手順及びその差異如何に。	実施設計により仕様書を作成したもの。 各消防本部の地形、管轄人口の違いに伴い、無線装置の整備内容に差異があるため。
各事案の公告の方法如何に。	官報公告、掲示板への掲示、消防庁ホームページへの掲載。
各事案の入札に際しての事前説明の日取りとその具体的なやり方。	入札説明会は、平成 22 年 8 月 27 日に防災情報室職員により入札説明書について説明を実施した。
各事案の総合評価の進め方とその結果の詳細如何に。	入札参加業者が作成した提案書（プレゼンテーション含む。）に対し、審査員が採点を行ったもの。落札者の総合評価点、技術点については、消防庁ホームページにて公表。

<p>各契約に係る補正と繰越しの状況如何に。</p>	<p>21年度補正で予算をつけてもらい、消防救急デジタル無線整備事業全体を21年度から22年度に繰越しを行った。</p>
<p>今回発注した消防本部はいくつか。</p>	<p>6本部。</p>
<p>実施設計は6つの本部全部同じ業者がつくったのか。</p>	<p>基本的には違う業者だが、2つの本部をとった業者がいたので、5業者で6本部という形になっている。</p>
<p>実施設計に基づいて仕様書に落として予定価格を立てていると思うが、場合によると本部ごとに違う考え方で予定価格を立てているということか。</p>	<p>できるだけいろいろなノウハウを得たかったということ、全国約800本部設計をしていくに当たり、多くの設計業者に参加していただかないとやり切れないので、一括発注ではなく6分割して競争入札に付した。あまりばらつきが出ないように、ある程度横並びは見ている。</p>
<p>事案4～6は予定価格が同じであるが、これは現場の状況、人口や地形を踏まえて、別々の業者が実施設計した結果、たまたま予定価格が同じになったということか。</p>	<p>業者が出してきた参考見積額で1%まで行かない程度の差異があり、事実上同様の金額でできるものとみなすべきだという判断をし、同じ予定価格にしたもの。</p>
<p>事案4に4者、事案5と事案6にそれぞれ2者と参加業者数に差異があるが、どの辺りに原因があると考えているか。</p>	<p>4者応札いただいた玉野消防は比較的面積や規模が小さいので、参入しやすかったということがあるかもしれない。</p>
<p>玉野消防の落札率が低いのは業者が4者という形で競争が働いたというよりは、もともと施行条件が京都などと比べるとわりとやりやすいということで、もともとこの予定価格はほかと同じ金額にするよりは、もう少し低くするのが妥当だったのではないか。</p>	<p>結果として玉野は落札率が低くなったが、見積書にはほかとそうそう差がないという状況で、人口などを考慮し、もっと安い予定価格にするというところまでなかなか判断ができなかった。</p>
<p>こういったことができる業者はどれくらいあるのか。</p>	<p>消防救急無線の場合は、もともと市場が限られているということもあり、技術検討に参加しているメーカー数が大体5、6社といったところ。</p>
<p>予定価格の算定の仕方については、ぜひさらに精査していただきたい。</p>	<p>引き続き、精査していきたい。</p>

平成23年度第2回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成23年8月25日（木）総務省第2会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清 水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高 橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園 田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成22年12月1日～平成23年3月31日
抽出案件	5件（対象案件335件）
審議案件	5件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

<p>【抽出事案1】（随意契約）災害対策用衛星携帯電話② 100式 契約相手方：株式会社KDD I 契約金額：44,415,000円（落札率100.00%） 契約締結日：平成23年3月22日 競争参加業者：－</p>	
意見・質問	回答
緊急時の調達方法についてのルールはどのように規定され、運用されているか。	緊急時における随意契約のルールは、（会計法等では定められているが、総務省独自では）定めていない。締結を希望する場合は、実施決裁文書に随意契約希望調書を添付し、その理由を詳細に記載することとしている。
本契約の必要性はどのようにして発生（認識）されたか。	東日本大震災において地上系の通信インフラが大きく被災したことから、これに依存しない衛星携帯電話による通信手段の確保が不可欠と考え、緊急に調達を行い、被災地の自治体等の要望を踏まえ貸与を行ったもの。
予算はどのように確保されたか。	緊急性に鑑みて、22年度予算の執行残から確保した。
本件において、具体的にどのように相手先が選定され、調達価額が決定されたか。	相手先は、国内で衛星携帯電話サービスを提供している企業から選定したもの。 なお、調達価額は、市場価格をHP等で確認したところ、見積書にて約8.5%の割引がされて

	いたことから、適正な価格と判断したものである。
無線機器の現時点の活用状況を含む管理状況はどのようになっているか。	被災地の自治体等に貸出しの上、活用されている。また、貸出先や貸出日等について管理簿を定め、適正に管理している。
自治体の要望があって調達を始めたのか。	総務省が必要であろうと判断した。
どうやって現地に運搬したのか。	衛星携帯電話に限らず、トランシーバーなどを貸し付けているほかの部署や防衛省と連携をしてまとめて現地に送った。
この契約では100式となっているが、全体で何式買ったのか。	全体で300式。NTTドコモから100式とJSAT MOBILEから100式。
イリジウム携帯サービスを提供しているのが国内でKDDIのみとのことだが、海外のキャリアについては調査したのか。	制度上、速やかに使えるものということでKDDIしかなかった。
1者から300式購入するという考えはなかったのか。	緊急に調達する必要があった中で、すぐ集める際に1者から300台というのは数として大きくて、なかなか対応が難しかった。
緊急事案であったことはよく理解しているが、緊急事案で調達する場合、あとはどのように説明責任を果たしていけるかが大事。	緊急時の一律的なルールというのは難しいと思うが、透明性を高めて説明責任を果たせるようにしていきたい。

【抽出事案2】(随意契約・企画競争)平成22年度地域ICT利活用広域連携事業(追加公募)

契約相手方:特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ

契約金額:67,104,707円(落札率100.00%)

契約締結日:平成23年2月14日

競争参加業者:94者

意見・質問	回答
<p>特定非営利法人に対し委託する本件事業の目的如何に。</p>	<p>少子化や核家族化が進む中、「妊婦」、「子育て経験のないママ」、「育児不安の強いママ」など育児で悩みを持つママが増えており、医療・療育を必要とする在宅の重症児も増えている。最新のICTの利活用により、自宅や療育施設等から「フェイス・トゥ・フェイス」での子育て相談や医療・療育相談・リハビリを受けられるサービス及び買い物代行などの付帯サービスを実施するもので、地域に根付いたNPO法人に委託するのが適当であるとの考えから。</p>
<p>企画競争に際しての、特定非営利活動法人に対する公募の状況と応募者の状況如何に。</p>	<p>H22.9.14に報道発表を行い、H22.10.14までの募集期間に、地方自治体23、第3セクター11、NPO法人60(連携主体については、代表団体によって区別)の計94団体から提案があった。</p>
<p>評価委員の選定状況と、評価基準の内容如何に。</p>	<p>10名の方々に評価していただいた。評価基準については、実施要領の中に概要を記載している。</p>
<p>予定価格及び契約金額の構成内訳如何に。</p>	<p>(予定価格等について、説明)</p>
<p>契約書に定める履行確認の方法と精算条項の内容如何に。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書及び成果報告書の提出及びこれらの内容の精査 ・必要に応じて現地調査や写真等による確認
<p>追加公募となっているが、最初の募集はいつだったのか。応募はどのくらいあったのか。</p>	<p>4月28日から6月3日まで公募し、147件の応募があった。</p>
<p>追加公募した理由如何に。</p>	<p>うち64件が採択になったが、非常に要望があったということと、若干予算的に余裕があったということで遠隔医療関係と緑の分権改革関係に特化して追加公募を行った。</p>
<p>追加公募で採択された後のスケジュールが非常にタイトであると感じるが、契約内容を履行できるのか。</p>	<p>期間が短かったため予算の繰り越しをして、平成23年7月末までやってもらっている。</p>
<p>この事業内容自体が国の行政サービスにど</p>	<p>厚生労働省などの関係省庁と連携をしており、</p>

<p>う結びつくのか。</p>	<p>遠隔医療の中でも遠隔診断みたいなものから、コンサル的なものまで幅広くあるが、そういったものの中で評価が良かったものを典型的に採択し、厚生労働省と共有しながら、今後どうしていくかというところにつなげていくというのが一つの目的である。</p>
<p>国がこういう行政をやっていく必要があるということか。</p>	<p>このNPOがやることによって、同じような課題を持つほかの地域にも広げていきたいということで国の予算を入れてやっている。ICTを活用することによって地域の課題を解決していきたいと考えている。</p>
<p>どちらかと言えば厚生労働省の政策の効果のような感じがするのだが、厚生労働省の予算と両建てでやっているのか。</p> <p>ICTとしてはどういった政策効果をねらうのか。</p>	<p>厚生労働省と連携をとりつつ、総務省において実施している。</p> <p>新しいものを開発するということではなく、より情報通信技術を広く活用してもらうことが総務省の成果だと思っている。</p>
<p>報告書はどのようなタイミングで業者から出してもらっているのか。複数年でやっていくということだが、業者のこの事業に関しては、現在は一旦終わっているということか。</p>	<p>単年度契約なので契約は切れるが、その後も自立して継続できるような内容のものを提案してくださいということをお願いしていて、今ちょうど実績報告書と成果報告書が同時に上がってきている。</p>
<p>広く募集して見つからないときに違う分野をやるならまだわかるが、その分野の中から、今度は医療だけに絞ると、もっと見つからないと思うのだが、どういった判断だったのか。</p>	<p>追加公募のときに厚生労働省の意向で医療がさらに細分化されたり、緑の分権改革のほうでやりましょうという話も出てきたりと、そういう政策的・政治的な判断があった。</p>

【抽出事案3】（一般競争入札・総合評価落札方式）

①ボリビア多民族国における ISDB-T を活用した地上波デジタル放送システム普及のための調査検討の請負

契約相手方：株式会社東芝

契約金額：299,250,000 円（落札率 99.85%）

契約締結日：平成 23 年 1 月 28 日

競争参加業者：2 者

②ベネズエラ・ボリバル共和国における ISDB-T を活用した地上波デジタル放送システム普及のための調査検討の請負

契約相手方：株式会社東芝

契約金額：297,150,000 円（落札率 99.15%）

契約締結日：平成 23 年 1 月 28 日

競争参加業者：2 者

意見・質問	回答
要求業務内容、発注仕様、期待成果及び総合評価の内容如何に。	ISDB-T システムの構築・遠隔教育放送モデルシステムの検証・検証結果の分析・課題の抽出及び考察。本件実施により、同国への ISDB-T の円滑な導入とともに、我が国メーカーのビジネスチャンスの拡大等に期待。調査内容・手法、調査能力・体制について加算方式により総合評価を実施した。
予定価格の算定の仕方如何に。	（予定価格等について、説明）
高落札率になった推定理由如何に。	市場調査価格よりも厳しい予定価格になったことから、結果落札率が高くなったと思われる。
他 1 者の入札価格及び業者情報如何に。	①311,000,000 円（税抜き）、日本電気株式会社 ②308,000,000 円（税抜き）、日本電気株式会社
総務省における同種業務の委託実績（契約方法、入札参加者数、予定価格及び落札率）如何に。	・「アルゼンチン共和国における ISDB-T を活用した移動体向け地上波デジタルテレビ放送システムと遠隔教育システムの普及のための調査検討の請負」 一般競争入札（総合評価方式）、2 者、424,200,000 円、99.01% ・「ペルー共和国における ISDB-T を活用した地上波デジタルテレビ放送システムと緊急放送システムの普及のための調査検討の請負」

	<p>一般競争入札（総合評価方式）、2者、375,600,000円、99.24%</p> <p>・「エカトル共和国における ISDB-T を活用した多チャンネル TV 放送及び遠隔教育 TV 放送システム普及のための調査研究の請負」</p> <p>一般競争入札（総合評価方式）、2者、355,200,000円、97.55%</p>
ほかの国でも同様のことをやっているのか。	ブラジルをはじめ、南米の方では結構行っている。
こういう実験的なことにどのくらい期間がかかるのか。	最低でも2、3カ月。
国それぞれ特色が違うので、業者のほうで得意、不得意があるのではないか。	業者としても持っている情報ネットワークは国によって違うわけで、例えばその国に支店や代理店があるということや、この国についてはこれだけ詳しい情報を事前に持っているというのは総合評価の中でポイントが高くなる1つのところではあると思う。
参加業者が2者という状況であり、競争性があまり働かなかった状況にはどのような背景があるか。	今回の実証実験をやるに当たっては、日本で送信機をつくっているメーカーがメインとなり、実証実験の完遂となると、結果的にこの2者がある程度手を挙げやすいというところがある。
国としてどこまでやるべきなのかという線引きが難しいと思う。この事業をやった成果として、最終的に日本の国益にはね返ってこなければいけないと思うので、国策としてやるのであれば頑張って結果を出していただきたい。	当然成果が求められるわけであり、頑張ってやっていきたい。

【抽出事案4】（一般競争入札・総合評価落札方式）

ネットワークを介した鍵ペアの生成及び送付に関する調査研究の請負

契約相手方：富士通株式会社

契約金額：316,134 円（落札率 3.95%）

契約締結日：平成 23 年 1 月 28 日

競争参加業者：3 者

意見・質問	回答
予定価格の算定の仕方及び低落札率になった推定理由如何に。	(予定価格等について、説明) 予定価格が1,000万以上という予決令に基づく調査対象ということではないが、低落札率について落札業者にヒアリングをしたところ、履行期間・人件費等を精査し、また、経営方針によりさらに安価な入札価格を積算した結果、落札率が低くなったと思われる。
他2者の札入れ価格及び業者情報如何に。	・4,950,000 円、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ・9,440,000 円、日本電気株式会社
総務省における同種業務の委託実績（契約方法、入札参加者数、予定価格及び落札率）如何に。	・「業務システム最適化の在り方に関する調査研究の請負」 一般競争入札（総合評価落札方式）、5 者、16,800,000 円、58.8% ・「安全で高アクセシビリティな本人認証基盤の利用方法の普及・啓発に関する調査研究」 一般競争入札（総合評価落札方式）、1 者、6,630,000 円、99.8% ・「平成 22 年度 テレワーク普及促進のための調査研究に係る請負」 一般競争入札（総合評価落札方式）、1 者、77,200,000 円、94.3%
低価格入札があった際、取引の公正性という面では、価格をダンピングしてきた理由が何なのかというところをきちんと聞かないと、公正な取引なのかどうかは判断できないし、そういったところも聞き取りして記録に残しておかないと、説明責任を果たせないと思う。	今回の事例、ご意見をベースとして、説明責任を果たせるようにしていきたい。

【抽出事案5】（一般競争入札・最低価格落札方式）

中性子用線量率計 148台

契約相手方：富士電機システムズ株式会社

契約金額：138,600,000円（落札率98.51%）

契約締結日：平成22年12月9日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
調達物品の性能および予定価格はどのような検討を経て設定されたものか。	消防隊員が消防活動時に使用することを目的としていることから、消防活動に支障が生じない形状であることを前提とした。また、消防隊員の安全管理の観点から、最低限、国内又は国際的に標準とされている性能を有することが求められることから、JIS規格又はIEC規格に適合する性能を有するものとした。 (予定価格等について、説明)
仕様書案に対する意見招請手続きにおいて、どのような意見が寄せられたか。それによる仕様の変更は行われたか。	重量、表示形式に関する事、機能の追加に関する事などの意見が寄せられた。これらの意見は、消防隊員が使用するにあたり必要な能力とは判断されないこと、仕様書案に既に盛り込まれていること等から、仕様の変更は行っていない。
当該案件は1者応札、高落札率となったが、セットの形で同時進行した他の2つの案件には複数の応札があり、落札率がきわめて低くなった。このような差異が生じた理由を知りたい。	1者応札となった理由として、当初は複数業者の応札が見込まれていたが、仕様に適合していることが証明できず不参加となったこと、また、入札直前に、中性子用線量率計の材料が材料メーカーから調達できる見込みがたたなくなったこと等が考えられる。
辞退したもう1者はどういった業者か。その業者は意見招請のときに仕様に関する意見を寄せてきていたのか。	海外から材料を調達するメーカー。 意見を寄せてきてはいたが、材料が世界的に不足しているとわかったのが公示をした後だったため、辞退してきたもの。
世界的に不足していたから、供給が俄然有利になったということか。	平成22年に緊急経済対策ということで内閣のほうから措置をされた予備費の支出という性質上、繰り越しができないので、過去あまり我が国で例のないような大規模調達をさせていたところ。その結果として市場において品

	薄状態となってしまったというように業者のほうは言っていた。
消耗品であれば大量発注のほうが安くなる可能性があっても、それは市場の供給能力が十分な場合であり、今回のように大量発注する場合には、市場の供給能力も考えて調査することは大事。	今回のような緊急対策の場合、どこまで計画的にやっていくことができるか難しい面がある。

平成23年度第3回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成23年12月7日（水）総務省第2会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成23年4月1日～平成23年6月30日
抽出案件	5件（対象案件907件）
審議案件	5件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】（一般競争入札・最低価格落札方式）

平成23年度通信衛星を介したネットワークの利用

契約相手方：（財）自治体衛星通信機構

契約金額：17,007,375円（落札率100.00%）

契約締結日：平成23年4月1日

競争参加業者：－

意見・質問	回答
どのような役務か	主として災害時等において、地方公共団体や関係機関と衛星通信を使った大容量の情報のやりとりを行うもの。
1者入札に関して、どう分析しているか。	本事業の実施は、管理局等の用意などの莫大な初期投資が必要となるほか、消防庁だけでなく全国の都道府県等との個別対応のために人員の確保が必要になること、市場規模が小さいこと等により、民間企業の参入は困難であるものと思われる。
落札率100%に関して、どう分析しているか。また、予定価格はどのように算定したか。	（予定価格等について説明）
仕様書を取りに来た事業者数や入札説明会への参加事業者数、意見招請や質問書の提出などの状況はどうだったか。	仕様書を取りに来た事業者や入札説明会への参加事業者は自治体衛星通信機構のみである。 金額的に意見招請は不要な案件であるため意見招請は行っておらず、質問書の提出も無いものである。

<p>競争性を確保するためにどのような努力を行ったか。また、今回の結果を受けてどのように改善していこうと考えているか。</p>	<p>WTO案件でもあり、官報公示など行っているが、特段、事業者からの相談はない。 次年度以降は、公募を活用した契約を行う予定。</p>
<p>利用料の単価が決まっているということだが、単価を下げる努力はしているのか。</p>	<p>一般の顧客として、少しでも安価となるよう交渉は常に行っているところであるが、金額の下がるどころまでには至っていない。</p>
<p>公募を活用するのが次年度以降ということだが、なぜ今この時期に移行するのか。</p>	<p>消防庁では、平成21年度から23年度にかけて、適切な仕様を設定し、適切な手続を守った上での一般競争入札の実施を強く進めてきたが、総務本省の事情などを聞き、公募の活用が適正さで劣るものではないと判断し、今回導入に踏み切ったところ。</p>

【抽出事案 2】（一般競争入札・最低価格落札方式）

平成 22 年国勢調査 調査関係書類の審査事務等に係る労働者派遣業務 一式

契約相手方：株式会社キャリア

契約金額：5,983,992 円（落札率 100.0%）

契約締結日：平成 23 年 4 月 1 日

競争参加業者：13 者

意見・質問	回答
要求業務内容、発注仕様	1 平成 22 年国勢調査 調査関係書類の審査事務等に係る文書作成等の補助業務 2 書類の複写、整理業務 3 文字入力業務 上記 1～3 の業務を行うために仕様書上で派遣労働者に求める技能等 ア Microsoft Office（主に Excel ,Word 及び Outlook）の基本的な操作（入力、表計算・作成、印刷等）が可能なこと。 イ 1 分間に漢字 30 文字程度入力できること。 ウ 機密保持に関する誓約書の提出
予定価格の算定の仕方、高落札率（100%）に関する分析	（予定価格等について説明）
他 12 者の入札価格、業者情報	（他 12 者の業者名及び入札価格を説明）
統計局におけるこれまでの同一業務の契約実績（契約方法、入札参加者数、予定価格、落札率）	（同一業務の契約実績 9 件について説明）
低入札調査の対象にはならないのか。	1,000 万円以下のため、適用の対象にならない
落札者の資格等級が C とのことだが、この資格等級に問題はないのか。	入札参加者を増やし競争を促す観点から、直近上位、直近下位までを参加可能としており、今回の案件は B に該当するため、A から C が参加可能となっている。
予定価格として採用した見積額は低すぎるように思える。統計局で独自に算出した額を採用した方が良かったのではないかと考える。	次回以降、今回のご意見も参考に対応していきたい。

【抽出事案3】（一般競争入札・最低価格落札方式）

平成 24 年経済センサスー活動調査 調査票等の印刷、封入、梱包及び発送業務 I 一式

契約相手方：トッパン・フォームズ株式会社

契約金額：377,475,000 円（落札率 99.9%）

契約締結日：平成 23 年 4 月 4 日

競争参加業者：4 者

意見・質問	回答
『総価＋単価契約』となっているが、どのように最低価格を決めるのか	<p>最低価格を決めるに当たっては、仕様書上で定められている製造予定数量に基づく単価契約分の価格と固定費である総価契約分の価格を合算した金額としている。</p> <p>経済センサス調査票は、記入者負担の軽減及び調査票の誤配送、配布漏れを極力減らすために、調査票には直近まで整備した企業名及び所在地情報を印刷して調査員により配布することとしている。</p> <p>この直近の企業情報は、調達時（平成 23 年 1 月末）に確定していないことから、調査票の印刷数量は予定数量として単価契約分としている。</p> <p>一方、企業名称等を調査票に印刷する際は、印字プログラムにより複雑な調査票様式を制御印刷することから、調査票印刷枚数の増減により変化しない固定費（プログラム開発費）として総価契約分としている。</p>
「平成 24 年経済センサスー活動調査 調査票等の印刷、封入、梱包及び発送業務 II 一式」（以下「関連契約」という。）と契約を分割した理由	<p>本業務は、意見招請の対象となる 80 万 SDR を超える調達規模であることから、政府調達手続きに基づき、意見招請を行った。</p> <p>その結果、提出された意見において、要求する調達数量及び製造期間は、一者による履行が困難であることが判明した。</p> <p>内部で検討した結果、調査実施日の日程により、製造期間の延長ができないことから、小ロットである積雪地域を有する県及び東日本の県（当該案件、全体の約 55%）とそれ以外の西日本の県（全体の約 45%）に分割して調達を行うこととした。</p>
本件と関連契約を応札した業者（各 4 者、3	（応札した業者の入札金額を説明。ただし、予定

者) の提示した単価及び総価の一覧	総価による入札のため、落札者以外の単価については、不明。)
過去5年間の落札業者単価及び総価一覧	当該業務は、対象客体(企業)の企業名称等の情報を調査票に印字し、且つ、対象客体(企業)ごとに異なる調査票枚数を封筒に封入し、地方自治体まで発送を行う仕様内容となっており、同類の契約実績はない。
落札率が高い理由	再度入札(2回)を行っていることが直接の高落札率の一因になっていると考えられる。
関連契約に本件の落札者が参加していない理由は。	本件の開札日が4月4日であり、関連契約の入札参加申込み期限が4月の4日の17時となっており、本件の開札結果を見て、関連契約の方は物量的に履行が不可能との判断により参加しなかったところ。
意見招請において、複数発注の意見を提出したのは何者か。	入札に参加したのは結果的に4者であるが、意見を述べた者は5者であり、全者が複数発注との意見を提出している。
予定価格の算定にあたり、プログラム開発費を見込む必要はあったのか。	<p>本件、バリエブル印刷と呼ばれる方式については統計局として初めて行った内容でもあり、今回に関しては、内部での検討の結果、見込むこととした。</p> <p>次回以降についてはプログラムの開発費用は見込まなくてよい状況になっているかもしれない。</p>
本件の予定価格と関連契約の予定価格の割合を見ると、55対45というボリューム比と比べ、本件の方の価格が高いが、この理由は。	本件の方は、関連契約の方には含まれていない、予備で渡す調査票、事業所名簿等の印刷が含まれており、業務内容が異なっているため。

【抽出事案4】（一般競争入札・最低価格落札方式）

電話交換業務の請負

契約相手方：(株) オーエンス

契約金額：77,175,000円（落札率99.7%）

契約締結日：平成23年4月1日

競争参加業者：2者

意見・質問	回答
金額の妥当性（電話交換業務でなぜ77百万円もかかるのか）	<p>・本件契約は毎年行われる入札事務手続き等の事務軽減などを目的とし、平成23年度から25年度までの3年間の業務を一括して契約している（1年あたり25,727千円）。</p> <p>・本件は消防庁を含めた総務省への問い合わせ等に関する電話が対象であり、着信電話の積滞を防ぐため電話交換手は最大5名としている。</p>
アウトソース以外に、派遣・パートなどの代替案の検討は行ったか	<p>総務省代表番号は、行政組織、公務員制度、地方行財政、選挙、消防防災、情報通信、郵政事業など、国民生活の基盤に広く関わる行政機能を担う省としての他、当省所管行政以外の行政（地方自治事務も含む）に対する苦情など、様々な内容の電話が着信する。</p> <p>電話交換業務を円滑に行うためには、電話交換手総員の所管業務に対する理解度を一定レベルに保つ必要があり、電話交換手個々の研鑽に止まることなく、統一かつ組織的な対応が求められるところである。</p> <p>しかし、派遣・パートなどの形態とした場合、当省所管業務等に対する理解・習熟のための教育を当省側で行う必要が生じる他、パートについては、総務省と各々直接雇用契約を締結する必要が生じるなど、業務負担が増加することとなるため、請負契約を行うこととした。</p>
業務量はどの程度か	<p>総務省代表番号への着信実績は次のとおり。</p> <p>21年度：約19万件（1日当たり約790件）</p> <p>22年度：約16万件（1日当たり約660件）</p>
人手は足りているのか、今後もこの人数のままでの対応か	交換手からは、質的にも非常に苦勞していると聞いている。しかし、予算上の制約や3カ年契約の締結

	があるため、25年度までは現体制を維持せざるを得ないと思料。
不通の件数はどの程度か、また、不通に対する苦情はあるか	不通件数は、性能上把握不能。なお、つながりづら いといった苦情は今のところない
最低価格落札方式により請負者の選定を行っているが、質的評価は行わないのか	仕様書で、条件を付加。主な条件は、我が方が求める目的を達成できるような教育を実施できること、TOEICのスコアが650点以上の者を置くことといったもの。

【抽出事案5】（一般競争入札・総合評価落札方式）

国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究の請負

契約相手方：(株)電通

契約金額：88,725,000円（落札率97.3%）

契約締結日：平成23年6月30日

競争参加業者：3者

意見・質問	回答
<p>総合評価落札方式における提案書の提出、提案書の評価、入札、参考見積書の徴取、予定価格の算定、契約の相手方の決定という各手続きに関して、これらの時系列的な手順如何（本件に限らず、本方式の一般論として。以下同じ）</p>	<p>①入札公告（総務省掲示板またはホームページ） ②入札説明会の実施 ③入札（応札者は技術提案書及び入札書を提出） ④技術審査（調達課で実施） ⑤開札（入札価格より算出した価格点と、技術審査により採点された技術点との合計の総合評価点により落札者を決定） ⑥契約締結 ⑦入札結果の公表（入札者、落札額、総合評価点等）</p>
<p>提案書の評価基準（根拠法令ないし規程）如何</p>	<p>「調査の業務委託に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成18年7月27日 財計第1953号）等を参考に調達原課において設定</p>
<p>提案書の評価者の選定基準（根拠法令ないし規程）如何</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内部マニュアルにおいて「提案書の審査にあたっては、調達担当係以外の職員を含めた複数の者により行うなど特に評価（採点）が恣意的にならないよう透明性及び公平性の確保に十分留意する必要がある。」とする。 ・本件事例においては、提案書の評価者に外部有識者を依頼
<p>評価結果の開示基準（根拠法令ないし規程）如何</p>	<p>「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド」（平成14年7月12日 調達関係省庁申合せ）において、落札結果（落札者と入札者それぞれの商号又は名称、入札価格及び性能等の得点）等を公表するとしていることから、情報システムの調達に限定することなく総合評価落札方式による調達については、電子入札システムの落札結果等を公表する際に合わせて公表。</p>
<p>参考見積書の徴取者</p>	<p>契約担当官等（支出負担行為担当官）</p>
<p>予定価格の算定の仕方</p>	<p>（予定価格の算定について説明）</p>

<p>参考見積書の徴収基準（根拠法令ないし規程）及び予定価格の算定の仕方の根拠法令ないし規程如何</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の算定の根拠法令等については、予算決算及び会計令第79条で作成することとされ、同令第80条において予定価格の決定方法が定められており、同条第2項において予定価格の作成にあたっては「取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされていることから、適正な予定価格を定めるため参考見積書を徴取している。 ・なお、参考見積書の徴取基準及び予定価格の算定の仕方を定めた規程等はない。
<p>参考見積書の徴収対象者及び徴収時期</p>	<p>入札予定者全員から、入札（技術提案書及び入札書の提出）時に徴収</p>
<p>予定価格の算定時における技術審査結果の影響度合如何</p>	<p>技術審査結果を考慮せずに算定</p>
<p>総合評価（価格点と提案書の評価点を統合する計算式）の基準（根拠法令ないし規程）如何</p>	<p>「調査の業務委託に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成18年7月27日 財計第1953号）に規定</p>

平成23年度第4回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成24年3月16日（金）総務省庁舎管理室会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成23年7月1日～平成23年11月30日
抽出案件	5件（対象案件403件）
審議案件	5件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】（一般競争入札・最低価格落札方式）

平成23年度東北総合通信局遠隔方位測定設備センタ局間の通信回線の提供の委託

契約相手方：東北インテリジェント通信株式会社

契約金額：1,512,210円（落札率41.3%）

契約締結日：平成23年10月25日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
契約期間はいつからいつまでか。	平成23年11月1日から平成24年3月31日まで。
何か特殊要因のある契約か。	電波監視業務に活用している遠隔方位測定設備について、東北管内の42局のうち、13局がこの度の東日本大震災により被災した。早急な復旧のため設備更改の作業工程の短縮に努めた結果、開局日が11月頃に集中することとなり、また設備更改にともなってISDN回線を使用していた9局の通信回線を広域LANに移行する必要があったため入札を実施したものである。残りの4局については既に広域LANの契約が済んでいるものであり、今回の調達の中には含まれていない。
「委託」としているが、「請負」にしなかった理由。	契約内容は請負契約であるが、契約件名において、誤って委託という表現を使ってしまったもの。
平成24年度分は請負という形で募集する	請負で実施する予定。

<p>のか。</p>	
<p>同契約の過去の状況はどうか。</p>	<p>「平成23年度東北総合通信局遠隔方位測定設備センタ局間の通信回線提供の委託」（契約期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） （一般競争入札を実施：予定価格4,751,775円、契約金額2,284,380円、1者入札） 契約の相手方：東北インテリジェント通信株式会社</p>
<p>1者入札にとどまった理由。</p>	<p>履行可能な業者は複数者あるが、結果として1者だけが応札したものである。 業者によって契約期間による割引率が異なっているようなので、そのあたりが影響している可能性がある。</p>
<p>他局では複数者入っているところもあるので、周知方法については、他局の現状も調査された上で努力いただきたい。</p>	<p>今回の落札業者はいわゆる東北のローカルネットワーク業者なので、他局とは地域的な差異はあるとは思いますが、他局と連携を図りながら努力をしていきたい。</p>
<p>落札率が41%だが、予定価格とのかい離をどう分析しているか。</p>	<p>入札の際に、大幅に金額を下げて落札したものであり、本契約を落札したいという業者の意向によるものと思料。</p>

【抽出事案 2】（一般競争入札・最低価格落札方式）

消防庁ヘリコプター「J A 0 1 F D」の機体整備

契約相手方：ユーロコプタージャパンT&E株式会社

契約金額：33,600,000円（落札率100.0%）

契約締結日：平成23年7月11日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答										
本件役務はどのような内容か。	<p>回転翼航空機は、航空法第11条に基づき、国土交通省航空局発行の耐空証明を受けていなければ航空の用に供することができない。また同法14条により耐空証明の有効期限は1年と定められている。</p> <p>消防庁が保有する回転翼航空機（J A 0 1 F D）については、耐空証明の期限が平成23年9月16日までであるが、今後の消防庁ヘリコプターの使用予定等を考慮し、耐空証明に係る定期点検整備を行うもの。</p>										
本件役務は落札者以外にどのような会社が可能か。	<p>本件を実施する会社は、ユーロコプター社（消防庁ヘリコプター「J A 0 1 F D」の製造会社）によるAS365型の修理工場の認定を受けていること及び航空機製造事業法第9条第1項の規定による経済産業大臣の許可を受けていることが必要である。</p> <p>日本国内において、この条件を満たす会社は、ユーロコプターT&E(株)と(株)ジャムコのみであるが、(株)ジャムコは、東日本大震災により定期点検整備を行える唯一の整備工場が被災したため、今回の入札に参加できなかったもの。</p>										
定期的に整備をするのか等、整備をする基準は何か。	<p>航空法第11条及び第14条 国土交通省航空局通達に基づく製造会社発行の整備基準書</p>										
過去5年間の整備実績（1機当たり単価）は、どうなっているか。	<table><tbody><tr><td>平成22年度</td><td>26,250,000円</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>38,325,000円</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>16,590,000円</td></tr><tr><td>平成19年度</td><td>22,995,000円</td></tr><tr><td>平成18年度</td><td>14,133,000円</td></tr></tbody></table>	平成22年度	26,250,000円	平成21年度	38,325,000円	平成20年度	16,590,000円	平成19年度	22,995,000円	平成18年度	14,133,000円
平成22年度	26,250,000円										
平成21年度	38,325,000円										
平成20年度	16,590,000円										
平成19年度	22,995,000円										
平成18年度	14,133,000円										

	<p>上記契約業者はすべてユーロコプタージャパン T & E 株式会社。</p>
<p>予定価格の算定方式はどのようになっているか。</p>	<p>(予定価格の算定について説明)</p>
<p>落札率 100%を改善するための方策を、どのように考えているか。</p>	<p>この度は7回目の入札による結果であるが、今後も特定調達手続きに基づき広範囲での応札機会の拡大を図り、競争性を高めることに努める。</p>
<p>災害救助用のヘリコプターということか。</p>	<p>緊急消防援助隊の資機材及び人員の搬送や救助、視察などを目的としている。</p>
<p>随意契約にすべきだったのではないか。</p>	<p>履行可能業者2者のうち1者が被災してできないというところまで精緻には把握できなかった。 随意契約については、公募などやり方を含めて検討する。</p>
<p>平成23年9月14日に「JA01FDの機体整備に伴う追加整備一式」というものを随意契約で実施しているが、どういったものか。</p>	<p>定期検査を行う中で、新たに要修理箇所が判明したり、想定以上に部品が摩耗していたりと、点検に伴う補修では対応できないものがあつたため実施したもの。また、ユーロコプターT&Eの工場で一定程度の分解をして、これを別のところで修理したのでは非常に非合理的で、責任の所在があいまいになるため特命随契で実施したもの。</p>
<p>なぜ災害関係の調整費の単価表を使ったのか。</p>	<p>官公庁が出しているような、ある程度権威のある単価表で、ほかに適しているものがなかったため。</p>

【抽出事案3】（一般競争入札・総合評価落札方式）

ASP・SaaS 適用分野拡大のための調査検討の請負

契約相手方：特定非営利活動法人ASP・SaaSインダストリコンソーシアム

契約金額：35,595,000 円（落札率 93.4%）

契約締結日：平成 23 年 9 月 20 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
契約相手方はどのような活動を行う N P O か。	契約相手方は、広く一般国民に対して、様々な分野でインターネットという標準化された世界ネットワークを通して A S P の普及・推進に関する事業を行い、我が国の情報技術の革新に寄与することを目的としている。 1999 年に任意団体として設立され、2002 年に N P O の認証を取得している。
設立・運営に関して総務省との関わりがあるか。総務省と人的な交流や関係があるか。	設立・運営に関して、総務省との関わりはない。また、人的な交流等もない。
請負業務の目的、必要性、業務内容はどのようなものか。	本請負業務の目的は、ICT 利活用を推進していく上で極めて有用な ASP・SaaS に関して、その安心・安全な利用環境を整備することにより、業務効率化や生産性向上につなげていくもの。 ASP・SaaS 事業者間の連携に関する標準仕様や事業者が留意すべき事項が整理されないまま利用が促進されると、事業者に預けられた利用者データが適切に処理されない等の事態が危惧されるため、早急に安心して利用できる環境を整備する必要がある。 業務内容は、(1)ASP・SaaS のデータガバナンス向上に係る調査検討、(2)ASP・SaaS におけるデータの二次利用のあり方に係る調査検討、(3)ASP・SaaS 事業者間連携のためのガイドラインに関する調査検討について調査検討を行う。
入札が 1 者だけとなった理由は何か。	仕様書を手に入れた者は 37 者であったが、うち入札に参加した者は結果として 1 者であった。 おそらく内容が ASP・SaaS の一般の調査研究より少し進んだところの調査研究になっているため、これまでのノウハウがないとなかなかできないので

	はないかと思われる。
このNPOと総務省との現時点までの契約状況はどのようになっているか。	(資料に沿って説明)
総合評価の方法はどのようになっているか。	<p>価格面のみならず企業としての実績・技術的優位性等の提案内容を総合的に評価する。</p> <p>本総合評価基準の評価対象は、入札価格のほか、「必須項目」及び「加点項目」からなり、入札説明書に規定された総合評価の方法により行っている。</p>
調査結果はどのように利用するのか。	<p>報告書等に基づいて、ASP・SaaSを利用する場合にはこういった方法でやったらどうかというガイドラインとして活用している。</p>
過去の入札の結果を見ると、適用分野の拡大は今回だけじゃなくて過去にも何回かあるようだが、同じような調査を何回もする必要があるのか。	<p>医療や、学校関係や、地方自治体向けのアプリケーションなどと分野が異なっている。</p>

【抽出事案4】（一般競争入札・総合評価落札方式）

旧法屋外タンク貯蔵所の基礎地盤の堅固さに係る評価方法の検討業務

契約相手方：危険物保安技術協会

契約金額：16,514,400円（落札率95.3%）

契約締結日：平成23年11月17日

競争参加業者：3者

意見・質問	回答
本件の調達目的は何ですか。	容量が1万キロリットル以上のタンク底部からの流出事故は全て昭和52年以前に設置された旧法タンクで発生している。昭和52年以降に設置された新法タンクに比べ、旧法タンクの技術基準は、基礎地盤の堅固さ、底部板の板厚、底部板の溶接構造において異なることから、これらの技術基準の差異が保安検査周期に与える影響について検討するものであり、平成23年度はこのうち基礎地盤の堅固さに関する評価方法の検討を実施するものである。
契約成果物の利用方法はどのようなものか。	旧法タンクの基礎地盤の安全性を評価できる手法を確立できれば、旧法タンクのうち安全性が高いものを区分することができるようになり、そのようなタンクに対して保安検査のあり方を検討することができる（良好な検討結果が得られた場合は政令改正）。
消防庁における契約相手方との過去の契約実績、職員の再就職状況。	（資料に沿って説明）
予定価格の算定方法、見積りの徴取状況	（予定価格の算定について説明） 見積書は3者から聴取。
価格以外の要素の評価項目の設定ポイント及び評価のやり方はどのようなものか。	提出された提案書を、総合評価基準表に記載する必須の評価項目に係る技術等について、仕様書に記載する業務項目を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには基礎点を与え、満たしていないものについては不合格とする。 上記必須の項目以外の項目については、総合評価基準表に示す点数の範囲内で得点を与える。
価格の要素を含む総合評価の算定方法	入札価格の得点（価格点）は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする（50点満

	<p>点)。</p> <p>提案書に記載されている性能等の評価の得点(技術点)は、⑤の評価方法に基づき、基礎点(40点満点)及び加点(60点満点)の合計とする。</p> <p>総合評価方式では、予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、価格点+技術点の合計の最も高い得点者が落札者となる。</p>
<p>(良好な検討結果が得られた場合は政令改正)とあるが、何が良好な結果で、どういう政令改正が想定されているのか。</p>	<p>新法タンクと旧法タンクの技術基準の違いについてきちんと検討して、保安検査の周期を延長することができるという結果がでたものについては、個別に延長制度をつくって、政令として改正させていくことを考えている。</p>
<p>震災後は規制を十分していかなければならないという認識が強まってきたときに、旧法タンクについて現行の検査周期を延ばすという調査をすることについて、ブレーキはかからなかったのか。</p>	<p>検討会において、保安検査でどういったことを確認しなくてはいけないのか。そもそも、現在設定している旧法タンクの検査周期はそもそも妥当であるのかということも含めて、今回検討しようとしているもの。</p>
<p>検討会の第1回の会議が9月13日で、立ち上げたばかりであり検討されていない状態でこの調達がかかったという印象があるのだが。</p>	<p>昨年22年度にこの検討について立案、企画をし、それ以降、調査方法について検討を行ってきたところである。</p> <p>本来、6月に立ち上げを予定していたが、震災の影響で9月になってしまった。</p>

【抽出事案5】(随意契約・その他)

全国過疎シンポジウム2011 in えひめ運営等業務

契約相手方：名鉄観光サービス株式会社

契約金額：4,848,900円(うち総務省負担額2,700,000円)(落札率100.0%)

契約締結日：平成23年8月5日

競争参加業者：-

意見・質問	回答
契約金額：4,848,900円(うち総務省負担額2,700,000円)とあるが、他の省庁や団体が関係している契約なのか。	全国過疎問題シンポジウムは、総務省及び実行委員会(開催都道府県、全国過疎地域自立促進連盟及び全国過疎地域自立促進連盟支部等)との共催で行っており、本年度で23回目を迎える。 契約の手続きに関しては、実行委員会を開催し、総務省、開催都道府県、全国過疎地域自立促進連盟及び全国過疎地域自立促進連盟支部等の4者連名により契約に関する「覚書の締結」を交わしている。なお、本年度に関しては総務省270万円、実行委員会650万円(愛媛県400万円、全国過疎地域自立促進連盟150万円、愛媛県過疎協議会100万円)の費用を負担し、名鉄観光サービスとの契約に関しては4,848,900円(うち総務省負担分270万円)の運営委託料の契約を交わしている。
契約プロセスはどのようになっているか。	運営委託業者選定方法に関しては、覚書の内容に基づき、担当都道府県の財務規定に従って契約が進められている。 本年度は、開催都道府県である愛媛県が運営等業者審査委員会を開き、参加連絡のあった4社のプレゼンテーションを実施し、選定委員会の検討した結果、一番評価の高かった名鉄観光サービス(株)松山支店に決定した。 総務省としては、開催都道府県からの業者決定の報告を受け、三者契約を行った。 なお、契約期間終了後は検査を行い、業者より実行委員会を通じて、請求書及び業務完了報告書の通知を受け、総務省負担額分の精算を行っている。
契約額が484万8,900円で、総務省は270万円全額予算を出しているが、ほかのところ	ほかの三者は主に講師謝金や旅費などに充てるという形になっているが、当然270万円では足りな

<p>は予算を組んだけれども払わなかったということか。</p>	<p>いので、本件にも負担してもらおうという整理をしている。</p>
<p>このイベントを開催することによって効果はどの程度あるのか。</p>	<p>実効的、直接的な効果というものではなく、いろいろな方々に来ていただいて、意見交換など交流をしてもらおうというのを主眼に置いており、きっかけづくりの場と理解している。</p>
<p>随意契約（その他）となっているが、これは企画競争とすべきではないか。</p>	<p>今回は県の団体のほうで企画競争をやっているが、総務省としては、決まった業者と契約をするという形なので、随意契約（その他）という整理をしている。</p>
<p>県の企画競争において、いろいろな項目があるようだが、価格がどの程度占めているのか。</p>	<p>業者の選定に当たっては、県のほうで審査委員会を開いて、技術点と価格点を考慮して、最終的に判断している。技術点が85点、価格点が15点という割合になっている。</p>
<p>総務省において、こういうパターンの契約は結構あるのか。</p>	<p>おそらくこれだけではないかと思う。レアなケースではある。</p>

【平成24年度総務省調達改善計画について】
 末尾、事務局より
 ・平成24年度総務省調達改善計画
 に関して説明。

平成24年度第1回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成24年8月2日(木) 総務省庁舎管理室会議室
メンバー(敬称略)	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成23年12月1日～平成24年3月30日
抽出案件	5件(対象案件350件)
審議案件	5件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】(随意契約・企画競争)

ライフサポート型ロボット技術に関する研究開発

契約相手方:(株)日立製作所

契約金額:597,768,537円(落札率100.0%)

契約締結日:平成23年12月19日

競争参加業者:5者

【抽出事案2】(随意契約・企画競争)

情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発(大規模災害においても通信を確保する耐災害ネットワーク管理制御技術の研究開発)

契約相手方:株式会社KDDI研究所、KDDI株式会社

契約金額:331,288,000円(落札率100.0%)

契約締結日:平成24年3月5日

競争参加業者:5者

※抽出事案1及び2の審議については、審議内容の性質から、2事案を合わせての審議とした

意見・質問	回答
当該案件は「高齢者・障害者のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発」(平成21年度～24年度)としての公募していたものについて、「ライフサポート型ロボット技術の研究開発」として予算の獲得や調達を行う理由。【案件1】	平成23年度予算概算要求作業の過程における調整の結果である。

<p>平成 24 年度行政事業レビューシート「ライフサポート型ロボット技術に関する研究開発」では「平成 23 年度をもって研究開発終了」とあり、23 年度は当初予算 4 億 5000 万円、執行額 4 億 4300 万円と記載されている。今回の審議対象案件の契約金額 5 億 9700 万円との関係を説明してほしい。また、予定価格の見積りはどのように行ったのか。【案件 1】</p>	<p>前段の意見で指摘があるように、「ライフサポート型ロボット技術の研究開発」は平成 21 年度～24 年度の 4 か年の予定であったところ、当該技術が震災復興に資するとの判断から、最終年度分について平成 23 年度第 3 次補正予算に前倒しするとともに、震災被災地における実証実験を追加したものが本件である。</p>
<p>同名 5 件の企画競争参加者はどれも 5 者となっているが、問い合わせや応募の状況を知りたい。競争性が確保されているといえるか。【案件 1】</p>	<p>同名 5 件の初年度の提案者は 5 者一組である。問い合わせ状況については記録が残されていない。</p> <p>なお、研究開発プロジェクトについては、我が国が総力を挙げて初めて達成可能な極めて高い目標を掲げていることから、自ずと実施可能な者が極めて限られるものである。</p>
<p>外部評価会はいつ行われたか。議事録は開示されているか。経理検査等を行う監査法人は選定されているか。研究開発・実証実験に遅れは出していないか。【案件 1】</p>	<p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針（内閣総理大臣決定）」に従い、初年度は「基本計画書（案）の作成→評価検討会→評価会→基本計画書の決定→公募→採択評価検討会→採択評価会→採択」を行い、二年目以降は「受託者による進捗報告・継続提案書の作成→評価検討会→評価会→継続契約」を行うものである。</p> <p>本件に係る評価検討会は平成 23 年 11 月 8 日に、また評価会は平成 23 年 11 月 24 日にそれぞれ行っている。</p> <p>評価検討会及び評価会の議事録については、将来の採択等に影響を及ぼさないよう不公表としている。</p> <p>監査法人については、平成 24 年度新規案件を含め、本室所管予算全案件の契約事務が終了次第、一般競争入札で決定予定である。</p> <p>研究開発、実証実験については、順調に進捗しているものと思料。</p>
<p>当初想定した企画競争参加可能者数【案件 2】</p>	<p>1 者以上を想定。</p>

<p>企画競争に付す際の発注内容の周知方法【案件2】</p>	<p>公募に関する報道発表を実施（平成23年12月15日）</p>
<p>仕様書の作成者及び作成方法【案件2】</p>	<p>大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会の中間報告や情報通信技術の研究開発の評価に関する会合（第46回）（平成23年11月24日）等を踏まえ、総務省が基本計画書を作成。</p>
<p>契約が年度末になった理由【案件2】</p>	<p>平成23年度3次補正予算成立（平成23年11月21日）後、必要な手続を経て年度末の契約となったため。</p>
<p>履行期間の設定状況【案件2】</p>	<p>当初、年度内の執行を予定していたが、翌年度まで契約期間の延長を実施している</p>
<p>研究開発評価会のメンバーの選定方法【案件2】</p>	<p>研究開発評価会の構成員の選定については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日 内閣総理大臣決定）及び「総務省情報通信研究評価実施指針」（平成21年10月29日 総国技第136号）に基づき、総務省が、評価対象の研究開発分野に精通していること等、十分な評価能力を有する外部専門家から選定している。</p>
<p>研究開発評価会の評価及び採択の過程と結果【案件2】</p>	<p>研究開発評価会において、基本計画書に記載された達成目標等を達成することが見込まれる提案となっているか等について評価している</p>
<p>当該契約に係る契約担当者の役割分担及び責任範囲【案件2】</p>	<p>役割分担：委託先への委託の依頼・契約行為 責任範囲：契約に係る全て</p>
<p>契約の履行内容の確認方法【案件2】</p>	<p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日 内閣総理大臣決定）及び「総務省情報通信研究評価実施指針」（平成21年10月29日 総国技第136号）に基づき、年度末に継続評価を実施し研究開発状況を確認するほか、受託先において第三者を含む「研究開発運営委員会」を設置し、定期的に研究開発状況の確認を実施。</p>

<p>入札参加者が資料上5者となっているが、5社による共同提案からなる1コンソーシアムが応札したということであれば、参加者も1者とした方が正確である。</p> <p>この書きぶりでは、複数社が個別に受注したと見えてしまう。【共通】</p>	<p>複数社によるコンソーシアム方式による調達については、契約手続き及び取扱等を、改めて検討する。</p>
<p>予定価格はどのように作成されたのか。</p> <p>【共通】</p>	<p>各社ごとに予算計画書案を作成させ、評価会で査定したものを、予算計画書として、実施計画書の一部に組み込んでいる。</p> <p>その予算計画書の総計額を予定価格としているもの。</p>
<p>研究開発委託案件に関しては、契約の相手方の選定のプロセスについて、評価会を公表するなど、更なる透明性を確保して頂きたい。</p> <p>【共通】</p>	<p>相手方の選定のプロセスについては、提案者の知的財産権に係る事項がほとんどであることから、開示することは極めて困難であり、その他に方策が考えられるようであれば検討する。</p>

【抽出事案3】(随意契約・公募)

遠隔方位測定設備 センサ標準Ⅲ型の据付・試験調整の請負

契約相手方：三菱電機(株)

契約金額：30,505,650円(落札率99.36%)

契約締結日：平成24年1月6日

競争参加業者：-

意見・質問	回答
遠隔方位測定設備関係は、NECが受注しているケースがほとんどであるが、本件は別の業者が受注している。本設備関係でどのような部分をどの企業が請け負っているのか、全体像をお示し頂きたい。	本設備の配備を開始した平成5年当初は、本設備を製造可能な業者はNECのみであったことからNECと契約していた。 そのように配備した設備に機能追加を行う場合は、原則として配備した者でなければ対応が困難であることから、機能追加等については企画公募を行ったのち、結果的に配備した者と随契としている。 また、平成10年度から三菱電機(株)も設備の製造が可能となったことから入札に参加し、以降、2者の入札参加実績がある。
本件に関しては、東日本大震災によって中断されたとあるが、年度末近くになって契約を行った経緯	平成22年度内に終える予定であったため、平成23年度前半の契約及び工事再開を試みたが、震災の影響で、安全性の確認等に時間を要し、現地調査が平成23年7月上旬になった。 現地調査後、震災により必要となった事項も考慮し、平成23年8月末頃に仕様書案を作成した。その後、必要な調達手続きを経て、平成24年1月6日に契約した。
履行期間は十分なのかどうか	工事再開準備に4週間、震災により必要となった事項で3週間、震災がなければ平成22年度中に行っていた作業に3週間の計10週間(2.5か月)で、履行可能と考えられたため、履行期間は3か月(平成24年1月6日～平成24年3月31日)で十分であるところ。
落札率が99%となる理由	予定価格の策定に当たっては、市場調査(業者の見積)、公表資料、過去の実績などを勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し予算額と比較の上、安価な額(今回は同額)を採用した。

	<p>落札率が99%となったのは、相手方と折衝したが契約額を下回ることができなかつたため。</p>
<p>入札参加者が増えているが、実際に価格は下がっているのか。</p>	<p>一般競争入札により、価格は下がっている。</p>
<p>今後、同様案件の調達において、新しく参入してきた業者の価格を参考とするなど、一層効率的な調達となるよう努力して頂きたい。</p>	<p>現在も、可能な範囲で調達の効率化に努めているところ。</p> <p>今後も、次世代の設備を導入する際は、当初契約した一社以外にも、機能追加やメンテナンスで別の者が参入できるような仕様を検討していく。</p>

【抽出事案4】（一般競争入札・総合評価落札方式）

海外への情報発信強化に関する請負

契約相手方：(株)電通

契約金額：766,500,000円（落札率98.58%）

契約締結日：平成24年1月26日

競争参加業者：3者

意見・質問	回答
海外に発信する情報とは何か。	東日本大震災後の日本のイメージ回復を図り、風評被害拡大を防止するため、今の日本の正確な情報。
総務省に関連した内容だけが含まれるのか否か。	30分以上の放送番組を製作。通常であればコマーシャル等を放映する枠（5分程度）において、各省庁予算により製作された日本をPRする映像を放映し、省庁連携を実現。
その情報は発信を強化すべきものなのか。	現時点でも、日本全国が被災地及び今も継続して被災しているといった誤った捉え方を世界各国でされており、そのようなイメージの払拭には、正確な情報発信を強化する必要がある。
相手方が行う具体的な業務内容。	<ul style="list-style-type: none">・事業全体のマネジメント。・製作主体の決定。（オープンな企画公募、第三者委員会の意見を踏まえた上での選定。）・共同製作先の確保。（日本と共同製作を希望する海外放送事業者の確保。国内放送事業者とのマッチング）・放送枠の確保。（JIBでの放送枠確保。共同製作先の海外放送局における放送実現に向けた調整）・番組製作支援。・放送した番組についての評価等の調査分析。
作成した番組数やアクセス数、更に、目的とする「日本の評判にどのように影響を及ぼしたか」等、成果はどのような形で把握しているか。	番組数については、既存の番組を購入したものが29本、他、企画公募を行い製作したものが13本の計42本が放送されている。 アクセス数等については把握していない。
契約期間はいつまでか。	平成24年度末までである。
番組制作費は契約金額に含むのか。	番組購入費は含まれているが、海外の番組製作会社が製作を行う分については含まない。

作成・購入した番組に対する目標アクセス数等は定めているか。	策定していない。
今後、アクセス数を把握するほか、実際に日本の評判について及ぼした影響等を調べて欲しい。	アクセス数については今後の調査事業として入手する。
番組製作や購入だけであれば、今回の契約相手方を通さずに製作会社等と直接契約すべきである。	本件は番組製作のほか、海外の番組製作会社との共同製作に係る、海外事業者との調整・広報作業等も委託内容に含まれていることから、製作会社との契約だけでは不十分である。
入札参加者の他の2社はどこか。	広告代理店である。

【抽出事案5】(随意契約・不落、不調随意契約)

消防団救助資機材搭載型車両及び消防団救助資機材セット

契約相手方：(株) 赤尾

契約金額：36,540,000 円 (落札率 100.0%)

契約締結日：平成 24 年 3 月 27 日

競争参加業者：5 者

意見・質問	回答
不落随契の処理プロセス全体の説明(当初の応札者数、最低入札額と予定価格の差、随契のための協議内容、など)	当初応札者数 5 社 予定価格 ¥34,800,000- (税抜) 最低入札額 ¥35,778,000- (税抜) 差額 ¥978,000- 随意契約のための協議内容：東日本大震災からの復旧を早急に行うため不落随意契約とし、相手方が予定価格内の契約金額を提示したので契約したものの。
予定価格の算出法(推定)理由、他業者の業務受託能力・応札見込み	3 社から見積書を聴取し、そのうち最低額を参考として、支出負担行為担当官である消防庁総務課長が決定。
過去数年の同等物品の調達例、入札・契約状況(不落随契の有無)	平成 20 年度 2 次補正予算において救助資機材搭載型車両 67 台を購入。 不落による随意契約は平成 21 年度において 2 例。
この契約相手方との過去 5 年間の契約の状況	平成 23 年度 3 件、平成 22 年度なし、平成 21 年度 3 件、平成 20 年度 1 件、平成 19 年度なし。
不落随契による調達物品の性能や保守、アフターサービス、その他に係る影響	仕様書のと通りの契約としているため、特に影響はない。
予定価格について、過去の実績から合理的に算出し、不落随契とならないようすることができたのではないか。	今回は 3 者から参考見積もりを徴収し、その中で一番低い価格を元に策定している。

<p>入札に参加可能な者はどのくらいか。</p>	<p>総務省での入札に参加可能な者は、過去の同様の調達の実績をみると、それぞれ5～7者ほどとなっている。</p>
<p>不落随契という制度は、恒常的な物品購入のためにつくられた制度ではなく、本当にやむを得ない状況を想定されたものであり、安易に不落随契とすべきではない。</p>	<p>適正な運用に努める。</p>
<p>予定価格の設定について研究し、改善を諮って欲しい。</p>	<p>予定価格の算出方法については今後も精査を重ねる。</p>

<p>【平成 24 年度総務省調達改善計画について】 末尾、事務局より ・平成 24 年度総務省調達改善計画 に関して説明。</p>
--

平成24年度第2回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成24年11月15日(木) 1001会議室
メンバー(敬称略)	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成24年4月2日～平成24年6月30日
抽出案件	4件(対象案件872件)
審議案件	4件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

<p>【抽出事案1】(一般競争入札・最低価格落札方式) 79GHz帯等を用いた移動通信技術の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務の請負</p> <p>契約相手方：一般社団法人電波産業会 契約金額：24,675,000円(落札率98.7%) 契約締結日：平成24年5月21日 競争参加業者：1者</p> <p>【参考案件1】(一般競争入札・最低価格落札方式) 次世代移動通信の国際協調に向けた国際機関等との連絡調整事務の請負</p> <p>契約相手方：一般社団法人電波産業会 契約金額：36,225,000円(落札率88.9%) 契約締結日：平成24年5月21日 競争参加業者：2者</p> <p>【参考案件2】(一般競争入札・最低価格落札方式) PLB制御技術の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務の請負</p> <p>契約相手方：一般社団法人電波産業会 契約金額：10,500,000円(落札率98.0%) 契約締結日：平成24年5月25日 競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
事業の開始年度及び今後の事業継続見込みについて	開始は平成24年度、4カ年計画で、平成27年度までを予定。

<p>この事業を請負可能と思われる他の事業者に関する情報（そのような事業者が他にもあることを把握しているか。業務内容から見て請け負って期待通りの成果を出すことができる事業者はどの位存在すると推測されるか。）</p>	<p>本事業を請け負うにあたっては、ITSに関する専門的な知識を持ち且つ ITU（国際電気通信連合）等の国際機関の活動に精通している者を有することが条件となるが、そのような事業者は数者程度は存在すると推測される。</p>
<p>参考の2つの事業との性格の違いは何か。</p>	<p>参考の2つの事業とは対象とする技術の分野が異なり、求められる専門知識も異なる。</p> <p>H24-2-1075：対象技術は高度道路交通システム（ITS）であり、79GHz 帯高分解能車載レーダーや700MHz 帯車車間・路車間通信といった安全運転支援システム等に関する専門知識が求められる。</p> <p>H24-2-1074：対象技術は次世代移動通信システムであり、携帯電話の高度化のための通信技術等に関する専門知識が求められる。</p> <p>H24-2-1078：対象技術は船舶や航空機に搭載する遭難用機器の信号制御技術であり、ビーコン制御技術等に関する専門知識が求められる。</p>
<p>毎年業務内容は違っても、国際機関との連絡調整という機能を担っているのではないのか。もしそうであれば、毎年テーマが違っても、継続的に連絡調整機能を電波産業会に担当させるほうがよいのではないのか。</p>	<p>それぞれの対象技術の分野が異なることから、包括的に電波産業会に担当させるよりもより多くの企業等が参加できるよう、案件毎に分け、最適な請負先が確保できるように対応しているところ。</p>
<p>本3案件の事業継続見込みは4年間とのことだが、国際関係の業務はたいてい4年間なのか。</p>	<p>2015年の世界無線通信会議をターゲットにしているため、それに合わせて4年としたもの。</p>
<p>公益法人である電波産業会に、他の団体では太刀打ちできないのではないのか。総務省が電波産業会に丸投げしているのではないのか。</p>	<p>電波産業会がこれまで知識や経験を蓄積してきたという点では優位性があるかもしれないが、電波産業会以外の複数者からの応募がある案件もあり、電波産業会だけが請負可能というものではなく、また、当省が優遇しているということもない。</p>
<p>国際標準化に関し、国として国費を投入するからには、確実に国際標準がとれるところになってから支援するべきではないか。</p>	<p>次世代移動通信分野については、日本にかなりの優位性があり、また、国際標準を獲得することが必要と考えているため、獲得できることが確実になった時点ではなく、早い段階から取り組んでいくことが非常に重要と考えるもの。</p>

【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）

文書管理業務の業務・システム最適化に係る増設機器等の借入（第4Gr） 一式

契約相手方：東京センチュリーリース株式会社

契約金額：570,150,000円（落札率99.5%）

契約締結日：平成24年4月10日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
文書管理業務・システム最適化計画の概要とはどのようなものか。	行政文書の作成・取得から廃棄・移管までのライフサイクルを通じた文書管理業務を処理するために、政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムを整備し、総務省は一元的な文書管理システムの利用促進を図るとともに、各府省は平成24年度末までにこれを順次導入して個別の文書管理システムは廃止することとされたもの。
1者入札になった理由	当該調達仕様書をダウンロードしたが応札しなかった者に応札しなかった理由を聴取したところ、①業務実施体制の組成が困難となった、②調達内容が自社の業務分野と異なっていたなどの理由で応札を見送っているとのことであった。
より大きな競争性が働くためにどのような手段をとったのか	政府調達案件であり、その手続きに適した仕様書の意見招請、官報公告及び入札説明会を実施している。
国庫債務負担行為（24月）の理由	新たな情報通信技術戦略において、政府共通プラットフォームにより、政府情報システムの統合・集約化を進めることとされているところ。一元的な文書管理システムにおいては、平成26年10月から政府共通プラットフォーム上で新規の運用を開始する予定となっていることから、現行の一元的文書管理システムは平成26年9月までの運用となり、当該契約については24月分の契約となるため。
2年後という短い将来にシステムを入れ替えることとした理由	2年後の新しい政府共通プラットフォームに移行後のトータルコストが、現状より年間5億円程度減となるとの試算結果が出たため。
現状のシステムに移行した際は、どの程度コスト減となったのか	明確な額は不明だが、かなりのコストダウンとなったものと思料。

一元化した場合の、大規模災害等に対するリスクマネジメントはどのようになっているのか。	バックアップの構築及びその運用体制についてはすでに構築済み。
--	--------------------------------

<p>【抽出事案3】（一般競争入札・総合評価落札方式）</p> <p>次期小売物価統計調査システム運用保守等基盤整備業務の請負 一式</p> <p>契約相手方：東京センチュリーリース株式会社</p> <p>契約金額：256,200,000円（落札率99.9%）</p> <p>契約締結日：平成24年4月6日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
本件請負業務の概要	プロジェクト管理、基盤整備（サーバー機器等のサービスの設計、提案及び導入）、端末機器の導入・展開、サービスレベルに係る事項の整備・運用、本システムの運用・保守 等
本件請負業務のこれまでの運営状況及び入札・契約状況	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの運営状況 平成24年4月中旬：移行計画等の作成・統合 平成24年4月下旬：総合テスト 平成24年5月下旬：本システムの稼働 平成24年7月下旬：調査員端末の導入・展開の工程を経て、平成24年10月以降、本稼働中 ・入札・契約状況 H24.4.2開札、4.6契約（本予算成立日）
本件発注情報の広報状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年8月25日財計第2017号財務大臣通知の「公共調達適正化について」に基づき、契約情報の公表 ・政府調達に関する協定に基づき、官報による公示（入札公告・落札者公示） ・政府調達事例データベースによる公表
業者からの参考見積りの徴取状況	<ul style="list-style-type: none"> ・H23.5月時点で7者から徴取し、そのうちの安価な見積書を予算要求時に使用 ・H24.3月時点で1者
契約における競争性を確保するための工夫如何	<ul style="list-style-type: none"> ・意見招請20日間、入札公告期間52日間と調達期間を十分に設定 ・契約締結から最初の納品まで約3ヶ月の期間を確保

<p>予定価格の算定手続き如何</p>	<p>本業務の予定価格は、借入れする機器代金（通信費含む）と開発・運用等に係る人件費で構成しており、借入れに係る機器代金については、本件の落札者の決定方法が総合評価落札方式であることから、提案書（入札書）を提出した東京センチュリーリース㈱が調達時に提出した機器の価格証明書の価格を使用し積算を行った。</p> <p>また、人件費部分の積算については、一般財団法人経済調査会発行の積算資料の「ソフトウェア開発料金」から人件費単価を参照し、提案者の下見積書から引用した工数に乘じ積算を行った。</p>
<p>入札の状況</p>	<p>紙入札により1者が応札し、4回目の入札で予定価格を下回った。</p>
<p>高落札率の原因分析如何</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書を提出した者が1者であるため、その者の提案する機器単価及び工数を採用したこと ・複数回の入札を行ったこと <p>これらの要因が高落札率を誘因したものと思慮する。</p>
<p>一者入札の原因分析如何</p>	<p>当該調達に関心を示す者については以下のとおり。</p> <p>意見招請説明会参加8者 意見提出3者 入札説明会参加7者</p> <p>しかしながら、1者応札となったため、入札説明会に参加した者に対し、辞退理由を聴取したところ、関心はあるものの当該仕様が対応できない分野のため不参加、過去の実績（前回調達時実績）から経営的な判断で不参加、本件と同時期に同規模の案件が輻輳しており、対応が難しいなど、仕様に瑕疵が見受けられるような回答は無かった。</p>
<p>総合評価の評価内容</p>	<p>技術点に価格点を加えて得た総合評価点をもつて行う。</p> <p>技術点 6,000点満点中 3,648点 価格点 6,000点満点中 3.27点 総合評価点 3,651.27点</p> <p>重視した評価観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末機器について、標準的なバッテリー駆動時

	<p>間が長時間である提案から順に評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末機器について、端末の総重量（付属品の一切を含む。）が軽量である提案から順に評価 ・本システムの運用・保守期間中に実施する小規模改修のためのコストが、最低限の数値以上であることが根拠と共に示されている。 ・情報セキュリティ対策について、ネットワーク回線に閉域網を採用することが具体的に示されている。又は、閉域網を採用せずに、導入するウイルス対策ソフト、その運用方法及び通信コストについて具体的な内容が示されている。
技術点と価格点の差について。価格点があまりにも低すぎるのではないか。	<p>得点配分としては同等で、算出過程で特異な状況になったものと思料。ご指摘の点については、今後検討し、改めて参りたい。</p>

<p>【抽出事案4】（企画競争による随意契約）</p> <p>平成24年度平和祈念事業業務の委託</p> <p>契約相手方：(株)乃村工藝社</p> <p>契約金額：454,989,000円（落札率100%）</p> <p>契約締結日：平成24年4月5日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
総務省が本事業を行う必要性	<p>「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」（平成二十二年六月十六日）により、平成22年10月1日から、（独）平和祈念事業特別基金の業務が特別給付金の支給業務に限定され、（独）平和祈念事業特別基金の保有する資料を国が引き継ぐこととなったため、平和基金の監督を所掌事務としている立場上、総務省が当該資料を受け取り、暫定的に資料館の運営を継続</p>
本事業の実施計画	<p>平成22年度から開始。</p> <p>資料館の運営は、総務省が暫定的に継続している性格のものであり、現在、厚生労働省所管の昭和館への統合を視野に調整を図っているところである。よって、当面の間は総務省で資料館を運営。</p>

過去5年間の契約金額、相手方の推移	平成22年度 254,268,000円 (株)乃村工藝社 (資料館運営開始は、平成22年10月より) 平成23年度 572,239,000円 (株)乃村工藝社 平成24年度 454,989,000円 (株)乃村工藝社
22年度企画公募における応募者数	5者
評価の方式	プレゼンテーションによる審査方式 審査員であるアドバイザーボードメンバー(外部有識者)に事業報告(見込含む)及び中期事業計画のプレゼンテーションを行い、平和祈念事業業務評価表に基づいて評価。(評価項目毎に評定を実施し、総合評価で3段階評価)
契約額の適正性に関する評価項目はあるのか。	22年度の企画競争において、単年度の経費に関する評価項目を設けている。 なお、仕様書において、再委託等を行う場合は競争原理を働かせた上で業者を決定するよう明記。
企画競争は広く参加者を募るものと考えますが、「問題がなければ前年度実施者」となるのか。新規参入は難しく、実績のある者が優先されているように思われるが、問題はないのか。	本契約は、平成22年度の企画競争の公募の際に、履行状況が適切であり、次年度以降の事業計画が優秀であると認められる場合は、平成25年度末までを限度に契約を締結することも可能であると周知している経緯に基づき行っている。この経緯は、資料館に所蔵されている所蔵資料が3万3千点にのぼり、その資料には歴史的背景を初め、所有者の当時置かれた状況、資料の希少性などについて、深い知見を持つ専門性が必要であり、また、各企画展等の中で得るノウハウを蓄積し、次に実施する企画展等へ有効に活用するためには、資料館の運営を一定期間を実施させる必要があると判断したためであり、その期間については、地方公共団体が指定管理者制度で資料展示施設を運用している契約期間(3年～5年程度)を参考にしている。よって、本契約は外部専門家及び有識者の評価を得た上で、受託業者と随意契約を締結しているが、平成26年度以降も総務省で本事業を行う場合は、新たに企画競争を実施し、広く参加者を募る予定である。
事業を実施する際、単年度契約にするのではなく、国庫債務負担行為か、事業継続期間で	ご指摘の点については、今後検討し、改めて参りたい。

必要な経費の提示をさせた上での企画競争を行うべきではなかったか。	
----------------------------------	--

【継続審議とされた案件について】

事務局より、請負契約及び委託契約に係る予定価格の立て方や、随意契約の際の再委託に係る手続き、コンソーシアムの場合の契約締結方法等について説明。

続いて、担当課より、「ライフサポート型ロボット技術に関する研究開発」に関し、件名と調達内容との関係性、共同研究の契約の在り方等について説明。

【平成 24 年度総務省調達改善計画について】

末尾、事務局より

- ・平成 24 年度総務省調達改善計画
- に関して説明。

平成24年度第3回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成24年3月14日(木) 総務省8階第4特別会議室
メンバー(敬称略)	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成24年7月1日～平成24年11月30日
抽出案件	5件(対象案件400件)
審議案件	5件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】(随意契約・企画競争)

電子自治体の新たな取組に対等した人材育成支援事業(自治体職員育成のための教材開発及び研修・セミナーの開催)の請負

契約相手方:(株)三菱総合研究所

契約金額:22,499,715円(落札率100.0%)

契約締結日:平成24年8月28日

競争参加業者:3者

意見・質問	回答
事業の目的と期待される具体的な成果(電子自治体の新たな取り組みとは何か、どのような技術知識を持つ人材が育成できればよいのか)	本件は、自治体クラウドやバックオフィス連携など電子自治体の新たな取組について自治体への啓発と職員のスキルアップを図るため教材の開発、セミナー実施等を行う事業である。
カリキュラム作成にあたり、自治体職員のニーズを踏まえて決定したとのことだが、どのような方法でニーズを把握したのか。	全国で開催される自治体クラウドセミナーで出た質問内容や、情報交換等からニーズを把握している。
eラーニングを使用するなど、教材そのものを向上させることは検討しなかったのか。 仮に今後行う場合は、確認テスト等を行うなど到達度を検証すべき。	ご指摘を踏まえて、次年度以降の調達において検討する。
予定価額の設定方法について如何。	企画競争により選定した業者から徴取した見積りの額を採用したもの。
8月末に契約しているが、その後の事業実施	本事業は年度当初における最新の電子自治体

<p>のための期間が短くないか、もっと早く契約できたほうがよかったのではないか、もしそうであればなぜもっと早くできなかったのか。</p>	<p>の動向を踏まえ5月に提案公募を開始し6月末に外部有識者による提案評価会を開催。この結果を踏まえ8月末に契約を締結しており、契約のタイミングとしては概ね妥当なものと考え</p>
<p>企画内容の評価体系と評価プロセス、実際の評価結果について如何。</p>	<p>外部有識者（4名）による評価会を開催し、教材開発、セミナーの実施などについて企画内容、実施能力、実施体制などについて提案があった3者を対象にそれぞれ評価をしていただき、その平均をとったところ、84.5点、65.5点、50.0点（各120点満点）となった。</p>
<p>事業実施後に予定されている事業成果の評価の体系とプロセスについて如何。</p>	<p>成果物について仕様書に沿って自己（担当課）評価を行うとともに教材について自治体からの声を聞いた上でフィードバックしていく予定。</p>

【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）

総合無線局監理システム用コンピュータ機器の借入れ及び移行業務の請負 1式

契約相手方：日本アイ・ビーエム（株）

契約金額：19,477,500,000円（落札率98.5%）

契約締結日：平成24年7月12日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>金額が大きい割に応札業者が1社であるため、その理由を伺いたい。</p>	<p>本調達については、</p> <ol style="list-style-type: none">① 本調達仕様書案について、総務省 CIO 補佐官を含む評価者から内容が妥当である旨の評価を得ていること、② 調達仕様書に対する意見招請を実施し、7者からの意見書の提出を踏まえ、仕様書を修正していること、③ 本件調達はWTO政府調達に当たることから、官報への掲載を行うとともに入札公告期間を50日間としたこと（平成24年5月7日～6月28日の間）、④ 入札説明会を実施し、本調達の概要について説明を行ったこと（参加事業者：7者）、⑤ 資料閲覧希望者（1者）に対して資料の閲覧を行ったこと、 <p>など調達手続に必用な所要の手続を行っている。</p> <p>上述のとおり、複数者からの問合せ等があったが、結果的に1者応札となったものであり、1者応札となった理由は不明。</p> <p>なお、本調達の契約締結後に、本調達の仕様書をダウンロードした者（41者）に対して不参加の理由をアンケートしたところ、調達手続（公告期間、準備期間）、仕様書について「妥当であった」、「特に問題なし」等の回答を得ている。</p>
<p>この案件に関する、総合評価のプロセスにつ</p>	<p>本件は情報システムの調達であって、調達額</p>

<p>いて如何。</p>	<p>が 80 万 SDR（平成 24 年度邦貨換算額：1 億円）以上見込まれることから、「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド（平成 14 年 7 月 12 日 調達関係省庁申合せ）」に基づき総合評価方式とした。</p> <p>さらに、PARTNER は人命財産の保護、治安の維持、気象、電気、鉄道等の、国民の安心・安全、国の安全保障に関わる重要な無線通信を行う無線局の情報（機密性 3 情報）を有することから、安全かつ円滑にシステム基盤更改が行われるよう、仕様書の要件を満たすほかに、プロジェクト進捗スケジュールや体制図、具体的な機器構成などの評価項目を設けている。</p>
<p>なぜ購入ではなくて借入れなのか。その意思決定は、経済的な分析に基づいたものかどうか。</p>	<p>PARTNER 用コンピュータ機器を購入した場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① セキュリティの維持などシステムの安定運用を図るため、別途保守契約を締結する必要があること、 ② ハードウェア・ソフトウェアの性能が購入当初のままであるため、購入から長期間経過することによって、所要機能の陳腐化、保守費用の増大、セキュリティ脆弱性への対応不能のおそれがあること、 ③ PARTNER は人命財産の保護、治安の維持、気象、電気、鉄道等の、国民の安心・安全、国の安全保障に関わる重要な無線通信を行う無線局の情報（機密性 3 情報）を有することから、上記②を起因とする情報漏えいのリスクが生じること、 ④ 保守対象外若しくは耐用年数を経過したハードウェア・ソフトウェアについては、別途廃棄の手続・費用がかかること、 <p>などの問題があることから、購入よりも借入れによる調達の方が、所要機能の維持、セキュリティ脆弱性の対応を含む、経済的・事務効率的</p>

	<p>なメリットがあると考えている。</p> <p>なお、「公共調達適正化について（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① リース契約等については、複数年度にわたる期間を前提にしている契約は、国庫債務負担行為を活用すること、 ② 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約については、当該設備等の調達を行う際に保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか検討を行うものとする、 <p>と規定されているところ、上記条件を踏まえたものとしている。</p>
<p>機械のみ切り分けて競争入札とすることや、そもそも随意契約にしたほうが安価で調達できるのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、検討する。</p>

【抽出事案3】（一般競争入札・最低価額落札方式）

「電波の医療機器等への影響に関する調査」の請負

契約相手方：エヌ・ティ・ティアドバンステクノロジー株式会社

契約金額：113,925,000円（落札率99.8%）

契約締結日：平成24年7月12日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
最低価格方式を選択した理由、額の確定・精算条項の有無について如何。	複数者より参考見積を取得でき、仕様書に定める内容を満たすことができれば、請負側に提案を求める余地はないことから、原則に従い最低価格方式を選択した。また、額の確定・精算条項は存在しない。
本件予定価格の積算のやり方、及び積算内訳如何。	予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の見積）、公表資料、過去の実績などを勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し予算額と比較の上、安価な市場調査の価格を採用したものの。
高落札率の結果についてどう分析するか。	予定価格を予算額より安価な市場調査の価格を採用したことが、高落札率になったものと考えられる。
一者入札となった結果についてどう分析するか。	本件調査の遂行には無線システム及び医療機器双方に関する高度な知識・技能が要求されるため、請負可能な業者は極少数しか存在しないと考えられる。当方が参考見積を取得した2社のうち1社が入札に参加しなかった理由については、同社の経営判断によるものとする。
当該発注が第三・四半期となった理由について如何。	本件調査は例年第一・四半期に、前年度調査の結果を踏まえた「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」の見直しを行い、第二・四半期に当該年度における調査対象機器や仕様書の詳細検討等を行っているため、契約時期は第三・四半期当初頃となる。

	<p>平成 24 年度は、前年度調査の結果から、携帯電話が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための距離指針を短縮できる見通しが生じ、当該距離指針の修正に関しては社会的な影響が大きいことから、総合通信基盤局長の検討会である「生体電磁環境に関する検討会」の下に新たに「電波の医療機器等への影響に関するワーキンググループ」を立ち上げ、指針の改正について公開の場で議論すると共に外部有識者の知見を取り入れることとした等の事情もあり、例年より契約手続きが一ヶ月程度遅くなった。</p>
<p>これまでの同様な調査との関係如何。 (ア)何年度(何年何月)に、どの企業に、どのような調査を発注したか、一覧性のある資料を基に説明を求む。 (イ)それぞれの調査の成果と、各成果の関係如何。 (ウ)上記各調査と、今回の契約との関係如何</p>	<p>ア 別紙参照 イ 本件調査は、各種の電波利用機器から発射される電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響について調査するものであり、調査結果は「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」に反映される。調査対象としては、新しく普及した、又は近く普及する可能性が高い電波利用機器等を年度ごとに選定している。各年度毎の調査対象は別紙を参照されたい。 ウ 今年度の契約では、LTE方式の携帯電話について調査を行うとともに、スマートフォン等の単一の端末から複数種類の電波を発する機器に関する調査のための予備的な調査を行うこととしている。調査終了後、必要に応じて指針の見直しを行う。</p>
<p>調査結果をどのような形でフィードバックさせているのか。</p>	<p>主に一般のペースメーカー等の利用者に向けた注意喚起の文書を出している。また、総務省でのガイドライン他、インターネットによる周知も行っている。</p>

<p>【抽出事案4】(随意契約・公募)</p> <p>特別高度工作車積載装置等の点検整備業務</p> <p>契約相手方：櫻護謨株式会社</p> <p>契約金額：5,082,000円(落札率99.17%)</p> <p>契約締結日：平成24年11月7日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
公募と企画競争をどのように使い分けているか。	特殊な車両の点検整備のため公募としている。
本公募の仕様書はどのように作成したか。	車両納入時の年次点検整備記録簿等による点検内容を行う仕様書とした。
予定価格の算定方式について如何。	業者からの見積もりと実績等を考慮して算定し、支出負担行為担当官である消防庁総務課長が決定。
点検整備業務の対象の装置のメーカーはどこか。	櫻護謨株式会社である。
櫻護謨株式会社は仲介業者であり、当該事業者は下請け業者と個々の部品等について契約していると思われるが、それらの契約額の妥当性についても検証しているのか。	現時点では行っていない。本契約に係る市場調査については、今後可能な限り検討したい。
特別高度工作車について、本省で所有し各消防本部に配置しているもの以外の所有関係及び費用負担関係について如何。	平成21年度以降に消防庁が導入した車両については、消防組織法の改正により各消防本部で点検整備を依頼している。故に、平成21年度より前に導入した当該車両については、消防庁が点検整備に係る維持費用を負担している。
公募期間は十分であったか。	公募期間は12日間。(平成24年9月28日から10月9日まで)
他に応募可能な業者を調査したか、或いは周知を徹底したか。	インターネットに公募状況を掲載するとともに、消防庁の車両の点検業務を行っている3社に確認したがいずれも公募に参加していない。

【抽出事案5】(随意契約・公募)

政府共通ネットワークの運用の請負

契約相手方：社団法人行政情報システム研究所

契約金額：4,742,183,974円(落札率99.90%)

契約締結日：平成24年10月31日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>本調達に先立ち調達を行った「設計・構築等の請負」を一般競争入札とした理由及び仕様書案に対する意見提出件数、仕様書変更の有無について伺いたい。</p>	<p>仕様書案に対する意見招請を実施したところ複数者(14者から)意見の提出があったこと等から、競争性があると判断し、会計法第29条の3第1項に基づき一般競争入札とした。</p> <p>仕様書案に対する意見・質問提出件数は288件であり、意見を踏まえた調達仕様書及び総合評価基準書の変更を実施した。</p> <p><主な変更点></p> <ul style="list-style-type: none">• 専用網・アクセス回線の異キャリア化 意見を踏まえ、回線事業者として複数のキャリアを用いることを、総合評価基準書において明記し、最重要項目として評価することとした。• IPv6の実装方法 意見を踏まえ、IPv4とIPv6との間のアドレス変換については、利用機関となる各府省等において対応を実施することとするを調達仕様書において明記し、本件請負業務の内容に係る要件を明確化した。• バックアップ・システムの運用施設・設備 意見を踏まえ、バックアップセンターの設置場所については、災害時にメインセンターと同時被災しない場所とするとともに、メインセンターから複数の経路を利用して移動できることを考慮した場所とするを調達仕様書において明記し、本件請負業務に係る要件を明確化した。
<p>仕様書案に対する意見招請においては、多数の事業者から意見が提出されているにも関わら</p>	<p>本請負に係るネットワークには重要なデータが多数存在しているため、システムに障害が出</p>

<p>ず、結果的に1者しか入札しなかった理由について如何。</p>	<p>ると、業務に多大な影響を及ぼす可能性がある。そうしたリスクを考慮した結果の経営判断などがあったものと思料。</p>
<p>「政府共通プラットフォーム・政府共通ネットワーク調達計画書」には設計・構築までしか載っていない。運用事業者の調達を計画に載せなかった理由は何か。</p>	<p>本ネットワークの運用段階において、施設・回線・機器等の各借入れ及び監視・保守等の各作業をどのような単位で調達するかについては、設計作業において定める運用体制及び運用方法等に基づき確定させることが必要であり、調達計画書の策定時においては、調達の単位が未定であった。このため、「政府共通プラットフォーム・政府共通ネットワーク調達計画書」図3に示すとおり、スケジュールのみを記載して公表したものである。</p>
<p>当該契約は適切な発注単位となっているか。また、入札制限等に接触した事業者等に、結果として再委託されていないか。</p>	<p>本ネットワークは各府省等のLANや府省共通システムなどを相互に接続するものであり、国の事務・事業に係る重要データが流通していることから、ネットワークの状況を365日24時間体制で常時監視し、障害発生時においては、障害の原因となる個所を即座に判別し、迅速に対処する運用及び保守の一体的な体制が必要となると判断した。したがって、本件請負に係る契約は分割しないことが適切であり、一体的な調達を行ったものである。</p> <p>また、入札制限等については再委託審査の際にチェックリストを作成し、抵触していないことを確認している。</p>
<p>予定価格の根拠となる価格資料をどう徴収し、いかに価格引下げの努力を行ったか。</p>	<p>価格資料は、随意契約の官報公示を行った後に契約予定の業者より見積書により徴取している。価格については予算額を下回るまで交渉を行っている。</p>
<p>当該予定価額は妥当であったのか。</p>	<p>前身としての霞ヶ関WAN事業と年間総経費は同額であり、質・量を高めた内容であることを考慮すると、予算額としては妥当であったと思料。</p>

平成 25 年度第 1 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 25 年 5 月 31 日（木）総務省庁舎管理室会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清 水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 園 田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成 24 年 12 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
抽出案件	4 件（対象案件 318 件）
審議案件	4 件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

<p>【抽出事案 1】（総合評価落札方式）</p> <p>政府認証基盤の運用・保守の請負</p> <p>契約相手方：（コンソーシアム代表企業） 社団法人行政情報システム研究所</p> <p>契約金額：3,087,000,000 円（落札率 99.99%）</p> <p>契約締結日：平成 25 年 2 月 22 日</p> <p>競争参加業者：1 者</p>	
意見・質問	回答
再度公告に至った経緯	当初、コンソーシアム形式で入札参加希望があったが、うち 1 者が他省で指名停止となったことから、希望者が辞退したため、入札参加者、応札者なしの不調となり、再度公告に至ったもの。
なぜ年度末に契約するのか	平成 25 年 2 月 28 日をもって政府認証基盤システムの運用及び保守の請負契約期間が終了することから、同年 3 月 1 日から 48 月間の請負契約を行ったもの。
契約期間はいつからいつまでか	平成 25 年 3 月～平成 29 年 2 月（48 ヶ月）
コンソーシアムの構成と分担	○（社）行政情報システム研究所（代表） ：統括管理業務、運用・保守計画の策定、作業指示等業務管理、規程類の管理、外務監査対応、暗号鍵作成等の根幹業務 ○日本電気株式会社 ：認証局システムの運用・保守等 ○セコムトラストシステムズ株式会社 ：テスト環境システムの運用・保守等

<p>予定価格の算定方法</p>	<p>予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の見積）、公表資料、過去の実績等を勘案し設定している。本件については、情報システム機器の保守・運用を行う仕様内容のため市場調査の価格を精査し予算額と比較の上、安価である市場調査の価格を採用したものの。</p>
<p>過去 5 年間の同契約の金額・相手方の推移</p>	<p>・20 年度 A：791,700,000 円、B：121,800,000 円 ・21 年度 A：756,000,000 円、B：121,800,000 円 ・22 年度 A：699,900,000 円、B：121,800,000 円 ・23 年度 A：699,854,400 円、B：121,800,000 円 ・24 年度 A：640,941,000 円、B：111,650,000 円 ※A：政府認証基盤の運用の請負 B：政府認証基盤のシステム保守の請負 ※契約相手方は全て（社）行政情報システム研究所</p>
<p>今回の契約で運用と保守を一体契約とした理由</p>	<p>公共サービス改革法の対象事案となり、そこで審議された結果によるもの。</p>
<p>金額が前回（22 年度）と大きく異なるがその理由</p>	<p>4 年間の複数年度契約であるため（22 年度は単年度契約）。</p>
<p>前回「システムそのものが使われていない」との指摘があったが、現状はどのような稼働率となっているのか。</p>	<p>漸増している。利用件数は次のとおり。 20 年度：16,203,159 件 21 年度：17,323,696 件 22 年度：22,097,758 件 23 年度：24,142,717 件 24 年度：27,961,979 件</p>
<p>コンソーシアム方式から再委託に変更したとあるが、今回は再びコンソーシアム方式なのか。</p>	<p>20～22 年度：協業体制 23～24 年度：再委託契約 今回：コンソーシアム形式での契約 ※正式なコンソーシアムとしての契約は今回が初</p>
<p>総務省OBが理事長を務めている関連社団法人が本業務の元受を行うことの妥当性はどのように説明されるか。</p>	<p>正当な手続きに則っていることから、適正な契約と史料。</p>
<p>コンソーシアムの中で社団法人が自ら担当している業務の割合はどの程度か。</p>	<p>契約金額の約 53%。うち、約半分は固定費であるため、実質的には全体の四分の一程度。</p>
<p>社団法人がメインとなる意義はどこにあるのか。</p>	<p>本来、国自らが行うべき業務であるところ、その性質を鑑みると社団法人が適当であったもの。</p>
<p>契約金額は漸次減少しており、今回</p>	<p>価格の妥当性については各所で検討されているとこ</p>

<p>の複数年度契約ではさらに減額となっているが、落札率はほぼ100%に近い。見積もりが高すぎるのではないか。</p>	<p>る。</p> <p>また、官民競争入札等管理委員会において、事業のあり方に関する検討や評価が行われ、次の予算要求に反映されることとなるので、その際、途中経過も含めた分析・検討を行っていきたい。</p>
<p>日立製作所は、指名停止期間中に再委託先となっているが、指名停止の実効性の観点からは問題があるのではないか。</p>	<p>指名停止期間中の団体への再委託については、個別に審査した上で手続きを行っているものであり、真に必要な場合のみであると思料。</p> <p>ご趣旨は理解するので、ご指摘を踏まえて検討する。</p>

【抽出事案 2】（総合評価落札方式）

地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業に係る調査研究事業の請負

契約相手方：ITbook株式会社

契約金額：5,303,025 円（落札率 12.32%）

契約締結日：平成 25 年 3 月 26 日

競争参加業者：2 者

意見・質問	回答
事業内容	<p>○「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業」について</p> <ul style="list-style-type: none">・民間事業者等と行政の連携が必要となる業務について電子的な情報連携を行うためのアプリケーションの開発及び実証。・民間事業者等と行政の保有情報を安全に連携・共有し、また各事業実施団体に開発するアプリケーションを連携させるためのプラットフォームシステムの開発。 <p>○本請負内容について</p> <ul style="list-style-type: none">・「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業」の円滑、効果的な実施のため、事業実施団体間の情報システムに関する調整、事業実施管理、実証実験結果の分析等を行う。
予定価格の算出法	予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の見積）、公表資料、過去の実績等を勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し予算額と比較の上、安価な予算額を採用したもの。
契約相手事業者の概要、同者からの過去の調達実績、他の応札事業者の概要、入札価格	<p>○契約相手事業者（ITbook 株式会社）について</p> <ul style="list-style-type: none">・1990 年設立、資本金 8 億 8,136 万円、IT コンサルティング事業の運営（自治体クラウド推進支援、IT 調達支援、システム最適化計画支援、IT スキル研修 等）・調達実績：「自治体クラウド開発実証事業」（平成 21 年度）・入札価格：5,050,500 円 <p>○他の応札事業者（株式会社三菱総合研究所）について</p> <ul style="list-style-type: none">・1970 年設立、資本金 63 億 3,624 万円、シンクタンク・コンサルティング、IT ソリューション（クラウド移行計画支援、BCP 策定支援、IT 調達支援、クラウド移行

	<p>計画 等) 業務の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達実績：自治体クラウドの情報セキュリティ対策等に関する調査研究（平成 24 年度） ・ 入札価格：77,000,000 円
<p>総合評価の概要（評価側面、尺度、ウエイト、など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配点技術点：配点 100 価格点：配点 50 合計：150 点 ○ 技術点総合評価基準に基づき、必須の評価項目を満たしている場合に合格とし、技術的観点等から基礎点を与える。また、必須の評価項目以外の評価項目については、評価に応じ加点を行う。 ○ 価格点入札価格を予定価格で除して得た値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値を配点する。 ○ その他技術の評価においては、外部の評価委員として財団法人自治情報センター職員を嘱託。
<p>落札率（12.3%）が極めて低いことについて推測される理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 落札者である株式会社 ITbook は「自治体クラウド開発実証事業（総務省平成 21 年度）」、「CIO 補佐業務請負（龍ヶ崎市）」等、地方公共団体における情報システムの事業に関する業務を多数請け負っている。このため、ITbook 社において、豊富な経験を元にコストを抑えることが可能であり、また本請負を受託することについてリスクが小さいと判断されたものと推測。 ○ 今回の落札価格については当室としても想定していなかった低いものであるが、事業遂行能力については外部委員も含めた審査を行っており問題ないものと認識している。
<p>本調査研究事業の成果の評価方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業」において、将来の自治体クラウドにおける官民連携等に十分に資する実証結果が得られるよう、事業実施団体間での情報システムの仕様に関する調整、事業実施計画の策定及び管理、また実証結果の分析がなされたかという観点から評価する。

【抽出事案3】(随意契約(企画競争))

中央合同庁舎第2号館の電力見える化に係る支援業務

契約相手方：アズビル株式会社

契約金額：5,197,500円(落札率100.0%)

契約締結日：平成25年3月1日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>なぜ電力の見える化を実施するのか (他の選択肢との効果の比較は実施したか)</p>	<p>「今夏の政府の節電行動計画(平成24年6月22日 電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議決定)」の中で、節電に係る具体的取組として、当日及び前日の使用最大電力を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進が提言されているところ。</p> <p>東日本大震災以降、合同庁舎第2号館では、空調機の台数制限、事務室照明3分の1を消灯、共用廊下の間引き点灯、EVの稼働台数制限等、主に共用部分に関して節電強化を行ってきたところであるが、更なる節電効果を上げるために、例えば、執務室内のこまめな消灯や無駄な電気機器の使用中止など、職員一人一人が節電のための努力をすることが必要であり、これらを実行してもらうために、職員の節電意識向上を図ることを目的として「電力の見える化」を導入したものである。</p> <p>なお、24年度は、当室において、その日の電力使用量を設備監視室に確認した上で、手作業でイントラ掲載していたが、作業に時間がかかる上、表示内容にタイムラグが生じており、節電意識向上を図るためのツールとしては効果的ではないと考えられたため、今回、リアルタイム表示が可能で、かつ、現使用電力を一般家庭に置き換えることで、当庁舎がどのくらい使用されているかがイメージし易いものとした。</p>
<p>電力の見える化による省エネ効果が契約金額以上であるかどうか</p>	<p>本件は、平成24年度末に導入し、平成25年度から運用を開始しているところであり、今後、特に夏の節電強化期間(7月~9月)については、対前年度との比較など節電効果について注視することとしている。</p>
<p>他の合同庁舎での実施状況(2号館単独で実施かどうか。他省庁との連携は</p>	<p>本件は、合同庁舎2号館の総務省イントラ用に単独で導入したものであり、他の合同庁舎との連携は行ってい</p>

あるのか)	ない。
見える化を行ったことで、500万円分の追加的な節電効果があったと言えるのか。	運用がスタートしたのは25年4月。1年後に、前年度の消費電力等の実績と比較し、費用対効果を分析、検討していきたい。

【抽出事案 4】（最低価格落札方式）

地域における ICT 利活用の成功事例に関する調査研究請負

契約相手方：アビームコンサルティング(株)

契約金額：9,450,000 円（落札率 99.01%）

契約締結日：平成 25 年 3 月 11 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
本件調達における予定価格の算定方法	予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の見積）、公表資料、過去の実績等を勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し予算額と比較の上、安価な予算額を採用したものの。
本件調査の契機	総務省では、これまで過疎化や高齢化等、地域が抱えている諸課題の解決を目的とした、地域の ICT 利活用を推進する予算事業を実施してきた。今後は当事業で得られた成果やノウハウ等を他の地域にも普及・展開させて、効率的、効果的な ICT 利活用を全国的に推進していくことが重要である。また、総務省による予算事業以外についても、地域において取り組まれた ICT 利活用について調査し、優れた事例を把握し周知していくことは、成功事例の普及・展開という観点から有意義である。
企画及び仕様の経緯	できるだけ多くの地域、多くの分野における取組を抽出すべく、本調査は以下のような方法をとることとした。 <ul style="list-style-type: none">・各地方総合通信局・事務所が管轄するエリア（全 11 エリア）ごとに地域 ICT 利活用の知見を有する大学の研究者（以下「有識者」という。）を選定し、協力を依頼。・各エリアにおいて、有識者の協力を得つつ、地域 ICT 利活用の事例を 3～4 件ずつ選定。・上述の事例の中から、事業分野に偏りがないように、他地域の参考となるなど特に優良と認められる事例を各エリアごとに抽出。・抽出した事例について取組内容及び成果の実態を分析し、事例集を作成（事例集については、後日総務省 HP にて紹介予定）。
年度末調達となった理由	・特例公債法の成立が遅延したことにより、予算の執行抑制が行われたため、調査研究事業全般が年明けからの実

	<p>施となったこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加えて、調査スキームの設計、各地域における有識者の状況の確認など、本調査事業の実施の前提となる作業に時間を要したこと。 ・事例抽出に当たり、「地理空間情報の活用」、「農林水産業の振興」など、これまで特に調査対象としていなかった分野を新たに追加したこと。 <p>等</p>
当初想定した入札参加者数	<p>4 者以上</p> <p>(理由) 仕様書作成に当たり、複数(4)者から見積もりをとったこと、過去の関連調査について複数者が実績を有していること等。</p>
一者入札になった理由についての、事後調査の状況と、理由についての分析結果	<p>主な理由は、十分な事業実施期間が確保されていないというもの。なお、仕様書入手者 25 者のうち、入札不参加理由アンケートの回答者数は 5 者。</p>
当該契約の相手方との契約締結状況(23, 24 年度分)	<p>○23 年度：2 件</p> <p>○24 年度：3 件</p>
<p>地域における ICT 利活用の実態に関しての、総務省における他の類似調査事例(過去 5 年分。</p> <p>外部へ調達発注している場合は、その発注及び成果物活用状況。)</p>	<p>○平成 24 年度</p> <p>「地域における ICT 利活用の効果検証等に関する調査研究の請負」(アビームコンサルティング(株))</p> <p>○平成 23 年度</p> <p>「地域 ICT 利活用事業の効果検証等に関する調査研究」(三井情報(株))</p> <p>○平成 22 年度</p> <p>「総務省 ICT 利活用事業の効果検証・標準仕様策定等に係る調査研究の請負」(アビームコンサルティング(株))</p> <p>○平成 21 年度</p> <p>「地域 ICT 利活用モデル構築事業実施地域における効果検証等に関する調査の請負」(株)三菱総合研究所)</p> <p>○平成 20 年度</p> <p>「地域 ICT 利活用モデル構築事業実施地域における効果検証等に関する調査の請負」(三井情報(株))</p> <p>上記調査はいずれも総務省の予算事業を対象としたものであり、その成果は総務省の地域 ICT 利活用政策の基礎資料として DB 化して有効活用している。</p>

<p>本件調達の実行期間、成果物の活用計画及び過去の類似成果物との関係</p>	<p>○実行期間：平成 25 年 3 月 29 日（金）</p> <p>○成果物の活用計画： 優良事例について、総務省HPに公表予定。 各総合通信局等におけるセミナー等活動においても活用を予定。</p> <p>○過去の類似成果物との関係： 本調査では総務省の予算事業以外の取組を対象とした。</p>
<p>繰越等を行わず、履行期限を年度末とした理由</p>	<p>確かにボリュームの大きい調査ではあるが、ある程度ターゲットを絞って実施したため、短期間での履行が可能となったものと思料。</p> <p>しかし一方で、より長期的に実施することで、より多くの事例や良い成果が得られることも確かであることから、今後、同様の事業を行う際は、それらご指摘を踏まえ取り組んでいきたい。</p>
<p>有識者の協力を得る必要性</p>	<p>各地域の様々な事例や課題に関する情報の収集に際し、各地方公共団体の担当者から協力を得る方法については、今後、検討していきたい。</p>
<p>事業者へ請け負わせて実施する必要性</p>	<p>事業者との契約締結前に、各総合通信局等が有識者と接触し、情報収集していたことは事実。</p>
<p>なるべくして一者となったと思われる。非常にリスクな契約と思料。</p>	<p>—</p>

<p>【事務局からの説明事項】</p> <p>その他、事務局より、今後の契約監視会で審議する案件の取扱い等について説明。 本件については、次回も引き続き議論することとなった。</p>
--

平成 25 年度第 2 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 25 年 9 月 19 日（木）総務省 8 階第 4 特別会議室
委員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 委員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 委員 清 水 涼 子 関西大学会計専門職大学院教授 委員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

1 契約案件の審議

審議対象期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日
抽出案件	4 件（対象案件 723 件）
審議案件	4 件
委員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案 1】（一般競争入札・総合評価落札方式）

アジア地域における国際共同製作に関する調査研究請負

契約相手方：（株）野村総合研究所

契約金額：843,990,000 円（落札率 99.88%）

契約締結日：平成 25 年 5 月 16 日

競争参加業者：2 者

意見・質問	回答
本件請負契約の目的及び内容並びに成果物とその利用方法	<p>【目的】 日本との文化的親和性が高くコンテンツの展開先として有望なアジア地域において、単に我が国のコンテンツを流すだけではなく、国際共同製作による相手国の市場の状況やニーズを踏まえた事業モデルの構築により、我が国の映像コンテンツの継続的な海外展開に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 アジア地域における映像コンテンツ市場に関する調査、国際共同製作の推進、映像コンテンツの不正流通対策の推進、映像コンテンツの海外展開促進に向けた課題の整理等。</p> <p>【成果物と利用方法】</p>

	<p>成果物は調査報告書（A 4判）、及び調査報告書を記録した電子データ。</p> <p>本調査研究によって得られた具体的な事例や効果等を踏まえ、アジア地域において国際共同製作の手法により我が国映像コンテンツの展開を図る上で留意すべき諸課題を整理し、我が国の映像コンテンツの海外展開を促進する。</p>
<p>本件契約の予定価格の積算の仕方</p>	<p>予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の見積）、公表資料、過去の実績などを勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し、予算額及び契約係積算額と比較の上、安価な原局予算の価格を採用したもの。</p>
<p>本件の総合評価における</p> <p>①評価基準</p> <p>②評価者及びその選定方法</p> <p>③評価結果の内訳</p> <p>④評価結果の開示・公表状況</p>	<p>①評価基準 別添資料3「総合評価基準」参照。</p> <p>②評価者及びその選定方法 主管課である情報流通行政局情報通信作品振興課による評価、及び外部有識者3名のコメントを踏まえ最終評価とした。外部有識者は、映像コンテンツの製作・流通や海外展開等に関する専門的な知見を有する者を選定した。</p> <p>③評価結果の内訳 別添資料4「アジア地域における国際共同製作に関する調査研究の請負に関する評価票」参照。</p> <p>④評価結果の開示・公表状況 別添資料2「入札状況調書」参照。</p>
<p>当該時期の類似調査研究である H25-2-1071 及び H25-2-1073 と比較した際の</p> <p>①契約目的・契約内容の異同</p> <p>②応札業者の異同</p> <p>③評価者の異同</p>	<p>①契約目的・契約内容の異同</p> <p>【契約目的】</p> <p>・H25-2-1072 本件(アジア地域における国際共同製作に関する調査研究請負)</p> <p>日本との文化的親和性が高くコンテンツの展開先として有望なアジア地域において、単に我が国のコンテンツを流すだけではなく、国際共同製作による相手国の市場の状況やニーズを踏まえた事業モデルの構築により、我が国の映像コンテンツの継続的な海外展開に資することを目的と</p>

する。

・H25-2-1071(グローバル市場の開拓に向けた国際共同製作に関する調査研究の請負)

日本との文化的親和性は低いものの市場規模が大きい欧米等のグローバル市場において、国際共同製作によって相手国のニーズに合わせて収益確保のできる事業モデルを構築することにより、我が国の映像コンテンツの継続的な海外展開に資することを目的とする。

・H25-2-1073(グローバル・メディアとの国際共同製作に関する調査研究の請負)

グローバル市場に対応した映像コンテンツの製作について豊富な経験・ノウハウを有するグローバル・メディアとの国際共同製作によって、ネットワーク・チャンネルでの放映による多数の視聴者の獲得や海外視聴者のニーズに沿った製作を促進し、我が国の映像コンテンツの継続的な海外展開に資することを目的とする。

【契約内容】

・H25-2-1072 本件(アジア地域における国際共同製作に関する調査研究請負)

アジア地域における映像コンテンツ市場に関する調査、国際共同製作の推進、映像コンテンツの不正流通対策の推進、映像コンテンツの海外展開促進に向けた課題の整理等。

・H25-2-1071(グローバル市場の開拓に向けた国際共同製作に関する調査研究の請負)

グローバル市場における映像コンテンツ市場に関する調査、国際共同製作の推進、効果的な販売促進手法等に関する調査、映像コンテンツの海外展開促進に向けた課題の整理等。

・H25-2-1073(グローバル・メディアとの国際共同製作に関する調査研究の請負)

グローバル・メディアとの国際共同製作の推進、映像コンテンツの展開の促進に関する課題の整理等。

	<p>②応札業者の異同</p> <p>・H25-2-1072 本件(アジア地域における国際共同製作に関する調査研究請負)</p> <p>(株)野村総合研究所、(株)三菱総合研究所</p> <p>・H25-2-1071(グローバル市場の開拓に向けた国際共同製作に関する調査研究の請負)</p> <p>(株)三菱総合研究所、(株)野村総合研究所</p> <p>・H25-2-1073(グローバル・メディアとの国際共同製作に関する調査研究の請負)</p> <p>(株)電通、FOXインターナショナル・チャンネルズ(株)</p> <p>③評価者の異同</p> <p>3調査とも同一評価者である。</p>
<p>シンクタンクの2者が競争参加業者となっているが、過去においては広告代理店も参加している。これは事業の特性等でシンクタンクが何らかの強みを持っているからか。</p>	<p>事業としてビジネスの自走化を念頭に置いており、具体的に事業に参画するというよりも、調査・分析がメインとなっているため。</p>
<p>本件については、地方局ではなく、キー局の国際展開を図ったものなのか。</p>	<p>本事業は、アジア地域におけるコンテンツビジネスの立ち上がりを支援し、その後スポンサー等を獲得することで、自走化できるよう支援を行うものであり、主にキー局等を想定している。なお、ローカル局、番組制作会社を対象とした事業類型も設けている。</p>
<p>補正予算として開始しているが、当該予算で開始した理由について如何。</p>	<p>過去に同様の事業は行っているが、本件は初めて自走化を重視したものであり、経済対策という観点から補正予算で行っている。</p>

【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）

平成27年国勢調査のオンライン調査に向けたシステムの設計・開発等業務 一式

契約相手方：富士通株式会社

契約金額：104,790,000円（落札率36.77%）

契約締結日：平成25年4月22日

競争参加業者：3者

意見・質問	回答
<p>仕様書案に対する意見招請と入札説明会の状況（仕様書案と実際の仕様書の差異、説明会参加業者数なども含め）</p>	<p>【意見招請】</p> <p>6社から提出があった。主な意見は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成27年国勢調査第2次試験調査および、平成27年国勢調査第3次試験調査の調査対象者数の提示依頼・オンライン調査システムプロトタイプ等の資産について、応札予定者への調達期間中からの貸し出し依頼・オンライン調査の資産の種類（設計書の種類、ソース、定義体等）についての提示依頼・メールでの一括配信の機能について、配信先の想定件数の提示依頼・調査対象者および利用機関で使用する対象ブラウザのJavaScript、アドオンの利用可否についての提示依頼 <p>上記意見を受け、調査対象者数の概数、調査対象者および利用機関で使用する対象ブラウザのJavaScript、アドオンの利用可否についての追記を行った。また、プロトタイプシステム等の資産については、調達期間中に閲覧可能とし、追記を行った。</p> <p>【入札説明会の状況】</p> <p>意見招請時の説明会参加業者数は10社、入札説明会時の参加業者数は9社であった。</p>
<p>予定価格の設定経緯と落札率が低くなった理由</p>	<p>【予定価格の設定経緯】</p> <p>本件の予定価格の決定は、以下の3点の比較による最も低い価格を予定価格として決定した。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額 ・提案書の提出のあった者のうち最も技術点が高かった者の下見積額 ・統計局積算額（業務内容ごとに提案書提出業者の下見積書の平均単価と平均工数を使用し積算） <p>【落札率が低くなった理由】</p> <p>富士通（株）が過去の請負実績からこれまでに蓄積した「業務・技術ノウハウ」及び「人的資産」を本業務に活用できると判断し、下見積額から人件費等のコストを大幅に削減することが可能と判断したことにより、予定価格と落札額が大きく乖離したため。</p>
富士通が落札できた経緯（調査による失格者がいるか、富士通が他より優れていた点など）	3者の提案書を審査したが、不合格者（失格者）はいなかった。なお、技術点の審査結果は、3者中2位であり、技術点と価格点の合計による総合評価の結果、富士通（株）が落札者となった。
1次入札の際には、意見がなかったのか。	然り。1次入札の際はオンライン調査システムだけで、附帯調査を行っておらず、システムの規模が小さかったため意見招請をかけない調達となっている。
人件費のコストを大幅に削減することで、落札率が低下しているが、この削減で優秀な構築体制が整うのか。	一般的なシステムの受託を受けており、当該1次試験調査の資産が生かせるということを勘案して、適合すると判断した。

【抽出事案3】（一般競争入札・最低価額落札方式）

政府認証基盤の監査等の請負

契約相手方：新日本有限責任監査法人

契約金額：13,993,350円（落札率93.85%）

契約締結日：平成25年6月24日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
業務内容は何か。	<ul style="list-style-type: none">・政府認証基盤を構成しているブリッジ認証局、官職認証局及びアプリケーション認証局に対して、それぞれの認証局の運営方針を定めたCP/CPSへの準拠の適否を、CP/CPS準拠性監査規準に基づき確認する準拠性監査の実施（監査対象期間：平成24年10月1日～平成25年9月30日）・アプリケーション認証局及びアプリケーション認証局2に対して、「認証局のためのWebTrustの原則と基準」に基づき、適否の検証を行うWebTrust検証の実施（アプリケーション認証局対象期間：平成24年10月1日～平成25年9月30日（12か月））（アプリケーション認証局2対象期間：平成25年11月1日～同年12月31日（2か月））・規定・運用マニュアル等を改定する際の主管係からの相談等への対応、アプリケーション認証局2のCP/CPSの英訳の確認及び助言・アプリケーション認証局2（Sub）のキーセレモニー（認証局の秘密鍵等の生成）の立ち会い等
一者応札となった理由	<p>前年度実施事業者が、全省庁統一資格の更新を実施しておらず、応札に参加できなかったことなどとする。</p> <p>本契約の履行には当該システム監査の分野に関する専門的資格・知見及び過去の同種の監査等業務の実績等が要求されることから、入札に参加した業者以外の業者が業務履行体制を構築する</p>

	<p>ことができなかつたことなどにより参加を見送つたため。</p>
<p>最低価格方式に馴染む契約か。</p>	<p>過去の同種のシステム監査業務においても最低価格落札方式を採用しており、最低価格方式に馴染む契約であるとする。</p>
<p>過去の同種の契約の推移</p>	<p>【平成 22 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者 3 者 ・ 落札者 新日本有限責任監査法人 <p>【平成 23 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者 3 者 ・ 落札者 新日本有限責任監査法人 <p>【平成 24 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者 2 者 ・ 落札者 あずさ監査法人
<p>今後の対応策</p>	<p>過去の実績においては複数者が応札しており、今年度は応札予定の事業者が社内的な手続き誤りで参加できなかったため、個票において「特になし」と記載したが、原課にて下見積りを作成する際に、競争参加資格の周知を徹底する等の措置を講じたい。</p>
<p>複数年契約はできないのか。</p>	<p>他省庁で複数年契約にて運用している事例は把握していないが、現状システムの改修等を行っている最中であり、仕様の内容も年度ごとに変換ることが想定されるため、複数年契約は難しいのではないかと考える。</p>
<p>監査対象期間について、現状 10 月 1 日～9 月 30 日としているが、年度ごとに区切るべきではないか。また、アプリケーション認証局 2 もアプリケーション認証局 1 と期間をあわせるべきではないか。</p>	<p>前者については、今後、どちらが妥当なのか検討していきたい。</p> <p>後者については、今後どこかで監査対象期間をあわせたいと考えている。</p>
<p>政府認証基盤の監査について、実施の根拠は存在するのか。</p>	<p>各府省の課長クラスで構成される会議で合意した認証局の運営方針を定めた CP/CP S が根拠となっている。</p>
<p>専門的資格や知見が必要な監査業務は、最低価格方式には馴染まないと思料。</p>	<p>—</p>

<p>【抽出事案4】（一般競争入札・総合評価落札方式）</p> <p>国内外におけるICT市場及び関連市場の動向分析並びに国内ICT産業の国際競争力評価に関する調査研究の請負</p> <p>契約相手方：ガートナー・ジャパン（株）</p> <p>契約金額：10,488,450円（落札率100.00%）</p> <p>契約締結日：平成25年6月28日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
業務内容	ICTサービス、情報通信機器・端末に係る市場動向等に関するリサーチを行い、主要情報通信関連製品・サービスに関して、地域別世界市場シェアを算出するとともに市場規模推移を推計し、報告書に取りまとめる。
予定価格の算出法	予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の見積）、公表資料、過去の実績などを勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し、予算額、契約係積算額及び過去の実績額と比較の上、安価な過去の実績の価格を採用したもの。
契約相手業者の概要、同者からの過去の調達実績	<p>【契約相手業者の概要】</p> <p>設立（1995年）、資本金（2,000万円）、代表取締役社長（日高 信彦）、従業員数（約150名）</p> <p>【過去の調達実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT産業の動向と国際競争力に関する調査研究の請負（H19年度～H23年度） ・国内外におけるICT市場及び関連市場の動向分析並びに国内ICT産業の国際競争力評価に関する調査研究の請負（H24年度）
総合評価の概要（評価側面、尺度、ウエイト、など）	調査内容、実施体制・能力、実績等について、価格点と技術点の比率が1：2の加算方式により、総合評価を実施。
1者応札となったことについて推測される理由	本調査研究の履行には当該情報通信分野に関する専門的知見及び過去の類似の調査分析実績

	<p>等が要求されることから、入札に参加した業者以外の業者が業務履行体制を構築することができなかったことなどにより参加を見送ったためと推測される。</p>
<p>契約金額が予定価格と同じになった理由</p>	<p>昨年度実績額を予定価格として採用しており、応札した者が昨年度の契約相手方であったため。</p>
<p>本調査研究事業の成果の評価方法</p>	<p>本調査研究の結果は、総務省が毎年公表している「ICT国際競争力指標」や「情報通信白書」における重要な参照資料となっていることから評価できる。</p>
<p>本件は、市場調査であり調査能力がある業者は多数あると思われるが、何故1者応札となったのか。</p>	<p>市場調査の中でも日本国内のみならず、世界中で調査を行えるネットワークを有していることや、情報通信関連サービスについて詳細に調査する必要があるため、限られた業者が入札に参加することとなる。ただし、応札した事業者のみが能力を有しているとは考えられないので、より多くの事業者が参加可能なよう検討して参りたい。</p>
<p>平成19年度からガートナージャパン(株)のみが受注しているのは、何かしらの措置を講じていないからである。ガートナージャパン(株)以外の事業者が請負う能力がないのであれば、随意契約にし、履行内容を徹底調査することで低い予定価格を立てられるかと思うので、来年度以降は必ず見直しを行ってほしい。</p>	<p>今後、検証を行い、ガートナージャパン(株)のみしかできないという分析結果が明らかとなった場合には、随意契約に移行することも検討したい。</p>

2 事務局説明

【事務局説明】	
事務局より、総務省契約監視会設置規則及び運営要領（案）について説明。	
意見・質問	回答
運営要領（案）中、「第2 定例会議」の「2 抽出」の「(3) 抽出案件の説明及び審議」において、「その他、その審議に必要な情報」という趣旨の文言を付け加えて欲しい。	承知。修正させて頂きたい。
参考資料2の総務省契約監視会運営方針においては、「3 監視会の会議の公開」に、総務省ホームページに掲載することによりこれを公表するとあるが、同様の扱いか。	運営要領（案）中、第3 議事概要の作成及び公表についての記載があり、同様の扱いであるが、修正させて頂きたい。

平成 25 年度第 3 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 25 年 12 月 5 日（木） 総務省 8 階 共用 801 会議室
構成員（敬称略）	座 長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 構成員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 清 水 涼 子 関西大学会計専門職大学院教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

1 事務局説明

【事務局説明】 事務局より、総務省契約監視会運営方針の廃止について説明。	
意見・質問	回答
「の開催」と言う部分は、誤りであるから修正するように。 皆さんに了承いただいたということで、よろしくお願ひしたい。	

2 契約案件の審議

審議対象期間	平成 25 年 7 月 1 日～平成 25 年 月 30 日
抽出案件	5 件（対象案件 362 件）
審議案件	4 件（1 件については、次回契約監視会にて審議）
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり

<p>【抽出事案 1】（一般競争入札・総合評価落札方式）</p> <p>起業家誘致・人材サイクル事業の請負</p> <p>契約相手方：(株) 日本雇用創出機構</p> <p>契約金額：78,750,000 円（落札率 98.55%）</p> <p>契約締結日：平成 25 年 8 月 6 日</p> <p>競争参加業者：1 者</p>	
意見・質問	回答
<p>(清水構成員)</p> <p>本事業の内容と必要性</p>	<p>地域経済の活性化を図るためには、地域資源を活かし、産・学・金・官が連携した事業の立ち上げ等の取組みを推進することが必要。そのような地域資源を活かした事業の構築にあたっては、事業体の立ち上げ、事業運営・マネジメント、事業資金確保、市場開拓等の事業活動全般における知識・経験を持つ人材の確保が不可欠である。</p> <p>都市部を中心とする大手企業等のキャリア豊富なミドル・シニア人材（エキスパート人材）を、地域資源を活かした事業を実施する地方の民間企業等（地方民間企業等）で従事させる仕組みを構築する。</p>
<p>(清水構成員)</p> <p>落札した事業者の概要</p>	<p>日本雇用創出機構は、平成 14 年設立、資本金 120,000 千円の株式会社であり、事業内容は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資大手企業在籍人材の外部企業への出向/転職支援 ・人材紹介事業 ・教育研修事業 等

<p>(清水構成員) 過去の同種の事業</p>	<p>国費による外部人材派遣事業としては、「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業がある。なお、「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業は、地方公共団体に人材を派遣し、当該団体の地域づくり活動等に從事させる事業であるが、起業家誘致・人材サイクル事業は、地方民間企業等へ人材を派遣し、企業の運営支援をする事業である。</p>
<p>(清水構成員) 1者応札となった理由</p>	<p>地方民間企業等とエキスパート人材をマッチングさせる新規事業であり、エキスパート人材を地方民間企業等で從事させる仕組みを構築するというスキームの提案が難しかったと推測される。</p> <p>地方民間企業等と大手企業等のエキスパート人材とのマッチングには、都市部を中心とする大手企業等及び地方民間企業等に対するネットワークが必要であるが、当該ネットワークを持つ業者が少なかったと推測される。</p> <p>入札説明書をダウンロードした者で入札には参加しなかった者に対するアンケート結果を分析したところ、他の案件とブッキング、社内で仕様内容を検討し入札参加を協議するも見合わせ、想定した調達案件でなかった、グループ企業が入札の可能性のある等の理由から、入札に参加した業者以外の業者が参加を見送ったためと推測される。</p>
<p>(清水構成員) 今後の改善策</p>	<p>次回以降の調達に当たっては、見積書取得事業者の入札への参加確認を徹底するとともに、予め潜在的な対応業者への情報提供、意見照会を行い、競争参加者の掘り起こしを図る。また、より多くの履行期間を確保するため原課の決裁などの手続きの早期化を図る。</p>
<p>(清水構成員) 他にも地域経済の循環の創造等同じような事業があるが、これらとの関係は。</p>	<p>目的は一緒だが、それに対するやり方とかツールとか事業というのはそれぞれ異なった所にアプローチしていくということで整理している。</p>
<p>(有川構成員) 入札公告期間が20日となっているが、入札公告するとき、どのくらいの業者がこの期間で手を挙げられると想定したのか。</p>	<p>想定としては、現課さんのほうの行政決裁の前に2者から、複数者の見積もりをとっていたので、最低限その2者には参加いただけると想定していた。</p>

<p>(有川構成委員)</p> <p>参加してこなかったところはどういう理由か</p>	<p>大手企業の外部出向契約のマッチング調整について、現時点で営業とかコンサルタントの経験とか実績から難しいと判断して、本番では応札を取りやめたと回答をいただいている。</p>
---	--

【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）

地方公共団体の内部統制及び財務制度の見直しに関する検討の調査研究等に関する請負業務

契約相手方：株式会社ぎょうせい総合研究所

契約金額：9,765,000円（落札率100%）

契約締結日：平成25年7月12日

競争参加業者：2者

意見・質問	回答
<p>(有川構成員) 当該請負業務の発注の契機(理由)</p>	<p>地方公共団体における内部統制については、これまで各種研究会等において検討が行われ、民間分野における内部統制の取組が地方公共団体でも有用であることが示されるとともに、地方公共団体における内部統制の法制化の必要性が改めて指摘されている。</p> <p>地方自治法の財務制度については、昭和38年の地方自治法の一部改正による抜本的な見直しが行われて以降、長期継続契約の契約案件の拡大、行政財産の貸付け範囲の拡大、クレジットカード等を用いた納付の特例等について見直しを行ってきたところであるが、電子マネーやインターネットバンキングをはじめとする情報通信技術の進展を踏まえた俯瞰的な検討・検証を行っておらず、現在の情報通信技術を地方公共団体の財務制度に活用する方策について検討を行う必要がある。</p> <p>以上の課題に対処するため、学識経験者等の参加を得た基礎的な調査研究を行うことし、その運営等に係る業務を委託することとしたもの。</p>
<p>(有川構成員) 当該請負業務の内容</p>	<p>調査研究の運営等。</p> <p>「地方公共団体の内部統制」及び「地方公共団体の財務制度」について検討するため、それぞれ学識経験者や地方公共団体の財務実務経験者等を構成員とする研究会（それぞれ構成員10名程度、それぞれ全8回（月1回）程度開催）が国内外の関連資料の収集・分析や分野横断的な見地か</p>

	<p>らの課題抽出等を行う調査研究に伴う調査研究や運営等を行う。</p> <p>(調査・検討の内容)</p> <p>I 内部統制について</p> <p>地方公共団体の内部統制体制の整備・運用の具体的なあり方について、地方公共団体の特性(民間企業との違い)を把握し、地方公共団体の特性、実情を踏まえた内部統制の目的、義務付ける内部統制の対象事務の範囲・内容、内部統制体制のあり方等に関する調査・検討を行う。</p> <p>II 財務制度について</p> <p>地方公共団体の財務事務の処理について、情報通信技術等の進展に対応した処理が可能となるよう①収入 ②支出 ③現金等について調査・検討を行う。</p> <p>III その他</p> <p>I 及びIIに掲げるもののほか、地方自治制度のあり方に関して特に必要と認める事項</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>本件契約に係る総合評価の評価要領、評価者の選定過程、評価手続き、評価結果</p>	<p>5名の技術審査員(課内の課長補佐級等)が提案書の提出のあった3者について、別途定める「総合評価基準」に従って審査を行った。その結果、提案書に総合評価項目一覧表の全ての必須項目の要件を満たしていない1者については不合格とされた。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>本件契約に係る予定価格積算の一連</p>	<p>予定価格の算定にあたっては、一般的には、市場調査(入札参加業者の下見積)、公表資料、過去の実績などを勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し、予算額及び契約係積算額と比較の上、一番安価な市場調査の価格を採用したものの。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>本契約の成果物の仕様と、その活用方法</p>	<p>研究会の最終報告書を地方公共団体関係者へ周知するとともに、諸情勢を踏まえ、所要の法改正の必要性等について検討することを予定している。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>5名の技術審査員は全て課内の職員か</p>	<p>全て課内の職員である。</p>

<p>(有川構成員)</p> <p>1990年代までの内部統制概念は、財務会計とほとんどリンクした狭い意味での内部統制が使われていたが、近年の民間分野における内部統制概念は非常に広がっている。その中、内部統制と財務会計制度をセットにした理由</p>	<p>平成19年にあった会計検査院指摘の不適正経理等の問題もあり、内部統制と財務会計制度について、現在でも、完全に分かれているとは言い切れないところ。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>1者総合評価で失格した理由は</p>	<p>財務会計制度と内部統制制度についてそれぞれ専属の担当者を設置することを要件としていたが、失格した業者は専属の担当をそれぞれ設置するという提案自体がなかった。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>内部統制と財務会計制度をセットにすると両方の実績のある会社だけが残ってしまう。</p> <p>内部統制は別に検討するとなると、おそらく相当の人が参加できて研究できる体制と思われる。財務会計とセットにしたばかりにほんの数社しか入ってこれないという部分があるのではないか。</p>	<p>調達から見たら、より多くの方の参加が見込まれると考えられる。</p>
<p>(清水構成員)</p> <p>業務としては、研究会の事務局機能を担わせると言うことか。</p>	<p>事務局の機能を担わせるもの。</p>

【抽出事案3】（一般競争入札・総合評価落札方式）

モデル施設（株式会社山形屋等）における高齢者や障がい者に適した火災警報装置の実証研究業務 他

契約相手方：能美防災株式会社

契約金額：73,500,000円（落札率99.96%）

契約締結日：平成25年9月11日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
(北大路座長) 業務内容	モデル施設の各施設に対し、設置方法案に沿った形で工事を行い、その工事に係る留意点や工事により必要な機能が得られるかどうかを検証する。
(北大路座長) 予定価格の算出法	現課では、予定価格の積算に資するよう、関係する5件の公募の応募者から見積の詳細を得て、当該業務にかかる経費を①調査研究・報告書作成等に係る経費、②光警報装置等の機器類に係る経費、③諸経費に区分し、過去の類似業務の調達実績・機器単価・諸経費率を契約主管課に提示した。契約主管課は、当該提示情報をもとに、予定価格を設定した。
(北大路座長) モデル施設の選定法、選定過程	平成24年8月に公募広告を行い、10月までに27施設からの応募があった。 有識者による選定会議を行ったところ、27施設それぞれにモデル施設としての妥当性があるとの結果となったため、全ての施設をモデル施設として採用する方向で調整を行った。 一方、空港等公共的な場所の面積が大きな施設の応募が多く、予算を大きく上回ることが想定されたため、実証検証の目的を損なわない範囲で設置面積の縮小についての調整を行い、3月までに25施設について、モデル施設としての決定を行った（2施設は調整過程で辞退）。
(北大路座長) 応募業者数、業者選定・評価法、選定過程	本契約は、既設自動火災報知設備の改修・調整を伴うことから、技術的内容に精通していることが求められ、当初から自動火災報知設備製造業者

	<p>以外の応札は困難である事が想定された。</p> <p>そのため公募型随意契約により契約相手方を募集し、複数社の応札があった場合一般競争入札に移行することとした。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>契約金額が予定価格に近いことについて推測される理由</p>	<p>積算の結果、下見積の8割程度の額が予定価格となっており、市場における実勢価格が概ね適正に反映されたためと考えられる。</p> <p>また、予定価格を見積額が上回っていたため、6度見積合わせを実施し、結果的に落札したことから、予定価格積算資料に示す金額は妥当なものであったと考える。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>本実証研究事業の成果の評価法、成果の活用方法</p>	<p>本実証研究事業によって得られた工事に係る留意点や設置方法案に係る課題等を踏まえ、広く公共的な施設に光警報装置を設置する際の設置方法を定める。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>モデル施設（社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会【大牟田市総合福祉センター】等）における高齢者や障がい者に適した火災警報装置の実証研究業務等 他4件との違いは。</p>	<p>25 施設の所にそれぞれ自動火災報知設備の盤があるが、盤のメーカーが5社あり、それに対応した形で契約5本となっている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>最初から特命随契しかないということか。</p>	<p>公募随契にしており、代理店とかをたてる可能性が考えられる。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>報知器メーカーは5社以上あると思うが。</p>	<p>自動火災報知設備の受信盤となると、かなり大がかりな設備になるので、この5社程度しか多分作っていないと思われる。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>施設側では何かいいことはあるのか。</p>	<p>自分のお客様に対して障がい者に優しい施設だというアピールができるという利益がある。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>施設の自己負担はあるのか</p>	<p>今回、自己負担は出ていない。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>高齢者、障がい者に適しているかという検証について、どの程度まで契約段階で決めているのか。</p>	<p>回数は1回。</p> <p>実際に設置された段階で動かしてみて、その中に耳の不自由な方も入っていただいて訓練していただくことの負担は発生する。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>契約の入札の段階で、その評価としてこの施設ならそれができるところをモデル施</p>	<p>そこまで含んで応募していただいている。</p>

<p>設として選んだと理解してよいか。</p>	
<p>(高橋構成員) 1回という検証については、普通、2.3回は検証する必要があるのではないか</p>	<p>トータルで25施設やっていただくということで、全体として検証ができるような形を考えている。</p>
<p>(北大路座長) 調達プロセスについて、施設は明らかにメリットがあると思うが、27しか応募がなかったというのはどうしてか。</p>	<p>たまたまである。</p>
<p>(有川構成員) 5施設とか10施設でなく、25施設となったのか。</p>	<p>たまたま25となったもの。 元々予算は40施設積んでいた。</p>
<p>(有川構成員) 予算が40施設との理由。</p>	<p>用途が全部で20くらいあり、それぞれの区分ごとに幾つか選ばば良いということで、40箇所想定していた。</p>
<p>(有川構成員) モデル施設の選定にあたり、用途が重なるのであれば、用途で必要な範囲に絞れば予算は節減できるので、その辺りの考え方については。</p>	<p>選定に当たっては有識者の先生方に入っている。 規模の大小、使用方法等あり、応募いただいたところにつきましては選定させていただいた。</p>
<p>(有川構成員) 施設の数を増やすのではなくて、用途ごとにある程度絞った施設で検証の回数を増やしたほうが余程効果的な実証検証ができると思う。1回の検証を幅広くやっても、何も検証結果が得られないのではないか。</p>	<p>検証はこれからやっていくので、必要な結果が得られるような形でやっていきたいと思う。</p>
<p>(有川構成員) 限られた予算で本当に行政目的を達成するためうまく使っていただきたい。 (高橋構成員) 本来は契約するときにしっかり、いつまでに何度、どういうものをして、どういう結果を出すのかということを決めておかないと、そんな話聞いていなかったよということにもなりがちだと思います。</p>	

【抽出事案4】（一般競争入札・総合評価落札方式）

電波の人体への安全性に関する評価技術

契約相手方：独立行政法人 情報通信研究機構

契約金額：310,173,820 円（落札率 100%）

契約締結日：平成 25 年 7 月 4 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
<p>(高橋構成員) 調達方法等の経緯、変遷について</p>	<p>当初の随意契約から、公募随契、一般競争入札を経て、平成 21 年度以降は総務省が有識者による評価会議、意見公募等を経て策定した基本計画書に基づいて提案を公募し、集まった提案に対して採択評価を実施した上で、採択された提案者と随意契約を締結するという方式をとっている。なお、平成 22 年度の基本計画書は 3 カ年の研究を前提としているため、平成 23 年度、24 年度は、前年度終了時に次年度も研究を継続してよいかどうか有識者会議による評価を実施した上で、継続を可とする評価が出されたことを受け、同機構と随意契約を締結している。</p>
<p>(高橋構成員) より多くの者が入札に参加できるようにどんな改善がはかられてきたか。</p>	<p>当初、「電波の安全性に関する評価技術」として一括で調達を実施していたが、平成 19 年度より研究課題を「電波の人体への安全性に関する評価技術」と「電波の電子機器等への評価技術」に分割し、さらに平成 22 年度の調達においては「電波の人体への安全性に関する評価技術」の 3 つの検討課題、すなわち①人体の電波ばく露量計測技術、②電波防護指針適合性評価技術、③医学・生物実験のためのばく露装置及びばく露量評価のそれぞれについて部分的に提案することも認めるなど、一貫して課題を分割し、他業者の参加が容易となるよう図ってきた。その結果、平成 22 年度の提案の公募においては、上記②の課題に対して他 1 社からも提案の応募があった。（なお、有識者による採択評価会を実施したところ、主として研究計画の具体性の乏しさなどが問題とさ</p>

	<p>れ、結果としては不採択となっている。)</p> <p>また、平成 25 年度の提案の公募においても、①適合性評価技術の確立、②高精度ばく露評価技術の確立の 2 課題のそれぞれについて部分提案を認めていた。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>落札者である情報通信総合研究機構は、当該調達に関連して、評価備品や役務などを公募したのではないかと思われるが、そこにおける調達の透明性や効率性、実効性について、要求部局はどのように関与しているのか。</p>	<p>落札者である情報通信総合研究機構の実施する調達については、総務省の「情報通信分野における研究開発委託契約経理解説」に則り、一定の条件に該当した場合には、説明書類の整備や総務省への事前の相談等を行うことを義務付けることにより、調達の透明性、効率性、実効性を確保する体制を構築している。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>今回の予定価格の算出や機構の調達状況等について</p>	<p>今回の提案の公募時に原課が指定した予定価格については、総務省で現在行うことが必要と思われる研究内容について有識者による評価会議や意見公募を経てまとめた基本計画書に基づき、その内容を実施するために必要な額を総務省において算出したものである。情報通信研究機構による調達に際しては、総務省から上記の指導を一貫して行っているほか、機構内部の取り組みとしても、監督・検査の適正化のためのマニュアルの整備や、応札者を増やすための公募公告期間の延長などの措置を平成 22 年度から継続的に実施しており、調達手続きの明確化・公正化に努めているところと聞いている。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>今回の結果を踏まえ、調達の透明性、効率性、実効性確保等の観点から調達技術のさらなる改善点について</p>	<p>これまでも調達の透明性、効率性、実効性の確保に努めてきたところであるが、今後とも、より多くの者が入札に参加できるように調達方法について検討するなど、更なる調達技術の改善を図っていきたい。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>電波の安全性についての調達はいつから実施しているのか。</p>	<p>平成 9 年度から実施している。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>非常に長期のプロジェクトとなっているが、ゴールはどこにあるのか。</p>	<p>タイトルこそ「電波の安全性に関する評価技術」という形で一貫しているが、毎年度定めている基本計画書において指定する個別の検討課題</p>

	<p>については、研究の評価のサイクル（公募～終了までの一連の評価）ごとに異なるものとなっている。</p>
<p>（高橋構成員） 評価技術の研究について国民に公開しているか。また、ホームページを見ても平成21年度以降の評価が出てこないようだが。</p>	<p>平成22年度から平成24年度までは3カ年を一サイクルとして実施しており、現在、成果報告書を公開する作業をしているところ。</p>
<p>（高橋構成員） そもそも総務省が直接研究機関等とか民間企業と契約した方が効率的であるのではないか</p>	<p>研究上必要となる機材や作業に関しては、研究を実施する能力を持った研究機関が調達すべきであり、我々が直接調達することは基本的にはできないと考えている。</p>
<p>（高橋構成員） 研究の全体像というのが国民に示されないというのはなにか不安であるが。</p>	<p>新しく電波を利用したシステムが出てくるたびに、そのシステムが法令に定めた基準に適合していることを示すための測定技術が新たに必要になる。そういった要請がある限りは、この研究を継続する必要がある。</p>
<p>（北大路座長） 技術を作って、開発してもらうわけだが、その後がどうするのか。</p>	<p>携帯電話を例に挙げると、実際に携帯電話を市場に出す際には法令に定められた基準値をクリアしているかどうかを評価しなければならないが、そのための効率的かつ低コストな測定技術を開発し、評価を実施する機関に対して提供するという形で生かしている。</p>
<p>（北大路座長） 評価機関はどこになるのか。</p>	<p>登録証明機関といい、日本に十数機関ほど存在する。</p>
<p>（北大路座長） 測定技術の開発については基本的には情報通信総合研究機構しかできないということか</p>	<p>将来的には、より応用的な研究課題の設定などにより、情報通信研究機構以外の機関にも実施できるようになる可能性はある。しかし、現在のところは、同機構だけが研究に必要な技術を有しており、結果として単独提案になっているものと認識している。</p>
<p>（高橋構成員） 企画競争の内容は公表しているか。 また、過去の資料は公表しているか。</p>	<p>企画競争の内容については、報道発表により基本計画書をその都度公表している。</p> <p>今後、基本計画書も含めた過去の資料について整理を行い、電波利用ホームページ上でまとめて閲覧できるようにすることを検討する。</p>

<p>(清水構成員) 機器の管理はどのようになるのか。</p>	<p>物品は総務省の資産になる。 翌年度以降継続して委託研究に使用する場合は、総務省から無償貸付する形になる。</p>
-------------------------------------	---

平成 25 年度第 4 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 26 年 3 月 10 日（月）総務省 10 階 1002 会議室
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 構成員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 清 水 涼 子 関西大学会計専門職大学院教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授

1 契約案件の審議

審議対象期間	平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日
抽出案件	5 件（対象案件 211 件）
審議案件	5 件（1 件については、第 2 四半期の契約）
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。 なお、事前抽出関係資料について、案件抽出の判断材料になるため、応札者に関する情報は正確を期すよう注意があった。

【抽出事案 1】（一般競争入札・最低価格落札方式）

不法パーソナル無線対策ラジオ CM 放送実施の請負

契約相手方：株式会社電通

契約金額：9,849,000 円（落札率 82.21%）

契約締結日：平成 25 年 10 月 18 日

競争参加業者：3 者

意見・質問	回答
（園田構成員） ラジオで CM を流すことにどれほどの効果があるのか。	不法パーソナル無線の多くは、大型車両に搭載されており、車両運転中にラジオを聴取するドライバーが多いことから実施している。 平成 24 年以降、700MHz/ 900MHz 帯の周波数再編に伴い、パーソナル無線用周波数帯（903MHz～905MHz 帯）は携帯電話向けに順次切り替え使用されることになり、パーソナル無線の免許は今後許可されなくなった。しかし、不法パーソナル無線は依然として多数存在し、携帯電話に影響を及ぼすこともあることから、平成 24 年から取締りや周知活動などの不法パーソナル無線対策を強化しているところ。具体的には、ポスターやリーフレットを作成し、サービスエリアや道の駅などで掲示

	<p>や配布とラジオCMの実施等を連携させて行っている。</p> <p>なお、不法パーソナル無線の出現状況については、電波監視施設を活用した出現状況調査によると、平成23年度と平成24年度の調査結果を比較すると、約7割低減しており、不法パーソナル無線対策の各種施策について効果を上げているものと推測している。引き続き、携帯電話への影響を及ぼすことがないように、不法パーソナル無線対策の取組を強化していく。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>この案件については日本各地で契約を行っているが、なぜ予定価格が違うのか。特に四国については金額が著しく高いのではないのか。</p>	<p>放送素材については、全ての局で同じものを使用しているが、通信局により、放送期間、放送回数、放送実施局数等が異なること、放送局により放送単価が異なることから、予定価格が違うもの。</p> <p>なお、放送単価で比較した場合、関東や東海が高く、信越や四国が低くなっている状況。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>同じ内容の契約であるなら、一括して契約を結べないのか。</p> <p>契約のためのコストを考えると無駄が多いのではないのか。</p> <p>なぜ北海道、近畿、九州ではこの契約を結んでいないのか。</p>	<p>当該ラジオCMは、平成25年9月から平成26年1月にかけて本省（監視管理室）からの通達に基づいて全国で実施したものであり、北海道・近畿・九州においても、通達に基づき実施しているところ。</p> <p>ラジオCMの実施については、地域の実態を反映させる必要がある。仮に本省で一括契約して実施すると、各地域の実態について、本省と地方局との調整、報告や、仕様書の作成、照会、修正等の事務作業の増加に加え、実施にいたるまで複数の手順や時間を要することが予想される。さらに、契約後も、本省を介して地方局と代理店が調整することになり、同様に時間を要する。地方局が、地域の実態を踏まえて各代理店と折衝し、契約を行う方が、ラジオCMの速やかな実施、柔軟な対応、より効果的な周知が可能。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>地域の実態とはなにか。</p>	<p>地域毎に無線局の数や電波利用の特徴が異なる。</p> <p>また、CMには全国枠のほか、地方枠があり、東京で全てを統制することは現実的ではないと思料。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>放送回数を変える理由。</p> <p>低減率との比較は行ったか。</p>	<p>地域の実情を踏まえ、予算事情も加味しながら効果的に実施したところ、放送回数に濃淡が生じたもの。</p> <p>低減率の関係については、別途回答させていただきたい。</p>
<p>(園田構成員)</p>	<p>北海道局では、平成26年1月25日から31日、近畿</p>

<p>北海道、近畿、九州での実施時期。</p>	<p>局では平成 25 年 11 月 10 日から 12 月 15 日、九州局では平成 26 年 1 月 6 日から 1 月 31 日に実施。</p>
<p>(園田構成員) 次回契約監視会の抽出案件リストに出てくるのか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>(園田構成員) 北海道、近畿、九州の契約先は。</p>	<p>別途回答させていただきたい。</p>
<p>(北大路座長) (各放送局が定めた価格表があり、放送局や広告代理店もそれぞれ複数あるところ、)下見積もりでは 2 者ないし 3 者が同額である一方、落札率が 80% 程度であるのは、競争性がある雰囲気ではない。</p>	<p>ラジオ局が業者へ提示する価格は、おそらくどこも同じであるため、結局、業者の下見積もり額も同額となってしまうものと思料。 地方局に対しては、ご指摘を踏まえ、周知したい。</p>
<p>(園田先生) 今回の 6 案件の契約先が全て異なる理由。</p>	<p>特定の業者のみに偏ることがなく、適切に入札が行われた結果と思料。</p>

【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）

総合無線局監理システムの運用技術支援等の請負

契約相手方：日本アイ・ビー・エム(株)

契約金額：1,506,960,000円（落札率99.46%）

契約締結日：平成25年11月14日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>(北大路座長) 業務内容はどのようなものか。</p>	<p>本調達は、</p> <ol style="list-style-type: none">① プライマリセンター及びバックアップセンターに設置する PARTNER の電子計算機及び周辺機器の運用・保守・障害対応業務② 総務本省（情報通信政策研究所を含む。）及び各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の PARTNER を利用する職員からの利用方法及び利用時の障害に対する問合せ対応業務③ 電子申請に係る利用者からの問合せ対応業務を国庫債務負担行為により複数年（39 箇月）行うもの。
<p>(北大路座長) 予定価格の算出法はどのようなものか。</p>	<p>予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の下見積）、公表資料、過去の実績などを勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し、予算額と比較の上、市場調査の価格を採用したものの。</p>
<p>(北大路座長) 総合無線局管理システムに関して契約相手業者から過去に何らかの調達を行ったことがあればその実績</p>	<p>(別表1のとおり)</p>
<p>(北大路座長) 総合評価の概要（評価側面、尺度、ウエイト、など）</p>	<ol style="list-style-type: none">① 本調達は、平成8年4月からこれまで約18年にわたり、総務省職員及び一般国民にサービスを提供してきた内容を踏まえ、以下の点に基づいた評価を実施した。 ア システムの常時安定稼働の確保（障害・災害及び情報セキュリティに関するインシデント発生時も含む） イ 職員及び申請者（国民）のニーズに応えるための高いユーザビリティの提供② それぞれの評価は、「相対的に優れている、標準的

	<p>である、相対的に劣っている」の尺度で判断している。</p> <p>③ また、評価は、昨今の災害対策を鑑み、上記①の災害発生時の対応について「「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン」を考慮した災害復旧計画に沿った管理業務全般の提案」等、詳細な確認項目を設けているが、それぞれの項目に係るウェイトは一律にしている。</p> <p>④ なお、本調達では技術点と価格点の比率を1：1としている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>1者応札となったことについて推測される理由</p>	<p>本調達に関しては、契約者の他に仕様書を入手した9者に対して、入札に参加しなかった理由を確認したところ、2者から「公示期間、事業実施までの準備期間、事業実施期間及び仕様書については特に問題ない」、「社内で仕様書内容を検討した結果、応札を見送ることとした」旨の回答を得ており、応札しなかったのは各者の経営判断によるものと推察される。</p> <p>なお、本調達にあたっては、</p> <p>① 仕様書の内容について意見招請を実施（H25.5.15～H25.6.14）し、その内容を広く公開した上で実施していること</p> <p>② 政府CIO総務省担当CIO補佐官に仕様書案及び見積もりの妥当性について確認を受けており、その結果「妥当である」との評価を受けていること（総官企第213号（H25.7.29））</p> <p>③ 行政管理局において「情報システムに係る政府調達の基本指針」に基づいた確認を受けており、その結果「当該指針の主旨・内容に沿っているものである」との評価を受けていること（総官情27号（H25.4.2））から、仕様書の内容は妥当なものであると考える。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>落札率がかなり高くなった理由、あるいは推測される理由</p>	<p>予定価格の設定にあたり、市場調査の価格（落札者の見積額）を採用したこと、及び結果的に1者応札になったことから高落札率になったものと推測される。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>何年間ほどアイ・ビー・エムが請け負っているのか。</p>	<p>平成8年のPARTNER運用開始時から（現在に至るまで約18年間）。</p>
<p>(北大路座長)</p>	<p>規模が大きいこと、無線局監理という特殊性等から、</p>

<p>他者は参入しにくいようだが。</p>	<p>他者に検討はしていただいても、入札までには至らないものと思料。</p>
<p>(北大路座長) 国庫債務負担行為により3年3ヶ月の契約を締結したことは結構であるが、一方で、他者の参入は本当に不可能なのか。</p>	<p>上述のとおり、契約の透明性、公平性については担保されているものと思料。</p>
<p>(北大路座長) 興味を示したが応札はしなかった9者については、本当に落札者との利害関係はないのか。</p>	<p>たとえば、通信については本契約とは別に回線契約を、国庫債務負担で締結するなどしているため、興味を示した他の者との利害関係は実際には全くないものと思料。</p>
<p>(清水構成員) この業務を請け負う力がある業者が他にいるにもかかわらず手を挙げないのは、実施体制の中に組み込まれているからではないか。</p>	<p>請負書において、下請けに出す場合は主管課に申請することとなっているところ、当該申請はないことから、ご指摘の状況にはない。</p>
<p>(清水構成員) 業務内容について、新規で加わったものについては、何か門戸を広げる努力をしていただきたい。</p>	<p>今後、本案件の次回調達や本案件と類似の調達において、新規項目については分割調達を行う等、入札参加機会を増やすべく検討したい。</p>
<p>(高橋委構成員) 下見積もり額と契約金額との差800万円は何か。</p>	<p>内訳9項目中2項目については、人件費の単価や工数の見直しにより増額、残る7項目については人件費単価を下げたことにより減額となっており、結果として、800万円の減額となっているところ。</p>
<p>(高橋構成員) 1者応札であったことも考えると、最初の見積額が適正だったのか、疑問。</p>	
<p>(北大路座長) 単なる価格面だけではなく、技術やサービス等、質の違いといったものはどうか。</p>	<p>たとえば電子申請システムにおいては、ヘルプデスクを設けて電話にて国民の皆さまから問い合わせを受け付けている。問い合わせ件数は年々増加しており、また、電子申請率も平成26年1月末現在で政府目標の70%に近い68.5%に達しているところ。 また、ヘルプデスクのクオリティも高く、ここもセールスポイントだと認識している。</p>
<p>(有川構成員) 国庫債務負担行為は5年まで可能であるところ、なぜ3年3ヶ月としたのか。</p>	<p>機材の基盤更新を本年1月に実施したが、その機材の借入期間が28年度までであったこと等による。</p>

<p>(有川構成員)</p> <p>ではこの契約期間が終了した時期に、また新機材に交換するのか。</p>	<p>機材の使用期間を延長するなど、経費をなるべく安く、経済性に問題がないような形で実地できるよう検討中。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>他の興味を示した者に対し、参入障壁についての丁寧なヒアリングは行っているのか。</p>	<p>メールでアンケート表をお送りし、提出を求めている。アンケート票では、仕様書に対するご意見を伺う他、今回入札参加を見合わせた理由等、特出し項目を設けて事情を聴取しているもの。</p> <p>案件数が多く、また案件によっては入札説明書をダウンロードする者もかなりの数に上ること等から、個別対面でのヒアリングは実施していない。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>何が参入障壁になっているのか紙でやりとりしてもわからないところがあるので、きちんと話をきいていかないと、また次回も1者になるのではないか。</p>	<p>いただいたご意見、ご指導を踏まえ、次回における調達方法等を検討してまいりたい。</p>

(別表1) 契約相手方からの調達状況 (過去5年分)

<p>【平成 25 年度】</p> <p>ア 総合無線局監理システム用コンピュータ機器の借入れ (継続)</p> <p>イ 総合無線局監理システム基幹系機能拡充 設計・開発等の請負 (国庫債 (24 箇月))</p> <p>ウ 総合無線局監理システムの運用技術支援等の請負</p> <p>【平成 24 年度】</p> <p>ア 総合無線局監理システム用コンピュータ機器の借入れ及び移行業務の請負 (国庫債 (50 箇月))</p> <p>イ 総合無線局監理システム用コンピュータ機器の借入れ (継続)</p> <p>ウ 総合無線局監理システム基幹系機能拡充 設計・開発等の請負</p> <p>エ 総合無線局監理システムデータベース管理機能 設計・開発等の請負</p> <p>【平成 23 年度】</p> <p>ア 総合無線局監理システム用コンピュータ機器の借入れ (継続)</p> <p>イ 総合無線局監理システム基幹系機能拡充 設計・開発等の請負</p> <p>ウ 総合無線局監理システム平成 23 年総務省告示第 121 号に係る機能開発等の請負</p> <p>エ 総合無線局監理システム電子申請における免許状交付に関する機能開発等の請負 (国庫債 (16 箇月))</p> <p>オ 総合無線局監理システムデータベース管理機能 設計・開発等の請負</p> <p>【平成 22 年度】</p> <p>ア 総合無線局監理システム用コンピュータ機器の借入れ (継続)</p>

- イ 総合無線局監理システム用コンピュータ機器の借入れ（シンククライアント化）
- ウ 総合無線局監理システム基幹系機能拡充 設計・開発等の請負
- エ 総合無線局監理システム広域専用電波免許人課金に関する機能拡充等の請負
- オ 総合無線局監理システムデータベース管理機能 設計・開発等の請負

【平成 21 年度】

- ア 総合無線局監理システム用コンピュータ機器の借入れ（継続）
- イ 総合無線局監理システム基幹系機能拡充 設計・開発等の請負
- ウ 総合無線局監理システムデータベース管理機能 設計・開発等の請負

【抽出事案 3-1】（一般競争入札・最低価格落札方式）

中央合同庁舎第 2 号館庁舎維持管理設備移設改修及び附帯作業の請負

契約相手方：アズビル（株）

契約金額：3,696,000 円（落札率 94.12%）

契約締結日：平成 25 年 10 月 9 日

競争参加業者：2 者

【抽出事案 3-2】（一般競争入札・最低価格落札方式）

中央合同庁舎第 2 号館鉛蓄電池交換作業の請負

契約相手方：アズビル（株）

契約金額：8,946,000 円（落札率 93.94%）

契約締結日：平成 25 年 11 月 26 日

競争参加業者：2 者

【抽出事案 3-3】（一般競争入札・最低価格落札方式）

中央合同庁舎第 2 号館冷温水ポンプ分解整備作業の請負

契約相手方：アズビル（株）

契約金額：5,428,500 円（落札率 94.00%）

契約締結日：平成 25 年 11 月 26 日

競争参加業者：3 者

【抽出事案 3-4】（一般競争入札・最低価格落札方式）

中央合同庁舎第 2 号館排水再利用設備接触曝気槽改修作業の請負

契約相手方：アズビル（株）

契約金額：3,898,650 円（落札率 94.00%）

契約締結日：平成 25 年 11 月 26 日

競争参加業者：2 者

意見・質問	回答
(有川構成員) 各契約の入札状況の経緯と一覧	(別表 2 のとおり)
(有川構成員) 案件 3-1 と案件 3-2 から 3-4 までの各請負業務の内容と履行期間、及び各請負業務の関係	(別表 3 のとおり)
(有川構成員) 案件 3-1 の請負契約を先行させた理由	3-1 の請負契約は、3-2 から 4 の請負契約と作業の関連性がないことから、先行させたものではなく、年度内に執行する予定であったもの。
(有川構成員) 各業務を分割して発注した理由	各業務は、作業の分類、作業対象設備及び作業場所が異なり、且つ各業務に作業の関連性がないため。

<p>(有川構成員) 特に3件の発注時期がまとまっている理由</p>	<p>別表3にあるとおり、これら4件の業務内容については全く別物であり、全て違うものとして調達しているもの。</p>
<p>(有川構成員) 各業務の予定価格の作成状況</p>	<p>予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の下見積）、公表資料、過去の実績などを勘案し設定している。当該4件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し、予算額とも比較の上、市場調査の価格を採用したもの。</p>
<p>(有川構成員) アズビル(株)との過去5年間の契約状況</p>	<p>平成20年度は、「中央合同庁舎第2号館4階・自治行 政局市町村課等のレアウト変更等作業の請負」等20件、平成21年度は、「6階会議室ファンコイルユニット設置 作業の請負」等12件、平成22年度は、「中央合同庁舎 第2号館 ナイトページ制御変更及び屋上排気ファン 設置作業の請負」等12件、平成23年度は、「中央合同 庁舎第2号館地下4階排水再利用設備修繕作業の請負」 等6件、平成24年度は、「中央合同庁舎第2号館特別 高圧及び高圧受電設備不良機器交換作業の請負」等13 件、平成25年度は、「中央合同庁舎第2号館テレビ共 同受信設備改修作業の請負」等11件。</p>
<p>(有川構成員) 落札率が94%に揃ったことについての所見</p>	<p>当該4件の予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の下見積）の価格を採用し設定したもの。該当4件全てにおいて、入札参加業者中最も安価であったのがアズビル(株)の見積価格であり、同社が見積に対して同等の割引率で入札したためと推測される。</p>
<p>(有川構成員) 4案件とも落札者は共通しているが、競争者は全て異なっていることについての所見</p>	<p>アズビル株式会社は旧社名を山武といい、大手総合ビル管理会社。同社が競争力において勝っていたものと考察。</p>
<p>(有川構成員) 業務内容が異なっても、最初の契約を取った者以外の者は、なかなか参入できないのではないかと。</p>	<p>参入業者を増やすために、我々もかなり苦労している。 様々な分野を一つの契約で行おうとすると、規模が大きくなり、参入業者が減ってしまうこと等が懸念されたため、分割契約という方法をとったもの。</p>
<p>(有川構成員) 参入業者を増やして競争性を高める環境を整えるのであれば、契約時期、履行</p>	

期間等について、より工夫が必要だったのではないか。	
---------------------------	--

(別表2) 入札経緯及び結果一覧

案件番号	公告開始日	公告締切日	改札日	入札事業者名 (金額 (税抜き))
3-1	H25. 9. 18	H25. 9. 30	H25. 10. 9	○アズビル株式会社 (3,520,000円) ・株式会社スペース (3,935,400円)
3-2	H25. 11. 5	H25. 11. 15	H25. 11. 26	○アズビル株式会社 (8,520,000円) ・三栄管財株式会社 (10,300,000円)
3-3	H25. 11. 5	H25. 11. 15	H25. 11. 26	○アズビル株式会社 (5,170,000円) ・ナブコシステム株式会社 (5,600,000円) ・テラルテクノサービス株式会社 (6,400,000円)
3-4	H25. 11. 5	H25. 11. 15	H25. 11. 26	○アズビル株式会社 (3,713,000円) ・株式会社ビケンテクノ (4,120,000円)

(別表3) 各請負業務の主な内容、履行期間等

案件	作業分類	履行期間	履行完了	作業場所
3-1	執務室レイアウト変更	H25. 10. 9 ～H26. 2. 28	H25. 12. 10	1階庁舎管理室
3-2	電気設備等に備えられた鉛蓄電池の交換	H25. 11. 26 ～H26. 3. 3	履行中 (H26. 3. 1終了予定)	21階電気室、1階庁舎管理室、B4階自動倉庫、B4階設備監視室
3-3	空調設備のポンプ機器のオーバーホール	H25. 11. 26 ～H26. 2. 17	H26. 1. 27	B4階冷凍機・空調機械室
3-4	排水処理を行う衛生設備の機能拡充	H25. 11. 26 ～H26. 2. 17	H26. 2. 17	B4階排水再利用処理機械室

【抽出事案 4】（一般競争入札・最低価格落札方式）

拠点機能形成車両資機材 No. 1（エアータンク他 13 点）の発注 2 式

契約相手方：帝国繊維株式会社

契約金額：124,593,000 円（落札率 100%）

契約締結日：平成 25 年 11 月 29 日

競争参加業者：4 者

意見・質問	回答
<p>(高橋構成員)</p> <p>どのような調達か。(頻度、実績等)</p>	<p>平成 25 年 6 月 28 日に同仕様による最初の調達の入札を実施した。</p> <p>その後、高い確率で発生が危惧されている南海トラフ地震への一刻も早い対応を図るため、財務省主計局に協議の上、平成 25 年 11 月 8 日に、年度内 2 回目となる当該調達に係る入札を実施した。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>応札が 4 者ありながら、落札率 100% になったのはなぜか。</p>	<p>最初の調達の資機材 1 式あたりの落札単価を予定価格単価として採用したため、落札率が 100% になったと考えられる。</p> <p>当該調達の履行期間は最初の調達と比較して短期間となるため、予定価格の積算については慎重に検討したが、本件調達の予定価格単価を最初の調達の落札単価よりも高額とする具体的な理由が無かったため、直近の調達実績である最初の調達の落札単価を本件調達の予定価格単価とした。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>2 度目の調達ということで、すでに様子や都合が分かっているものであることから、逆に、より低額で実施できるとは考えられなかったのか。</p>	<p>両方とも、全く同じ資機材を調達するよう求めるものであるが、調達期間は短いことから、低額になるとは考えにくいもの。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>なぜ二度目の調達を実施したのか。台数についても伺いたい。</p>	<p>今回、緊急消防援助隊に係る基本計画の見直し等を行う中で、南海トラフ地震や首都直下型地震に備えて緊急消防援助隊の体制強化を早急に図っていく必要性が認められたことから、追加整備することとなった。(計 6 台の調達。)</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>来年度は何機配備する計画か。 また、1 台あたりいくらかかるのか。</p>	<p>2 台。 車両単価が 4,700 万円程度、上に積む資機材が 6,000 万円程度の、計 10,700 万円程度。</p>
<p>(高橋構成員)</p>	<p>25 年度の調達内容を踏まえつつ、価格変動、為替変動</p>

<p>26年度予算では1.2億円を要求しているが、それほどかからないのでは。</p>	<p>等も加味し、総合的に勘案して予算要求に反映させているところ。</p>
<p>(高橋構成員) 前回と今回、落札者は一度で決定したのか。</p>	<p>1回目は、4者応札で6回入札を行っている。 今回も、同じ4者が応札し、2回入札を行っている。</p>
<p>(高橋構成員) 帝国繊維がかなり無理をして落札したため、来年度の予算は1.2億円としたのか。</p>	<p>個別の業者の事情までは承知していないが、調達時期が1年ずれることにより情勢の変化等があることを踏まえて見積もりを行ったところ。</p>
<p>(高橋構成員) スケールメリットはあるのか。</p>	<p>ロットが少なく、車両も特殊であり、また新たに艀装も開発する必要があることから、スケールメリットの有無は不明。</p>
<p>(高橋構成員) 最初に受注した業者が非常に有利であり、競争性が働かないように見受けられるが。</p>	<p>調達の過程で、改善事項は必ず出てくるものであり、それを踏まえて次年度以降の仕様を決定するもの。よって、確かに最初に受注した業者がいろいろな事情を承知していることは確かだが、今後同じ業者が落札し続けるということではないものとする。 我々の仕様を完全に満たした、良い車両、良い資機材を納品してもらえれば、どこの業者でも構わない。</p>
<p>(北大路座長) 2回目に入札した業者は、1回目と同じ者だが、なぜ1回目の落札額より高額な札を入れたのか。</p>	<p>2回目の調達は、納期までの期間が短くなるため、年度当初に行っている調達よりも負担が大きくなり、費用も高くなるものと考えられる。</p>
<p>(北大路座長) より大変な調達に、前回と同じ4者が札入れを行ったということか。</p>	
<p>(高橋構成員) 最初の調達で、2式ずつ、2事業者と契約していれば、品質面や価格面での比較をより明確に実施できたのではないか。</p>	<p>企画競争も実施したいところではあるが、一方で、価格面での競争が難しくなる。</p>
<p>(高橋構成員) 今後もこの調達は続くのか。</p>	<p>予算が認められれば、継続的に、最終的には全都道府県に配備したいと考えているところ。</p>
<p>(高橋構成員) 今後、同種の調達における改善策はないか。</p>	<p>本件については、結果的とは言え、同仕様の案件を2回に分けて調達したために、落札率が100%になったと考えられる。</p>

	今後は、事前に予定価格等をより精緻に見積もった上で調達数量を設定することにより、同年度内に2回の調達を実施することを回避するよう努める。
(高橋構成員) 非常に高い買い物なので、ぜひ良いものを安く入手していただきたい。	

【抽出事案 5】（一般競争入札・最低価格落札方式）

小型動力ポンプ積載型軽自動車両オートマチックトランスミッション・小型動力ポンプ（4サイクルエンジン）搭載型

契約相手方：トーハツ（株）

契約金額：208,152,000 円（落札率 97.17%）

契約締結日：平成 25 年 7 月 31 日

競争参加業者：3 者

意見・質問	回答
(清水構成員) 4 件の調達の商品の仕様、台数	いずれも小型動力ポンプ積載型軽自動車両 ①マニュアルトランスミッション・小型動力ポンプ（2 サイクルエンジン）搭載型 25 台 ②マニュアルトランスミッション・小型動力ポンプ（4 サイクルエンジン）搭載型 21 台 ③オートマチックトランスミッション・小型動力ポンプ（2 サイクルエンジン）搭載型 30 台 ④オートマチックトランスミッション・小型動力ポンプ（4 サイクルエンジン）搭載型 42 台
(清水構成員) 入札 3 者と落札者	いずれも、I H I シバウラ、トーハツ、モリタの 3 者が入札し、①と③については、I H I シバウラが、②と④は、トーハツがそれぞれ落札。
(清水構成員) 4 種類の商品の保有状況	本件調達により初めて保有。
(清水構成員) 7 月に 4 種の商品を調達した理由	補正予算の閣議決定後、車両等は無償貸付する市町村を都道府県の推薦に基づき決定し、その後に貸付先市町村の仕様に関する要望調査を実施した上で、調達を実施したため。
(清水構成員) 過去 5 年間の同種品の調達状況	消防団への無償貸付を目的とする車両の調達実績については次のとおり。 ○平成 21 年度の調達 救助資機材搭載型車両 363 台を調達 (契約業者：トーハツ株式会社、株式会社モリタ、株式会社 I H I シバウラ、株式会社マキタ沼津) ○平成 23 年度に調達 救助資機材搭載型車両 3 台を調達 (契約業者：株式会社赤尾)

<p>(清水構成員) 分割調達した理由</p>	<p>4件合計で100台近くの調達となることから、1つの業者に発注した場合、年度内の納入が難しくなること、また、市町村によって希望する車両の仕様が異なること等の理由から。</p>
<p>(清水構成員) 平成21年度に363台を調達しているが、これも分割調達か。</p>	<p>7案件に分割し、1契約当たり50台程度の調達としている。</p>
<p>(清水構成員) 1契約にしたほうがスケールメリットははたらかないのか。</p>	<p>車種毎に仕様が異なるので、分割契約としているところ。</p>
<p>(清水構成員) 非常に特殊な車両ということでもないようなので、仕様毎に契約するのか、ある程度一括して契約するのか、どのあたりが最適か、検討する必要がある。</p>	

2 その他

【その他】	
<p>地方交付税算定等業務の請負契約に関し、これまでの公募方式から特命随意契約に変更することについて、意見を求めるもの。</p> <p>自治財政局交付税課より、資料に基づき説明。</p>	
意見・質問	回答
(清水構成員) 契約はいくつあるのか。	国から LASDEC に対し 1 本、都道府県から LASDEC に対し 47 本、計 48 本。
(清水構成員) もう少し簡素化できないのか。	地方分を 1 本に集約することについては、検討する余地はあろうかと思われるが、国と地方団体については、委託している内容が異なるため、1 本に集約することは難しいと思われる。
(清水構成員) 委託側である国が、効率化が図られるような働きかけを行う必要がある。	LASDEC においても、自ら業務の効率化に取り組んでいるところ。引き続き取り組むよう、国から LASDEC に要請するとともに、その効率化の結果を毎年度の契約に反映させることは必要。
(清水構成員) 次回のシステム改修などの際に所有権を国に戻し、構築・運用については民間が参入できるようにすべきではないか。	現時点では、新システムの開発や大規模改修の必要性は見込んではいないが、今後、必要性が発生した場合には、地方団体の意向も聴きながら検討して参りたい。
(園田構成員) 総務省から依頼している交付額の試算は、なぜ必要なのか。都道府県から結果を聴取するだけではだめなのか。	試算は、交付税の総額に合わせ付けるために、何度も試算し、その課程において、都道府県に対して計算式を示し、計算結果を回答していただいているもの。
(有川構成員) 最終的に随意契約にせざるを得なくなった理由を公表し、現時点での透明性を確保すること。 今後、場合によっては随意契約の見直しが必要となることもあることから、その履行状況を確認しつつ、随契の適正性を毎年度検証し、将来における透明性を確保すること。 経済性はしっかり確保すること。	
(高橋構成員) 総務省所管の法人であること、常勤の	意思決定機関には、地方団体の代表者及び有識者が就任する予定であること、また、外部有識者が就任する経

<p>理事と監事がそれぞれ総務省OBであること等から、ガバナンスについて懸念するところ。</p>	<p>営審議委員会が設置されていること等から、内部でのガバナンスは十分に働くものと認識。</p> <p>また、毎年度の契約内容について、LASDECの経営努力が反映された内容になっている検証していく考え。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>いろいろ努力していただく部分があるという意見をお含みの上、当監視会では、今の状況では随意契約はやむを得ないと回答する。</p>	

平成 26 年度第 1 回総務省契約監視会の議事概要について

<p>【抽出事案 1】（一般競争入札・総合評価方式）</p> <p>地域おこし協力隊にかかる調査分析業務の請負</p> <p>契約相手方：(株) 価値総合研究所</p> <p>契約金額：12,579,000 円（落札率 99.8%）</p> <p>契約締結日：平成 26 年 2 月 18 日</p> <p>競争参加業者：1 者</p>	
意見・質問	回答
<p>(北大路座長)</p> <p>業務内容について。</p>	<p>本調達は、地域おこし協力隊にかかる調査分析及びその分析結果報告の場としての「地域おこし協力隊全国サミット」の企画・運営等に関する業務を行うものである。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>予定価格の算出法。</p>	<p>予定価格の算定にあたっては、一般的には、市場調査（入札参加業者の下見積）、公表資料、過去の実績などを勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し、予算額及び契約係積算額と比較の上、一番安価な市場調査の価格を採用したものの。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>「地域おこし協力隊」事業にとって、本調査分析業務の成果がどのように役立つのか、調査の意義、調査結果の利用方法。</p>	<p>本調査分析業務により、地域おこし協力隊に取り組んでいる団体や隊員の取組状況、そこから見えてくる現状や課題等を整理するとともに、その対応策として考えられる点等について調査分析を行い、地域おこし協力隊全国サミット内のシンポジウムにおいて、その調査分析結果について報告を行ったほか、各都道府県に報告書（電子媒体）を送付したところであり、各自治体においても現状・課題とその対応策等の整理や、今後制度を導入する自治体の参考として活用されるものである。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>総合評価の概要（評価側面、尺度、ウェイト、など）。</p>	<p>本調達については、①調査内容・調査方針等、②組織の経験・能力、③事業従事者の経験・能力を評価項目として、評価を実施した。</p> <p>評価にあたっては、「地域おこし協力隊実施団体の取組に係る情報の収集等についての独自の提案」等、詳細な評価基準を設けている。</p> <p>また、それぞれの評価は、「相対的に優れている、相対的にやや優れている、標準、相対的にやや劣っている、相対的に劣っている」の尺度で判断している。</p>

	<p>なお、本調達では技術点と価格点の比率を2：1としている</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>1者応札となったことについて推測される理由。</p>	<p>入札説明書をダウンロードした者で入札には参加しなかった者に対するアンケート結果を分析したところ、他の案件とブッキング、社内で仕様内容を検討し入札参加を協議するも見合わせ、本件の業務内容に含まれるシンポジウム開催のノウハウを有していない等の理由から、入札に参加した業者以外の業者が参加を見送ったためと推測される。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>落札率がかなり高くなった理由、あるいは推測される理由。</p>	<p>予定価格の設定にあたり、市場調査の価格（落札者の見積額）を採用したこと、及び結果的に1者応札になったことから高落札率になったものと推測される。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>契約から業務完了日までの日数。</p>	<p>平成26年2月18日に契約を締結し、同年3月31日に業務完了したものであり、日数は40日である。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>契約後、調査を実施し、その調査結果を使って、今度はシンポジウムをやるといふことで、すごい能力であると思われる。請負業者が相当慣れているというか知っていらっしゃるのではないか。</p> <p>40日という期間はかなり厳しいのではないか。</p>	<p>結果としては、40日の間、シンポジウム、サミットも適切に実施していただいた。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>2月の中旬から40日で仕事をするとすると、いくら業者に実力があっても質への影響は多少あるよう懸念される。時期を考えると、期間をもう少し長くするとかすれば競争性も高まるのではないか。</p> <p>契約がこの時期になってしまう理由は。</p>	<p>他の業務との兼ね合いということもあったかと思う。</p> <p>時期のこととかを工夫するとか、そういった改善の余地については、庁内でもいろいろ関係部署とも相談させていただいたりして、改善できるところは改善していきたい。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>履行期間40日といっても、25日間で調査分析してシンポジウムを実施しないといけない。会場の手配とか広報とかできないのではないか。</p>	<p>会場は総務省の方で仮押さえしていた。</p> <p>広報やパネリストの手配についても総務省で実施していた。</p>

<p>(有川構成員) それでは、業者は一体何をやっていたのか。</p>	<p>サミットの広報活動。当日の会場設営、進行等をお願いしている。</p>
<p>(清水構成員) 2月に実施するのは計画通りか。</p>	<p>年度当初から計画されていたかどうかは。</p>
	<p>(事務局) 本件事案については、事務局で疑義となっている点を整理した上で、別途、各委員にご報告させていただく。</p>

<p>【抽出事案 2】(随意契約・企画競争)</p> <p>統計局広報用DVDの作成業務 一式</p> <p>契約相手方：株式会社イエローツーカンパニー</p> <p>契約金額：9,990,750 円 (落札率 100%)</p> <p>契約締結日：平成 26 年 2 月 28 日</p> <p>競争参加業者：10 者</p>	
意見・質問	回答
<p>(有川構成員)</p> <p>一連の契約手続きが年度末になった理由は。</p>	<p>統計局広報用DVDについては、平成 17 年度に作成したものを使用していたが、組織の名称が変更になる等、内容が古くなり使用することができなくなったため、平成 25 年度に新たに作成する必要が生じた。</p> <p>DVDの内容に組織の紹介を盛り込む予定があり、機構要求の査定結果が明らかになるまで、内容を決定することが難しかったため。また、課室撮影も想定されており、その際に、課室の業務繁忙期を避ける必要があったため。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>履行期間はどのぐらい確保されたか。</p>	<p>2月28日～3月27日の1ヶ月間</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>本件のような企画競争に係る、企画の評価基準、評価手続き、評価結果等の公表のルールは、誰が、どのように定めているのか。</p>	<p>企画の評価基準及び評価手続きは、業務担当(統計情報システム課統計情報企画室統計情報戦略担当)が原案を作成し、契約担当(総務課支出負担行為係)が公平性・明確性等の観点から確認を行ったうえで、統計局長の決裁を得ている。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>本件企画の評価委員はどのように選定されたか。</p>	<p>評価委員は内部職員6名及び外部有識者2名の8名で構成している。</p> <p>外部有識者については、統計局の実施する業務に対する専門的知見を持ち、組織のマネジメント・広報経験がある者から選定した。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>予定価格は、どのようにして算定したか。</p>	<p>企画競争の予定価格については、競争に参加する者に示す予算額とは別に、採用した企画に対する予定価格をその見積書、(社)映像文化製作者連盟が刊行している「映像制作費積算資料」などを基に算定している。</p> <p>具体的には、見積りに示された作業日数・工数等が妥当かどうか、単価については上記の積算資料と比較し適切かどうかを確認した上で、予定価格を算定している。</p>

	<p>今回採用した企画の見積額は、上記の精査を行った結果妥当なものであったため、見積額を予定価格として採用したことから、落札率が100%となっている。</p>
<p>(有川構成員) 成果物が、企画競争の際の提案内容に即しているか、誰がどのようにして検証しているか。</p>	<p>作成時に業者と担当が随時打合せをして内容を確認するほか、監督職員・検査職員が検査時にもあらためて確認している。</p>
<p>(有川構成員) 評価について、最高と最低の異常値は排除するとかの工夫はしているのか。</p>	<p>実施していない。 今回の案件については、採択された業者は、どの方も良い評価をしていたという状況であった。</p>
<p>(有川構成員) 企画競争のやり方は、基本的なルールがなくて、その契約の都度決まるという理解で良いか。</p>	<p>外部有識者を含めるとか契約担当から言われておりますので、そういう大枠はあるが、評価基準みたいなものは業務によって、それぞれ案件ごとに定めている。</p>
<p>(有川構成員) 総務省全体、会計課も同じということで、理解してよろしいのでしょうか。</p>	<p>簡単な記述は、マニュアルで要領として定めているが、詳細なものはない。</p>
<p>(有川構成員) 冒頭に予算額を示すと言うことであるが、企画競争の方式をとると価格の要素は全く無視されてしまうと言うことか。</p>	<p>そうです。 価格競争の原理がない。</p>
<p>(有川構成員) 企画競争で、企画が重要であれば、もっと早く作るべきではないか。 短期間で勝負するのなら、企画の余地があんまりないと思う。 企画競争もルールがないところで動いているので、もし、これからルールをある程度検討していくのであれば、是非コストの要素も加味した企画競争も検討していただければと思う。</p>	<p>会計課とも相談して検討させていただきます。</p>
<p>(高橋構成員) 今回のDVDはどのように公表されているか。</p>	<p>資料館に来館された方に対しての紹介。各種イベント(統計グラフフェア・霞ヶ関子供見学デー)などで流している。</p>

<p>(高橋構成員)</p> <p>政府インターネットテレビなどを拝見したところ最新の物でなかった。</p> <p>調達したものが活かされていないと意味で国民的評価としては、ちょっと問題があるのかなというふう感じた。</p>	<p>ショートバージョンについては総務省の YouTube のサイトに載せている。</p> <p>活用方法については、検討し、もっと活用できるようにしていきたいと思う。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>統計局だけではなくて、この時期に行う契約だと、全部年度末に突然仕事を契約したというものが多い。忙しいのはすごく分かるが何とか頭出しだけでも、もうちょっと前にやっていただければ、きっと、もうちょっとゆとりを持った企画ができると思う。</p>	

【抽出事案3】（一般競争入札・総合評価落札方式）

地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発作業の請負【再度公告】

契約相手方：日本電気（株）

契約金額：932,400,000円（落札率 68.3%）

契約締結日：平成26年1月24日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
(清水構成員) 本請負業務の内容。	番号制度において必要となる地方公共団体の中間サーバーのソフトウェアの設計・開発
(清水構成員) 再度公告に至った理由。	本件については、平成25年11月8日に開札し落札者が決定したところであるが、落札者から契約辞退届が提出され、12月9日に落札決定が取り消しとなったことから、再度入札公告を実施することとなった。
(清水構成員) 総合評価方式の評価方法及び評価結果。	総合評価の技術審査については、「情報システムに係る政府調達の基本指針」（平成19年3月1日各府省情報化統括責任者連絡会議決定）を踏まえ、調達原課の担当者と同数程度の外部委員を含めた技術審査会を設置し、評価を実施。評価の結果については、同技術審査会における議論の結果、1855点（3660点満点）の技術点とした。
(清水構成員) 1者応札となった理由として考えられること及び今後の対応策。	基本的に各事業者の経営判断による応札の結果と認識している。また、参考見積は入札に参加した業者を含む2者から得ているが、うち1者は入札参加企業との共同提案を行っている。今後とも、類似の調達を行う場合には、事業者に対し、各種機会を通じて声かけを実施するなど、案件の周知に努めてまいるとともに、履行期間を確保するため、調達手続の早期化に努める。
(清水構成員) 落札率が68%と低くなった理由として考えられること。	応札者が経営判断の上、応札したものであり、特段の問題があるとは認識していない。
(清水構成員) 契約辞退の理由は。	今後の請負全体に関して、どういうことを進めていくのかというのを、様々、全般的な事項を話し合った上で、双方の認識が異なること等があったことが明らかになった結果、最終的に契約の辞退が届けられた。

<p>(北大路座長)</p> <p>原課としては辞退届が提出されたことに理解できたのか。</p>	<p>プロジェクト全体について話し合った結果、最終的に辞退届が提出されたものだと認識している。</p>
<p>(清水構成員)</p> <p>入札保証金や違約金についてはどうなるのか。</p>	<p>入札保証金は免除されている。</p>
<p>(清水構成員)</p> <p>11月に最初の開札をしているが、13億の事業とすると、遅いような気もするが、もっと早くできないのか。</p>	<p>この制度全体が、今年の5月に法案通った後、全体のシステムを作っていく、全体の整備をしていくっていう中で、われわれとしてもできる限りの対応をした上で、この時期の11月での落札、開札しての落札決定であった。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>1回目の落札額はいくらか。</p> <p>また、応札者数は何者か。</p>	<p>応札者数は、3者で、税抜き 9億8470万円だった。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>指名停止措置は行っているか。</p>	<p>指名停止措置は講じていない。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>1回目より2回目の方が契約金額が低い。何故、2回目の方が安い価格で応札できるのか。</p>	<p>2回目の額をどういう考え方で出してきたかというのは、応札者の判断等々によって出されたと思う。推測ではあるが、一度、最初の公告時から時間も経て検討も加えられることもあり、様々な検討を経て額が変わったのではないか。</p>
	<p>(事務局)</p> <p>本件事案については、事務局で疑義となっている点を整理した上で、別途、各委員にご報告させていただく。</p>

【抽出事案4】（一般競争入札・最低価格落札方式）

「ICTにより課題解決をデザインできる人材の育成方策に係る調査等」に関する請負

契約相手方：(株) エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

契約金額：8,610,000円（落札率99.9%）

契約締結日：平成26年2月14日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>(高橋構成員)</p> <p>この調達に「高度ICT利活用人材育成」という総務省の一連の取り組みにおいてどのような位置づけか。</p>	<p>平成25年1月22日に、日本経済団体連合会から「情報通信技術の利活用による経済再生を目指して」とする提言が出され、その中で「経営方針を踏まえ社会的課題の本質を掘り下げ、ICTを利活用した解決策をデザインできる高度人材が必要」と指摘されている。</p> <p>また、平成24年度の「遠隔地間における実践的ICT人材育成推進事業に係る調査研究」の一環として開催した「産学連携による実践的ICT人材育成に関するシンポジウム」（平成25年3月）の中でも、実践的ICT人材として、社会的課題の本質を掘り下げ、ICTを利活用して解決策をデザインできる人材育成の必要性が確認されたところである。</p> <p>本調達は、これらを踏まえ、人材育成の手法として、多様な関係者が協働することで、新しい価値やサービスを創出する「デザイン思考」を取り入れた育成手法の有用性を検証するために行ったものである。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>一者応札、落札率が99.9%、であったことについての総務省の所見は如何か。</p>	<p>(一者応札)</p> <p>所要経費（原課予算）の検討等のため、入札に参加した業者を含む2者から参考見積を取得しており、公告後に案内したが、うち1者は仕様内容を検討したものの参加を見送っている。また、入札説明書をダウンロードした者で入札には参加しなかった者に対するアンケート結果を分析したところ、社内で仕様内容を検討し入札参加を協議するも見合わせ、本件の業務内容に含まれる産学連携によるICT人材育成について、調査研究等の実績や知見を有していない等の理由から、入札に参加した業者以外の業者が参加を見送ったためと推測される。</p> <p>(落札率)</p>

	<p>結果的に 1 者応札になったこと及び落札決定までに入札を複数回行ったことから高落札率になったものと推測される。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>H26-1-1105 「ビッグデータ時代における実践的 ICT 人材育成方策に係る調査等も同日の公告で、同じく 1 社応札、落札率 98.5%で同じ事業者が落札している。</p> <p>両調査の仕様書のダウンロード数や説明会への参加状況、問い合わせ状況等を教えてほしい。</p>	<p>仕様書のダウンロード数等は以下のとおり。</p> <p>なお、説明会は開催しておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ICT により課題解決をデザインできる人材の育成方策に係る調査等」に関する請負 ダウンロード数……22 問い合わせ社数……1 ・「ビッグデータ時代における実践的 I C T 人材の育成方策に係る調査等」に関する請負 ダウンロード数……19 問い合わせ社数……1
<p>(高橋構成員)</p> <p>説明会を開催しなかった理由は。</p> <p>本来は、説明会を開催すれば、もう少し質問が出たのではないかなというふうに思う。</p>	<p>仕様書の内容で理解していただけるのではないかと 思って、そういう形をとってしまった。</p> <p>説明会というものを丁寧にやっていたら、確かに、もうちょっと手が挙がった可能性というのはあるのかもしれない。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>発注されてからの期間が非常に短い。</p> <p>こんな短期間に成果物は出せないのではないかなと思うが、その辺りは、どういうふうに判断したのか。</p>	<p>結果的には、知見があるところが落札をして、事業をやっていたという事は事実。</p> <p>一方、政府の動きを注視していたところや、幹部異動の関係で中身の再検討とか発生したことにより、見直し作業等が遅れ契約が遅くなってしまったところ。</p>
<p>(清水構成員)</p> <p>報告書はどのように活用しているか。</p>	<p>今後のわれわれの次の施策につなげていくための参考資料という形の扱いが、基本的な位置づけになっております。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>参考見積もりは 2 者とのことだが、公正を保つために、参考見積もりを取れる業者が多ければ多いほどいいほどいいし、参考見積もりを行った業者だけが早めにスタートをさせないようにするためには、この発注情報を早めにほかの業者も知るような環境に置かなければいけないと思われるが、そういう工夫を何かさ</p>	<p>具体的な工夫というのは、ちょっと持ち合わせはない。</p> <p>やはりまずは、調達にかかる処理というのを、早い時期に実施し、説明会を開催する、広く門戸を開いた形で公平性を保つというようなやり方というのは、ちょっと反省すべき点とっております。</p>

れているのか。	
(有川構成員) 本案件は、1者入札になるための条件がそろっている。 こここのところは、検討してほしい。	

【抽出事案5】(随意契約・その他)

電波監理部(三浦電波監視センター)構内空中線の保守点検及び修繕について

契約相手方: 電気興業株式会社

契約金額: 3,848,250円(落札率99.5%)

契約締結日: 平成25年12月24日

意見・質問	回答
(園田構成員) 一般競争で不落に至るプロセス。 業者選定理由など随意契約締結に至るプロセスについて。	当該請負契約は、当局ホームページや掲示板等に15日間入札公告を行い、平成25年12月20日一般競争入札を実施した。紙入札による1者が応札し、3回入札を実施したがいずれも予定価格を上回っていたため、予算決算及び会計令の規定に基づき、応札者と交渉を行った結果、予定価格を下回る金額で随意契約を行った。
(園田構成員) 一般競争入札で不落であるのに、なぜ随意契約は可能なのか。	予算決算及び会計令第九十九条の二の規定に「契約担当官等は、競争に伏しても入札者がいないとき、又は、再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。」とあります。 当該規定を準用し、随意契約を行ったもの。
(園田構成員) 予定価格の妥当性について、一般競争とは違う金額なのか。	予定価格は変更していない。また、予定価格は、業者からの下見積もりを参考に作成したもので妥当であるとする。
(園田構成員) 昨年度までの契約状況について。	過去5年間においても一般競争入札等を実施し、電気興業株式会社と契約。
(園田構成員) 一般競争で提示した価格よりも低い価格で、なぜ請ける業者を見つけることができたのか。	入札執行開始の際に、入札はまず3回の実施しますというアナウンスをしております。仮に応札価格が予定価格に達しない場合は、最低価格で応札した業者で随意契約を行う旨を説明しておりますので、一応3回で打ち切るということにしてまして、その後は随意契約の交渉をするという流れにしております。 当日応札に見えた担当者は、責任を持って3回以後、価格の設定ができませんでしたので、とりあえず持ち帰らせてくださいということで会社のほうに持ち帰って、その上で検討して、その後、提出された見積りが予定価格を下回ったので、当局としても契約した。

<p>(園田構成員) なぜ埼玉の会社が神奈川の契約を行うのか。</p>	<p>当該事業について、市場はかなり狭くなっている。したがって、こういう内容で活動する企業が限られている。</p>
<p>(園田構成員) 保守点検及び修繕で、今回、修繕の箇所が特別にあったので加えたということであるが、通常、保守点検したら修繕箇所って見つかると思うが、その修繕は、どういう契約をしているのか。</p>	<p>年度当初に故障したが、予算措置ができなかったため、毎年、年度契約でしている保守点検に併せて行った。本来であれば、最優先で修繕を行うべきところですが、なかなか予算措置ができなかったのが実情である。</p>
<p>(北大路座長) 複数回実施した業者であれば、先方も予定価格は見積りだというのは知っていると思うが、そうすると、もうほとんど先方の言いなり価格になるのではないか。</p>	<p>下見積もりから金額を落としている。 スタンダードなものは、それを査定して作成をしているところ。</p>

平成 26 年度第 2 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 27 年 1 月 15 日（木）総務省地下 1 階 総務省第 2 会議室
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 構成員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 清 水 涼 子 関西大学会計専門職大学院教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授

契約案件の審議

審議対象期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日
抽出案件	5 件（対象案件 786 件）
審議案件	5 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出事案 1】（一般競争入札・総合評価落札方式）

恩給事務総合システム維持管理業務

契約相手方：株式会社 N T T データ・アイ

契約金額：143,283,492 円（落札率 99.9%）

契約締結日：平成 26 年 4 月 1 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
（北大路座長） H22 は 4 年間の国庫債務負担行為による契約であったが、本契約はなぜ 1 年 9 ヶ月の契約なのか。	本システムは、平成 28 年 1 月から政府共通プラットフォームに移行する予定であるため、それまでの間の維持である。
（北大路座長） 本契約監視会の関係とは離れてしまうが、本契約は国債により複数年契約を行っているにも関わらず、各年度の行政事業レビューシートを見ると、毎年同じ会社が 1 者入札しているように見えるが、何かわかる手がかりはあるのか。	例えば、25 年度のレビューシートでは、該当部分に「(H22 契約 (国債活用))」と記述したが、26 年度のレビューシートでは記述していなかった。

<p>(北大路座長)</p> <p>本レビューシートのフォーマットは全省庁で統一されたものなのか。総務省だけでも、情報として入れておくようなことはできないか。</p>	<p>本意見については、行政事業レビューシートを総括している行革事務局に対して、意見としてコメントさせていただく。また、少なくとも総務省においては、27年度のレビューシートを作る際には、本件25年度のレビューシートのようなわかりやすい表記にしたいと思う。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>㈱NTTデータ・アイは、㈱エヌ・ティ・ティ・データの100%子会社であり、法人格が違うからといって前身のシステムを開発した㈱エヌ・ティ・ティ・データは関与していないというのは言い過ぎでないか。</p>	<p>本契約は、あくまで㈱NTTデータ・アイと締結しているものであり、当方で実態まで踏み込んでいるわけではないが、確かに「関与していない」というのは言い過ぎかもしれない。ある程度親会社である㈱エヌ・ティ・ティ・データのノウハウ等を流用している部分はあるだろうと思っている。</p>
<p>(清水委員)</p> <p>恩給受給者が少なくなっているということだが、システムは作り替えなければならないものなのか。</p>	<p>本システムは平成4年に調達したもので、当時約160万人の受給者がおり、現在は56万8,000人程度となっている。あと5年経過すると半分以下になることを踏まえ、必要最低限の機能の新たなシステムの検討をしているところ。導入時期は未定である。</p>
<p>(清水委員)</p> <p>本システムの維持管理だけでも1億円程度かかっているが、全体的なコストパフォーマンスを考えていただきたい。</p>	<p>それについては各方面から問われているところ。システムというものは、受給者が減るからシステム経費が下がるというのではなく、1件だけであっても同じシステムを使う限り維持費はかかるものであるが、今後、コストパフォーマンス等の問題意識を持ちながら具体的な検討をしたい。</p>

【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）

高度化・巧妙化するマルウェアを検知・除去し、感染を防止するためのフレームワークに関する実証実験の請負

契約相手方：一般財団法人日本データ通信協会

契約金額：345,060,000円（落札率 99.9%）

契約締結日：平成26年5月13日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>（有川委員）</p> <p>⑦の回答の落札までに複数回入札を繰り返したということだが、具体的にどのような金額が刻まれたのか。</p>	<p>本件は7回再度入札をしており、1回目：3億5,300万円、2回目：3億4,300万円、3回目：3億3,300万円、4回目：3億2,800万円、5回目：3億2,300万円、6回目：3億2,000万円、7回目：3億1,950万円（それぞれ税抜き）である。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>本件は1者応札であるが、25年度の業務内容との違いが明確でないと新規参入が非常に難しいと思う。具体的に何が25年度と違っていると考えればよいか。</p>	<p>25年度は、ユーザーに対する注意喚起と閲覧することでマルウェアに感染するサイトを収集する基本的なシステム構築を実施。26年度は25年度の結果を踏まえ、悪性サイトの収集方法等の問題点、さらに悪性サイトの抽出方法、一般ユーザーに対する注意喚起の方法等の課題を改善するために実施するもの。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>そうすると、25年度の調査実績のノウハウは、かなり26年度に生かされるということ。新規参入業者が25年度の業者と同じスタートラインに着かせるためにどのような工夫をしているのか。</p>	<p>明記はしていないが、25年度の成果については報告書としてまとめていることから、新規参入を希望する業者に提示することは可能であった。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>可能であったというのは、新規参入業者に対してどのように知らせたのか。</p>	<p>25年度の結果に関する問合せがあれば当省として業者に回答すると、本件の契約業者である日本データ通信協会は、様々なISPのような応札の可能性のある業者から構成されている団体であることから、そのノウハウが等しく各ISPに共有されるようになっており、特定の業者に偏らないように事業を進めている。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>⑧の回答にある、複数のISPの連携体制の構築の条件は、25年度の契約においても求めていたのか。</p>	<p>そのとおり。</p>

<p>(有川委員)</p> <p>1 者入札の原因分析ペーパーについて、仕様書の入手者 10 者に対して全て照会をかけて、その結果回答があったのは 2 者だけだったということか。</p>	<p>そのとおり。メールにより照会をかけている。もう少し回答率が高い場合もある。回答してもらえない業者に対して、それ以上踏み込んだ対応はしていない。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>④の回答で、下見積もりを 2 者から取るのは総務省のルールなのか。</p>	<p>複数者の見積もりを取ることは予決令でも定められており、それに則って競争性を高くするため取っているが、2 者ではなく 3 者取ればより結構だが、原課の方でめばしいところを当たったのが 2 者ということ。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>この下見積もりは、予定価格をたてるための参考として取るものなのか。</p>	<p>これは原課の行政決裁において、予算の積算等の参考とするもの。そのあと会計課において調達公告を行い、本件の応募は 1 者のみであったが、その者に入札書と下見積もりの提出を求め、予定価格の積算の際は、その下見積もりと予算額を比較して決定している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>この予算額は、原課が 2 者から取った下見積もりを比較して決定されたものなのではないのか。</p>	<p>取った下見積もりをそのまま採用するわけではなく、内容を精査し、人件費などの単価等を見直して、一から積算を直した上で予算額としている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>人件費などをチェックするために省内の基準はあるのか。</p>	<p>あくまで参考としてだが、例えば、研究開発の委託については基準となるような単価があり、それとの横並びを見ながらその研究開発の内容に応じ、また実証実験であればその現場の生の金額を加味している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>原課がこの 2 者から下見積もりを取った理由は何か。参加の可能性がある業者全部に声をかけるべきだと思うが。</p>	<p>最低 2 者から下見積もりを取らなくてはならない中、本件のような事業を受けられそうなところに集中して声をかけているところはある。なお、本件の調達に関しては事前に仕様書の意見招請公告という形で官報に公告しており、本件調達の仕様書を事前に確認する機会は確保している。公告期間は H25. 12. 7～H26. 1. 11。その結果 12 者が参加し、特に意見はなかった。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>本件は、なぜ国庫債務負担行為により契約しなかったのか。また、27 年度以降の計画はどうなっているのか。</p>	<p>本件の事業自体は実証であり、事業内容については毎年変わり得るものであるため、予算確保の時点において国庫債務負担行為を選択するのは難しかった。本件は 29 年度までの 5 カ年計画である。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>毎年の実績を積み上げていくやり方で業務を 5 年間実施すると、今後 1 者で続</p>	

<p>く。他の業者が参入できるような工夫が必要。</p>	
<p>(高橋委員) 1 者入札の原因分析アンケートについて、回答者が2割であると、検証、評価、改善にはつながらないのではないか。</p>	<p>本件については、落札業者と協業しているため参加しなかったと聞いている。</p>
<p>(北大路座長) 極端に言えば10者が全部、落札業者と協業すれば巨大JVのようなものとなり、競争にならないのではないか。協業している相手はわかるのか。</p>	<p>残りの8者が協業しているかどうかはわからないが、分析すれば可能と思われる。</p>
<p>(高橋委員) あと8者が回答してきていないところが気になる。回答は取るべき。</p>	
<p>(北大路座長) 事業の性格上、競争性を求めるものなのか、それとも、もっと業界がまとまって実施すべきものなのか、工夫をすべき。予算要求を含め是非検討されたい。</p>	<p>本事業にとって適正な執行方法について検討して参りたい。</p>

<p>【抽出事案3】(随意契約・企画競争)</p> <p>電波状況ビッグデータを利用する局所的ホワイトスペース有効利用促進技術の研究開発</p> <p>契約相手方：株式会社国際電気通信基礎技術研究所</p> <p>契約金額：28,626,000円(落札率100.0%)</p> <p>契約締結日：平成26年4月1日</p> <p>競争参加業者：365者</p>	
意見・質問	回答
<p>(清水委員)</p> <p>2年契約ということだが、契約は単年か、複数年か？また、参加者数が365者となっているが、もう少し具体的な選考方法等の説明を願う。</p>	<p>本件は、平成25年度の戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に応募し採択されたもので、通常、フェーズⅠから研究を進めるが、本件は、フェーズⅡから研究を進めることを認められたもの。本件は、継続評価の結果、フェーズⅡの2年目(平成26年度)に進むことを認められたもの。365者というのは、平成25年度のSCOPEに応募してきた者の総数であり、そのうち採択されたものが115者あり、本件はその115者中の1者である。採択された115者にはそれぞれ研究代表者がいて、総務省との契約は、その研究代表者が所属する会社等と委託契約を締結している。1年ごとに当該研究結果の評価を行っており、認められれば次年度の研究に進むことが認められる。よって、契約は単年度契約である。</p>
<p>(清水委員)</p> <p>継続評価で落ちたものについて、それまでの成果はどのように使われるのか。</p>	<p>当該研究機関において、研究者が学会発表などの対外的な発表をするなり特許を取るなど、どこかで生かされることになる。知的財産権は研究者に帰属されることになっており、総務省もそれを使用することが担保されている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>つまり、継続評価等の結果、芽の出ないもの、成果の出ないものなど、有効性が今後謳えないものについてはやめていただき、他にお金を回せるようにする、という解釈でよろしいか？</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>本件の評価委員を外部非公表としている理由は何か？また、当該委員に守秘義務</p>	<p>当該評価委員は、競争的に評価をしているので、事前の接触を避けるため非公表としている。なお、何年かに1回、委員の入替えをしているが、その前期の委員は公</p>

<p>務はあるのか？具体的にどこまでの守秘義務があるのか？</p>	<p>開している。 具体的な守秘義務規程は今手元にないので、後日提出させていただきます。</p>
<p>(有川委員) 資料の最後の「主計局長通知」(随意契約による場合の予定価格等について)は何のためについているのか？</p>	<p>本件は委託契約であり、継続評価を認められた者との随意契約で特定の金額でしか契約できないため、別途調書の作成等は省略している。その根拠となる主計局長の通知を添付させていただいた。</p>

【抽出事案4】（一般競争入札・総合評価落札方式）

フィリピン共和国における我が国の経験や技術を生かした防災 ICT システムの導入可能性に関する調査の請負

契約相手方：日本電気株式会社

契約金額：99,360,000 円（落札率 99.6%）

契約締結日：平成 26 年 4 月 4 日

競争参加業者：2 者

意見・質問	回答
<p>(園田委員)</p> <p>本件は、なぜフィリピンのために、また、政府が実施しなければならないのか？これによって特定の企業等のために実施することにならないのか？</p>	<p>平成 26 年 1 月、当時の新藤総務大臣がミャンマー、フィリピンに訪問した際、日本方式の地上デジタル放送を採用したフィリピンと様々な協力関係ができるか議論していたところ。その中で、地デジのみならず ICT 分野全般での協力関係を構築していきたいということと、特に防災関係については、特定の企業 1 社が売り込むといったものではなく、政府がどう導引するかということ。フィリピン政府は、日本の地デジ放送が防災に使えるとの売り込みを非常に評価しており、日本政府としても、導入から提案までサポートを実施したところ。</p> <p>総務省では、日本方式としての展開の可能性に係る仕様書を作成し、それに基づいた提案ができる企業を幅広く募集・選択し、本調査を実施しているところ。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>企業数はどれくらいなのか？</p>	<p>実際に受託した企業は 1 社だが、その中のチームとして 5 社ほどの企業が協力して調査を実施している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>その防災 ICT を導入することが決まった場合、参入する企業はどれくらいあるのか？</p>	<p>システムの中身による。いろいろなシステムによってその分野を得意とする企業とその関連する企業が参入することになる。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>そうすると、全体的に防災 ICT を導入した場合、結構たくさんの日本企業がそれに参入する可能性があるということか？</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>地デジ放送が日本方式なのに、日本の防災 ICT の技術が部分的にしか使われ</p>	<p>様々なシステムがあるが、一部システムのみ導入することはあり得る。それはフィリピン政府が、財源や緊急性等、様々な状況を対峙しながら決定するものであると</p>

<p>ないこともあるのか？</p>	<p>考える。</p>
<p>(北大路座長) この地デジ日本方式を南米とかでも盛んに売り込んでいるが、この防災 ICT は、他国でも導入調査をしているのか？ それともフィリピンで実施すればわかることなのか？</p>	<p>今回、フィリピンになったのは、まさに大臣の訪問を切っ掛けとして実施したもの。導入調査については内容によるが、例えばフィリピンのような島国の形であればそれに適した防災システムがあり、同じような島国、例えばインドネシアなどであれば、日本方式を提案できるかもしれない。</p>
<p>(高橋委員) 日本の企業が本件の調査研究の後、この調査研究をどう活かし、どのようにシェアして行くのかということがあるが、その後の参入に関して何か縛りはあるのか？</p>	<p>参入に関して縛りはない。導入可能性の調査請負であるので、それに基づいてどの企業も展開可能である。</p>
<p>(高橋委員) とすると、この調査研究を請け負うことは、いち早く様々な状況を知ったりコネクションを作ったりするメリットが生じるので、たくさんの企業が本来応札してきて当然だと思うが、なぜ2社しか応札してこないのか解せない。</p>	<p>推測ではあるが、日本国内である程度のマーケットが取れており、そもそも海外に進出しようとする企業が少ないのではないかと。様々な国に展開しようとするならば、例えば現地に工場を作ったり、システムを現地仕様に直さなければならぬし、それまでして事業になるかも全くわからないということがあるのではないかと。</p>
<p>(園田委員) 本件の導入可能性とは、技術的な面なのか、それとも価格的な面なのか？</p>	<p>まず、技術的な面である。こういうシステムが実際に実証できて、導入可能であることを見せることになる。その後の予算面の話は、企業の努力によるものとなる。</p>
<p>(有川委員) 添付資料の総合評価基準表は、どこで作成されたものなのか？</p>	<p>総務省に「公共調達業務マニュアル」というものがあり、原課がこれに基づきアレンジ等して作成したもの。</p>
<p>(有川委員) 同表の「価格と同等に評価できる項目」に二重丸がついているのは、どういう意味なのか？</p>	<p>評価する際、価格点以外に、技術点として、価格と同等に評価できるものと、加点的な要素になるものの2項目に分かれており、前者は、その実現可能性に資するものであるとか、過去の経験や実績等を提案書に基づいて判断できるものについては、価格と同等に評価できるとしており、二重丸を付している。これらは、技術的な観点を重視して評価するということがあるが、一方でその価格についても適正な、あまり技術を優先するばかりに</p>

	高くなりすぎないようにという観点からも価格と同等に評価できる内容の項目を一定数設けて、総合的な点数が偏らないようにしている。
(有川委員) その考え方は本省全体で共有しているものなのか？その考え方がわかる資料をいただきたい。	総務省の「公共調達業務マニュアル」で共有しているが、具体的にどれを価格と同等に評価できるかは、原課で決定している。

<p>【抽出事案5】（一般競争入札・最低価格落札方式）</p> <p>ガソリンの購入</p> <p>契約相手方：株式会社サントーコー</p> <p>契約金額：3,004,320円（落札率 98.8%）</p> <p>契約締結日：平成26年4月1日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
<p>（高橋委員）</p> <p>仕様書中、ガソリン価格について「著しい変動が認められる場合はこの限りでない。」との記述について、この「著しい変動」に関して基準はあるのか？</p>	<p>明確な基準はない。これまで対処してきた事例としては、石油情報センターの価格情報の範囲内で協議をしているところ。現在、価格が下がっているので、引き下げについて協議を始めているところ。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>このような協議は、業者として経験があるところとないところでは交渉力に差が出るなど、これが障害となり入札しにくいものとなっていないか？</p>	<p>平成25年度に財務省から、霞ヶ関界隈のガソリン調達は共同調達するよう提案されており、それを踏まえ、総務省も平成27年度から、警察庁及び国土交通省と共同調達する予定。その契約書案では、石油情報センターの価格情報を基準として2円以上の変動があった場合には、その変動のあった翌月から契約単価を変動分改定できるよう3省庁で協議しているところ。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>ガソリン供給スタンドの位置条件（総務省から半径5km以内）では、ENEOSがかなりあり、本件の落札業者が落札する可能性はかなり高いと思われるが、もっと競争性を高める工夫はないか？</p>	<p>車両運行業務の効率化の観点からはより近いスタンドが望ましいが、競争性を高めるという意味から、半径5kmとしてきたところ。なお、上記理由から平成27年度からの共同調達では、3省庁で位置条件の範囲を狭める方向で検討している。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>私の調べでは、半径を狭めれば狭めるほど、1者に集中するので、共同調達により価格を安くすることはできるかもしれないが、競争性の向上は難しいと思われる。</p>	<p>調査したところ、一番最寄りにあるスタンドはENEOSであるが、半径2km程度の中には、ENEOS系列の2社のほかゼネラル石油、コスモ石油、昭和シェル石油も入っている。</p>

平成 26 年度第 3 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 27 年 3 月 13 日（金）総務省 11 階 11 階会議室
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 構成員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授

1 契約案件の審議

審議対象期間	平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 11 月 30 日
抽出案件	4 件（対象案件 569 件）
審議案件	4 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出事案 1】（一般競争入札・最低価格落札方式）

「日 ASEAN 情報セキュリティワークショップ」の開催に関する事務の請負

契約相手方：（一財）日本データ通信協会

契約金額：12,960,000 円（落札率 100%）

契約締結日：平成 26 年 9 月 12 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
（北大路座長） 日本と ASEAN の情報セキュリティに関する連携事業というのは、ある程度、中期的に続くような計画か。	このワークショップを開催することになった背景として、2009 年から、日本と ASEAN 地域の国々のセキュリティを確保するというところで、議論の場を作っている。 現状のワークショップでは各国の現状とベストプラクティスを共有しているという段階であり、少なくともあと数年は継続をさせていただければと考えている。
（北大路座長） 日本データ通信協会は、2009 年からの一連のプロジェクトと見たときに、かなりコアの仕事をいろいろやってきているのか。	日本データ通信協会の中に、Telecom-ISA C Japan という組織があり、そちらが特に日本の ISP 同士の連携という観点で、総務省からの請負案件を含め施策に深く関わっていただいている。

<p>(北大路座長)</p> <p>1者入札を防止する方法はないのか</p>	<p>現課としては、会計の担当の部署と意見交換なりご相談なりさせていただかないと、予算の費目の性質上、難しいと考えている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>単に会議の運営を専ら請け負わせているように見える。だとすると、やはり競争入札をする必要があるということか。</p>	<p>実際の請負の内容としては、会議でどんな議論をするのかをフィリピン側あるいは参加者と連絡を取り合い決めた上で、ワークショップを開催してもらっている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>セキュリティについて詳しくなくても大丈夫ということか。</p>	<p>一定程度、ISPあるいは情報セキュリティに関する知識がないと、参加者との議論の中身やプレゼンの方向性などが議論できないため、セキュリティに関する知識は必要と考えている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>総合評価をするまではないということか。</p>	<p>適合証明書で、過去に年間に情報セキュリティ関係の動向に関して、ASEAN各国を含む国際的な調査研究を実施した実績又は能力を有することを要件の2つ目に求めている。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>契約日をちょっと早めることはできなかったのか。</p>	<p>努力はしたが業務の都合あるいは見積の取得に時間がかかってしまい、起案等が遅れたもの。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>準備期間が大変短いが、実際の会議で何か問題が起きたとか、不手際があったとか、そういうことはなかったか</p>	<p>会議自体に不手際はなかったがご担当の方が過労で、ワークショップの当日、部屋に戻られて休憩をとられたことはあった。我々も負荷を分散あるいは軽減することを考えなければならなかったと反省した。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>例えば、単純な業務の部分だけは何か切り離して競争性を高くするとか、本当に専門性の高いところは、もっと長期的に何かコンサル的な契約をするとかできないか。</p>	<p>分けて調達をかけることについて、会計のご担当の方とも相談し検討してみたい。</p>

【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）

諸外国における電気通信事業に係る接続制度等に関する調査研究の請負

契約相手方：株式会社三菱総合研究所

契約金額：5,918,400円（落札率99.8%）

契約締結日：平成26年11月28日

競争参加業者：4者

意見・質問	回答
<p>(有川委員)</p> <p>毎年やってきてると、今回何が違うのか</p>	<p>本日は原課が業務のため参加できていない。</p> <p>具体的な違いは、原課の方でちょっと確認が必要。そこは持ち帰らせていただきたい。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>総合評価の評価結果について公表していないというが、この評価基準は公表しているか。</p>	<p>事前に公表している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>評価について次の入札に反映する、フィードバックできるような情報はもらえないのか。</p>	<p>技術点の内訳については、照会があった際に調達原課の方で適切に判断して、可能な範囲で対応をしているかと思われる。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>結果的にどういう配点になったかだけは通知するようなルールをしておかないと、業者の立場としては何で負けたのかがさっぱり分からない。あらかじめそういうルールがあつていいんじゃないかという気がするが。</p>	<p>あらかじめルールはないので、そこは今後の検討課題ではないかと思われる。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>場合によって、次回に原課の方に来ていただくことも可能か。</p>	<p>事業の内容等、本日いただいた宿題事項も含めて、次回お時間をいただけるようであれば、原課の方からご説明させていただきたい。</p>

【抽出事案3】（一般競争入札・最低価格落札方式）

青少年のインターネット・リテラシー指標改修に 関する調査研究の請負

契約相手方： 楽天リサーチ株式会社

契約金額：3,893,400 円（落札率 92.4%）

契約締結日：平成26年11月18日

競争参加業者：2者

意見・質問	回答
<p>（園田委員） 競争入札という観点からは前回と落札者が替わったのは、ある意味で意味があったと思う。 指標の改正というのは、こういうところに委託しないとできないようなものなのか。</p>	<p>基本的に有識者会議の開催やプレテストを行うといった事務作業もあることから、委託させていただいている。</p>
<p>（園田委員） 改正内容としては、具体的にどういふ点が変わったのか。</p>	<p>例えば炎上事件とか、SNS等とか、動画配信系とか、でいろんな問題が起きておりました、それをテストして改修するというところで、有識者などを集めて検討させている。</p>
<p>（園田委員） 改修したのは有識者の方ではなく、楽天リサーチさんが改修したのではないか。</p>	<p>楽天リサーチさんが改修はするが、有識者会議を開催してテスト内容等を検討した上で、楽天リサーチさんが庶務も行っている。</p>
<p>（高橋委員） この改修、以前の業者と今回の業者と比べてみると、落札価格が半値以下になっているが、前回の業者と今回の業者で、やったことの違いというのは何か。</p>	<p>競争入札なので、楽天リサーチさんが実際のテストを1回やられて、これくらいの金額で行えると判断されて入札されたんだという認識。</p>

【抽出事案4】（一般競争入札・最低価格落札方式）

国民投票制度の周知（チラシ作成等）

契約相手方： ミナトメイワ印刷株式会社

契約金額：2,027,160円（落札率100%）

契約締結日：平成26年9月19日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>（高橋委員）</p> <p>1者で入札率100%というのはいか がなものか。</p> <p>新規作成とのことだが、前のものとど こが変わっているのか。</p>	<p>「誰が投票できるの？」というところと、「海外に住 んでいるけど投票できるの？」という、いわゆる在外投 票と言われているものであるが、それが今まで入ってい なかったのが、今回から入っている点が大きな変更点で ある。</p> <p>4年後に18歳の人も国民投票権を得るということ が確実に決まったので、そこをメインに周知をしないと いけないというところで、この内容を盛り込んだところ も大きな変更点である。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>見積りについてだが、参考見積330 万円と、ミナトメイワの187万円があ って、330万円の方は過去に100万 部程度のリーフレットの調達実績がない 業者によるものか。</p>	<p>参考見積は2者から徴取されており、その内の1者は それなりの設備を持っている会社である</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>調達期間が短かったので他者は出てこ なかつたということであるが、そもそも この印刷を急ぐ理由は何か。</p>	<p>国会の方から附帯決議として、できるだけ早期に広 報・周知せよということもあり、早く周知をしなくては ならないものだと判断した。見積業者に聞くと、最短で 二十日でできるということだったので、調達期間を短め に設定してしまった。</p>
<p>（北大路座長）</p> <p>実際には、期間が長かったらコスト安く できるかもしれない。</p>	<p>今回ご指摘いただいたところについては、できるだけ 納入期限を長く設けるによって、調達コストを安くした いと考えているところ。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>発送部数の根拠は。</p>	<p>平成22年の国調人口で、各都道府県の18歳以上人 口を引っ張ってきて、予算の兼ね合いもあったので、単</p>

	純にそれを100分の1した数字を積み上げている。
(有川委員) このチラシを、どこへどう配るのか。	基本的には選挙管理委員会において役場や公共施設や学校等に配付している。

平成 27 年度第 1 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 27 年 7 月 30 日（木）総務省地下 1 階庁舎管理室会議室
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 構成員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 片 桐 春 美 公認会計士 新日本有限責任監査法人 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
抽出案件	6 件（対象案件 270 件）
審議案件	6 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出案件 1】（一般競争入札・総合評価落札方式）

地域経済イノベーションサイクルを核とした地域の経済構造の調査・分析業務の請負

契約相手方：（一財）農村開発企画委員会

契約金額：1,425,600 円（落札率 15.5%）

契約締結日：平成 26 年 12 月 17 日

競争参加業者：4 者

意見・質問	回答
（北大路座長） 評価表の加点で 3 番目の点数である業者が価格点との合計得点によって、落札したものであるが、交付金そのものは大変いい事業と思っているので、この効果を測定するには相当しっかりとした調査能力を持ったところに深く情報提供してもらったほうがよかったのではないかと。原課としてどのように考えているか。	今回の事業は地域の振興・雇用作りという点で、大変期待をしている事業であったが、経済財政諮問会議で、事業を紹介できるような形になったので、農村開発企画委員会には、十分な働きをしてもらった。
（北大路座長） 調査は、設計・デザインまで業者にやってもらったということか。このような	地域循環交付金という予算制度に基づいた仕様書を業者に提示し、それに基づき調査を行ってもらった。実

<p>調査は相当な経験や専門性がないと、調査のデザイン、設計が難しいと考える、その点はどうか。</p>	<p>際に自治体に足を運んでの調査は業者に行ってもらった。調査方法は全自治体から、基礎的なビジネスモデルの数値や定性情報を収集し、まとめてもらった。本調査は、難しいものであるが、農村開発企画委員会の実績という面では、農業関係の調査の実績が多く、また、直近で地域振興分野でも急激に実績を伸ばしている団体だと聞いている。</p>
<p>(北大路座長) すでにデータ納品があって、それを活用しているということか。また、公表もされているか。</p>	<p>すでに納品はされている。そのまま全部というわけではないが、公表したり、諮問委員会議等で使っている。</p>
<p>(有川委員) 予定価格が1,000万円未満ということで低入札価格調査制度の対象外となり、これだけの価格でできるかどうかの調査は法令上行う対象ではないということか。</p>	<p>1,000万円未満なので、低入札価格調査制度の対象外であるが、総合評価方式を採用しており、基礎点を満たしていることや、プラス加点の部分も相応の点数をとっているため、業務履行上問題ないと思われる。</p>
<p>(有川委員) 総合評価は、価格点と技術点のセットの評価で決まるが、比率は、1対2でやったということか。</p>	<p>価格点と技術点との配点が1対2で、50点对100点となる。</p>
<p>(片桐委員) 予定価格を見積もる際に、工数によっては金額に幅がでてくると考えるが、評価件数は具体的に何件というように仕様書で定めているのか。</p>	<p>交付決定事例で調査を行うこととしており、具体的な件数は約200件、類似の調査で67件の場合には、約1,400万円であったため、今回、その類似調査の請負者はそれに応じた入札価格の設定があったと思われる。落札業者は実績作りをしたかったのではないかと考えられる。</p>
<p>(高橋委員) 品質自体は問題なかったか。</p>	<p>どこまでやるかということが問題で、言われたことをやるのは、当然だけど、付加価値をどれくらいつけられるかということが問題になってくる。</p>
<p>(有川委員) 技術点と価格点の比率は変えることができるのか。</p>	<p>個別に財務省協議を行えば、可能かもしれないが、現実的ではない。</p>

<p>(高橋委員)</p> <p>この事業は地域金融機関の資金を活用するかがポイントで、農村開発企画委員会はそういったノウハウが欠如したり、研究員が農村関係ばかりでバイアスがあったりしている。農村には、無利子で国からの資金が大量に入っている。こうした資金で賄われないところを活性化させていくことが目的であるため、調査して終わりではなく、問題点を洗い出して、次につなげてほしい。</p>	
--	--

<p>【抽出案件 2-1】 (一般競争入札・総合評価落札方式)</p> <p>クラウド等の最先端情報通信技術を活用した学習・教育システムに関する実証</p> <p>契約相手方：NTTコミュニケーションズ (株)</p> <p>契約金額： 491,400,000 円 (落札率 98.2%)</p> <p>契約締結日：平成 26 年 12 月 5 日</p> <p>競争参加業者：1 者</p> <p>【抽出案件 2-2】 (一般競争入札・総合評価落札方式)</p> <p>「教育現場におけるクラウド導入促進方策に係る調査研究」の請負</p> <p>契約相手方：(株) 学研教育出版</p> <p>契約金額：14,029,200 円 (落札率 96%)</p> <p>契約締結日：平成 26 年 12 月 11 日</p> <p>競争参加業者：2 者</p>	
--	--

意見・質問	回答
<p>(有川委員)</p> <p>案件 2-2 (以下「2-2」という。)で、技術評価の評価表で、日本能率協会総研が 0 点の理由はなぜか。</p>	<p>専門的な体制を整えたり、調査内容の実績について、提案書に記載がなかったため、基礎点が 0 点となり不合格になったから。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>2-2 の落札者は、学研教育出版だが、技術点が低いのが、これは価格点で逆転したということか。</p>	<p>内田洋行は入札金額が予定価格を上回っていた。その結果、入札金額が予定価格の制限の範囲内であり評価点を得られた学研教育出版が落札したもの。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>平成 25 年度に事前調査を行っており、その後、案件 2-1 (以下「2-1」と</p>	<p>平成 25 年度の事業については、クラウド技術が今後教育現場における普及モデルになるかを検証する前段</p>

<p>いう。)で3カ所実施しているが、この関係性はどのようなものか。</p>	<p>階のもので、特定の学校で実施し、2-1は、文部科学省との連携事業で、クラウド技術の標準仕様を作成することがねらいで、技術的な課題等を抽出したものである。2-2は、教育の情報化が進んでいないような地域も幅広く調査したもので、その実証の成果をガイドブックにとりまとめたものである。2-1は、技術的な話で、2-2は、教育委員会向けにクラウドの普及を促すものとなっている。</p>
<p>(有川委員) 2-1の事業はなぜ3地域なのか、またどうしてここになったのか。</p>	<p>もともと予算要求時には多くの地域を想定していたが、予算編成の過程で最終的に3地域となった。実際の地域の選定については、総務省と文部科学省で同時に募集をかけて、20地域弱から提案を受けて、総合的な評価点をもとに3地域を選定した。</p>
<p>(有川委員) 対象は先進的な取り組みを行っているところか。</p>	<p>先進的な地域が多くなっている。すでにICT教育というものに慣れた自治体の評価が高くなっている。</p>
<p>(有川委員) 3地域で足りるという根拠はどのようなものなのか。</p>	<p>予算との兼ね合いがあったのが実情だが、その中で地域が集中しないようにし、東北、関東、九州で1カ所ずつを選定した。</p>
<p>(有川委員) 2-2をやる前提で2-1をやるのなら、複数年かけて事例を集めて2-2をやるべきではないか。すでに2-2をやっているのに2-1をやる必要はなかったのではないか。</p>	<p>2-1はクラウド技術の標準化を目的とした直接的な技術実証である一方で、2-2は調査研究となっているので、直接的な影響を与えるものではないと考える。</p>
<p>(北大路座長) 平成25年度の事前調査の時も文部科学省と連携していたか。</p>	<p>純粋な通信技術の検証であって、単体で行っていたが、文部科学省とは相談しつつ行っていた。</p>
<p>(北大路座長) 端末を使って、文部科学省と総務省で以前事業やっていたが、それはどのようなものか。</p>	<p>クラウドではないが、フューチャースクール推進事業と学びのイノベーション事業を行っていた。かなりコストがかかったので、今回はクラウドを使って、コスト削減をしたり、教材等をクラウドに保存することで、家庭でも教材等にアクセスできる環境をつくっていく事業</p>

	である。
<p>(高橋委員)</p> <p>2-1にそもそも1者落札になったのはどういう経緯があるのか。</p>	<p>応札者が1者しかなかったが、WTO案件のため、仕様書についても7月中旬から8月中旬ぐらいまで意見募集をし、その後調達を行っている。他の下見積もりをもらった業者からは、スケジュールが厳しいという意見があった。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>競合が出てくるとしたら通信業者ということになるのか。</p>	<p>応札できなかった理由は承知していないが、通信事業者から問い合わせは何件かあり、説明会にも何社か出席があった。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>このような実証に関して募集をかけるときには、ある程度参加する業者を予見できるものか。</p>	<p>今回は、コンソーシアムを組んでもらうことを想定している。ベンダーロックイン(一度ある業者が構築してしまうと、その業者しか参入できない仕様になる)にならないように、複数者のクラウドを使って事業をやるように求めている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>1者応札で落札率98%となっているが、本来競争が適正に働いていたら、違う金額になったのではと考えるが、そのあたりはどうか。</p>	<p>複数者であれば、価格は下がったかもしれないが、競争性を高めようとWTOの手続きに則っている。意見招請の際には、1件提出されたが、それを踏まえて仕様書を作成した経緯がある。結果論としてはこういう落札率になっている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>予定価格はどのように作成したか。</p>	<p>本件(2-1)は原課の予算を参考に作成している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>競争性を高める工夫をさらにしていただきたい。</p>	<p>はい。</p>

【抽出案件 3】（一般競争入札・最低価格落札方式）

金属火災において水消火を行うことの危険性に関する基礎実験業務

契約相手方：日本カーリット株式会社

契約金額：5,022,000円（落札率 99.9%）

契約締結日：平成 27 年 1 月 30 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
<p>(園田委員)</p> <p>なぜ今更金属火災の水消火に関するこのような基礎実験を行う必要があるのか、今までしなかったのか、金属ごとに行う必要があるのか。</p>	<p>金属が加熱された状況で水に触れるという実験は関係協会への調査等の結果、前例がなく、今まで行っていないことが分かった。消防活動阻害性物質として指定するかどうかの検討を行うために性質の吟味を行う目的で行った。マグネシウムは活性が高い金属の代表例なので、マグネシウムで実験を行うことになった。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>海外で同様の事例はないのか。</p>	<p>国立国会図書館等で文献を調べた上で、実験を行っている。海外事例調査となると委託調査になる。実験を行った方が早く知見が得られる。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>今回の実験は消火方法の実験に該当するのか。</p>	<p>あくまでも火災危険性を有するおそれのある物質及び消防活動阻害物質に指定するか否かの検討を行うための調査である。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>本実験は、規制が目的ではないのか。また、実際に規制につながったのか。</p>	<p>基本的には、性質を見るためのものである。 規制については、平成 27 年度も引き続き検討することになり、最終的な安全対策については、今後の話になる。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>実験結果が思ったとおりのものでなかったというように感じるが、そのところはどうか。</p>	<p>一定の知見が得られ、今年 3 月に開催された委員会で委員からは一定の評価を得ており、一定の成果が上がっていると考える。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>今後のスケジュール案はどうか。</p>	<p>事務局としては、今年度末までに一定の結論が出ればと考える。</p>

<p>(有川委員)</p> <p>1者応札なので、競争性を確保する努力が足りないところがあるのではないかな。</p>	<p>今回の業者は、過去の実績があったので、お声がけしたところ。他の団体にもお声がけしたが、今後はもっと広くお声がけしたいと考える。</p>
--	--

<p>【抽出案件4】(随意契約 企画競争)</p> <p>国際連携によるサイバー攻撃の予知技術の研究開発</p> <p>契約相手方：KDDI株式会社</p> <p>契約金額：64,715,000円(落札率100%)</p> <p>契約締結日：平成27年3月31日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>公募を行ったとのことだが、提案者は他になかったのか。</p>	<p>当該研究開発は6者からなるコンソーシアムで行っており、1ヶ月間間公募をしたが、そのコンソーシアムだけから提案があった。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>当該プロジェクトの基本計画だが、これは5年分の計画を最初に出して、5年分の契約を決める前提で公募したのか。</p>	<p>前提はその通りだが、必ずしも最初に契約したからといって、5年間そのまま契約をする必要はない研究開発が芳しくない時は、契約を見直すこともあり得る。毎年度チェックするために、成果と計画を外部の第三者に評価する機会を設けている。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>技術の進歩があると考えられるが、計画等を見直す外部の第三者評価会はどのようなタイミングで開催しているか。</p>	<p>セキュリティの分野では相手の攻撃の技術進歩があるので、年度末2月頃に継続評価を行って、終了後には、終了評価や追跡評価を行っている。今後は、終了後のとりまとめや成果について追跡という形で同じ評価会で評価を行いたい。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>評価会の結果は他の省庁と共有をしたり、連携しているか。</p>	<p>ウェブページに議事録、講評結果、先生のコメント等を掲載している</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>今後引き続きプロジェクトを進める必要があるように見えるが、いかがか。</p>	<p>内閣府でサイバーセキュリティのプロジェクトが立ち上げられて、府省横断的に取り組むことになっているが、予算要求の話にもつながるので、まだ言及できない。</p>

<p>(片桐委員)</p> <p>各省庁で役割分担はどのようになっているか。</p>	<p>内閣官房に NISC (内閣サイバーセキュリティセンター) があって、そこが司令塔になっている。そのほかに警察庁、総務省、外務省、経済産業省、防衛省が関係している。総務省はネットワークの関係で、インターネットサービスプロバイダとの連携をし、一般のインターネットユーザーの安心・安全の取組みを担っている。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>全体の予算からすると総務省の予算が少ないように見えるが、どのようになっているのか。</p>	<p>当該研究開発以外に、請負契約形式の実証実験、プロジェクトや政策的ガイドラインの作成を行ったりしている。平成 26 年度補正予算の一部を使っている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>平成 26 年度補正予算の一部で実証実験もやっているが、当該研究開発との関連性はどうか。</p>	<p>研究開発で得られた技術を実装するための実証実験という形で 2 つが連携をとっている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>金額が適正かどうか、評価会で訂正せよということになったことがあるのか。</p>	<p>機器の購入について、その機器が本当にそれでよかったのか、あるいはクラウド等を活用してコスト削減できないかというコメントをもらったりしている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>精算については、どのような確認が行われるのか。</p>	<p>担当原課が公認会計士に別途請負契約をして、監査業務を外注している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>精算行為の結果について、次の年度の概算契約にフィードバックした例があるか。</p>	<p>支払いはあくまでも年度毎に精算しており、そこで完結している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>会計検査院による外部監査、会計課の内部監査、そして公認会計士の監査と重複のないよう連携が必要だが、会計課の関与はどのようになっているか。</p>	<p>最終的な額の決裁は回ってくる。会計士を巻き込んで行うことも会計課は承知している。 監査が重複しないようにするのはおっしゃるとおり。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>この契約自体は 6 者と契約したことになるのか。</p>	<p>事業レベルは 1 件であるが、6 者との契約書がある。</p>

【抽出案件 5】（一般競争入札・総合評価落札方式）

諸外国における電気通信事業に係る接続制度等に関する調査研究の請負

契約相手方：株式会社三菱総合研究所

契約金額：5,918,400円（落札率 99.8%）

契約締結日：平成 26 年 11 月 28 日

競争参加業者：4 者

意見・質問	回答
<p>(有川委員)</p> <p>入札状況調書のみが公表され、業者が落札する際に、どのような評価であったかということが公表されないのは、問題に思う。例えば、「関連分野に関する知識という項目」があるが、三菱総研が過去 2 年間同種の調査を行っているので有利ではないか。</p>	<p>テーマが毎年異なっているため、知見が異なっており、有利になるとは考えていない。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>今回の調査対象である「米国、EU、欧州主要国及び韓国」というのが、前年に三菱総研が行った調査と重なっているので、限定するのはまずいのではないか。</p>	<p>調査対象国は、制度を改変するに当たって参考になるような日本と同様の法体系をもっているということで選んでいる。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>評価配点が三菱総研と野村総研でどのような違いがあるか。</p>	<p>「調査研究方法について独自の創意工夫が盛り込まれていること」や「専門家の参加・協力体制」等で差がついている。これらを実地評価するに当たっては提案書を元に行っている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>業者から点数を教えてくださいと言われたら、対応できるか。</p>	<p>（自社分の評価結果につき）開示請求があれば、対応可能と思われる。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>透明性を高めるために、開示請求がなくても評価点を示せないか。</p>	<p>他の入札参加者の評価内容なども併せて聞かれるケースが多いので、現段階では対応しかねる。</p>

平成 27 年度第 2 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 27 年 10 月 15 日（木）総務省地下 1 階庁舎管理室会議室
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 構成員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日
抽出案件	8 件（対象案件 828 件）
審議案件	8 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

<p>【抽出案件 1－1】（一般競争入札・最低価格落札方式） 新聞記事クリッピング事務の請負（広報室） 契約相手方：(株) デスクワン 契約金額：5,961,600 円（落札率 100%） 契約締結日：平成 27 年 4 月 1 日 競争参加業者：1 者</p> <p>【抽出案件 1－2】（一般競争入札・最低価格落札方式） 新聞クリッピングサービスの利用の請負 契約相手方：(株) デスクワン 契約金額：4,979,600 円（落札率 100%） 契約締結日：平成 27 年 4 月 1 日 競争参加業者：1 者</p> <p>【抽出案件 1－3（参考）】（一般競争入札・最低価格落札方式） 新聞記事切り抜き事務の請負 契約相手方：(株) デスクワン 契約金額：2,449,440 円（落札率 99.0%） 契約締結日：平成 27 年 4 月 1 日 競争参加業者：1 者</p>	
意見・質問	回答
(北大路座長)	

<p>案件1-1で平成22年に比べて、契約金額が異なっているが、これは予定価格が変わったということか。</p>	<p>平成25年度と平成26年度については、消費税の関係であるが、他の年度については、予算額が査定等で減額されたことが原因だと思われる。</p>
<p>(北大路座長) 同じ業者が請負い続けているが、理由として技術的なことがあるのか。</p>	<p>早朝に待機してもらうのはもちろんのこと、新聞記事名やページ数の記入、誤字脱字がないか、適合証明において実施しているトライアルで、総務省の求める記事が80%以上であるかを満たしているかである。</p>
<p>(北大路座長) あらかじめ要件を満たしているかをチェック、他の会社も含めテストしているのか。</p>	<p>上記のとおり応札希望者の履行能力の証明としてトライアルテストを行っている。</p>
<p>(有川委員) 各省庁もクリッピングサービスを行っていると思うが、状況はどうなっているか。各省庁すみ分けされ、価格が高止まりしているのではないか。</p>	<p>農林水産省では(株)デスクワンとは異なる会社が請負っていますが、以前は1者応札が続いていた模様。なお、その他の省庁は把握していない。</p>
<p>(北大路座長) やはりすみ分けや得意分野ができてしまい競争がない状態になっているため価格が高止まりになっている懸念がある。</p>	
<p>(高橋委員) クリッピングの提供の仕方に工夫ができないのか。例えば、電子ファイルでの提供など。</p>	<p>仕分け作業があるので、印刷したもので提供してもらった方が時間短縮になるので、印刷したものを納入してもらっている。</p>
<p>(高橋委員) 切り抜きをしたときに分類をしているのではと思うが、どうなのか。</p>	<p>記事の切り抜きはあくまで機械的に選んでいるだけなので、その後職員が分類している方法をとっており、全てを業者に任せられない。</p>
<p>(北大路座長) 何かしらの改善策を含めて検討してもらえないか。</p>	<p>検討する。</p>

【抽出案件2】（一般競争入札・最低価格落札方式）

平成27年度の電波の利用状況調査の実行及び平成28年度電波の利用状況調査の準備にかかる支援作業の請負

契約相手方：(株) 三菱総合研究所

契約金額：19,224,000円（落札率100%）

契約締結日：平成27年5月28日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>(有川委員)</p> <p>平成27年度の契約で、平成27年度調査の実行と、平成28年度の調査の制度設計を同時に行っている。これでは、数珠つなぎになってしまい、次年度の参入が公平ではなくなるのではないか。</p>	<p>次年度の調査を速やかに実施するために、今年度に調査項目を確定させたいと考えている。また、契約の仕方を煩雑になるのを防ぐために、今年度の調査の実行と次年度の準備を一緒の契約としている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>平成26年度までは、1者入札ではなかったため、以前はこのような数珠つなぎのような契約方法をとっていなかったのではないか。</p>	<p>平成23年度から、同様のやり方を採用している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>公平な競争のために、前年度確定した要件を公表しているか。そして、次年度落札した業者は、その要件をもとに調査を行っているか。</p>	<p>前年度に確定した要件を公表している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>平成23年度の契約金額と比べると、今年度の契約はかなり額が下がっているが、内容が大きく変わったのか。</p>	<p>新規のものが出てくることもあるが、作業時間が圧縮されたためである。</p>

【抽出案件 3-1】（一般競争入札・最低価格落札方式）

平成 27 年度国勢調査 インターネット回答の利用案内封筒の製造 一式

契約相手方：株式会社イムラ封筒

契約金額：単価契約 10.3 円/枚（税抜）（落札率 98.1%）予定支払額 266,976,000 円（税込）

契約締結日：平成 27 年 4 月 1 日

競争参加業者：6 者

【抽出案件 3-2】（一般競争入札・最低価格落札方式）

平成 27 年度国勢調査 インターネット回答の利用案内封筒の製造 一式

契約相手方：株式会社ムトウユニパック

契約金額：単価契約 10.5 円/枚（税抜）（落札率 100%）予定支払額 226,800,000 円（税込）

契約締結日：平成 27 年 4 月 1 日

競争参加業者：6 者

【抽出案件 3-3】（一般競争入札・最低価格落札方式）

平成 27 年度国勢調査 インターネット回答の利用案内封筒の製造 一式

契約相手方：須堂紙製品工業株式会社

契約金額：単価契約 10.5 円/枚（税抜）（落札率 100%）予定支払額 215,097,800 円（税込）

契約締結日：平成 27 年 4 月 1 日

競争参加業者：6 者

意見・質問	回答
<p>(園田委員)</p> <p>複数落札入札制度を利用したとのことだが、2 回目の入札に参加する者は、1 回目の落札額を知っているということか。知っているということなら、問題にはならないのか。</p>	<p>その場に居合わせるので、落札額を承知の上で、2 回目以降の入札に参加することになる。</p> <p>同じ場所に居合わせる以上、どうしても落札額を公表せざるを得ないので、正当な手続きであり、他の省庁も同様なやり方をしていると思う。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>今まで国勢調査があるたびに実施していると思うが、以前も同様の制度を採用したのか。</p>	<p>調査票は全世界帯に配布する大規模な調達のため、これまでも同様の制度を採用している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>最初の 1 者が 10.3 円、後の 2 者が 10.5 円で落札している。単純計算で 800 万円ほど違うことになるが、この点はどうか。</p>	<p>制度上仕方のないことだと考える。通常の規定上の手続を踏むとこのような結果となってしまう。</p>

<p>(有川委員)</p> <p>意見招請の時に自分の会社で全てできないと言ってきたのは何者か。</p>	<p>4者ができないと言ってきている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>4者のうち3者は今回落札した会社か。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>辞退した3者のうち2者はそのようなことは言わなかったということか。</p>	<p>1者は確かにできないと言ったが、他の者は、受注希望数量を出しているの、おそらくそれが意思表示だと考えられる。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>納期が短いから、全部できないという事態になったのではないか。</p>	<p>実際そのような事情もあるかと思う。しかし早く作りすぎてしまうと、保管場所等スペースの必要があったり、文言や様式を固めるための試験調査を終えてからでないと発注できない事情や予算設定の問題もあるため、このようなスケジュールになってしまう。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>次回も同規模を予定しているのか。</p>	<p>次回の調査方法が決まっていないので、現段階では推測ですが、今回同様インターネットを通じて行うこととなると思われるので、その場合は同じようになると思う。世帯数がどう動くかわからないが、5000万から6000万くらいになると思う。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>希望数量に大小は問わないのか。</p>	<p>入札条件として最低受注枚数を設定している。今回は1500万枚である。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>製造一式というのは印刷も含めてか。</p>	<p>おっしゃるとおり最終的に各世帯に届く形にすることである。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>紙質等は指定しているのか。指定がなければ、各社で価格が変わると思うが。</p>	<p>もちろん指定している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>インターネットに切り替えるとそもそも封筒の送付が必要なのか。</p>	<p>封筒の中にパスワードが入っており、情報の管理や重複やいたずらを防ぐために、各世帯に違う番号を配布する必要があるため、封筒の送付は必要である。</p>

<p>【抽出案件4】(随意契約 その他)</p> <p>新聞 一式</p> <p>契約相手方：丸の内新聞事業協同組合</p> <p>契約金額：15,849,828円(落札率100%)</p> <p>契約締結日：平成27年4月1日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
<p>(高橋委員)</p> <p>これは単価契約という方式か。</p>	<p>新聞ごとそれぞれの単価、予定数量により契約している。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>部数については省内の各部署の要求に従い積み上げたものか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>再販価格制度の関係で、全く競争がないことは承知しているが、役所として、全く契約先を選べないことに疑問を持たないことは国民の心情としていかなるものかと感じる。</p>	<p>おっしゃるとおりであるが、販売契約を結ぶ際に、独占禁止法で認められている定価販売の許容という形で、契約書の中に、定価で販売する条項が横並びで入っているため、定価契約をせざるを得ない状況である。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>丸の内新聞事業協同組合と契約をしないといけないと決められていないので、販売店から直接買うこともできるのではないか。</p>	<p>新聞社はこの組合と、霞ヶ関一帯にこの組合から供給するよう契約している。その契約がある以上、組合と新聞社の信頼関係の問題もあるので、事実上この組合からしか買うことができない。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>新聞社や販売店の都合であって、このような随意契約には納得感が薄いと感じる。</p>	
<p>(園田委員)</p> <p>内訳で年々夕刊フジと日刊ゲンダイだけが増えている理由は何か。</p>	<p>夕刊フジと日刊ゲンダイは政治性の高い記事が多く掲載されているため、情報収集を目的として購読している。今般は、特に政治資金にかかる記事が多くなってきているため関係部署の要望を受け増となっている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>このような組合は他にあるのか。</p>	<p>新聞販売で公の事業組合として、中小企業庁が認めているのはこの組合だけである。</p>

	<p>なお、参考情報として、この新聞組合と契約しているのは本省だけであり、他の総務省の庁舎等については、販売店と新聞ごとに契約している。</p>
<p>(高橋委員) 本当に必要なものだけ調達をしているのか。</p>	<p>新聞の要求に関しては、厳しく査定している。平成23年当時に定期刊行物の削減の指示があり、当時新聞は400部ほどとっていたが、現在は350程度に削減した。定期刊行物についても、同じ課室で重複がないように発注を会計課で一元化している。</p>

平成 27 年度第 3 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 28 年 2 月 18 日（木）総務省地下 2 階第 1， 2， 3 会議室
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 構成員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日
抽出案件	4 件（対象案件 413 件）
審議案件	4 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出案件 1】（一般競争入札・最低価格落札方式）

平成 27 年度地域資源・事業化支援アドバイザー事業

契約相手方：ランドブレイン（株）

契約金額：9,979,200 円（落札率 100%）

契約締結日：平成 27 年 7 月 17 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
（北大路座長） 1 者入札となった理由は、業者による立替え払いが必要であるので流動資金が少ない中小企業が参加するのは難しいのでは」とのことだが、それが主な理由か。	そのように想像している。
（北大路座長） アドバイザー派遣については、専門性の高い人材が求められ、アドバイザーリストを持っていることが重要と考える。同じ業者がずっと落札してしまうとノウハウが蓄積してしまい、他の業者が参入しにくくなってしまわないか。	過去にアドバイザーとして派遣した方々のリストは他事業者であっても全て共有できるようになっている。したがってご指摘いただいている点が他業者の参入障壁になるとは考えていない。

<p>(北大路座長)</p> <p>この業者は全国展開しており、ネットワークを持っている。おそらく自治体とも長いつきあいがある、きめ細かく自治体に助言できる体制があるのが強み。毎年同じように入札を行うとこの業者が続いてしまうのではないか。</p>	<p>担当課としては、できれば新しい業者にも本事業を請け負っていただければと考えている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>他の業者が興味を持たない理由は、契約金額や支払いが後払いであるというのではなく、きめ細かな調整が必要だからではないか。</p>	<p>担当課として想像される理由は先ほど述べたとおりである。自治体は過去に本事業で派遣されたアドバイザーの情報を見ることができるので、事業者がそこをきめ細かく調整しているわけではない。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>この事業はとても大事なものである。1者しか入札に参加していないことについて分析する必要があると思う。</p>	<p>実績報告書を年度最後一括ではなく、毎回出している、そのタイミングで支払いする等、やり方を検討し、できる限り競争できるようにしたいと考えている。</p>

<p>【抽出案件2】(随意契約(企画競争))</p> <p>平成27年度政策評価に関する統一研修(中央研修(演習型研修))の企画・運営等業務の請負契約相手方：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)</p> <p>契約金額：4,773,384円(落札率100%)</p> <p>契約締結日：平成27年9月28日</p> <p>企画競争参加業者：2者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(有川委員)</p> <p>平成24年度まで単独で行っていた規制の事前評価の研修を、政策評価の統一研修として行うことになったねらいは何か。</p>	<p>規制の事前評価については説明会という形で外部の先生に講義を行っていただいたが、それだけでは、質の向上につながらないため、研修方法を見直し、政策評価の統一研修に演習型研修として含めることとした。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>地方研修は一般競争入札を行っているようだが、なぜか。</p>	<p>従来どおりの講義型研修だからである。</p>

<p>(有川委員)</p> <p>平成 24 年度からずっと同じ業者が落札しており、その会社だけがレベルアップして、他の業者が参入しにくい状態になっているのではないかと。職員についても、内容についていけないのではないかと。他の業者が参入できるような、あるいは職員が情報共有できる仕組みはあるか。</p>	<p>現在の業者を念頭に企画競争をしているわけではない。非常に専門性の高い面があるが、一般論として、沢山の業者に興味を持ってもらいたいと考えている。職員に対しては、業者だけでなく、主管課がテキストの作成に関与したり、参加できなかった職員のために各省の窓口を通じて、テキストを渡し、共有している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>地方研修の一般競争入札の契約については、年々落札率が下がっている一方で、本件は落札率 100%でずっと推移している。請負契約であるため、精算条項もないし、コストパフォーマンスの良さが評価項目にないため、業者は予算額いっぱいの提案を出してくる。質の確保はできるだろうが、価格の妥当性がわからない。価格の妥当性を検証したり、価格の低廉化につながる評価項目を設定するなどの工夫が必要ではないか。</p>	<p>御指摘いただいた点は関係部局と相談して、検討させていただければと思う。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>今まで3回演習型の研修を行っていて、予定価格が異なっているので、毎年研修内容を変えているのか。</p>	<p>今年度の研修は実務性を充実させたり、政策評価審議会での議論の動向等を反映させたりして、前年度から変更した。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>政策評価審議会の動向は現在の業者がかなり把握してきており、企画競争するにあたって有利になるのではないかと。</p>	<p>政策評価審議会は公開しており、興味を持った業者は傍聴やホームページで資料を見て、キャッチアップしていると聞いている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>演習型といってもテーマは多岐にわたっているものの、極めて実務的な演習というよりは、定型的なものになっているのではないかと。そのようであれば、職員だけで対応可能ではないかと。</p>	<p>政策評価の現在の問題点は、評価の技術面の不足である。実際は各省の事例を抽出して、各省の特殊性はあるけれども、評価するにあたって、共通部分において認識をもってもらえるような研修を行っている。職員のみであると、グループワークのフォロー、議論の誘導等研修技術に不慣れなため、運営全体の知見を有する業者に力</p>

	を借りる必要がある。
<p>(園田委員)</p> <p>事前評価の質が必ずしも高くないというのは、定量化、金銭価値化が不十分だった以外に何かあるか。</p>	<p>評価のタイミングが閣議決定直前や、パブコメ直前になっており、案が決まってからの評価となっているため、本末転倒となってしまっている。コンサルテーションの段階など別なタイミングで、評価を活用して意思決定していくような流れになっていない問題がある。また、ベースラインが評価書の中で明記がされていないこともあり、評価の仕方を理解して評価書の作成をしていないと思われるところがあったため、各省に点検活動を通して指導してきたが、加えて、審議会の先生からお知恵を拝借して改善策を議論いただいているところである。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>今後も企画競争を続けていくのか。毎年行っていくと、ノウハウが蓄積するのが普通で、毎回新しい提案できるというものではないような気がする。企画競争になじむものかよくわからない。</p>	<p>御指摘については、持ち帰って検討したい。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>研修の中核的なところは、職員の方がリードして、年々レベルアップをしていき、その支援業務を企画競争、あるいは一般競争入札をして業者に請け負わせるのが通常ではないか。</p>	<p>おっしゃるとおりだが、人材育成という意味では、だいたい2年から3年で異動をしてしまうので、人材育成の観点と当該業務をどのようにするかということを平行して議論しなければならないと考える。</p>

<p>【抽出案件3】（一般競争入札・最低価格落札方式）</p> <p>消防大学校女性利便施設増築に係る施行等業務一式</p> <p>契約相手方：白石建設株式会社</p> <p>契約金額：111,132,000円</p> <p>契約締結日：平成27年7月1日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
<p>（園田委員）</p> <p>今回の女性用の施設を増築ということだが、どれくらい女性を受け入れる予定なのか。女性だけのコースを新設するのか？</p>	<p>消防庁として女性の消防職員を2倍に増やす目標を掲げており、女性のみのカリキュラムとして48名定員コースを新設する。当然既存のコースにも女性が増えることを踏まえたもの。</p>
<p>（園田委員）</p> <p>風呂とトイレを増築するのに9ヶ月というのは工期が短いといえるか。</p>	<p>増築する場所に木が生えており、伐採してから増築をしなければならなかったため、短いのではと考えた。</p>
<p>（北大路座長）</p> <p>この業者以外で興味を示した業者はあるか。</p>	<p>落札した業者ともう1者が仕様書を受け取りに来た。</p>
<p>（北大路座長）</p> <p>1億1千万円規模だと興味がある業者は少ないのか。</p>	<p>入札に参加しなかった理由として、工事の職員の手配が困難であるとか、予算が予算要求資料をホームページで見ればわかってしまうため、それを踏まえて、入札金額を超えてしまうと考え、入札に参加しなかった業者があると聞いている。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>この工事内容であれば、B等級の該当する工事をA等級にするのではなく、C等級まで広げるのが本来の考え方ではないか。なぜ業者をA等級に絞ったのか。</p>	<p>消防庁としてもこういった工事は慣れていないので、4月からカリキュラムを始める関係上、必ず3月までに完了してくれる業者をお願いしたかったためである。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>事情はわかるが、不調になる前は10ヶ月の工事期間が確保できていたはずであり、改修工事は通常のものであるため、最初から期間を限定しているとしか考え</p>	<p>4月からのカリキュラムに影響がないようにすることを最優先に考えた結果であるが、ご指摘は今後活かしていきたい。</p>

られないが、期間を理由に等級を1つあげるとは理屈が通らないと思う。	
-----------------------------------	--

<p>【抽出案件4】(随意契約 その他)</p> <p>観光 Wi-Fi ステーション整備事業の経理処理に係る補助業務等の請負 契約相手方：一般社団法人長野経済研究所 契約金額：8,505,000円(落札率63.0%) 契約締結日：平成27年7月21日 競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
<p>(高橋委員)</p> <p>補助金の経理処理に係る補助と補助事業の優良事例のとりまとめを全然質の違う業務にもかかわらず、なぜ一緒にしたのか。</p>	<p>経理を審査するにも、優良事例をまとめるのも確認する書類は同じような書類であることや、連絡経路も同じであり、契約を2つに分けてしまうと、2つの業者が同じ書類の確認依頼を出すことになり、煩雑になってしまうからである。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>今回の契約の中で、優良事例報告会の開催自体は含まれているのか。</p>	<p>今回の契約の中に含まれている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>今年1月に優良事例報告会を開催しているようであるが、中間報告を行ったということか。</p>	<p>優良事例報告会は、1月に開催しており、中間報告という形だが、既に事業が終了した団体を呼んで、報告会を行った。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>補助業務が毎月ルーチンで発生するというのはどういうことか。</p>	<p>毎月各団体から事業の進捗報告を提出していただいているので、それに関連した業務である。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>予定価格より大幅に安く落札しているが、ホームページ上でまるで当該事業を自分で行ったかに見えるような報告をしたり、総務省から受託した実績がメリットになるので、安い価格で入札したのではないか。</p>	<p>一般競争入札で落札した結果であり、詳細は業者に確認してみないとわからないが、総務省としては、特定の業者を想定していたものではない。</p>

<p>(高橋委員)</p> <p>請負業者が情報をホームページ等で公開することに制限はかかっているのか。</p>	<p>請負業務を行っていただく上で、必要な情報をホームページ上で公開することは必要だが、主催が総務省であることは明記してもらっている。加えて、多くの人々に参加していただきたいので、様々な媒体を通じて、周知していく一環として業者のホームページにも掲載してもらっている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>今後1者入札にならないように「あらかじめ潜在的な」対応業者へ情報提供すると対処方針を出しているが、「あらかじめ潜在的な」とはどのようなものを想定しているのか。</p>	<p>類似の業務を請け負われた業者のデータがあるので、担当課と話をし、幅広にお声がけしてもらいたいと考えている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>本件は請負契約となっているが、補助金の経理処理の補助については、委託なのではないか。優良事例をまとめる部分は請負だと思われる。よって、委託の部分は精算が必要なのではないか。</p>	<p>毛色が違う業務ではあるが、扱う書類は同じものであり、連絡経路も同じであるため、一括で契約を行った。また、経理と言っても、単純に不正経理がないか確認するのではなく、技術的な観点からどのような機器があり、サービスが行われているかも含めて監査を行っており、優良事例のとりまとめにも通じる場所があると考えている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>補助事業の優良事例をとりまとめるタイミングが早すぎるのではないか。事業執行途中に行う理由は何か。</p>	<p>本来であれば、全ての事業が完了してから行うのが妥当だが、次の募集が始まるので、募集が始まった後で行っても意味がないため、ギリギリのタイミングとして1月に実施している。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>説明の中でどのような機器があるのかを監査をしているという話があったが、実際に見に行っているのか。その場合には、どのように見積の算定を行っているか。</p>	<p>全団体には行かないが、問題のあるところや優良事例のところに行っている。見積はあらかじめこちらから指定した団体数で平均的に算出してもらっている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>どのようなものが優良事例となるのか。</p>	<p>実際に整備して活用が見込めるかどうかである。</p>

<p>(北大路座長)</p> <p>長期のスパンで評価した方がいいのではないか。</p>	<p>事業がまだ 25 年度の補正からと新しいもので、どうしても直近のものとなってしまい、整備したものが 2, 3 年経てば、効果ははっきりしてくるので、報告会で活用することも検討する。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>本来プロセスの部分で仕事を請け負った業者があたかも自社で実績を積み上げたかのようにセミナー等を紹介するのはいかなものかと思ってしまう。</p>	<p>優良事例集は総務省の著作物になるので、勝手に使うことはできない。長野経済研究所のホームページの方が報告量も多いというのは申し訳ないし、もっと総務省のホームページももう少し充実させるようにしたい。</p>

平成 28 年度第 1 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 28 年 8 月 4 日（木）総務省地下 1 階庁舎管理室会議室
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 座長代理 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 片 桐 春 美 公認会計士 新日本有限責任監査法人 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
抽出案件	5 件（対象案件 419 件）
審議案件	5 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出案件 1】（一般競争入札・総合評価落札方式）

ベトナム社会主義共和国の郵便事業体における ICT 技術を活用した決済関連業務の業務効率化及び新規事業化に関するフィージビリティ調査の請負

契約相手方：(株)日立製作所

契約金額：9,936,000 円（落札率 100%）

契約締結日：平成 27 年 11 月 17 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
（北大路座長） 予定価格と業者が出してきた入札金額は偶然に一致したということか。	会計課で予定価格を算出するに当たって、原課予算額、業者の下見積額、会計課の積算を比較して、一番安価な原課予算額を採用した。業者がその額で札を入れたため、偶然にも一致した。もちろん業者は原課予算額がどのように算出されたかは知らないはず。

<p>(有川座長代理)</p> <p>札を入れる段階で2者あったが、1者応札となったのはどのような経緯か。</p>	<p>入札自体には参加したが、提案書の審査の段階で、体制が不十分という理由で不合格となり、下見積書と入札書を返送することになったため、1者応札となった。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>業者が会計課に提出した下見積額が1,188万円で、税抜きだと1,100万円。しかし実際に札を入れたのは税抜きで920万円。一般的に値引きは何%だとか端数を丸めるとかになるが、今回はどちらにも当てはまらない。この値下げの根拠は何か。</p>	<p>正直分からない。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>仕様書をダウンロードした業者は何者か。そのうち1者応札となった理由に関してのアンケートに答えた業者は何者で、どのような回答があったか。</p>	<p>仕様書をダウンロードした業者は20者で、そのうち8者からアンケートの回答があった。結果は、仕様書で定める体制が整わなかった、あるいは他の案件があって見送った等があった。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>本調査結果は今後はどのようなことにつながっていかうと考えているか。</p>	<p>本調査によって、ベトナムの課題が明らかとなり、ベトナム側に情報共有しながら、課題解決に当たって、日本の技術の優位性を伝えている。その上で、課題解決に向けて、関心のある企業がないか公募をし、今後具体的にマッチングさせていく予定で、日本企業進出に寄与できるように取り組んでいく。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>本調査を請け負ってしまうと今後ずっと同じ業者が落札してしまうのではないかと懸念しているが、どう考えているか。</p>	<p>そういった懸念がないように、提案公募で応募のあった業者をサポートできる体制を作って取り組みたいと考えている。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>今回のように入札額について不自然に感じられる場合には、チェック体制のようなものはないのか。</p>	<p>単に入札金額だけではなく、金額の内訳書を提出してもらっている。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>下見積と入札額を比較して、分析をしたのか。</p>	<p>今後は分析をしたいと思う。</p>

<p>(有川座長代理)</p> <p>企画競争と混同しないよう、総合評価落札方式の場合、予算額の開示等がないように今一度原局原課に徹底するよう周知してほしい。</p>	<p>会計課より今一度周知するようにする。</p>
---	---------------------------

<p>【抽出案件2】(一般競争入札・総合評価落札方式)</p> <p>トルコが合意したFTA/EPAにおける情報通信分野に係る協定内容に関する調査研究の請負契約相手方：(株)野村総合研究所</p> <p>契約金額：3,240,000円(落札率100%)</p> <p>契約締結日：平成28年3月15日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>原課の予算額、落札業者からの下見積額、札を入れた額が一致しているが、なぜか。</p>	<p>落札業者から提出のあった下見積額が原課予算額より下回っており、その下見積額を予定価格として採用した結果、落札業者が同額の札を入れたため。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>履行期間が15日間しかないが、下見積書を提出した他社も含めて、履行可能であったのか。リソースの準備や専門性が高いもので、限られた業者しか応札できないことがあらかじめ分かっていたのではないか。</p>	<p>両社から履行可能という返事をもたらしている。しかしかなり厳しいことも分かっていたので、仕様書を作成するに当たって、必要な要素だけに絞る等の工夫をする一方で、業者に本当に履行可能か改めて確認をした。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>調達案件は緊急性があるとのことだが、もともと平成26年12月から交渉が始まっている。条文ベースに入る前にEPAの状況や法制度についての調査を経ないまま交渉できるのか。</p>	<p>総務省が所管する電気通信分野については、交渉が先送りになっており、今年の年明けに急に議題としてあげられる動きが出てきたため、この時期に調査をすることになった。また最新の情報を得るために交渉が開始される直前に行った。</p>

<p>(有川座長代理)</p> <p>今回の成果物というのは電気通信分野に関するトルコの法制度や過去に締結したEPAというよりも、条文に関する法制度であったり、EPAの内容に限定されるものなのか。あくまでも全体的な話であれば、前もって調達して調査すべきではないか。</p>	<p>今回の成果物は条文ベースの交渉に役立てるためのものである。トルコの条文とそれに対応する制度を調査するものである。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>今回のような非常に専門性の高い案件を短期間に行うのは、以前にアジア関係で同様の調査を受託したこの業者しかできないのではないか。</p>	<p>確かにこの業者は、この分野で多くの調査実績があり、専門家をそろえている。一方で、他社にも見積を打診し、下見積書は提出いただいた。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>今まで議題に上がった同種の案件を見ると、特定の2業者に偏っている。両方で棲み分けが起きているのではないか。</p>	<p>特定の業者に落札者が偏っていることは重々承知しているが、原則入札を行っており、多くの業者に参加いただけるよう努めている。</p>

<p>【抽出案件3】(一般競争入札・最低価格落札方式)</p> <p>平成28年度経済センサスー活動調査 コールセンター業務 一式</p> <p>契約相手方：株式会社KDDIエボルバ</p> <p>契約金額：258,140,304円(落札率72.7%)</p> <p>契約締結日：平成28年1月15日</p> <p>競争参加業者：4者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>本契約にあるコールセンターは、調査の中でどのような位置付けとなっているのか。</p>	<p>事業者からの調査票への記入方法等不明点についての問い合わせに回答する役割である。</p>

<p>(高橋構成員)</p> <p>本件業者は問い合わせへの対応のみであり、未回答の場合の督促はしないとのことだが、どうしてここまで高額になるのか教えてほしい。人員等を踏まえて予定価格を算出しているかと思うが。</p>	<p>今回の調査員調査については 400 万の事業者を対象としており、最大 400 万の事業所から問い合わせがくる可能性がある。調査票も産業別に 11 種類もあり、かつその調査事項は複雑なこともあり、1つの事業所から複数回電話がかかってくることも想定される。また、電話も最初の 1 ヶ月に集中し、これに対応するためには大規模な人員が必要である。</p> <p>未回答の場合の督促については、自治体の仕事であることから、当該コールセンターでは対応していない。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>ピーク時には 700 席用意しているとのことだが、前回調査を分析して、席数等を仕様書に反映しているか。また、今回の席数は妥当なものとなったか。</p>	<p>過去 3 回の経済センサスのコールセンターの実施状況を分析した結果を踏まえた席数を設定している。本コールセンターの席数は、過剰スペックでもなく、また少なすぎることもなかった。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>本件のようなコールセンター業務は、場所が確保できる業者が安価にできる。競争性を働かせる工夫が必要かと思うが、どのような工夫をしているのか。</p>	<p>調査は平成 28 年 6 月 1 日であり、年度明け早々の実施となることから、準備期間を十分確保するため、国庫債務負担行為を用いて、調査前年の平成 27 年度から動けるようにした。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>全数調査ということで 400 万事業者の全てから回収できたのか。</p>	<p>現在集計中なので、正確な数は分からないが、前は約 90%ほどである。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>前回のコールセンターの受付数は何件か。</p>	<p>約 40 万件ほどである。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>落札率が低くなった理由に、他業務への転用とのことだが、実施時期との整合性はどうか。</p>	<p>ピークが過ぎたら、規模を縮小させており、ピーク時は 8 拠点あったが、現在は 1 拠点までになっている。縮小に伴い転用していると考えられる。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>調達ごとで調達額に波がでてしまうように思えるが、その点どのように考えているか。</p>	<p>確かに他の案件等いろいろな状況に引っ張られている可能性がある。なお、前回の金額は 2.5 億円ほどで、大きくは変わらない。</p>

<p>(有川座長代理)</p> <p>予定価格に関して、統計局の積算額は業者からの下見積りの平均単価と平均工数を使って算出しているの、業者からの下見積りの平均額とほぼ変わらないのではないか。</p>	<p>人件費や設備費は、統計局の積算で単価の平均を採用しているの、ほぼ変わらない。ただし、通信回線料のみ市場価格を採用しているため、そこで違いが出ている。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>3回の実績を踏まえて、席数を決めているとのことだが、予定価格の算出にあたって反映はしたか。</p>	<p>下見積り自体が席数を反映した仕様書をもとに算出しているの、結果として反映されている。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>業者によって見積額に大きなばらつきがある原因はどのように考えているか。次回の予定価格の算出が適正になるよう分析してほしい。</p>	<p>推測の域を出ないが、後利用の有無や、拠点の設置場所によって人件費の地域差等が考えられる。分析については、承知した。</p>

<p>【抽出案件4】(随意契約・その他)</p> <p>ICTイノベーション創出チャレンジプログラム (I-Challenge!) の補助事業に係る事案の調査についての法律相談等の請負</p> <p>契約相手方：長島・大野・常松法律事務所</p> <p>契約金額：4,000,000円 (落札率 100%)</p> <p>契約締結日：平成28年1月12日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>短期間とはいえ、知的財産の知見を有する弁護士の方はたくさんいると思うので、他の法律事務所にも相談した経緯がないのか、ピンポイントでこの事務所に依頼した経緯、理由はどのようなものか。</p>	<p>他の法律事務所にも相談したが、特定の事業の中で、知的財産や技術的なことが絡むことから、見積書の作成を引き受けてくれるところがなかった。探している間にどんどん時間が過ぎてしまうのもよくはないので、最終的には委託契約のひな形をつくってもらった当該法律事務所をお願いすることになった。</p>

<p>(高橋構成員)</p> <p>予定価格の積算根拠はタイムチャージで、単価、時間、日数を掛け合わせたかと思うが、そのあたり競争性を働かせる工夫をしたか。</p>	<p>見積書を見て、その価格が妥当なものなのか、委託契約のひな形を作成したときや、他の案件で法律事務所に依頼している案件と比較して、大きな乖離がなかったので、契約をした。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>民間企業だと顧問弁護士がいると思うが、総務省の場合は1案件ごとに法律事務所を探すことになるのか。</p>	<p>常にどのような案件でも相談できるような法律事務所と契約しているというのは承知していないが、今回の場合は、研究開発全般の委託契約のひな形をつくるという業務に関して、法律事務所と委託契約を結んでいたが、こうした突発的なものについては、別の契約を結ばざるを得なかった。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>他の法律事務所にも打診したとのことだが、そうした経緯を記録する習慣はないのか。</p>	<p>ご指摘のとおり、何かしらやりとりを残しておくのが望ましく、今後はそのように対応したい。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>価格について、他の案件等比較したとのことだが、相談の時間がどれくらいかかるか、他の法律事務所がどのようなものかというところも比較検討してほしい。また同じ業者に請け負わせるということであれば、総務省の事情も分かっているはずなので、もっと値下げできる可能性もあったと思うので、その点努力してほしい。</p>	<p>承知した。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>契約書のひな形を作ることと、今回の件は全くリンクしないので、きちんと情報開示をして、総合評価落札方式あるいは企画競争で競争させるべきだったのではないか。</p>	
<p>(高橋構成員)</p> <p>この法律事務所は何かしら情報通信分野における研究不正への対応で実績があるのか。</p>	<p>この種の研究分野での不正対応等で知見があっけりっきり対応していただけるということで、お願いをした。</p>

<p>(有川座長代理)</p> <p>一番懸念しているのは、国がこの分野で一番優れているのはこの法律事務所だとお墨付きをあたえているように見えてしまうのではないかということだ。</p>	<p>告発が来ている以上、早急に対応しなければならず、緊急性を鑑み随意契約としたが、今後の運用については、改めて考えていかなければならないと思う。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>このようなことは ICT 分野に限って起こるものではないので、いくつかの法律事務所がいつでも対応できて競争が生じるような仕組みを省として検討するのはどうか。自治体の場合には顧問弁護士を契約している。</p>	
<p>(有川座長代理)</p> <p>スポットで特定の弁護士に依頼するのは、透明性に欠ける。顧問弁護士という形で年間で競争させて契約することを検討してはどうか。</p>	

<p>【抽出案件 5】(随意契約・公募)</p> <p>平成 27 年度「電波の医療機器等への影響に関する調査研究」の請負 契約相手方：NTTアドバンステクノロジー（株） 契約金額：124,956,000 円（落札率 100%） 契約締結日：平成 27 年 10 月 9 日 競争参加業者：1 者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(片桐構成員)</p> <p>国内にペースメーカーのメーカーがないため動作に関してのデータがないとのことだが、海外メーカーから情報はとれないのか。</p>	<p>日本におけるペースメーカーの調達先は、海外メーカーの日本支社や輸入代理店があるが、メーカーから得た情報をもとにした調査を実施すると利益相反が生じるため、メーカーから情報を取ることは想定していない。</p>
<p>(片桐構成員)</p> <p>メーカーの方で、取扱説明書等で注意喚起するのが通常であって、一番メーカーが情報を持っているのではないか。</p>	<p>法律上、付属文書や患者に対して説明する義務が定められているが、その付属文書は当該調査がもとになっている。</p>

<p>(片桐構成員)</p> <p>この調査はペースメーカーの規格の調査も含まれているのか。</p>	<p>ペースメーカーの規格というわけではなく、電波が医療機器等に与える影響に関する指針を定めている。そして指針が妥当かを今のマーケットで流通している商品の状況と比較して確かめている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>過去にも電波利用機器に関する安全ガイドライン作成のための調達を取り上げているが、公募随契となった経緯を詳細に教えてほしい。</p>	<p>携帯電話の認証機関等いろいろな業者にお声がけしているのだが、結局見積もりがとれないのが実情である。実際に記録に残っているところでは、3社にお願いし、2社から難しいと言われた。一番の要因はペースメーカーを調達するのが困難とのこと。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>たとえば、ペースメーカーの調達と調査を分けて契約するのはどうか。</p>	<p>できないわけではないが、誤動作を起こさせる実験のために売ってくれる販売業者を見つけることが難しい。また、契約が複数になること実務上もやりにくくなると思う。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>ペースメーカーの規制・監督するわけではないので、様々なメーカーから買わないといけないわけではないという理解でよいか。</p>	<p>指針を作るに当たっては、マーケットに出回っているものを網羅的に調査する必要がある。よって、1機種だけ調べて大丈夫と言うことはできないと考えている。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>市場に出回っているペースメーカーを細かく精査することは総務省の仕事なのか。</p>	<p>電波法で、電波が人体や医療機器にどのような影響があるかを調査することになっている。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>多様なペースメーカーを集めなければならないとなると履行可能な会社が限られてきてしまう。</p>	
<p>(高橋構成員)</p> <p>今後オリンピックもあり、海外からいろいろな方が来日すると想定される。調査対象外の機器もあり、自分の使っている機器が大丈夫かをわかりやすく知らせられるか。</p>	<p>調査の結果については、報告書という形でデータも含めて毎年公開している。</p>

<p>(北大路座長)</p> <p>毎回随意契約でやっていた記憶がないのだが、どのように過去は調達していたか。仕様の変更があったのか。</p>	<p>数年前までは、一般競争入札を行っていた。しかしここ2年間は1社からしか見積書がとれず、公募随契という形を採用している。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>本来であれば、メーカーが主体となって民間サイドで安全性を説明すべきところだと思う。テストプロセスに透明性が確保されればかまわないのではないか。その理論だと研究機関の研究が疑わしいことになってしまう。</p>	<p>業者が安全と言っているけれども必ずしも信頼できるわけではないので、中立的な立場からこの指針を定めている。研究機関においても第3者機関が入るプロセスが存在する。</p>
<p>(片桐構成員)</p> <p>厚生労働省は機器を認可する際にはチェックをするのか。</p>	<p>IEC規格を満たしているかという審査をしていると認識している。しかし日本の携帯電話の周波数は1.5GHzを使用しており、この周波数帯は世界では使われていない。IECの基準に組み込まれていない。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>調達プロセスについて納得できないところがあり、次回もう一度説明をしてほしい。次うまくやるというより、どうしてこのようになったかを分析するのが重要だ。</p>	
<p>(高橋構成員)</p> <p>次回どうして公募になったかも含めて説明してほしい。</p>	

平成 28 年度第 2 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 28 年 12 月 5 日（月）中央合同庁舎第 2 号館 601 会議室
構成員（敬称略）	座 長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 座長代理 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 片 桐 春 美 公認会計士 新日本有限責任監査法人 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日
抽出案件	4 件（対象案件 913 件）
審議案件	5 件（うち 1 件は前回からの継続案件）
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出案件 1】（随意契約・公募）

平成 27 年度「電波の医療機器等への影響に関する調査研究」の請負

契約相手方：NTTアドバンステクノロジー（株）

契約金額：124,956,000 円（落札率 100%）

契約締結日：平成 27 年 10 月 9 日

競争参加業者：1 者

※前回の議論は平成 28 年度第 1 回総務省契約監視会の議事概要の抽出案件 5 を参照。

意見・質問	回答
（前回の指摘事項） 一般競争入札から随意契約に移行した構造的な変化があったのか。	平成 26 年度及び平成 27 年度は随意契約（公募）となった。経緯として、これまでは植込み型ペースメーカーや植込み型自動除細動器を調査対象としてきたが、平成 26 年度及び平成 27 年度には過去に調査例のない植込み型医療機器や医療機関で利用される医療機器を対象として設定したことが、大きな構造的な変化であったと考える。

	これを踏まえ、平成 28 年度の仕様書では、新たな機器についてはまずは事前の基礎調査を行うこととした。
<p>(前回の指摘事項)</p> <p>本調査の実施に当たって、医療機器の調達が困難なため参入が難しいのであれば、医療機器の調達と影響調査は別々に実施すればよいのではないか。</p>	<p>医療機器メーカ、電波計測業者、無線機器の登録証明機関などの業者にヒアリングしたところ、機器調達と調査を分ける場合には、調査の責任の明確化や円滑な実施といった点で懸念が存在することが判明した。一方、医療機器の専門家や機器の調達の窓口となる業界団体から支援・助言が業者に与えられるよう仕様書に明記したほうが参入しやすいとの意見があった。</p> <p>これを踏まえ、平成 28 年度の仕様書では、機器調達と調査は一体的に行うとともに、専門家等による支援・助言に関する点を明記した。</p>
<p>(前回の指摘事項)</p> <p>調査対象とするペースメーカーについて、網羅的に実施するのではなく、1機種で十分ではないか。</p>	<p>業者にヒアリングしたところ、一つの医療機器だけでは指針の基礎データとして不十分であるとの意見があった。携帯電話等の電波が医療機器へ与える影響を未然に防ぐための指針を策定するという本調査の意義を踏まえ、網羅的に実施することが必要であると考えた。</p>
<p>(前回の指摘事項)</p> <p>海外からの訪日者が増加することが見込まれる中、現在調査を実施しているペースメーカーだけで十分か。</p>	<p>医療機器メーカによると、日本では、世界各地で使用されている植込み型医療機器が、新型のものであっても時間差なく利用されている状況にあるとのことであった。よって、日本で流通している機器を網羅的に調査すれば、海外からの訪日者も含め、網羅性を担保できると考えられる。</p> <p>なお、平成 28 年度の仕様書においては、調査対象機器の選定時に外国でのみ利用されている機器についても留意するよう明記した。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>今年度の契約手続きはすでに終わっているのか。</p>	<p>一般競争入札という形で手続きは終了している。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>応札は何者だったのか。</p>	<p>1者による応札であった。別の者からは、提案書の作成をしていたが、作業スケジュールの問題から応札に至らなかったと聞いている。他者を含め、1者となった原</p>

	因等については詳細を調査する。
(有川座長代理) 公告はいつ行ったのか。毎年応札している業者はいつ行われるか分かるので、準備していると思うが、初めて参加する業者は準備期間がとれなかったのではないか。	本調査事業については、複数の事業者に対して入札に参加することが可能となるよう、前もって声がけしているところである。
(有川座長代理) その業者は平成27年度においては参加していないが、その理由を分析してほしい。	平成27年度の調達の際に、調査対象の機器が従来調査していたペースメーカーだけではなく、新たな機器が設定されたこと等が要因であったと聞いている。それを踏まえて、平成28年度の仕様書からは、新しい機器の調査に際しては、まずは事前検討をすることとした。
(有川座長代理) このような改善はもっと前に行われるべきだと考える。	本会合の各構成員からの意見を受け、平成28年度の契約より改善を行っている。今後とも随時改善をしていきたい。

<p>【抽出案件2】（一般競争入札・総合評価落札方式）</p> <p>モバイル端末やクラウド技術を活用した医療分野におけるセキュアな情報連携モデルの実現に向けた調査研究の請負</p> <p>契約相手方：(株) アルム</p> <p>契約金額：29,808,000円（落札率 100%）</p> <p>契約締結日：平成28年6月16日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
(有川座長代理) 本契約と関連契約である「8K 技術を活用した遠隔医療モデルに関する実証の請負」はどのような違いがあって、それぞれ1者応札となった理由は何か。	本契約は、昨年開催した厚生労働省との共同懇談会における、モバイル端末の医療等分野への応用に関する議論を踏まえたモデルの実証であり、同懇談会においてモバイル端末を活用した医療機関における情報連携サービスを事例紹介いただいた事業者が落札した。相見積もりを取得した事業者は、直接サービスを提供する会社ではないこともあり、仕様書に定めたフィールドの調整が

	<p>困難と判断して見送ったと聞いている。</p> <p>関連契約も同じく同懇談会における議論を踏まえたモデルの実証だが、8K 技術を核としたモデルであり、サービスとしては実用化されていない点が本契約のモデルとは異なる。このため、仕様書上では衛星設備や8K 技術を有する事業者との提携を要件として定めたが、これらの事業者は国内で数少ないことから、相見積もりを取得した事業者は要件を満たす提携関係を構築できず、提案を見送ったと聞いている。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>実証するターゲットが異なるということか。やはり衛星の実証は費用もかかるということか。</p>	<p>ターゲットは異なり、必要な機材の手配にコストがかかる。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>懇談会に出席した企業だけが、情報を早めに入手できることになり、不公平にはならないのか。</p>	<p>懇談会における議論は調達内容に直結するものではなかったが、懇談会は公開されており、多数の企業が傍聴していたため、不公平ではなかったと考える。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>モバイル端末についてアルムのサービス以外にプレゼンテーションは行われたか。</p>	<p>懇談会はモバイルサービスのみを扱ったわけではないので、様々な事業者から幅広い取組についてご紹介いただいたが、モバイル端末を活用した取組を紹介いただいた事業者もあったと記憶している。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>プレゼンテーションをした業者はなぜ参入しなかったのか。</p>	<p>当時、プレゼンテーションを行った事業者が落札者が提供するサービスの販売契約を締結していたため、前者が対外的な説明に対応したが、調達時点では契約を解消したと聞いている。単独でサービス提供ができないため参入しなかったと考える。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>今回の業者以外でモバイル端末のサービスを提供できる会社はどれくらいあるのか。</p>	<p>いくつか事例は承知しているが、全国に延べいくつあるかは承知していない。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>仕様書をダウンロードした 51 者のうち履行可能な業者と単にダウンロードした業者と振り分けはしているのか。</p>	<p>振り分けは行っていない。いただいた回答としては、社内リソースを勘案して、調達を見送った。仕様書をダウンロードした結果、想定した調達案件とは異なってい</p>

	た等回答いただいている。
<p>(有川座長代理)</p> <p>業務内容からみると1者応札となるのは考えにくい。理由をきちんと分析してほしい。もし来年も同じ状況なら相当反省してもらう必要がある。もし単年度であるということであれば、分析を行い、類似案件の参考としてほしい。</p>	<p>特定の会社のサービスに限定した調達内容にならないよう、仕様書上ではサービスモデルを提案に委ねる形をとった。実証自体は今年度で終了となる。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>アンケートに答えたのは51者中何者か。アンケートの回答内容のうちリソース不足とは何をさすのか。</p>	<p>アンケートに答えたのは5者である。ここでいうリソースというのは、恐らくは人員などをさすのではないか。おおむね社内事情により見合わせやスケジュールの関係、必要な人材の確保ができない等という回答が多い。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>次にどのような調達の仕方をすれば応札してくれるか、業者に関心を持ってもらうかというマーケティングの精神が必要である。1者応札を改善するような情報をアンケートで入手しないといけない。</p>	<p>承知した。</p>
<p>(有川座長代理)</p> <p>今回の調達は前年に行われた懇談会が大きな決め手になっているので、プレゼンテーションの段階から透明性の確保に努めてもらいたい。</p>	<p>承知した。</p>

【抽出案件3】(一般競争入札・最低価格落札方式)

給与計算事務支援業務の請負

契約相手方：(株)サンネット

契約金額：30,693,600円(落札率93.2%)

契約締結日：平成28年4月1日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>(園田構成員)</p> <p>支援業務の対象である人事給与関係業務情報システムというのは、人事院が開発して各府省等が共通で使用しているものか。</p>	<p>はい。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>4年前から使用していて、いまだに安定的に稼働するまでと記載があるが、いったいつ安定するのか。問合せというのは何件あるのか。</p>	<p>システムの使い方に関する質問件数は平成 27 年度 1 年間では月当たり 100 件ほどで、トータルでは 1515 件であった。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>4年間運用していて、システムの使い方に関して1年間で1500件近くも質問があるのはなぜか。</p> <p>一般的な大企業では、本社で一元的に給与処理をしているが、総務省の場合、そのような組織はないのか。</p>	<p>総務省の場合、省内の各部局で所属職員の給与情報を入力している。各部局において総務担当の人事異動が2年毎にあることや、操作が複雑なシステムとなっていることや給与支払日までの限られた期間に入力しなければならないためと思われる。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>ノウハウが蓄積しないで問合せが続くという状況ということか。</p>	<p>業者に各部局で共有できるマニュアルを作成してもらい、共有するよう努力している。システムは来年の2、3月に大規模な改修を予定している。今後使いやすいシステムになっていけば、本契約の必要性自体はなくなっていくと考える。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>金額について、月割250万円となり、実働時間は1ヶ月当たり5日間程度とあるので、1日当たり50万円少々高いように見える。どのように見積もったのか。また業者の所在地が広島だが、わざわざ広島から来てもらう必要性はあるのか。</p>	<p>SEの労働時間に単価をかけている。単価は5000円から6000円で見積もっている。業者は中国地方から来てもらっているため、旅費がかかるのは確かである。しかし原課における所要経費の積算には一切含めていない。</p>
<p>(園田構成員)</p> <p>システムを作ったのはこの業者か。</p> <p>別の業者ということであれば、あえてサンネットに聞く必要があるのか。</p>	<p>別の業者である。システムを作った業者には毎年応札するよう声をかけていたが、他の業務に人員を取られてしまい入札に参加してもらえず、結果として本契</p>

	約業者の応札が続いているところである。
(園田構成員) 各省庁で協力体制は存在するのか。独自でマニュアル等作成しているようであれば、無駄な話のように思えるのだろうか。	人事院で作成したマニュアルもあるが、記載内容は運用例にとして不十分であり、活用できていない。省庁の中には、マニュアルを作成し、それを全省共通システムに掲載してくれているところもあるが、やはり十分ではない。人事院では、マニュアルの改訂を行っており、またシステム自体も見直しをかけるとのことである。
(北大路座長) 他の省庁はシステムを導入していなくても問題なくやっているということか。	各省庁独自のシステムを導入している。将来的に人事院が開発する全省庁共通のシステムを導入する方向で、現在総務省が先行して導入しているところである。
(北大路座長) 調達の観点から言うと、この業者だけがノウハウを蓄積してしまい、1者独占状態になっているというのは深刻な問題である。	現在のところ大規模省庁に対してということであればこの業者だけが独占しているのは確かである。今後も各業者に広くお声がけをして、公平にやっていきたいと考えている。
(北大路座長) 後方支援的な業務に 3000 万円払わないといけないことに疑問がある。	
(園田委員) 大企業であれば、グループ企業もあるし、給与業務を1つ組織を作って集約している。	給与業務の集約化は、地方局の給与業務を含めて、総務省全体の今後の課題と考えている。

【抽出案件4】(随意契約・企画競争) 「平成28年版情報通信白書に関する現状報告」の版下作成等の請負 契約相手方：日経印刷(株) 契約金額：8,499,600円(落札率100%) 契約締結日：平成28年4月1日 競争参加業者：1者	
意見・質問	回答

<p>(高橋構成員)</p> <p>1者応募となった理由については、各社の社内事情によるとのことだが、仕様書を見てみると、できる会社が少ないように見える。個別の事情とはどのようなものか。</p>	<p>実際に業者にヒアリングしたところ、会社の方針として手を引く方向という業者もあり、こうした回答も踏まえて、各社に事情があると認識している。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>過去5年分の状況を表にさせていただいているが、その前はどのような状況だったのか。</p>	<p>今回の業者ともう一つの業者がずっと応札しており、当該2者以外は、年ごとで異なっていたようである。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>仕様書を取りに来た業者には聞き取りを行っているか。そこまで行わないと十分ではないように考える。</p>	<p>業者全てにヒアリングできているわけではない。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>調達内容が変わらないとのことだが、少なくとも24年度から25年度で契約金額が700万から799万に上がったわけだから、何かしら変化があったのではないか。</p>	<p>政府全体としてオープンデータ化の推進に取り組むこととなり、情報通信白書については、先導的に2次利用可能なCSVファイルによる掲載を開始した。図表の数が多く、CSVファイル化するためのコストを見込んで増額する必要があった。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>25年度から電子書籍ストア対応となり、そういった大きな変化に対応できないため1者になってしまったのではないか。</p>	<p>判断が難しいが、もしかしたらそのような原因があるのかもしれない。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>今回の業者ではなくもう一つの業者が請け負っていたころは紙媒体が主流だったと思うが、その業者が白書の出版をしていたのか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>情報通信白書はSNSで意見募集を行っていることから、契約内容も流動的になると思われるが、仕様書には技術的な内容しか記載されていない。 また提案内容も価格も変わっていない</p>	<p>本調達は版下とホームページのデータ作成等を対象としており、これらは基本的にSNSでの意見募集の対象と想定していない。 また、企画公募で1者応募が続いている状況が望ましくないということは認識しており、できる限り調達の公</p>

<p>ことからこの業者が既定となっていて、他の業者が参入できないと思っており関心をもってもらえてないのではないか。</p>	<p>募期間の延長や、業者への声がけに努めたい。</p>
<p>(高橋構成員) この4年間一緒の業者、価格も一緒に読者参加型を活かす余地がないように思える。</p>	<p>難しいが、SNSの意見募集と本調達との関係も今後検討したい。</p>
<p>(北大路座長) 意見募集というのはどのようにして反映されるのか。</p>	<p>意見の内容に応じて、直近の情報通信白書に反映される。</p>
<p>(高橋構成員) これまでSNSを活用した意見募集をして来て、この3年間で価格も業者も変わらないことが不思議である。日々変わっていく新鮮な情報を発信するものに変えようとするこの仕様書で調達するのは難しいのではないか。</p>	<p>意見募集は、テーマを設定した上で、あくまで白書の内容に関して行っており、現在、意見募集の内容を本調達の仕様に反映させられる仕組みにはなっていない。何かしらリンクづけられることがあれば、検討したい。</p>
<p>(高橋構成員) 版下作成は、総務省がデータを提供するが、文章や図は業者が行うということか。</p>	<p>レイアウトや校正作業は請負業務に入っている。しかし、業者は文書の内容を考える立場にはない。原稿は総務省が作成している。</p>
<p>(北大路座長) 企画はどのようなものが提出されるのか。</p>	<p>実際の白書をイメージして、デザイン案やレイアウト案を提出してもらっている。</p>
<p>(北大路座長) 毎年デザインやレイアウトは異ならない方がよいと思うので、企画競争になじむのか。違う業者が毎年違うデザインで作ってしまったら、同じものだと認識してもらえなくなってしまう定着しないのではないか。</p>	<p>デザイン性等、価格で評価し得ない範囲が広いので、単純な価格競争でなく、企画競争を採用している。</p>
<p>(北大路座長) デザインについては、過去のものがあるので、それを参考にとえば済む話ではないか。企画競争で競争がなかったら、意味がない。来年も同じことが起きる可</p>	

能性が高いので、価格だけで競争させてもっと安くしてもらった方がよいのではないか。	
(有川座長代理) 他省庁の調達方法をもう少し正確に確認した方がよいのではないか。	承知した。

<p>【抽出案件5】(随意契約・その他)</p> <p>第24回参議院議員通常選挙における投・開票速報オンラインシステムの運用支援及び保守業務の請負</p> <p>契約相手方：東芝ソリューション(株)</p> <p>契約金額：351,453,600円(落札率100%)</p> <p>契約締結日：平成28年4月1日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
(片桐構成員) 当該システムは、情報を集計するシステムなのか、あるいは情報伝達のみシステムなのか。	都道府県から投票者数等の情報が入ってくるので、それを集計し、帳票として打ち出して、マスコミ公表資料や閣議資料に活用している。
(片桐構成員) インプットする場所や情報量が多い中で帳票化するところが当該システムにおいて難しいところになるのか。	はい。加えて速報性が求められるところが重要である。1時間おきに全国から上がってくる情報をシステムで打ち出して、20分後にはマスコミに公表している。
(片桐構成員) 速報性が重要なのはわかったが、技術の進歩によって、他の業者が参入できる余地があるのではないか。	他の業者にも聞いたが、1社は、今回はシステム改修が必要だったため、その改修ができるか判断できなかったことと、投開票日に47都道府県に人員を配置するサポート体制がとれないということで対応できないとのことだった。もう1社はアプリケーションの詳細を理解してないこと、全国の選挙管理委員会への教育、全国的な人員配置は対応できないとのことだった。

<p>(片桐構成員)</p> <p>全く新しいシステムを作るのではなく、既存のシステムを使用しなければならない理由は何か。</p>	<p>参議院選挙の比例代表制においては、非拘束名簿式を採用しており、政党名だけでなく、候補者名を書くこともできるため、集計が複雑になっている。新しいシステムを構築するコストは大きくなることが予想されることに加え、衆議院の場合はいつ選挙が行われるか不透明なため、解散から、投開票日までの間にシステムを全国展開できるか不明であるため、従前からのシステムを使い続けている。</p>
<p>(片桐構成員)</p> <p>この契約において、肝となるのはシステム自体なのか、あるいはサポート体制等の人材リソースなのか。</p>	<p>どちらが重要というのは難しいが、各都道府県に1から2人は人員を配置してもらうことにはなっている。</p>
<p>(片桐構成員)</p> <p>今のシステムを使用するという前提で考えると、人材的な部分で難しいという話だが、新しいシステムをゼロから構築した場合、別の業者が行うことは難しい部分があるのか。</p> <p>技術の進化もあるので、30年40年改修して使用していくのと新しいシステムを導入することとを長期的な目線で効果とコストの比較をするのがいいのではと考える。</p>	<p>過去に議論をして、お金をかければ新しいシステムを構築できないことはないが、予算が削られている中で、新たにシステムを構築する予算が財務省から認められるかという懸念がある。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>選挙制度が変わったのでシステムを改修したという説明だが、システム自体がグレードアップはしていないのか。導入して20年経っており、技術は進歩しているはずだが。目先の選挙を考えるのは大事だが、長期的なスパンでバックアップをどうするのかや仕組み自体をトータルコストで何年運用させるのが得になるのか考える必要があるのではないか。現在の業者が今後も保守・改修といった面に対応してくれるといった保証はないので</p>	<p>今回ご指摘のあった点は、検討したいと思う。</p>

<p>はないか。</p> <p>危機管理ができているかは重要である。あらかじめ準備してシステムを変えるのと、突然新しいシステムを導入するのではコストが違うはずである。</p>	
<p>(高橋構成員)</p> <p>オンラインシステムはソフトウェアかと思うが、ハードウェア自体は汎用性のあるものか。</p> <p>ハードウェアにも寿命があるので、その点も見込んでコストの計算をしているのか。ハードウェアの寿命とソフトウェアの改修・保守の費用を合わせて判断して調達を考えるべきである。</p>	<p>当該システムは国政選挙の度に構築しており、PCや、サーバ、ルータ等のハードウェアは、請負業者が必要なアプリケーション等の設定をしたものをその都度リースしております。そのため、ハードウェアについては同じものを毎回利用しているわけではありません。</p>

平成 28 年度第 3 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 28 年 3 月 16 日（木）中央合同庁舎第 2 号館庁舎管理室会議室
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 座長代理 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 片 桐 春 美 公認会計士 新日本有限責任監査法人 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日
抽出案件	4 件（対象案件 227 件）
審議案件	4 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出案件 1】（一般競争入札・総合評価落札方式）

地上デジタルテレビ放送日本方式採用国における地上テレビ放送のデジタル化移行支援に係る調査の請負

契約相手方：(株) コーポレイトディレクション

契約金額：29,484,000 円（落札率 99.998%）

契約締結日：平成 28 年 8 月 26 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
（有川座長代理） 入札の際に、応札者数分かるのは、どうしてなのか。業者側にも分かるものなのか。	1 回入札すれば、電子調達システム上でその結果が表示されるため、応札者数も分かることとなる。
（有川座長代理） 電子調達システム上、1 回目の入札で落札しないと、入札希望者側に応札者が	分かることになる。

<p>1者のみということが分かることになるのか。</p>	
<p>(有川座長代理) 添付資料によれば、チャンネルプラン業務として、本件とは技術上の関係性がある契約があるが、本件とは別の業者が落札している。 同じ1社応札でも、結果が分かれるのはなぜか。</p>	<p>必ずしも過去の契約案件について業者の状況を網羅的に把握しているわけではないが、当省の判断とは別に、業者側でも、どのような案件を請け負うのか、注力していくのかについては、考え方があると思われる。そのときの人材リソース等によって、その考え方も変わらうものと思われる。</p>
<p>(有川座長代理) 本件について、平成25年、26年の契約は、別の業者が1社で落札している。ノウハウの蓄積もあると思われるが、今回なぜ手を挙げてこなかったのか、ヒアリングはしているのか。</p>	<p>一つ言えるのは、当該業者が平成28年1月から7月まで、6か月間の指名停止となっていることである。 本件の入札公告に向けた省内手続きを進めている期間においても上記の指名停止期間内であったため、少なくとも見積もりを徴する対象からは除外している。</p>
<p>(有川座長代理) この原局予算はどのようにして立てたものなのか。</p>	<p>本件に係る原局予算額は、2者から徴した参考見積額のうち、額の小さい方から更に2割程度下げた金額を採用している。</p>
<p>(有川座長代理) 本当にその見積額が妥当かどうかをチェックするためには、これまでの契約実績のデータを精査する必要があると思われる。</p>	<p>これまでとの契約実績との比較は行っていないが、仕様も異なる部分もある。</p>
<p>(有川座長代理) 価格を積み上げる基礎的な項目では、これまでの契約案件と共通する要素があると思われる。このままでは、特定の業者の恣意的な見積りが予定価格に反映されることとなる。本件についても、落札率99.998%となっており、かなりの精度で予定価格の立て方が読まれている。データの有効活用が求められている。</p>	
<p>(有川座長代理) 総合評価についても、組織内の縦系列の職員で実施すれば、まず役職が一番上</p>	

<p>の職員の意見が採用されてしまうと思われる。人的構成と、採点方法も見直す必要がある。職制上、縦系列の職員が委員となるのであれば、合議形式は採用すべきではない。</p>	
---	--

<p>【抽出案件2】（一般競争入札・最低価格落札方式）</p> <p>拠点機能形成車両の発注 2台</p> <p>契約相手方：第一実業株式会社</p> <p>契約金額：129,600,000円（落札率 100.0%）</p> <p>契約締結日：平成28年9月21日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
<p>（園田委員）</p> <p>車両の艤装のためには相当な生産体制が必要ということで、高落札率となった理由は理解できるが、やはり1者応札となった理由は何か。</p>	<p>艤装については、工場で一括して必要な部品を取り付ける、といったものではない。無線など、複数の業者から部品を調達して、最終的にまとめ上げるものである。本件の落札業者は、商社的な役割を果たしている。</p>
<p>（園田委員）</p> <p>製造元と直接交渉できれば、よりやすくなるのではないか。</p>	<p>無線のような、一部品を作成している業者は、その部品についてのノウハウはあるが、消防車両全体を調達するにあたってのノウハウは不十分である。</p> <p>消防庁としては、最終的な仕様を満たしてもらえれば、車両製作に係る業者間での連携については、特段問題ないと考えている。</p>
<p>（北大路座長）</p> <p>当初、入札説明書を取りに来たのは3者で、最終的な応札は1者とのことだが、降りた2者は生産体制が整わなかったために降りたということか。</p>	<p>降りた2者は、今回落札した業者と同様の生産体制は持っている。降りた理由としては、部品の調達先である連携業者との納期調整が難しかったとのことである。</p> <p>また、連携先からの部品調達にかかるコストの問題もある。</p>
<p>（北大路座長）</p> <p>予定価格の決定方法をみると、平成27年度の契約金額にシャーシのモデルチェンジ分を上乗せしているが、どういう意</p>	<p>まず落札業者が、車両ベースとなるシャーシを購入し、それに無線等の必要な装備を艤装することとなる。消防車両には必要なサイズというものがあるが、契約時</p>

<p>味なのか。古いシャーシでもよいのではないか。</p>	<p>には、サイズ要求に見合うシャーシ自体がモデルチェンジにより値上がりしたため、上乘せしたもの。 また、モデルチェンジがあると、古いシャーシは販売されなくなってしまう。</p>
<p>(北大路座長) 添付資料にある類似物品（拠点機能形成車両）の過去の調達一覧を見ると、平成 25 年以降、百万円単位で価格が上がっている。落札業者がコンスタントに値段を上げている印象がある。</p>	<p>拠点機能形成車両の調達数は多くはないので、業者としては、規模のメリットがあまりない。やはり当初の契約では、落札に向けて企業努力をしたものと考えられる。利益確保の観点から、戦略的に値段をつけてきているものと思われる。</p>
<p>(北大路座長) 過去 5 年間で物価が急激に反動しているわけではない。シャーシのモデルチェンジがあるとしても、毎年百万円単位で価格が上がっていることからすると、独占的な立場にいると思われる。</p>	<p>平成 25 年の契約でいえば、総額で 3 億円を超える金額を示してきた業者もあった。やはり企業努力と思われる。当方も 1 者応札であるという点は認識しており、今回落札できなかった業者に確認したところ、やはり生産体制が整わずコストダウンがはかれない、との回答ももらっている。</p>
<p>(有川座長代理) 過去 5 年間の落札率を見ると、平成 26 年以降 98%以上となっている。本来であれば、予定価格にそんなに変更がなければ、落札率からすれば契約金額は下がるはずである。予定価格が上がる理由は何なのか。</p>	<p>仕様は変わらない。予算の関係だと思われる。</p>
<p>(有川座長代理) おそらく落札業者は、当初は競争に勝つために無理して契約金額を下げている、それを取り戻すために徐々に金額を上げていると思われる。 これに総務省側も協力していると思われるような、予定価格の立て方は注意すべきである。</p>	<p>承知した。</p>
<p>(北大路座長) 拠点機能形成車両の整備は、今後も計画されているのか。</p>	<p>各県に 1 台は配備したいと考えている。今後も調達する予定であるが、契約金額については、ほかの業者の企業努力等で、一定の水準に落ち着くこともあると思う。</p>

<p>(園田委員)</p> <p>当初の契約金額は安くても、メンテナンス料とか修繕費で稼ぐというパターンもある。調達した拠点機能形成車両に不具合はないか。</p>	<p>正直なところ、車両自体のレベルは高い。不具合はほとんどない。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>平成 25 年第 4 回契約監視会において、拠点機能形成車両用の資機材の調達を取り上げたが、本件においては、結局一体調達としているのか。</p>	<p>一体調達とすると、競争性が狭まることとなる。拠点機能形成車両用と資機材の調達とは全く別としている。本件入札には含まれていない。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>平成 25 年度第 4 回契約監視会においては、車両単価が 4,700 万円程度、上に積む資機材は 6,000 万円程度とのことであつたが、これと比べると、今回の調達における単価はやはり高いという感じがする。</p> <p>仕様が違うのかもしれないが、数年継続している調達で、改善しているかどうか、どうもよく分からない。</p>	
<p>(北大路座長)</p> <p>今後も拠点機能形成車両の調達は続くようなので、競争が本当に働いているか、注意されたほうがよい。</p>	<p>承知した。</p>

<p>【抽出案件 3】 (一般競争入札・最低価格落札方式)</p> <p>「2016 年版 情報通信法令集」の単行本作成業務</p> <p>契約相手方：一般財団法人情報通信振興会</p> <p>契約金額：4,017,600 円 (落札率 93.7%)</p> <p>契約締結日：平成 28 年 9 月 30 日</p> <p>競争参加業者：1 者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>

<p>(高橋委員)</p> <p>1者応札となった理由は、例年より契約から納期までの作業期間が2週間ほど短くなり、有力な業者が1者降りたため、とのことだが、そもそもどうということか。</p>	<p>内部的な話であるが、職員の夏期休暇により契約の決裁がうまく回らず、入札の時期が遅れたことが理由にある。見積書を提出した業者に対しては、入札時期が遅れても大丈夫かどうか一応確認したところ、大丈夫ということであったので、そのまま進めたものである。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>業者の回答次第では、納期をずらす可能性はあったのか。</p>	<p>通年、法令集単行本は1月の通常国会が開催される時期に使用することとなる。このような状況が分かれば、納期を若干遅らせることは可能だったかもしれない。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>本件については、新規業者からも問い合わせがあったものの、結局は1者応札となったとされている。新規業者が入札しなかった理由はどのように分析しているのか。</p>	<p>分析したものはないが、新規業者より、単行本の発行についてとりあえず問い合わせをいただいた、と聞いている。特に入札するというような話はしていなかった、というふうに聞いている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>やはり新規業者が入ってこないと、競争性は確保されない。問い合わせがあったのに入札されなかったという点については、その理由の分析が必要と考えるが、いかがか。</p>	<p>問い合わせがあったときにその後のフォローをするべきだったとは思っている。配慮が足りなかったと認識している。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>公告期間は何日設定していたのか。</p>	<p>例年21日間である。本件では、8月25日から公告を始めている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>公告時期が盆休みとかぶるとすると、早める意味はないということか。</p>	<p>公告時期を広めに設定することで入札業者の門戸が広がるのであれば、意味はあると考えている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>この法令集はいつから作成しているのか</p>	<p>平成21年までは、市販のものを購入していたが、平成22年以降、政務の方針として、市販のものの購入を中止したとされている。平成24年以降は法令集を作成している。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>説明では、契約業者が本契約の版下を用いた製品を販売することは認めていな</p>	<p>業者に確認させていただきたい。</p>

<p>いとのことだが、電子媒体はどうか。</p>	
<p>(高橋委員) 仕様書によれば、紙媒体に加え電子データ (CD-ROM) の納品も求めているが、業者の手元の電子データの廃棄を求めているのであれば、一度落札した業者は次回の契約では有利になると考えられるが、どうか。</p>	<p>そのような危惧があれば、仕様書の見直しなどを検討したい。</p>
<p>(有川座長代理) 仕様書中の作業概要を見ると、業者自身が用意する法令原稿及び総務省が貸与する法令原稿を用いて、法制執務の要領に従った編集及び印刷を行い・・・とあるが、これが新規業者の参入を難しくしている心配がある。法制執務の要領に従うとは、どのようなことか。</p>	<p>総務省職員が作成した原稿を業者に渡して、編集と印刷とを依頼しているところである。業者が法令改正のルールに則って原稿作成作業をするわけではない。</p>
<p>(有川座長代理) 仕様書の作業概要の記載は、法令改正に関するこれまでの作業データと技術が必要とされるように読めてしまう。総務省が提供する法令原稿を用いて、と記載すれば、どの業者も参入できると思われる。</p>	<p>仕様書の作業概要の記載については、改良させていただきたい。</p>

<p>【抽出案件4】(随意契約・その他) 短波監視施設センサ局及び操作端末の調達 契約相手方：三菱電機 (株) 契約金額：684,999,720 円 (落札率 99.8%) 契約締結日：平成 28 年 7 月 25 日 競争参加業者：1 者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>

<p>(片桐委員)</p> <p>センサ局の設備の更改は、平成 25 年以前も行っていると思うが、本件の業者とは別の業者なのか。</p>	<p>平成 25 年以前も今回と同じ業者である。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>技術的に非常に特殊な部分があって、競争になりにくいという理解でよいか。</p>	<p>そのとおりである。短波監視に関する技術は、民生用ではなく、総務省のみが使う特殊なものである。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>そうすると、将来的にも今回の業者以外は参入できないということか。</p>	<p>なるべくほかの業者も参入していただきたいと思っている。平成 29 年にもセンサの更改があったが、ある業者が興味あるということだったので、過去の仕様書やインターフェースの条件等を提示している。なお、入札に参加するという回答をいただいているわけではない。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>平成 26、27 年の集中センタ局更改の 10 年前には、センサ局整備の全体計画が立てられているかと思うが、どの程度の予算を予定していたのか。</p>	<p>ざっと計算して 44～45 億円程度である。当初は 4 拠点を設置するということがあったが、後に珠洲センサ局が追加された。各センサ局は一度に設置できないので、何年かごとに設置している。各センサ局の設備は約 10 年ごとに更改しており、平成 26 年の集中センタ局の更改の際に計画の全体像を改めて作成している。このときには各センサ局の設備の規模から、ある程度必要な予算の見当をつけている。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>設備の更改は、やはり一体として一つの業者が受けないといけないものなのか。</p>	<p>先ほども説明させていただいたが、センサ等の部分については、ほかの業者も参入できるようインターフェースの公開や情報提供も行っている。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>センサ以外に更改契約を切り出せる部分はあるのか。</p>	<p>基本的に、センサとセンタは大きく分かれており、センタは切り出せない。センタのソフトについても、制御プログラムのため、そこだけ切り出すことは難しい。</p> <p>柵といった、土木系のものであれば、その部分だけ別業者にするというのはあり得る。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>技術革新が進むと、ハードのうち汎用性の高いものについては、割合としては</p>	<p>切り出すことができるかどうかでいえば、できなくはない。どちらかという、通信機器の互換性、相性の問</p>

<p>高くなると思われる。このボックスでなければならぬ、といったものはだんだんなくなっていくと思われるが、将来的にそのようなハード部分の更改を切り出すことはできないのか。</p>	<p>題である。ちゃんと組み合わせて動くかどうか、その試験に結構時間がかかる。汎用品を使った場合、他のメーカーの処理装置にただで動かなくなるパターンもある。そこが難しい。</p>
<p>(北大路座長) 10年単位での技術革新は大きいのか。</p>	<p>そのとおりである。今回、平成28年の更改でいえば、複数の周波数帯を同時に記録し、後であらためて測定できる機能を追加している。処理装置等の機能向上によって、ようやくできるようになった。</p>
<p>(北大路座長) 新しい技術が必要となったときは、新規業者が参入する機会になると思われる。技術的な問題もあるが、独占的になっていく可能性が一方である。</p>	<p>その点は原課としても認識している。競争がないと、いろいろと高くなっていく。平成26、27年の集中センタ局の更改では、他の業者に請け負わせることも含めて検討している。具体的な更改の内容は、もう分かっていたはずなので、他の業者も参入しようと思えばできたのかもしれない。</p>
<p>(有川座長代理) 本件は特命随契とされているが、これは会計法上、随意契約としなければならないというものである。資料によれば、システム構成及び運用について熟知していること、プログラムとの互換性を保つことが必須のため、本件業者との随意契約が必要とされているが、よく分からない。確認公募というやり方もあったのではないか。</p>	<p>平成16年以降の契約では競争入札を行っていて、いずれも1者入札となったものである。平成26、27年の集中センタ局の更改については、公募をかけたの随意契約であったが、その際も1者のみ資料提供ということで、随意契約に移行したものである。 本件については、政府調達案件については公募をかけたの随意契約は許されないということだったので、公募をかけない形をとったものである。</p>
<p>(有川座長代理) 会計法上の、競争を許さない場合と言いつつしてしまうのは、苦しい。確認公募ができないのであれば、競争入札にすべきではないかと思われる。 引き続き更改はあるのだろうが、政府調達案件でなければ、確認公募を行うのか。</p>	<p>もちろん、そのようにしている。平成29年度においては競争入札にするべく、別の業者に2、3か月ずっと検討していただいている。なかなか色よい返事がないところである。</p>

(有川座長代理)

問題意識は持っていただいて、よろしく
お願いしたい。

平成 29 年度第 1 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 29 年 7 月 20 日（木）中央合同庁舎第 2 号館第 2 研修室
構成員（敬称略）	座 長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 構成員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 片 桐 春 美 公認会計士 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
抽出案件	7 件（対象案件 492 件）
審議案件	5 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出案件 1】（一般競争入札・最低価格落札方式）

電話交換機の更新

契約相手方：沖ウィンテック株式会社

契約金額：24,840,000 円（落札率 100.0%）

契約締結日：平成 29 年 2 月 13 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
（北大路座長） 1 者応札の理由は何か。	電話交換機を更新する前にボイスメール機能が故障し、平成 28 年に修理を行ったという経緯がある。電話交換機はボイスメール機能との互換性を持たせた仕様としていたために、ボイスメール機能の修理を行った業者からのみの応札になってしまったと考えている。
（北大路座長） 自治大学校の授業のカリキュラムの関係上、工事が出来る期間が限られていたと推察されるがいかがか。	そのとおりである。研修生がいない期間は、3 月の最終週のみであるため、大がかりな工事等はその時期にやらなければならないという事情がある。

<p>(北大路座長)</p> <p>工事の時期が限られているという事情がわかっているのであれば、1者応札とならないような調達の方法をとるべきではないか。他の調達においても1者応札となっており、調達そのものに瑕疵があるように見える。</p>	<p>承知した。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>ボイスメールの交換と一緒に、電話交換機の更新ができなかったのか。</p>	<p>できなかった理由はないが、結果として異なる時期に調達することとなってしまった。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>一緒に調達していれば1者応札は回避できたのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>ボイスメールの修理を先に行わなければいけないという緊急性があったのか。</p>	<p>研修生が出向元の自治体と連絡をとる手段が、携帯電話のほかはボイスメールのみであるため、留守番電話機能がないと支障をきたす研修生もいる。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>メールは使えないのか。</p>	<p>外部とのメールはできない。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>電話交換機は、耐用年数を大幅に過ぎており、故障・劣化が生じていたとのことだが、耐用年数は何年で、耐用年数を何年過ぎていたのか。</p>	<p>電話交換機の耐用年数は8年。14年目で交換したので、耐用年数を6年過ぎていたことになる。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>更新計画はどのように立てていたのか。</p>	<p>ほとんどの施設について、自治大学校が現在の場所へ移転したときから使用しており、耐用年数を経過している状況で、各設備の更新を計画的に行いたいところだが、予算がとれた施設から順次更新しているというのが実情である。</p>

<p>(高橋委員)</p> <p>予算は緊急度に鑑みて決めていて、今回は、ボイスメールは重要度が高いけれども電話交換機はボイスメールほどの重要度はないという認識だったということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>電話交換機の更新の仕様書で、Wi-Fiに不都合が生じた場合には1時間以内に駆けつけるということだが、メールが出来ない環境であるのになぜこのような仕様書になっているのか。</p>	<p>外部とのメールはできないが、研修生にパソコンを貸与しており、自治大学校内部での連絡にメールを利用している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>自治大学校の調達案件で1者応札が多いことは、発注者の責任が大きい。1者応札の理由が不明ということ自体が許されないので、状況証拠を集めて1者応札の理由を分析し、次の契約にフィードバックすべき。</p> <p>予算の獲得、執行管理といった全体の計画にも改善が必要である。</p> <p>仕様書で契約の相手方が決まってしまうような調達管理にも疑問を持つ。</p>	<p>ご指摘はごもっともである。</p>

<p>【抽出案件2】（一般競争入札・総合評価落札方式）</p> <p>①地域おこし協力隊ビジネスアワード事業の進捗調査及び成果分析の請負 契約相手方：(株) エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 契約金額：7,236,000円（落札率 99.7%） 契約締結日：平成28年12月9日 競争参加業者：2者</p> <p>②ふるさとワーキングホリデーの進捗調査及び成果分析の請負 契約相手方：(株) 電通 契約金額：4,276,800円（落札率 55.6%） 契約締結日：平成29年2月16日 競争参加業者：3者</p>
--

意見・質問	回答
<p>(有川委員)</p> <p>①地域おこし協力隊の隊員と②ふるさとワーキングホリデーの対象者は、それぞれどのような人か。</p>	<p>①地域おこし協力隊</p> <p>地方公共団体が隊員を募集して採用するという仕組みになっており、年齢制限は設けていない。挙がってきているデータでは、20～30歳代が7割を占めている。社会人としての働き方を主眼にしているため、大学を卒業した後の社会人が主なターゲットとなる。</p> <p>②ふるさとワーキングホリデー</p> <p>一定期間地域に滞在することから、都市部の若者など主に大学生が多くなると想定している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>①地域おこし協力隊と②ふるさとワーキングホリデー、それぞれの事業の目的はなにか。</p>	<p>①地域おこし協力隊</p> <p>1点目は、都市部から過疎地域等をはじめとする条件不利地域に人の流れをつくるという意味で、1年から3年の間、住民票を移して生活していただくことである。</p> <p>2点目は、移住するだけでなく、各地域において地域協力活動をしていただくことである。地域協力活動の内容については、実施主体である地方公共団体が決定し、募集をかけている。</p> <p>②ふるさとワーキングホリデー</p> <p>1点目は、2週間から1ヶ月程度、大学生などの若者に地域に飛び込んでいただき、働きながら地域との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくことである。</p> <p>2点目は、地域の人口が減少している、若者が減っているという中に、大学生などの若者が入ることにより、地域に刺激を与えてほしいという狙いがある。</p>

<p>(有川委員)</p> <p>①と②は別の課が別の事業として行っており関連性はないとのことだが、これらを統合する施策が上位にあり、それぞれの事業を進めているのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、段階的に移住を支援したいと考えている。地域おこし協力隊は住民票を移すことを要件にしているため、若者からすると心理的なハードルが高いとの意見もある。そのため、ふるさとワーキングホリデーは、一定期間地域に滞在し、地域を知り、地域で生活することを理解していただき、地域へのかかわりを深めていったり、将来的には移住につなげたいと考えている。観光以上移住未満の施策を打ち出している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>地域おこし協力隊は①の他に似ている契約が2件あるが、別々に発注したのはなぜか。</p> <p>【類似案件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊の起業・事業化支援ニーズ及び研修手法の調査・分析業務の請負 ・地域おこし協力隊受入態勢・サポート態勢モデル事業の進捗調査及び成果分析の請負 	<p>「ビジネスアワード事業」の契約は、地域おこし協力隊の隊員のなかでもある程度起業の形が見えている方、ビジネスプランを具体的に作られている方のなかから総務省がコンペで選出した事例を報告書にまとめて、他の隊員に参考にしていただく趣旨で行っている。</p> <p>「起業・事業化支援ニーズ及び研修手法」の契約は、これから起業を考えている隊員やまだ形になっていないが任期を終えた隊員を対象に、地域に定住してもらうため起業を勉強していただく場を提供するためのニーズ調査を行うとともに、研修を設けるものである。</p> <p>研修を受けてから、起業につなげていくという形で、つながっているものであるため、平成29年度は統合して同じ契約で行っている。</p> <p>一方で、「受け入れ態勢・サポート態勢モデル事業」の契約は、取り組む主体が地域おこし協力隊の隊員ではなく、隊員を受け入れる地方公共団体及び受け入れの地域であり、受け入れ側の体制整備を支援する事業あることから、取り組む主体と目的が他の2件とは異なる。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>成果の分析は総合的にしてほしい。地方公共団体には効率的な調査・分析による効率的な成果物をもって情報提供してもらいたい。</p>	

【抽出案件3】（一般競争入札・最低価格落札方式）

デジタル連結世界実現に向けた質の高い ICT インフラ整備に関する国際シンポジウムの運営事務等の請負

契約相手方：（有）ビジョンブリッジ

契約金額：7,122,389 円（落札率 100.0%）

契約締結日：平成 29 年 2 月 20 日

競争参加業者：5 者

意見・質問	回答
<p>（園田委員） 落札業者は、他の業者と比較して、入札金額がかなり低いが、なぜか。</p>	<p>分析していないため、わからない。 例えば、予定価格と比較して 60%よりも低い金額で応札があった場合は、その価格で適切に履行できるのかを調査することとなっている。</p>
<p>（園田委員） 国際シンポジウムの準備期間は、大体 1 ヶ月くらいでできるものなのか。</p>	<p>極端に規模が大きいものでなければ、通常は 1 ヶ月あれば十分だと考えている。</p>
<p>（北大路座長） このシンポジウムには何か国参加しているのか。</p>	<p>今回は、日本を除いて 4 カ国からお越しいただいている。</p>
<p>（北大路座長） どういう方が参加する等の企画の部分は先に手配できていて、運営の部分だけ発注しているということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>（有川委員） 具体的にはどのような請負業務を行わせるのか。</p>	<p>国際会議を開催できる規模の会場の手配、会場設営、スピーカーの会場内での誘導、レセプションの運営である。</p>
<p>（高橋委員） 他省庁で国際会議の運営の実績があり、総務省で初めて契約する業者に関して、他省庁へ会議の運営に問題がなかったか確認したりするのか。</p>	<p>今回は、他省庁に聞くということには行っていない。ウェブページに掲載されている実績を確認することにとどまっている。</p>

【抽出案件4】（一般競争入札・最低価格落札方式）

①平成28年度 電波監視車両（小型監視車）の借入
契約相手方：NECキャピタルソリューション株式会社
契約金額：79,019,280円（落札率89.4%）
契約締結日：平成28年11月14日
競争参加業者：1者

②平成28年度 電波監視車両（総合監視車）の借入
契約相手方：NECキャピタルソリューション株式会社
契約金額：24,232,716円（落札率96.9%）
契約締結日：平成28年11月14日
競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>（高橋委員） 小型監視車と総合監視車それぞれ何台の調達で、借入期間はいつからいつまでなのか。</p>	<p>小型監視車6台、総合監視車1台で、借入期間は平成29年2月1日から平成33年3月1日までの契約である。</p>
<p>（高橋委員） 11年を経過したものから計画的に更改を行うとのことだが、最後のみ借入期間が3年になるということか。</p>	<p>もともと購入していたものをリース契約に切りかえており、リース契約となってからまだ更改を行っていないという事情があるので、今後の借入期間等については現在検討中である。</p>
<p>（高橋委員） リース契約に変えたのはいつからか。</p>	<p>平成23年度からである。</p>
<p>（高橋委員） 下見積もりをこれまで落札している業者からしかとっていないのはなぜか。</p>	<p>他社にも架装した車両を発注できるかヒアリングを行っているが、ヒアリングの時点で対応不可との回答があり、下見積もりをとる段階まで至っていないのが実情である。</p>
<p>（高橋委員） 他社から対応不可と回答された理由はなにか。</p>	<p>特殊なポールを使用する等、架装部分に特殊性がある。単純にモノを車両にくっつけばよいというものではなく、車内の電磁的ノイズ等の専門的な部分への考慮が必要となるといった特殊性が、対応不可となっている理由ではないかと考えている。</p>

<p>(高橋委員)</p> <p>NEC キャピタルソリューションもリース事業として行っているのので、車両を作っているわけではない。それであれば、他の事業者、例えばキャンピングカーのメーカー等でも対応できるのではないかと考えられる。なにか特殊なノウハウがあるのか。</p>	<p>どちらかといえば無線機器の製造メーカーがノウハウを持っている。キャンピングカーのメーカー等であっても、ノウハウを積んでいただければ入札に参加いただくと考えている。今後の改善点として、周知に取り組んでいきたい。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>実際に、他に参加してくれそうな業者はいるのか。</p>	<p>車のリース業者等を開拓していきたいと考えているが、特殊車両を作っているという業績のあるところはない。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>当初は一般競争入札ではなく、随意契約にしていたのは、この業者しかいなかったのか理由か。</p>	<p>そのとおりである。今回一般競争入札に変更したが、この業者1者のみの参加であった。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>価格には、電波監視のため車両に搭載する機材の価格は含まれていないのか。</p>	<p>含まれていない。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>搭載する機材に NEC グループの会社の機材が多い等の関係はないのか。</p>	<p>関連性はない。あくまでも、電波監視に使用する車両の部分のみの調達を行っている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>入札参加業者を広げることが難しいのであれば、価格は下がっていくのが普通なのではないかと考えられるが、その点はいかがか。</p>	<p>我々も一般的な認識として、リース価格としては高額であると認識している。引き続き業者と調整しながら価格を下げられるよう努力していきたい。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>仕様書で自動車保険の要件を 50 ヶ月と長期間を規定しているのはなぜか。価格の面でメリットがあるならともかく、そのようには見受けられない。</p>	<p>自動車保険の期間については、見直しを検討する。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>平成 23 年度からリース契約に変えたのは、予算要求の関係が理由か。</p>	<p>そのとおりである。</p>

<p>(片桐委員) 支払利息の金額は把握しているのか。</p>	<p>価格に全て含まれているので、支払利息のみの金額はわからない。</p>
<p>(片桐委員) 一般的にリース契約と購入を比較すると、購入の方が経済的であるということがあるので、支払利息の金額等は精査して把握した方がよい。</p>	<p>価格が高くならないような努力をしていきたい。</p>

<p>【抽出案件5】（一般競争入札・総合評価落札方式） 政府認証基盤の運用・保守の請負 契約相手方：(一社) 行政情報システム研究所 契約金額：3,148,200,000 円（落札率 100.0%） 契約締結日：平成 29 年 1 月 27 日 競争参加業者：1 者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(片桐委員) 一般社団法人行政情報システム研究所は、理事長が総務省 OB である事情を踏まえると、本契約において、主体性が発注者側である総務省にあるのかについて、社会的に説明が必要である。 また、取引価格の妥当性も重要である。総務省が当該法人の特別会員となっており、総務省の契約先になっている業者が会員となっている。請け負った業務を全て当該法人において直接行っているのではなく、再委託されている。再委託先には、おそらく会員も含まれていると考えられる。 このような状況においては、独立性を確立する必要がある。仕様書案について意見調整をしたり、下見積を徴取したりした業者のなかに、当該法人の会員は含まれていたのか。</p>	<p>下見積を徴取した業者は会員では無いと思うが、確認する。</p>

<p>(北大路座長)</p> <p>契約金額の内訳を見ると大部分が委託料となっているが、どこへ何を委託しているのかを説明して、透明性を確保すべきである。</p>	<p>各社の業務については、明確になっている。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>一般社団法人行政情報システム研究所は各事業者へ再委託をすること以外にどのような役割を担っているのか。</p>	<p>認証局のシステムに関する運用・保守業務は大きく3つに分かれている。それぞれの分野でそれを得意とする業者が実施しており、行政情報システム研究所は、その全体の運用管理を行っている。その他、セキュリティ監査の対応、相互認証先の審査、ヘルプデスクを担っている。</p>
<p>(高橋委員) 契約の相手方は理事長と専務理事を除いては本業で忙しそうな人で構成されており、ガバナンスが働いていないのではないか。そこにこれだけのものをほとんど独占的に請け負わせていることが、国民としては納得がいかないところがある。</p>	<p>競争性の確保に努め調達手続を進めた結果として、落札したものである。</p>
<p>(北大路委員)</p> <p>競争性というよりは中身の透明性が重要ではないかというのが今の議論であり、違う説明の仕方が必要という指摘である。</p>	
<p>(片桐委員)</p> <p>当該法人に対して総務省が監査を行ったりしているのか。</p>	<p>毎月の報告会において、総務省は作業の報告を受けているので、業務の流れは把握している。総務省は監査に入るという権限は有していないため、行っていない。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>会員組織を見ると、正会員には再委託先のような企業が並んでいる。委託は入札によるものではなく、会員となって情報を得ながら請け負う内容を決めていると考えられ、公平性がないのではないか。透明性、競争性が働いているということが、全く見えない。</p>	<p>総務省は、どのような作業を何人で行ったかというような運用管理報告を受け、また、必要に応じて現地で確認を行い、業務運営の面で管理している。</p>

<p>(片桐委員) (総務省が) 管理をした結果は残っているのか。</p>	<p>何を確認したのかという証拠は残している。</p>
<p>(高橋委員) それが効率的であったかという費用対効果はわからないのではないか。</p>	<p>認証局であるため、相互牽制の観点から1人でできる作業は限られている。もとより1人でできる作業は1人でやらせている。作業工数は総務省が把握している。作業工数が適当であるかについては、政府CIO補佐官にも確認してもらっている。</p>
<p>(片桐委員) 政府CIO補佐官も当該法人と関係があるので、社会的に独立性があるとは言えないのではないか。</p>	
<p>(北大路座長) 特殊な専門性が必要で、さらに当該法人はコンソーシアムのようなものである。そのような法人と毎回かなり高額で契約しなければならない仕組みになっている。 対外的に透明性を説明する必要がある。</p>	
<p>(片桐委員) 契約の仕様書のなかに、総務省が監査に入る旨の内容を盛り込む等はできないのか。</p>	<p>仕様書に盛り込むのかどうかも含めて、国民に対してどのように透明性を担保するのかを検討したい。</p>

平成 29 年度第 2 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 29 年 12 月 14 日（木）中央合同庁舎第 2 号館 行政不服審査会事務局総会室
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 構成員 片 桐 春 美 公認会計士 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日
抽出案件	5 件（対象案件 947 件）
審議案件	4 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出案件 1】（一般競争入札・最低価格落札方式）

電子政府の総合窓口（e-Gov）システム 法制執務業務支援システム（e-LAWS）対応にともなうソフトウェア借入

契約相手方：東京センチュリー株式会社

契約金額：39,333,887 円（落札率 99.7%）

契約締結日：平成 29 年 4 月 3 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
（北大路座長） 業務目的及び調達内容は何か。	電子政府の総合窓口システムの機能のうち、法令検索機能について更改することとなり、更改後の環境で動作する検索用の市販ソフトウェア製品を平成 29 年度から平成 31 年度の 3 ヶ年分リースする調達である。
（北大路座長） 原局予算額はどのように決めているのか。	リース事業者等から見積書をとった上で、契約単価等を勘案して予算要求をしている。

<p>(北大路座長)</p> <p>予算要求の際の見積の際に、業者は高めの価格を提示してくることはあるのか。</p>	<p>基本的にはそのようなことはない。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>ソフトウェアは市販製品とのことだが、市販ではいくらで販売されているかは公表されているのか。</p>	<p>価格は公表されておらず、事業者が直接販売事業者に問い合わせる形となっている。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>販売している事業者を特定した仕様になっているのか。</p>	<p>我々が開発しているアプリケーションと連動するものであるため、想定しているソフトウェアは当然あるが、同じような要件を満たすものであれば他の製品でも構わないと考えている。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>ここでいう市販製品とは、汎用品ではないが、自治体等のほかのところでも使用できる製品という意味か。</p>	<p>そのとおりである。また、ソフトウェアの販売自体も事業者から販売事業者へ問い合わせさえすれば、どんな事業者に対しても販売していると販売事業者から聞いている。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>それであれば、市販の価格は把握できると考えられるが、販売価格とリース料率は分かっているのか。また、リース料率は大体どのくらいか。</p>	<p>見積もりでは、ソフトウェアの標準価格があり、その標準価格にリース料率をかけて月額を算出している。リース料率は約3%である。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>1者応札となった理由はなにか。</p>	<p>入札説明書をダウンロードしたにもかかわらず入札に参加しなかった事業者と見積もりを提出したが入札に参加しなかった事業者にアンケート調査を行い、1者応札となった理由を次のように推測している。</p> <p>①リース業者ではないため、仕様内容等を検討の結果、入札に参加しなかった。</p> <p>②他の案件の提案対応構築対応と時期が重複するため、仕様検討をするうえで要員を確保できなかったため、入札に参加しなかった。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>過去の類似事業での同じ事業者との契約はあるのか。</p>	<p>平成28年度に「法制執務業務支援システム(e-LAWS)の本番環境持込ソフトウェアの借入等」で東京センチュ</p>

	リー株式会社と契約している。
(北大路座長) 今後、類似事業の調達の可能性はあるのか。	今回のリース契約は3年間という期限があるため、契約満了（平成31年度末）に合わせて同様の調達を行う可能性があると考えている。
(北大路座長) 今後も他の事業者からの応札がなく、東京センチュリー株式会社の落札が続くという心配はないのか。	ソフトウェアの調達の実績があり、見積もりをとったりしているため、今後も同様の調達で東京センチュリー株式会社が応札する可能性があると考えている。
(園田委員) 本契約で、契約相手方は貸す以外に何か業務が発生するのか。	基本的には、ソフトウェアを貸すのみである。そのほか、製品にバグやエラーが発生した際の保守対応業務がある。
(園田委員) リース契約をするより購入した方が経済的であると思われるが、なぜリース契約にしているのか。	本調達においては、標準価格と比較して割引がされているので、購入した方が安いとは言えないのではないかと思う。 また、予算要求上の観点からリース契約としている面もあるかと思われる。
(園田委員) ソフトウェアの製品そのものを特定しているのではなく、機能を特定しているとのことだが、実際にはその機能を全て満たす製品が1種類しかないということはないのか。	条件を満たして当省のシステムが動けば問題ないため、複数の製品を使ってもよいと考えている。 たとえ条件を満たす製品が1種類しかないとしても、その製品はどの事業者であっても購入することが出来るので、競争性は保たれていると考えている。
(片桐委員) 当初導入したソフトウェアを製造した会社の製品を使わなければいけないということはないのか。	今回のシステムの更改対応後、初めて必要となったソフトウェアであり、これまでのものと全く異なる会社の製品を使用している。

【抽出案件2】（一般競争入札・最低価格落札方式）

①世界デジタルサミット2017の運営及び管理等に係る事務の請負

契約相手方：(株) クリエイティブ・ネットワーク

<p>契約金額：3,882,816円（落札率 100.0%） 契約締結日：平成 29 年 4 月 3 日 競争参加業者：5 者</p> <p>②「世界デジタルサミット 2017」開催に係る招へい事務等の請負 契約相手方：(株) 日本旅行 契約金額：2,332,399円（落札率 100.0%） 契約締結日：平成 29 年 4 月 3 日 競争参加業者：5 者</p>	
意見・質問	回答
<p>(園田委員)</p> <p>①、②ともに応札業者数が 5 者であるが、同じ業者が応札しているのか。</p>	<p>①、②の両方に応札した業者は 1 者のみで、その他は別の業者が応札している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>それぞれ何回目の開札で落札したのか。</p>	<p>①、②いずれも 1 回目の開札で落札している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>①と②の請負業務には関連する部分があると考えられるが、2 つの契約に分けた理由は何か。</p>	<p>①は世界デジタルサミット 2017 の一般参加募集や広報を含む事務局の運営や機材の調達を請け負わせるもの。5 月下旬に開催するため、年度当初から業者に業務を行っていただく必要があるため、省内の決裁を 1 月下旬までにとり、2 月 20 日に開札を行った。</p> <p>②は海外の被招へい者の航空券の手配や訪日期间中のアテンド等が業務内容であるが、参加の内諾を相手国政府から得るのに時間を要し、1 月時点ではプログラム案が極めて流動的であった。仕様が確定し、2 月末に省内決裁をとったところ、3 月 30 日に開札ができたため、結果的に年度当初から業務が行えることとなった。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>①は開札日が 2 月 20 日で契約日が 4 月 3 日となっているのは、理由があるのか。</p>	<p>本件は来年度の契約であるが、来年度の案件は総務省全体で 100～200 件あり、1 日に開札できる件数に限りがあるため、4 月当初からの契約ができるように順々に開札を行っている。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>その場合の請負業務は、前年度から始めるのか。</p>	<p>4 月からの業務となる。</p>

<p>(園田委員)</p> <p>入札業者の見積額が低かったとのことだが、低価格の場合は価格の妥当性を確認しているのか。</p>	<p>予定価格が 1,000 万円を超える調達の場合に、落札金額が 6 割を下回った場合は調査を行っているが、本件は予定価格が 1,000 万円を下回っていたので調査は行っていない。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>契約金額が低かったが、業務のクオリティに問題はなかったのか。</p>	<p>当日、総務省職員も一緒に仕事をしており特段問題はなかった。また、問題があったという報告も受けていない。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>この世界デジタルサミットは、2016 年までは世界 ICT サミットという名前でやっていたものかと思うが、過年度の落札業者と同じなのか。</p>	<p>①、②ともに前年度の落札業者とは違う業者が落札している。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>世界デジタルサミットは日本経済新聞社とともに主催しているが、日本経済新聞社が運営しやすい事業者である等といった日本経済新聞社と落札業者との関係はいかがか。</p>	<p>日本経済新聞社と落札業者に特別な関係があるという認識はない。</p>

<p>【抽出案件 3】 (一般競争入札・最低価格落札方式)</p> <p>一般定期健康診断等請負契約 契約相手方：医療法人社団ヤマナ会 契約金額：1,123,740 円 (落札率 100.0%) 契約締結日：平成 29 年 2 月 20 日 競争参加業者：1 者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>1 者応札となったことについて、どのように分析しているか。</p>	<p>平成 25 年度から医療法人社団ヤマナ会の 1 者応札が続いている状況だが、入札参加できる機関を増やすため、平成 28 年度より実施場所について、中国総合通信局からの距離を半径 2km 以内から半径 5km 以内へ拡大している。</p> <p>今年度は 3 者から下見積書を提出していただいている。</p>

	<p>るが、下見積書を提出いただいた業者以外にも声かけを行っている。声かけを行ったが下見積書の提出がなかった業者からは、一部検査項目が業者の要件に合わなかったため提出を辞退されたが、現在検査項目の拡充を図っているとの回答があったため、来年度以降の入札の可能性に期待している。</p>
<p>(高橋委員) 競争性を高めるための方策は考えているか。</p>	<p>今後は、可能な限り多くの業者から下見積書を取り予定価格の参考とするなど、より客観性がある予定価格の算出を行っていきたい。</p> <p>また下見積書を提出したにもかかわらず入札に参加しなかった業者から、一部の検査項目について実施が困難な項目があること等を確認しているため、よく分析し仕様書の見直しを検討している。</p> <p>医療機関の情報を多く収集し、幅広く入札参加の超えかけを行うなどの対応を行っていきたい。</p>
<p>(高橋委員) 5年間同じ業者の1者応札が続いているとのことだが、外部から見たときに馴れ合いであると疑われる可能性がある。手続は丁寧に行っていただきたい。</p>	
<p>(高橋委員) 競争性の観点で、落札率が100%であるわけだが、この入札価格はギリギリの価格であるという認識か。</p>	<p>そのとおりである。おそらく現在の価格が下限であると認識している。</p>
<p>(高橋委員) 仕様書を見ると、業務内容は、以下の3つがある。</p> <p>(1) 健康診断 (2) 健康管理医業務 (3) ストレスチェックに関する健康管理医業務</p> <p>(2) 健康管理医業務は総価契約とのことだが、(3) ストレスチェックに関する健康管理医業務も総価契約ということか。</p>	<p>(3) ストレスチェックに関する健康管理医業務も総価契約である。</p>

<p>(高橋委員)</p> <p>(3) ストレスチェックに関する健康管理医業務については、予定人数が記載されているが、それは入札業者へ予定人数を示しているだけで、単価契約ではないということか。</p>	<p>そのとおりである。人数に変動があったとしても同じ金額で実施してもらうこととなる。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>健康診断と健康管理医業務を併合して調達している総合通信局が中国総合通信局も含めて4総合通信局、調達を分離している総合通信局が6総合通信局とのことだが、併合で調達するメリットはなにか。</p>	<p>1つは、健康管理医は健康診断の結果に基づく指導区分等を提出しなければならず、併合で調達していればそれが容易になる。</p> <p>そのほか、健康管理医業務のみ実施できる医療機関が中国総合通信局のある広島市内に存在するのかという問題がある。このような問題があることから、併合で調達した方が合理的であると考えている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>健康診断を医療法人社団ヤマナ会で受けなくても、健康管理医にかかることができるとのことだが、詳しくはどういうことか。</p>	<p>例えば、40歳以上の職員で人間ドックを受けている者は、基本的に健康診断は受けないこととなっているが、人間ドックを受けている職員でも健康管理医に診ていただく必要がある場合には、健康管理医業務として医療法人社団ヤマナ会の病院を利用することができる。</p>

<p>【抽出案件4】(一般競争入札・総合評価落札方式)</p> <p>総合無線局監理システム 次期システム基盤の実現方式検討及び影響度の調査研究</p> <p>契約相手方：JBCC(株)</p> <p>契約金額：679,012,200円(落札率99.97%)</p> <p>契約締結日：平成28年5月18日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>落札者は過去に総合無線局監理システムに関連するプロジェクトに関与したことがあるか。</p>	<p>落札者であるJBCC(株)が総合無線局監理システムに関連するプロジェクトに関与するのは、本契約が初めてである。</p>

<p>(片桐委員)</p> <p>この調査研究によりどのような効果を期待しているのか。</p>	<p>当該システムはベンダーのソフトウェアを導入して成り立っている。一方で、数年前からオープンソースソフトウェアが出回っていることから、オープンソースソフトウェアを導入することにより予算圧縮の可能性があると考えている。</p> <p>しかし、オープンソースソフトウェアを導入した後にトラブルがあった場合の保守対応をしてもらえないリスクもある。</p> <p>リスクと予算の効率化のバランス、あるいは全てをオープンソースソフトウェアにすることは出来ないが一部のみであれば導入できるという検討を依頼している。</p> <p>また、どのようにシステムを構築すれば、再構築にはお金がかかるかもしれないが、メンテナンスは安くなるかといった、より効果的な構築方法を検討してもらっている。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>仕様書には、仮定を置き調査や検討をするよう書かれていて、それを実際に2億局の無線局のデータを対象にできるのかということを1つ1つ検討してもらおうというイメージか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>調査研究の結果はこれからか。</p>	<p>3月までに報告書をまとめようと、現在対応しているところである。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>この調査研究を行った結果として、どれだけ効果が出たということが整理できて発表できると、好事例として非常によい調達だったと言えるが、成果が結びつかないと高額な調達という印象だけが残ってしまうこととなる。</p>	<p>当該システムに限らず、政府の情報システムの運用コストは、平成26年度の運用コストと比較して平成33年度に3割削減するよう内閣官房情報通信技術総合戦略室から指示が出ている。</p> <p>総合無線局監理システムについては、年間9億円の運用コストを削減する必要がある。そのためには、これまでと同じような既製品のソフトウェアを購入しているのでは削減できない。達成するためにオープンソースのソフトウェアを導入するしか方法はないと考えている。</p> <p>平成33年度に運用コストが9億円削減できていれ</p>

	ば、本契約の成果があがったといえる。
(片桐委員) 契約金額が高額になる理由は何か。	今あるシステムから新しいシステムに乗りかえる必要があり、運用コストを3割削減できるような新しいシステムの基本設計にかかるシステムエンジニアの人件費が、主な経費である。
(高橋委員) システムエンジニアは、どのような人材が何人工投入されているのか。	上級のシステムエンジニアが約 50 人月で単価 5,532,000 円、システムエンジニアの1が約 110 人月で単価 13,764,000 円、システムエンジニアの2が約 15 人月で単価 2,588,000 円という内訳となっている。
(高橋委員) その内訳がシステム設計の分野で、一般的なレベルの単価及び人日なのか。	予算規模や仕様の内容も含めて、政府 CIO 補佐官に検証いただき、妥当性があるという確認の上で調達を行っている。
(北大路座長) 予算要求のときはどのように額を決めたのか。	複数のベンダーへ参考見積りを依頼し、政府 CIO 補佐官に相談の上、決定した。
(片桐委員) 1 者応札となった理由は何か。	当該システムは大規模なシステムであるため、入札のリスクが大きかったと考えている。 見積書を提出いただいたが応札しなかった事業者へ応札しなかった理由を聞いたところ、興味はあったが、業務を遂行するための体制が整わない可能性があったとの回答があった。
(園田委員) ベンダーには入札参加を依頼しなかったのか。	ベンダーにも声かけは行ったが、当該契約はシステムの基本設計となるため、設計を行うとその後の調達に支障があるという判断から、辞退された。
(片桐委員) 落札業者は、その後の調達に関われないということか。	少なくとも基盤更改であるシステムの入替直しの本務には関われないこととなる。

<p>(園田委員)</p> <p>契約でその後の調達に関われないことになっているのか。</p>	<p>制限があり得るという前提で調達を行っている。制限を設けないと、落札業者に有利な設計となるおそれがあるためである。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>落札業者は独立系の企業か。</p>	<p>そのとおりである。ベンダーの資本が入っていないか確認をしている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>システム入れ直しの本務に関わりたい業者は入札に参加してこないということで、入札参加者がかなり限られる。</p>	
<p>(高橋委員)</p> <p>品質が確保できていればよいが、いかがか。</p>	<p>その点については、政府CIO補佐官も懸念しているところで、一定の成果はあると思っているが、よりよい成果を挙げるため努力している。</p>

平成 29 年度第 3 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 30 年 3 月 7 日（水） 中央合同庁舎第 2 号館 地下 1 階庁舎管理室会議室
構成員（敬称略）	座 長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 構成員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 片 桐 春 美 公認会計士 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	平成 29 年 7 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日
抽出案件	6 件（対象案件 252 件）
審議案件	5 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

<p>【抽出案件 1】（一般競争入札・総合評価落札方式）</p> <p>調達ポータルへの設計・開発及び環境構築等業務の請負 契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 契約金額：13,176,000 円（落札率 9.9%） 契約締結日：平成 29 年 8 月 10 日 競争参加業者：2 者</p>	
意見・質問	回答
<p>（北大路座長） 請負業務の目的は何か。</p>	<p>物品・役務等に係る調達業務におけるワンストップサービスを実現するとともに、調達情報の利活用、情報共有や事業者には有用な情報の公開・提供を行うためのシステム構築である。</p>
<p>（北大路座長） 総合評価の評価基準、評価プロセスは。</p>	<p>総合評価の評価基準：価格点（1,150 点）及び技術点（2,300 点）による構成としており、評価基準の内容は、提案書作成要領に示す提出資料が全て提出されている</p>

	<p>こと及び評価項目のうち必須事項への提案が適切に記述されていることを基礎として技術点を評価。技術点は、評価項目毎に4段階で点数配分を実施。また、評価項目毎に3段階で点数配分を実施。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>本件の契約相手方と過去に類似事業で契約を締結していたことはあるのか。</p>	<p>類似事業として競争入札参加資格を審査する「調達総合情報システム」があり、平成29年度は調達総合情報システムの運用及び機能改修の契約を締結している。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>今後、本業務に関連する調達の予定や類似業務に関する調達の可能性はあるのか。</p>	<p>調達ポータルに関連する今後の調達については、マイナンバーやJava等の技術への対応による機能改修のほか、運用及び保守を予定している。</p> <p>類似業務の調達総合情報システムでは、情報セキュリティ対策のほか、運用及び保守の更新の調達を予定している。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>調達ポータルの今後の調達は、今回調達したシステムを使うということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>調達総合情報システムの今後の調達も同じシステムなのか。別のシステムである場合は、関連はないのか。</p>	<p>調達ポータルのシステムと調達総合情報システムは別のシステムである。仕様書の公告を行うための機能等は一部共有しているが、例えば仕様書の情報を公開するのは調達ポータルで行い、仕様書の情報を管理するのは調達総合情報システムといった形で切り分けをしている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>前年度の契約案件と関連し、また今後の業務とも関連するとなると、他者が入札に参加することが困難になるのではないか。前に落札した業者が有利になるとすると、その後の調達では競争性がなくなるのではないかと懸念されるが、いかがか。</p>	<p>技術的な内容を多く含む調達を行う際に、ある特定の者しか入札に参加できないような仕様書になることは非常に問題であると考えている。</p> <p>情報システムの知見を有する政府CIO補佐官に仕様書を確認していただいている。</p> <p>また、調達要求部局では政府情報システムの整備の標準ガイドラインに従い、仕様書の書き方を工夫していきたいと考えている。</p>

<p>(北大路座長)</p> <p>専門性が高いので知見のある政府 CIO 補佐官に相談するのはよいが、相談したからといって調達競争性が確保できているという保証にはならないと考えられる。発注の仕方、調達の仕方については保証していないのではないかと懸念される。</p> <p>かなり低価格での落札となったとしても、来年度以降落札業者は他の業者に比べてはるかに有利な立場になるのではないかと懸念される。</p>	
<p>(有川委員)</p> <p>会計法第 29 条の 6 第 1 項に、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められる場合はその者と契約をしないことができるという規定があるが、当該規定の検討は行ったのか。</p> <p>低入札価格調査のあり方や会計法第 29 条の 6 第 1 項の適用について、検討していただきたい。</p>	
<p>(高橋委員)</p> <p>政府 CIO 補佐官は、以前ベンダーに勤めていたという経歴があるはずである。本件のような案件が出てきた場合に公正な観点で見ているのかという疑義が生じてしまう。</p>	<p>仕様書は政府 CIO 補佐官にも相談をしているが、技術点の評価については総務省職員だけで行っている。</p> <p>政府 CIO 補佐官に関係のあるベンダーは、当該政府 CIO 補佐官が担当する案件には入札に参加できないという規制をすることも可能である。</p> <p>政府 CIO 補佐官に全てを任せるのではなく、担当部局でも知見を深めていきたい。</p>

<p>【抽出案件 2】 (一般競争入札・最低価格落札方式)</p> <p>①中央合同庁舎第 2 号館ヘリポート着陸帯面改修作業の請負</p> <p>契約相手方：アズビル (株)</p> <p>契約金額：19,029,600 円 (落札率 96.8%)</p> <p>契約締結日：平成 29 年 9 月 5 日</p>

<p>競争参加業者：2者</p> <p>②中央合同庁舎第2号館ヘリポート管制用カメラ及びレコーダー更新作業の請負</p> <p>契約相手方：アズビル（株）</p> <p>契約金額：5,637,600円（落札率 93.6%）</p> <p>契約締結日：平成29年9月7日</p> <p>競争参加業者：2者</p>	
意見・質問	回答
<p>（有川委員）</p> <p>両契約を一括して調達することについて検討したのか。</p>	<p>両契約の各業務は、作業の分類、作業対象設備及び作業場所が異なり、かつ各業務に作業の関連性がないことから、業務ごとに調達を行った。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>いずれの調達も入札参加者数が2者であることについて、どのように分析しているか。</p>	<p>①ヘリポート着陸帯面改修作業の請負</p> <p>着陸面に水溜りが生じない措置などが必要など、一般的な施工より高度な技術が求められることから、経験がない業者に敬遠されたと思慮している。</p> <p>②ヘリポート管制用カメラ及びレコーダーの更新作業の請負</p> <p>8月18日の公示後、更新するカメラの設置場所である鉄塔において他省庁の設備更新と作業時期が重複してしまうことがわかり、日程が確定できなかったため、業者の要員確保や作業日程の確保が難しかったと思慮している。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>入札参加要件を設けるにあたり、注意を払った事項はあるのか。</p>	<p>①の案件については、特段要件を設けていない。</p> <p>②の案件では、電気工事施工管理技士の配置のみを要件としている。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>両契約に係る入札において競争性を高めるために特に注意を払った事項は何か。</p>	<p>入札前に現場調査や関係図面の閲覧等の機会を設け、多くの者が本件入札を検討するよう環境整備に努めた。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>②の管制用カメラ及びレコーダーの更新を早く行う必要があったとしても、日程が確定できなければ、業者が入札に参加できないことが分かっているので、調</p>	<p>安全性確保の観点から、少しでも早く工事を完了させたいという思いがあったため手続きを進めてきたが、我々の認識不足であった。</p>

<p>達を強行することは無理があったのではないか。</p>	
<p>(有川委員) 計画の段階で他の工期と重複しないよう調整が必要である。 また、重複することが判明した段階で、調達手続を中断できるのであれば中断し、競争性を確保していただきたい。</p>	<p>同様の事態が生じないように、十分確認を行い対応していきたい。</p>
<p>(有川委員) ①のヘリポート着陸帯面改修については、5年に1度改修を行っているようだが、これまでの契約金額より高額になっているのはなぜか。</p>	<p>これまでは、既存の塗装の上に塗装を行うものであったが、今回は塗装の下の下地部分を全部剥がしレベルを合わせる作業を行った。また、進入灯の改修も行っている。</p>
<p>(有川委員) ①のヘリポート着陸帯面の改修について、これまで落札した業者は、なぜ入札に参加しなかったのか。</p>	<p>前回落札業者にも確認を行ったが、塗装であれば対応できるが、塗装の下の下地部分を剥がしてレベルを合わせる作業はできないとの回答があった。</p>

<p>【抽出案件3】(不落・不調随意契約) 第23回全国助成消防操法大会に関する事業の業務請負 契約相手方：株式会社ヤマチコーポレーション 契約金額：27,000,000円(落札率100.0%) 契約締結日：平成29年8月22日 競争参加業者：3者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(園田委員) なぜ落札者がおらず、不落・不調随意契約となったのか。一般競争入札(最低価格落札方式)で行い開札したときの状況を教えていただきたい。</p>	<p>入札参加条件としていた書類の提出があった3者で入札を実施した。 1回目の入札で、3者のうち1者から「辞退」の札が提出された。また、他の2者からは予定価格内での応札がなかった。 2回目の入札を行ったところ、2者のうち1者から「辞退」の札が提出された。 残る1者からは予定価格内での応札がなく、その後数回入札を実施したが、5回目の入札で「辞退」の札が提出</p>

	<p>された。</p> <p>その後、最後に残った1者と交渉を行い、不落随意契約を締結することとなった。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>落札率が100%となったのはなぜか。</p>	<p>一般競争入札で不落となった場合には、再度公告を行い入札を実施する方法と予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第99条の2の規定に基づき随意契約を締結する方法の2通りの方法がある。</p> <p>本件においては、一般競争入札で最後に残った者に随意契約を締結するための交渉を行なう余地があるか確認を行ったところ、交渉に応じる意向があるとの回答があったため、随意契約を締結することを選択した。</p> <p>予決令第99条の2により、随意契約を行う場合には、最初競争に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更することができないと規定されていることから、当初一般競争入札の際に設定した予定価格で相手方と見積もり合わせを実施した。</p> <p>見積もり合わせを行い、相手方がたまたま予定価格と同額で見積書を提示したため、落札率が100%となった。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>一回目の入札で辞退した業者には、その理由を確認したのか。</p>	<p>本件は入札日が月曜日であったが、開札日の前週の金曜日に3者へ確認を行い、3者とも入札に参加する意向があるとの回答があった。</p> <p>しかし、実際に開札すると、「辞退」という意思表示があった。</p> <p>辞退があった業者へ確認したところ、入札参加の意向を確認した金曜日から開札を行った月曜日間に、急遽別のイベントが入ったため、人員の確保が困難になり、辞退したとのことであった。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>業務内容を見ると、入札参加者が3者というのは少ない印象を受けたが、公告期間中、問い合わせ等は多数あったのか。</p>	<p>確認する。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>過去に同様の調達を行ったときは、落札者があったのか。</p>	<p>過去3年分を確認すると、一般競争入札で落札されている。</p>

<p>(園田委員)</p> <p>過去と比較して、今回は予定価格が特に低かったということか。</p>	<p>予定価格は大きくは変わっておらず、ほぼ同額である。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>最初の一般競争入札の予定価格が適切な価格ではなかった場合、契約の相手方に負担をかけているのではないかという懸念があるが、いかがか。</p>	<p>あくまで相手方の判断で、採算がとれると判断されたため契約に至ったと認識している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>落札されず、随意契約の締結も出来なかった場合、全国女性消防操法大会に間に合わなかったと考えられる。</p>	
<p>(園田委員)</p> <p>物価や人件費が高騰しているが、予定価格は妥当だったのか。</p>	<p>過去の実績等を踏まえ、実現性が著しく低いとか予定価格が著しく不当であったとは考えてはいない。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>ホームページで確認すると、4月に全国女性消防操法大会の日程、運営要項、場所等が決まっている。</p> <p>一方で調達の手続は6月に実施している。</p> <p>これまでは不落とならなかったため、このようなスケジュールで調達を実施したと考えられるが、調達スケジュールを見直す必要があるのではないか。</p>	<p>契約担当部局においては、本件のような不測の事態は生じ得るため、早期に手続を行うよう依頼している。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>3点について、改めて検討をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達スケジュールを早めることはできなかったのか。 ・昨今の物価の高騰を鑑みて、予定価格は妥当であったのか。 ・上記2点を踏まえ、今後の再発防止策 	
<p>(有川委員)</p> <p>一般競争入札で不落となった後、随意契約を締結する際の、価格交渉の過程に</p>	

ついても、透明性を確保する必要があり、検討していただきたい。	
--------------------------------	--

<p>【抽出案件4】（一般競争入札・最低価格落札方式）</p> <p>「ロボット農業の高度化のための技術的条件等に係る調査検討」の請負</p> <p>契約相手方：株式会社三菱総合研究所</p> <p>契約金額：24,883,200円（落札率98.7%）</p> <p>契約締結日：平成29年8月25日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
<p>（高橋委員）</p> <p>本件調達の仕様書の内容はどのようなものか。</p>	<p>仕様の内容は主に以下の4点である。</p> <p>①調査検討会の設置及び運営</p> <p>②技術試験の実施</p> <p>③「ロボット農業の高度化のための技術的条件等に係る調査検討」の成果物作成等</p> <p>④調査検討結果報告会の実施</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>「②技術試験の実施」は落札者が実証実験を行うのか。</p>	<p>落札者から委託された業者が技術試験を実施している。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>下見積もりはどのようにとったのか。</p>	<p>落札者である株式会社三菱総合研究所のほか1者に下見積もりを依頼したが、仕様の一部分について対応不能との回答があった。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>対応不能と言われた仕様の一部分とは、具体的にはどの部分なのか。</p>	<p>「①調査検討会の設置及び運営」の部分は対応できないとの回答があり、下見積もりを提出してもらえなかった。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>技術試験とシンクタンクが得意とする調査検討会の運営等を一緒に調達しているということは、入札参加者は技術試験を実施できる業者に再委託することを前提にしており、再委託先と合意できてなければ入札に参加できないということ</p>	<p>技術試験の内容を把握してなければ、調査検討会の運営、成果物の作成、調査検討結果報告会の実施等の事務的な対応が難しいと判断し、一体的に調達を行っている。</p>

か。	
<p>(高橋委員)</p> <p>本件の調達スケジュールは、「8月2日 公告、8月25日 開札」とのことだが、一方で、9月5日にロボット農業の高度化のための調査検討会を開催する旨の報道発表を8月30日にリリースしている。</p> <p>報道発表において、委員構成や調査検討会の概要など詳しい情報を掲載している点は手回しがよすぎる。</p> <p>調査検討会の運営を落札者へ請け負わせているにもかかわらず、短期間の日程で開催できたという点に、疑義を持たざるをえない。</p>	
<p>(有川委員)</p> <p>なぜ見積書は株式会社三菱総合研究所からしかとっていないのか。株式会社三菱総合研究所にだけあらかじめ発注情報を与えているということにはならないのか。</p>	<p>過去の調査検討会での実績があったことから見積書を依頼したが、限定していたとは認識していない。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>調査検討会の委員はいつ決まったのか。</p>	<p>北海道総合通信局において設置計画を立て、委員の選定をある程度行った。正式には、落札者から通知を出して承諾をいただいている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>委員には事前に打診をしていたと考えられるが、それは株式会社三菱総合研究所から行っているのか。</p>	<p>委員への事前の打診は、北海道総合通信局から行っている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>最低価格落札方式で調達していながら、実際には競争性がない調達となっているのは、非常に問題である。</p>	
<p>(高橋委員)</p> <p>シンクタンク業者は他にもあるにもかかわらず、なぜ他のシンクタンク業者へ</p>	

見積書を依頼していないのかという疑問が残る。	
(有川委員) 調達のプロセスが非常に不透明であるのと同時に、株式会社三菱総合研究所でしか対応できなかったとしても、なぜ株式会社三菱総合研究所でなければいけなかったのかを国民に説明ができるかが重要である。	
(高橋委員) 請負業務の内容に、委員報酬の支払は含まれているのか。	委員報酬の支払は含まれていない。
(有川委員) 発注者側が1者応札を誘導しているので、改善が必要である。	今まで本省会計課でのみ、複数者から見積書をとるよう取り組んできたが、平成30年度の調達改善計画から地方支分部局も含めて複数者から見積もりをとることとしているので、徐々に改善されていくと考えている。

<p>【抽出案件5】（一般競争入札・総合評価落札方式）</p> <p>公共交通分野におけるマイナンバーカードの利活用実現に向けた諸課題に関する調査研究 契約相手方：（一社）ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構 契約金額：88,084,800円（落札率98.0%） 契約締結日：平成29年7月19日 競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
(片桐委員) 仕様の内容はどのようなものか。	<p>調査項目は3点である。</p> <p>①公共交通分野でマイナンバーカードを活用する際のニーズと課題についての調査</p> <p>②公共交通分野におけるマイナンバーカード活用の具体的な実現可能性に向けた検討</p> <p>③今後の政策面での対応方策の検討・提言</p>
(北大路座長) 公共交通分野においてマイナンバーカードを活用することで、どのようなメリ	政令指定都市を中心にさまざまな自治体が、65歳以上の方の運転免許の返納や交通事故防止の観点から敬

<p>ットがあるのか。</p>	<p>老パス事業を実施している。個別の IC カードを発行している自治体、紙の割引券を発行している自治体、どちらの事例もあると承知している。</p> <p>個別の IC カードを発行している自治体においては、マイナンバーカードを利用すれば発行にかかるコストを削減できる。</p> <p>また、マイナンバーカードの裏面にある IC チップのアプリケーション領域や PKI を利用すれば、本人確認や資格確認ができるため、公共交通サービスを提供する事業者において、精算作業、残り有効回数等の管理等をクラウド上でできるようになる。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>過去にマイナンバーカードに関する調査研究の契約を締結したことはあるのか。</p>	<p>本省会計課においては、契約件名に「マイナンバーカード」や「個人番号カード」というキーワードを含む契約案件を検索したところ、平成 24 年度と平成 27 年度にそれぞれ 1 件ずつマイナンバーカードに関する調査研究の契約を締結しているが、この他にも契約件名に当該キーワードを含まない該当案件があるかもしれない。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>平成 27 年度の調査研究とはどのような違いがあるのか。</p>	<p>平成 27 年度の調査研究は、平成 28 年 1 月からマイナンバーカードが交付されるという時期で、交付されたカードを使ってさまざまなケースで使えるように先行事例を発掘する目的で事業を実施している。</p> <p>今回の調査研究については、平成 28 年 11 月に、高齢者の運転事故が社会的課題になってきたことを受けて内閣府主導で局長級の会合が立ち上がり、マイナンバーカードを所管する総務省では公共交通分野でマイナンバーカードを活用するという施策を提示したという事情のもと、事業を実施している。</p> <p>平成 27 年度はユースケースの掘り起こし、今回は、ある程度分野を絞った事業とした。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>実証実験を行うフィールドの規模等は仕様書のなかで指定されているのか。</p>	<p>フィールドの規模等の指定はしていない。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>どの規模で調査を行い、その調査に必</p>	<p>複数事業者から取得した見積もりを参考に判断した。</p>

<p>要な人日や金額は、どのような基準で適切と判断したのか不透明である。</p>	
<p>(高橋委員) 実証実験は実際にどこで実施したのか。</p>	<p>姫路市と前橋市である。</p>
<p>(高橋委員) 実証実験は落札者が実施しているのか。</p>	<p>前橋市については落札者である(一社)ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構が実施しており、姫路市については落札者から委託を受けた者が実施している。 どのフィールドで誰が実証実験を実施するのかについては、入札の際に提出された提案書に記載されていた。</p>
<p>(北大路座長) 仕様書をダウンロードしたのは何者か。</p>	<p>43者である。</p>
<p>(有川委員) 40者以上が本調達に対して興味があったにもかかわらず、1者応札となったことに関して、入札に参加しなかった業者にアンケート等はしていないのか。</p>	<p>アンケートを実施した。急遽他の案件の対応が入ったため人員を割くことができなくなった、類似業務での実績が十分でないため応札を見送った等の回答があった。</p>
<p>(高橋委員) 総合評価落札方式に係る提案評価の必須条件として、入札時点で実証実験を行うことを自治体と調整を完了していることとしており、調整ができていない業者は、本調達に対して興味があっても入札に参加できないということか。</p>	<p>仕様書において、具体的な地域フィールドで検証を行うことを要件としているため、具体的にどの自治体と調整して検証を行うということを提案していただくのは必須であると考えている。</p>

平成 30 年度第 1 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 30 年 7 月 26 日（木） 中央合同庁舎第 2 号館 共用 10 階会議室
構成員（敬称略）	座 長 北大路 信 郷 株式会社政策情報システム研究所代表取締役所長 構成員 有 川 博 愛国学園大学人間文化学部教授 構成員 片 桐 春 美 公認会計士 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
抽出案件	4 件（対象案件 397 件）
審議案件	4 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出案件 1】（一般競争入札・総合評価落札方式）

公的な役割を担う法人に関する調査研究

契約相手方：（一財）行政管理研究センター

契約金額：4,974,480 円（落札率 99.8%）

契約締結日：平成 30 年 2 月 5 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
（有川委員） 2 者から見積書を取ったとのことだが、いつの時点でどの業者から徴収したのか。	見積書を徴収したのは（株）富士通総研と（一財）行政管理研究センターの 2 者である。 （株）富士通総研は平成 29 年 12 月 13 日に依頼し、平成 29 年 12 月 18 日に提出があった。 （一財）行政管理研究センターは平成 29 年 12 月 13 日に依頼し、平成 29 年 12 月 19 日に提出があった。
（有川委員） 総合評価落札方式により採用された提案内容は契約にどのように反映されているか。	採用された提案書は契約書の一部として添付され、請負者の履行義務となっている。

<p>るのか。</p>	
<p>(有川委員) 採用された提案書は契約書の一部として添付されるとのことだが、契約書の条項にその旨が記載されているのか。</p>	<p>契約書の第1条で明記している。</p>
<p>(有川委員) 契約締結日が平成30年2月5日となったのはなぜか。</p>	<p>本件については、当初は予算措置がなかったものであり、平成29年12月上旬に予算が確保できた。その後入札のための決裁を行い、平成30年1月4日に入札公告を開始、平成30年1月24日に入札書等を締め切り、平成30年1月29日に提案書の審査を実施した。 上記の状況が重なった結果、契約締結が平成30年2月5日になったものである。</p>
<p>(有川委員) 履行期間はいつからいつまでか。</p>	<p>平成30年2月5日から平成30年3月26日である。</p>
<p>(有川委員) 見積書を依頼した2者だけが早い時期から調達情報を知ることができたということになるが、なぜ他の業者には見積書の依頼をしなかったのか。</p>	<p>見積書の徴収に時間を要するため、今回見積書を依頼したのは2者に限定した。</p>
<p>(有川委員) タイトなスケジュールであったため、早く調達情報を知り得た業者は圧倒的に有利となる。 公平性を確保するためには、見積書を提出してもらえるか否かにかかわらず、調達情報は他の業者にもあまねく伝えるべきだったのではないか。</p>	<p>今後は見積業者数の増加に努めてまいりたい。</p>
<p>(高橋委員) なぜ急いで本件調査研究を行う必要があったのか。過去に作成された資料よりよい資料（調査研究結果報告書）が納品されたのか。</p>	<p>主観的な評価になるが、よい資料ができたと考えている。</p>

<p>(高橋委員) 資料はどのように活用されるのか。</p>	<p>今後また法人の見直し等を行う際に、体系的に整理された資料があれば、すぐに活用できるというメリットがあると考えている。</p>
<p>(高橋委員) 評価委員会の委員にも共有されるなどの活用は考えているのか。</p>	<p>今後、行政学の外部学識者や研究者の方にも提供し意見交換をしたいと考えている。</p>
<p>(北大路座長) 資料は外部の者もホームページで見ることができるのか。</p>	<p>確認をするが、可能な限り情報を提供したいと考えている。</p>
<p>(高橋委員) 資料が評価委員会の委員にも示されていくと、委員は非常に仕事をやりやすくなる。</p>	<p>可能な限り情報を提供したいと考えている。</p>

<p>【抽出案件2】(不落・不調随意契約) 電子調達システムの更改に向けた設計・開発・移行業務 契約相手方：(株) NTT データ 契約金額：950,000,443 円 (落札率 99.97%) 契約締結日：平成 30 年 3 月 7 日 競争参加業者：1 者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(園田委員) 随意契約の理由を説明いただきたい。</p>	<p>本件は、当初一般競争入札を行い、開札を行った結果、予定価格以下の価格での入札がなく、落札者が出なかったため、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 99 条の 2 の規定により随意契約としたものである。</p>
<p>(園田委員) 競争入札のときは落札者がいなかったが、随意契約へ移行して予定価格を下回る金額で契約できるようになったのはなぜか。</p>	<p>まず競争入札の経緯としては、入札を 15 回行い、応札者数は 1 者であった。15 回入札を行ったが予定価格と入札金額に差があったため、15 回目の入札が終わった段階で入札を打ち切った。 その後随意契約に移行し、入札に参加した業者に再度見積書の提出を依頼したところ、予定価格を下回る金額</p>

	の見積書が提出されたため、契約に至ったものである。
(園田委員) 15 回目の入札金額と契約金額との差はいくらくらいあるのか。	15 回目の入札金額が 979,527,040 円(税抜)であり、約 1 億円の差である。
(園田委員) 随意契約に移行する際に請け負わせる業務の内容を変更したり、減らしたりはしたのか。	当初の仕様書で求めている必要な事項については変更していない。 業者からの提案のなかで加点を得るために記載していた部分があり、項目の実施方法を変更することで価格を下げられないかといった見直しを行った。一例だが、データ移行の作業については、業者からより詳細な確認を行いながらやるという提案があったが、工数を減らすことで金額は下げられるという話を聴取している。
(園田委員) 赤字となるような価格でも業者は請け負わなければならない状態になっているのではないかという点が懸念される。 また、加点部分について落としたとのことだが、業務のクオリティには影響がないのか。	本件は、平成 30 年 3 月に契約を締結し、現在執行段階である。要件定義や基本設計を行っているところである。業者に努力いただいているところもあるかと思うが、業者から契約金額が低くなったためできない部分がある、無理をしているという話は特に受けていない。 クオリティの面でも、しっかり対応していただいていると認識している。
(園田委員) 見積書では、人件費がいくらといった内訳を把握しているのか。	見積書を徴収した際に、人件費の積上額を確認している。
(有川委員) 最終的に随意契約となった場合、総合評価落札方式で入札してきたときの提案書は契約条項のなかで拘束されるのか。	提案書の内容は契約書の内容に盛り込まれることとなる。
(園田委員) 提案書に記載されている加点部分が落とされたから契約金額が下がったのではないのか。入札のときに提出された提案書から変更されたということか。	提案書に記載された項目自体がなくなるものではなく、項目の実施方法が変わっていると認識している。
(有川委員) 総合評価落札方式の場合、下記の事項について問題となりやすいため、よく整	承知した。

<p>理しておく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用された提案書について、契約書でその履行が義務となっているのか。 ・履行が義務となった提案書の内容について、実際に履行されているのか。 ・履行されているかを誰がどのように確認を行うのか。 	
<p>(有川委員)</p> <p>契約書が、合意した提案書の内容となっているのか確認が必要である。合意の内容となっていないのであれば、契約書の修正を行い、最終的に履行確認ができるよう整えなければいけない。</p>	<p>確認をする。</p>

<p>【抽出案件3】(一般競争入札・総合評価落札方式)</p> <p>カンボジアにおける国民情報管理システムの導入に向けた調査研究の請負</p> <p>契約相手方：(株) 日立製作所</p> <p>契約金額：22,464,000 円 (落札率 100.0%)</p> <p>契約締結日：平成 30 年 1 月 25 日</p> <p>競争参加業者：1 者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>1 者応札となった原因は何であったと推測しているのか。</p>	<p>主に 2 点あったと考えている。</p> <p>①カンボジア政府のシステム導入スケジュールに合わせる必要があったが、カンボジア政府との調整に時間を要したため、調達に十分な時間的余裕がなかった。</p> <p>②入札参加要件にクメール語の十分な知識を必須とし、かつ、カンボジア政府の有する機密性の高い個人情報を扱うことから、類似案件での十分な実績を有することを設けていた。</p> <p>この結果、業者は十分な体制が確保できず、応札者数がかなり限定されてしまったと考えている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>カンボジア政府のシステム導入の背景や調達スケジュールを見ると、日立製</p>	<p>(株) 日立製作所と (株) 富士通総研である。</p>

<p>作所が落札することが最初から予定されていたかのように思われる。 見積書はどこから徴収したのか。</p>	
<p>(高橋委員) (株) 富士通総研はカンボジア政府のシステム導入に知見があったのか。</p>	<p>(株) 富士通総研もカンボジアにおいて事業を実施している。</p>
<p>(高橋委員) 落札率 100%となったことについて、どのように分析をしているのか。</p>	<p>本件は5回の入札を行った結果、落札となったものである。5回目の入札額が予定価格と同額であったため、落札率が 100%となった。</p>
<p>(高橋委員) 応札者が1者であったのに入札を5回繰り返したことについては、どのように考えているのか。</p>	<p>入札にあたっては事前に入札説明書を配布しており、入札については1回目の入札で入札額が予定価格を下回らなかった場合は、直ちに再度の入札を行うことを明記している。入札説明書の記載のとおりに入札を行った結果、5回目の入札で入札額が入札予定価格を下回ったものである。</p>
<p>(高橋委員) 1 回目の入札で予定価格を下回る金額での入札がなかった場合、再度入札を実施するのか、随意契約の手続に移行するのかについては、最初から明らかにしているのか。</p>	<p>通常は、落札されるまで入札を繰り返すことが多い。ただし入札額と予定価格との金額の開きや入札回数を総合的に考慮し、入札を中止して不落札とする場合もある。</p>
<p>(北大路座長) 見積書の提出があった業者以外にも、本調達に興味を示した業者はあったのか。</p>	<p>仕様書をダウンロードしたが、入札に参加しなかった業者にアンケートを行ったところ、業者の他の業務との兼ね合いで入札参加を見送った、想定していた案件ではなかったなどの回答があった。</p>
<p>(高橋委員) 国際戦略局では、第4 四半期に総合評価落札方式による調達を6 件実施しており、同一の業者の入札参加が予想される案件の調達を短期間に複数実施していると考えられる。 早く調達を実施すれば、複数の業者が入札参加できたと思われるが、いかが</p>	<p>本件については、カンボジア政府のなかでも普段やりとりがない省庁とまずは協力関係を構築するところから始める必要があったため、調整に時間を要した。 しかし、調達が遅くなることは望ましくないと考えているため、早く調達できるよう今後も取り組んでいきたい。</p>

か。	
(有川委員) 実際にカンボジアで事業を行っている業者2者から見積書を徴収したとのことだが、ほかの業者の入札参加は想定できないということか。	必ずしもほかの業者が入札に参加できないとは考えていなかった。
(有川委員) ほかの業者の入札参加も見込まれるのであれば、今後どのような調達を実施されるのか知らせるためにも、想定される業者には見積書を依頼する必要がある。 見積書を徴収した2者のみが事前に調達情報を知り得て有利な立場となってしまう。	
(高橋委員) 総務省では(独)日本貿易振興機構とも情報交換をしているのか。	密接に情報交換をしている。
(高橋委員) 企業活動の詳しい情報を有しているため、やりとりがあるのであれば、情報を収集して見積書を徴収可能な業者が増えるのではないかと考えられる。	

<p>【抽出案件4】(一般競争入札・総合評価落札方式)</p> <p>高精細マルチスペクトラルカメラを用いた遠隔病理診断の精度向上に関する調査研究の請負 契約相手方：NTT コミュニケーションズ (株) 契約金額：50,220,000 円 (落札率 100.0%) 契約締結日：平成 30 年 1 月 18 日 競争参加業者：1 者</p>	
意見・質問	回答

<p>(片桐委員)</p> <p>1者応札となった理由をどのように推測しているのか。</p>	<p>本件は、平成29年12月14日に入札公告を開始し、平成30年1月18日に開札を実施した。調達の時期が遅く、特に年度末であったことからほかの業務との兼ね合いから入札に参加できない業者があったのではないかと推測している。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>入札公告が12月であったが、もっと早くに行くことはできなかったのか。</p>	<p>有識者の方に出席いただいている検討会において別の事業を実施していたところ、12月より少し前に有識者の方から本件について提案があったものである。</p> <p>提案があり検討した結果、本件事業も実施することとなり、入札公告が12月となった経緯がある。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>見積書はいつ、どの業者に対して依頼したのか。</p>	<p>11月中旬にNTTアドバンステクノロジー(株)とNTTコミュニケーションズ(株)に依頼している。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>その2者に見積書を依頼したのは、どのような理由か。過去に同様の案件で契約をしたことがある業者なのか。</p>	<p>事前に業者と打合せを行ったなかで、特に関心が高そうだった業者2者に依頼をした。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>見積書の内訳は、ほとんどが人件費となるのか。それともハード代の方が多いのか。</p>	<p>7～8割くらいが人件費となっている。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>人件費の方が多いということは、調査の方法は人手による調査ということか。</p>	<p>そのとおりである。マーケット調査のほか文献調査や、病理医への医療上の有効性の聞き取り調査を行ったりしている。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>仕様書のなかに、病理医への聞き取り調査についても実施することが記載されているのか。</p>	<p>そのとおりである。病理医に評価していただく調査が含まれていた。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>本件のような事業を厚生労働省ではなく総務省で実施しているのはなぜなのか。</p>	<p>厚生労働省においては、制度や全国的な共通基盤等を一般に展開していく事業を行っている。</p> <p>総務省においては、新しい技術を活用し実証を行っている。本件については、総務省が実施するということで</p>

	役割分担をしている。
(片桐委員) 今後、総務省においては本事業でどのようなことを行う可能性があるのか。	引き続き医療分野における高精細映像技術の活用に関する調査研究を行っていく可能性がある。
(片桐委員) 今後実現した場合、システムの開発等は厚生労働省が行うのか。それとも総務省が行うのか。	システムの開発自体は、おそらく医療機器メーカー等の業者が行うものと認識している。
(片桐委員) 本件の調査結果はどのように厚生労働省を共有されているのか。	既に調査結果を連絡し、報告書も厚生労働省へ渡している。普段から厚生労働省と頻りに連絡をとっているため、総務省での調査結果等は厚生労働省と共有できている。
(片桐委員) 本件を平成 29 年度中に実施しなければならぬ緊急性が総務省にはあったのか。	新しい技術の医療分野への応用については、他国も含めて競争が激しい分野であるため、日本としての成果は早く出せた方がよいといった事情があり、今回検討会においてよい提案があったため、早く実施すべきと判断した。
(片桐委員) 本件の調査結果が活かされる場面は、通信事業者や高精細技術を扱うメーカーにとってメリットがあるのか。それとも医療全体の改革に繋がると考えているのか。	業者のメリットも、医療分野へのメリットも両方あると考えている。
(片桐委員) 通信事業全体でみると、どのようなメリットがあるのか。	本件は遠隔地から病理診断を行うということについて調査を実施しており、通信事業という観点からはネットワークの利活用がさらに進展すると考えている。
(片桐委員) なぜ見積書は 2 者からしか徴収しなかったのか。さらに多くの者から徴収する予定はなかったのか。	2 者以上の見積書を徴収するという調達手続のルールがあったため 2 者へ見積書を依頼したが、2 者に限定したという意図はない。

<p>(片桐委員)</p> <p>見積書を徴収した業者が2者ともNTTグループであった点についてはいかがか。同一グループからの見積書の徴収についてルール等はないのか。</p>	<p>本件の関心が高かった業者が2者とも偶然NTTグループであったもので、NTTグループであるという理由から見積書の提出を依頼したというわけではない。</p> <p>同一グループからの見積書の徴収について、特段制限は設けていない。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>今のビジネス環境の流れにおいては、グループ会社は一体と認める部分もあるため、グループ会社以外の業者からも見積書を提出してもらった方がよいのではないか。</p>	<p>承知した。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>1者応札の防止や調達に公平性を確保するため、年間の調達計画を早期に公表するよう各省庁で注意喚起されているところである。</p> <p>本件の場合、急遽実施が決まったため調達計画を公表することができなかつたため、事前の見積書の徴収の段階で公平性を確保する必要がある。</p> <p>それにもかかわらず、関心を示していた業者にしか見積書を依頼していない。2者に限定せず、幅広く調達情報を業者に伝えるべきである</p>	<p>調達計画の情報については、上半期と下半期にそれぞれホームページで公表しているが、本件のような急遽決まった案件で、公表していない調達案件の情報発信方法は検討を行っていく。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>どの業者も人手不足であるため、短期間に集中的に人員を確保できる業者はないことを考えると、喫緊で年度内に実施しなければならない事業以外の調達は避けるべきである。</p> <p>請負業務の質を確保するためにも、業者がゆとりを持って業務ができるような調達の方法をとる必要がある。</p>	

平成 30 年度第 2 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 30 年 12 月 4 日（火） 中央合同庁舎第 2 号館 10 階共用会議室 1
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 株式会社政策情報システム研究所代表取締役所長 構成員 有 川 博 愛国学園大学人間文化学部教授 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日
抽出案件	4 件（対象案件 1,034 件）
審議案件	4 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出案件 1】（一般競争入札・総合評価落札方式）

「スマートスクール」の実現に向けた調査研究

契約相手方：エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ（株）

契約金額：221,832,000 円（落札率 99.9%）

契約締結日：平成 30 年 4 月 2 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
<p>（北大路座長）</p> <p>本件はどのような目的、内容の調達か。</p>	<p>小中学校及び高等学校の教職員が使用する「校務系システム」と児童及び生徒が使用する「授業・学習系システム」は、文部科学省のガイドラインに基づき分離運用されているが、非常に非効率であることが問題となっている。そこで、安全かつ効率的・効果的なシステム連携のあり方及びデータの利活用の手法を実証することを目的としている。</p> <p>平成 30 年度の調達においては、スマートスクールのプラットフォームとしての標準仕様及びガイドラインの素案をまとめる内容となっている。</p>

<p>(北大路座長)</p> <p>入札にあたっては、1回目の入札で落札されたのか。</p>	<p>本件については、1回目で落札されている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>1者応札となった理由は何か。</p>	<p>仕様書をダウンロードし、入札に参加しなかった事業者へアンケートを行ったところ、以下のような回答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積提出から入札までの時期が年度末であったこともあり、喫緊に対応すべき案件が増加したため、その案件に人員を充てざるを得なかった。 ・本事業については極めて重要な位置づけであると理解しているが、人的リソース不足のなか対応することはリスクが高く、現実的な遂行可能性を検討した上で入札参加を断念した。 ・本事業で実証を行う地域に担当者を配置することが困難である。 ・想定した事業の内容と異なるものであった。
<p>(北大路座長)</p> <p>本事業はどのようなスケジュールで実施されているのか。</p>	<p>3ヵ年で計画しており、平成29年度は標準仕様の骨子を作り、平成30年度で標準仕様の素案を作成、平成31年度で標準仕様の確定を行うこととしている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>3年間、同じ事業者が行うのか。</p>	<p>年度ごとに調達を実施することとしており、同じ事業者に限定はしていない。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>平成29年度は、どの事業者が落札したのか。</p>	<p>平成29年度の調達も、エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ(株)が落札している。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>2年連続で同じ事業者が落札したのは、偶然か。</p>	<p>偶然であると考えている。入札参加が予測される事業者へ事前に周知し、下見積書を徴収していたが、結果として、1者しか応札がなかった。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>前年度落札者が有利になる、事業が実施しやすいということはないのか。</p>	<p>その点については、我々も懸念していたため、総合評価の審査を行う際に、前年度落札者が有利となることがないように評価項目を設け、審査を行った。</p> <p>また、本事業については、有識者による評価委員会に</p>

	<p>において継続的に議論されており、その内容についても公表されていることから、外部からの情報収集も十分可能であったと考えている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>公告が2月、入札締切が3月であったが、他の時期で調達を行うことはできなかったのか。</p>	<p>平成29年度から平成31年度にかけて地域実証も行う事業であることから、実証期間の空白を生じさせないために、平成29年度末に開札し、平成30年度当初から契約を締結しておく必要があった。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>地域実証を継続して行うということであれば、前年度落札者は実証を行う体制が整っているため、有利になってしまうのではないかと。</p>	
<p>(高橋委員)</p> <p>実証を行う地域は、公告の時点で事業者へも公表されているのか。</p>	<p>3ヵ年同じ地域で、全国10ヵ所で行うこととしている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>全国で事業が実施できる事業者でなければ落札することは難しいということか。</p>	<p>指定する全国10ヵ所で事業ができない事業者は難しいと思われる。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>平成29年度の調達は、年度末に公告・開札を行ったのか。</p>	<p>平成29年度は、1度不調となったが、最終的に平成29年9月19日に契約を締結している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>平成29年度の調達も1者応札だったのか。</p>	<p>平成29年度も1者応札であった。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>平成29年度の調達が1者応札になったのはなぜか。</p>	<p>仕様書をダウンロードして入札に参加しなかった事業者へのアンケートでは、「想定した内容の調達案件ではなかった」、「想定した以上の作業量だった」との回答があった。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>事業者はどのような事業を想定していたのか、仕様書のどの部分を改善すれば応札者数が増やせるのかといった検討を行い、競争性を確保する努力が必要であ</p>	<p>平成30年度の調達では、前年度の1者応札の結果を受けて複数事業者への周知等が足りなかったと考えられるので、改めて対応を検討する。</p>

<p>る。</p>	
<p>(有川委員) 文部科学省との業務分担はどのように切り分けられているのか。</p>	<p>文部科学省も同じ実証地域で実証を行っている。文部科学省においては、データの利活用による教育効果の検証を行っており、総務省ではシステム連携の標準仕様の作成を行っている。</p>
<p>(有川委員) 文部科学省の当該事業の調達も1者応札で、同事業者が落札しているのか。</p>	<p>本件調達とは別の事業者が落札していると聞いているが、1者応札であったか否かは把握していない。</p>
<p>(有川委員) 文部科学省と連携して行う事業で、双方で1者応札が続いている状況であるならば、事業連携の方法から見直す必要がある。</p>	<p>承知した。文部科学省と情報を共有し、競争環境の確保に努める。</p>

【抽出案件 2】(随意契約 (企画競争))

バッテリーレス・ワイヤレス完全同期ストリーム通信を実現するマルチサブキャリア多元接続方式の高信頼化と広域化

①契約相手方：学校法人慶應義塾

契約金額：29,458,000 円 (落札率 100%)

契約締結日：平成 30 年 6 月 1 日

競争参加業者：1 者

②契約相手方：学校法人幾徳学園神奈川工科大学

契約金額：4,095,000 円 (落札率 100%)

契約締結日：平成 30 年 6 月 1 日

競争参加業者：1 者

③契約相手方：株式会社共和電業

契約金額：2,990,000 円 (落札率 100%)

契約締結日：平成 30 年 6 月 1 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
(有川委員) 評価結果については、公表されているのか。	評価結果については、今後の研究開発や提案の糧としていただくため、採択するか否かを問わず、提案者へフィードバックしている。
(有川委員) 採用されなかった者等からの苦情申し立ての体制はどのように整備されているのか。	苦情・意見がある場合に問い合わせいただく窓口を総務省に設置している。窓口に寄せられた意見については、適切に検討・回答する体制を整えている。
(有川委員) 採用されなかった場合や申し立てがあった場合に、情報はどの程度開示されるのか。	専門評価、総合評価及び採択評価における委員からのコメントは、改善点も含めすべて提案者へ開示している。
(有川委員) 評価委員と受託する事業者との利害関係や利益相反について、ルールは設けられているのか。	設置要綱において、利害関係者の定義を定めている。当該要綱の定義に該当しないことを確認したうえで、委員には評価をしていただいている。
(有川委員) 採点、評価の過程について、説明していただきたい。	提案があると、第一次評価として専門評価委員による専門評価を行う。その後、評価委員による総合評価を経

	<p>て、案件が採択されるという流れになっている。</p> <p>採択された1年後には、継続評価として進捗状況や次年度の計画を評価し、2年の研究開発が終わった後には終了評価を実施し、その後も追跡評価を行っている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>評価委員会、専門評価委員会など、様々な役割の委員がいるようだが、評価結果の共有などが規則等で定められているのか。</p>	<p>専門評価委員会での評価の結果は、総合評価委員会でも共有されている。また、その上位組織であるプログラムディレクター（以下「PD」という。）・プログラムオフィサー（以下「PO」という。）に採択を諮る際にも、専門評価委員会での結果及び総合評価委員会での評価の結果を共有している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>専門評価委員及び総合評価委員は、自らが評価した案件が他の委員会・会議において、どのような評価がされてどのような結論が出たのか、わからないということか。</p>	<p>具体的な評価点等までは共有していないが、どの案件が採択されたかは共有している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>各評価段階での評価点を把握しているのは、PD・POだけであるため、審査の最終段階で操作できてしまう懸念がある。</p> <p>そのため、評価した案件が最終的にどのような評価に繋がったのかという点については、専門評価委員会及び総合評価委員会にも共有しておく必要があると考えられる。</p>	<p>ご指摘の点については、評価委員の育成にも繋がると考えられるため、関係部署と調整することとしたい。</p>

【抽出案件3】（一般競争入札・総合評価落札方式）

IoT・AI等の時代を見据えたICT教育に必要な教材や指導方法の利用意向等に関する調査研究の請負

契約相手方：リトルスタジオインク株式会社

契約金額：10,152,000円（落札率53.1%）

契約締結日：平成30年4月2日

競争参加業者：2者

意見・質問	回答
<p>(園田委員)</p> <p>本件の調達内容はどのようなものか。</p>	<p>平成29年3月に教育指導要領が改定され、2020年度より小学校でプログラミング教育が必修化されることとなった。それを受け、総務省、文部科学省、経済産業省及び民間の関連事業者とともに未来の学びコンソーシアムを創設し、プログラミング教育の普及促進に努めている。</p> <p>2020年度に必修化が決まったものの、教材等がまだ整っていないのが現状である。</p> <p>本件調達は、プログラミング教育に係る教材や指導方法について、教育現場における利用動向・教職員の希望を調査するため、ポータルサイトを構築し、収集した事例・情報をどのように発信するかを分析したうえで有識者及び教育現場の意見を聴取し、教育現場での利用意向に沿った情報収集及び情報提供の手法について報告書にまとめるといった内容の調達である。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>調達の内容について、期待どおりに履行されているのか。</p>	<p>適宜事業者と連絡をとり、事業を進めているところだが、期待以上の履行がなされていると認識している。履行期間は平成31年3月末までとなっているが、現在のところスケジュールどおりに運営されていることから、今後についても問題なく履行されると考えている。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>応札業者の入札額が低かったことについて、調査したのか。</p>	<p>本件については、低入札調査を実施しており、応札業者から事情を聴取したところ、更なる業務効率化による減額を行ったこと及び出精値引きを行ったことにより、応札額での入札をしたとのことであった。</p>

<p>(園田委員)</p> <p>業務の効率化というのは、具体的に内容を確認しているのか。</p>	<p>過去にシステム関係サイトの運営保守業務の実績があり、その知見を活かすことで外部委託費やシステムの保守運営費等で減額が可能とのことであった。</p>
	<p>工数の変更などはなかったため、出精値引きに関しては、企業努力で減額されたものと認識している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>出精値引きは、極端な値引きに該当しないのか。</p>	<p>当省の規定において、低入札の場合、履行可能性に関して調査を行うこととしている。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該価格で入札した理由 ②入札価格の内訳 ③契約の履行にあたり、品質管理体制及び従事する要員の状況 ④契約期間中の他の契約の請負状況 ⑤資産の状況、過去の実績等の基礎資料 <p>を提出していただき、履行可能な内容であるかを確認している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>本件契約を落札することによって、関連する他の契約も落札しやすくなるということはないのか。</p>	<p>落札した事業者が今後の調達で有利になるということはないと考えている。</p> <p>昨年度も同様の調達をしていたが、別の事業者が落札している。前年度落札した事業者も新しく入札に参加する事業者も、同じ条件で一からの契約となる。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>前年度の調達はどのような内容だったのか。</p>	<p>前年度は、契約締結が12月、履行期間が3月末までという短い期間であったものの、業務の内容はほぼ同じである。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>前年度の契約で納品された成果物は、今年度の契約にどのように活かされるのか。</p>	<p>集められた事例を全て未来の学びコンソーシアムのポータルサイトに載せるのではなく、文部科学省で定めたA事例からF事例に分類して掲載している。</p> <p>事業者により判断基準が変わると混乱を招くため、その考え方は前年度のものを踏襲している。</p>

<p>(有川委員)</p> <p>ポータルサイトの構築というのは、教育現場の利用意向を調査するための情報収集という理解でよいか。</p>	<p>教職員やプログラミング授業を行っている NPO 法人の需要がどの程度あるのかということ把握するための情報収集を指している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>利用意向を受けた後の提供すべき情報というのは、誰に向けてどのような情報を提供するのか。</p>	<p>プログラミング教育での優良事例はないかということポータルサイトで募集しているのだが、集められた事例を分析し、優良な事例を公開している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>今年度の調達で、利用動向の調査は完結するのか。</p>	<p>事例の蓄積はまだ不十分であり、2020 年度の必修化までさらに事例を蓄積する必要があると考えているため、来年度も引き続き調達を予定している。</p>

<p>【抽出案件 4】(随意契約)</p> <p>「平成 30 年度戦略的情報通信研究開発推進事業独創的な人向け特別枠「異能 vation」業務実施機関業務の実施」</p> <p>契約相手方：株式会社角川アスキー総合研究所</p> <p>契約金額：179,960,000 円 (落札率 100.0%)</p> <p>契約締結日：平成 30 年 4 月 2 日</p> <p>競争参加業者：1 者</p>	
意見・質問	回答
<p>(高橋委員)</p> <p>本件は、外部有識者により選定された事業者と随意契約を締結しているとのことだが、外部有識者は 5 年間同じ構成員なのか。</p>	<p>適宜見直しを行い、構成員も交代している。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>本事業の過去の調達状況はいかがか。</p>	<p>本事業は平成 26 年度から実施しており、平成 26 年度は企画競争による随意契約、平成 27 年度以降は外部有識者による選定の随意契約を締結している。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>平成 26 年度から同じ事業者と契約しているのか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>平成 26 年度の企画競争による随意契約のときは 1 者応札だったのか。</p>	<p>平成 26 年度のときは、複数者からの応札があった。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>契約相手方が作成した実施計画書に 5 ヶ年事業における各採択年度の経費内訳や年間スケジュールを見ると、4 月に研究プログラムの公募を実施し、選定があった後 10 月から研究プログラムを開始して、翌年の 9 月に研究プログラムが終了する流れとなっている。</p> <p>事業者が本件調達を落札した後、研究プログラムが終了する前に契約が終了し、次年度の調達が始まるものであるため、同じ事業者が事業を実施することが</p>	<p>外部有識者による評価において、落札者が事業実施機関として不適と評価され、新たな事業者が業務を行うこととなった場合には、事業を全て引き継ぐことができる仕組みにしている。</p>

<p>前提となっており、他の事業者は参入が困難と思われる。</p>	
<p>(高橋委員) 業務の内容や実施体制などが細かく実施計画書に盛り込まれているが、新たに請け負う事業者は作成ができるのか。</p>	<p>作成をすることは可能と考えている。また、作成された実施計画書を外部有識者が評価することとなる。</p>
<p>(高橋委員) 評価を行う外部有識者は研究プログラムが遅滞なく遂行されることを望むため、これまでの落札者を適していると評価し、新たな事業者の参入を選定しないのではないか。</p>	<p>外部有識者は、「異能 variation」プログラムの目的を達成できる事業者であるかという観点で評価している。</p>
<p>(高橋委員) 外部有識者は、株式会社角川アスキー総合研究所が今後も業務実施機関となるという前提で評価をしているのか。 それとも、株式会社角川アスキー総合研究所が業務実施機関として問題がないのかという観点で評価しているのか。</p>	<p>業務実施機関として問題がないかという観点で評価している。</p>
<p>(有川委員) 随意契約を行う会計法上の根拠は何か。</p>	<p>会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づくものである。本件は、ICT 分野における研究開発及び人材育成等の知識が必要であり、国内企業、ベンチャー企業等に関する法規や制度に精通している等の高度な技術・知識等を有する事業者を選定する必要があったため、随意契約としている。</p>
<p>(有川委員) 随意契約としなければいけない理由を明確にし、随意契約の妥当性を精査する必要がある。</p>	<p>改めて確認し、精査することとしたい。</p>
<p>(園田委員) 研究プログラムの成果の判断基準は何か。</p>	<p>アイデアが突飛であり、そのアイデアを裏付ける技術力があるかという点になる。</p>

<p>(園田委員)</p> <p>研究プログラムの採択にあたっては、誰が決定しているのか。</p>	<p>業務実施機関である株式会社角川アスキー総合研究所が評価システムを構築し、評価委員であるスーパーバイザーが評価している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>精算方法について、監査法人等の外部機関による経理検査の結果を踏まえて、総務省が額の確定を行うとのことだが、監査法人の経理検査に係るものは、本件調達の契約に含まれているのか。</p>	<p>本件調達には含まれていない。監査法人と総務省との間において、「異能vation」プログラムを含む競争的資金制度全体についての経理検査を請け負わせる契約を別途締結している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>過去に監査法人の検査で指摘事項はあったのか。</p>	<p>経費の使途が適切ではないという指摘はあった。そのような指摘事項は是正したうえで、額の確定をしている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>監査法人は本来、経理処理が完了したものを監査し、その監査責任を問われるものであるが、本件については、あくまでも総務省が額の確定を行うための補助をしているということによいか。</p>	<p>そのとおりである。額の確定について責任を負うのは総務省である。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>本件のような事業では、経理が非常に懸念される。</p> <p>経理検査の結果についても、サンプリングし、追跡する必要がある。</p>	<p>経理については、注意して確認をしているところだが、今後も引き続き注意していきたい。</p>

平成 30 年度第 3 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 31 年 3 月 7 日（木） 中央合同庁舎第 2 号館 11 階会議室
構成員（敬称略）	座 長 北大路 信 郷 株式会社政策情報システム研究所代表取締役所長 構成員 有 川 博 愛国学園大学人間文化学部教授 構成員 片 桐 春 美 公認会計士 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	平成 30 年 7 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日
抽出案件	5 件（対象案件 315 件）
審議案件	5 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出案件 1】（一般競争入札・最低価格札方式）

消防大学校秘書・会計業務に係る労働者派遣役務

契約相手方：株式会社リクルートスタッフィング

契約金額：3,368,925 円（落札率 99.98%）

契約締結日：平成 30 年 7 月 31 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
（北大路座長） 本件調達はどのような役務内容か。	秘書業務、会計業務及び来客応接その他関連業務を行わせるため、契約相手方に当該業務遂行能力を有する人材の派遣を求めるもの。
（北大路座長） 派遣労働者の労働形態はどのような条件か。	週 5 日勤務で 1 日の勤務時間は 7 時間 45 分である。
（北大路座長） 派遣期間はいつからいつまでか。	平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までである。

<p>(北大路座長)</p> <p>人材派遣会社のホームページ等を確認すると、派遣単価は業種等によって決まっているようだが、本件を競争入札で行った理由は何か。</p>	<p>物価指標などを見ると、本件調達の内容は複数の業種にまたがるため、単純に特定の業種の派遣単価を採用することはできないと判断したため。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>今回、高落札率だった理由をどのように分析しているか。</p>	<p>3月～4月は派遣できる人材が多いと思われるが、本件は8月1日からの派遣であったことから、仕様書で求める要件を満たす人材を派遣できる者が1者しかいなかったため。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>過去にも同様の調達をしているのか。</p>	<p>平成30年度は、本件のほかに下記の3件調達している。</p> <p>①消防大学校 e-ラーニング運用に係る労働者派遣役務 契約相手方：パーソナルテンプスタッフ（株） 落札率：99.12% 応札者数：1者</p> <p>②消防大学校教育訓練業務の運営に係る労働者派遣役務 契約相手方：(株) リクルートスタッフィング西東京営業ユニット 落札率：99.83% 応札者数：1者</p> <p>③消防大学校庶務・会計業務に係る労働者派遣役務 契約相手方：パーソナルテンプスタッフ（株） 落札率：99.89% 応札者数：1者</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>平成29年度も労働者派遣の調達を行っているのか。</p>	<p>e-ラーニング運用に係る労働者派遣は平成29年度も行っている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>大手の人材派遣会社の高落札率での1者応札が続いていることは問題である。</p> <p>人材派遣会社は入札に参加できなくても、下見積書をなぜ提出できないとしているのか。</p>	<p>入札時に人材を用意できない場合には、下見積書を提出することはできないと複数社から聞いている。</p> <p>来年度調達においては、複数社の見積書を取る努力をしたい。</p>

<p>【抽出案件2】（公募による随意契約）</p> <p>電話網の接続料に関する調査研究</p> <p>契約相手方：株式会社三菱総合研究所</p> <p>契約金額：22,502,880円（落札率100%）</p> <p>契約締結日：平成30年8月1日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
<p>（有川委員）</p> <p>公募をした結果、1者からしか応募がなかった原因について、どのように分析しているのか。</p>	<p>本件調査研究の実施に当たっては、高度かつ専門的な知見が求められ、知見を有し、体系立てて作業を行うことができる調査機関が極めて少ないため、1者応募となったと考えている。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>調査機関が極めて少ないとのことだが、契約相手方である株式会社三菱総合研究所（以下「三菱総研」という。）以外に想定していた事業者はあるのか。</p>	<p>調達に際して、株式会社野村総合研究所と株式会社日本総合研究所の2者にも事前の情報提供を行っている。</p>
	<p>本件調査研究は長年継続して行っており、かつては一般競争入札で行っていたが、三菱総研の1者応札が続いていた。契約監視会での議論も踏まえ、1者応札を改善するべく検証を行ってきたところである。</p> <p>一般競争入札の際に、仕様書のダウンロードを行った事業者へアンケートを行い、4者から仕様の内容を履行することが困難との回答があった。</p>
	<p>回答があった4者のうちの1者が株式会社野村総合研究所であり、下見積書の提出もあった事業者であったため、履行能力はあるものと認識している。</p> <p>しかし、株式会社野村総合研究所へ意向を確認したところ、当該事業内容を把握・理解する必要があることから、工数が大きくなることが予測され、競争上不利であるとの判断のもと、入札参加を見送ったとの回答があった。</p>
	<p>毎年、他の事業者の競争参加の可能性を確認しているが、状況は変わっていない。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>確認公募による随意契約の公募手続</p>	<p>履行可能な事業者は三菱総研1者である蓋然性は極</p>

<p>は、他に履行可能な事業者がないことがほぼ確実だが、念のため確認をするものである。</p> <p>他に履行可能な事業者がいることが想定される場合には企画競争による随意契約とするべきである。</p>	<p>めて高いと思われるが、過去の経緯も踏まえると、調達 の都度、確認する必要があると考えている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>公募による随意契約の場合、価格交渉が肝心であるため、三菱総研しか履行できない状況である以上、三菱総研の本件調査研究の履行実績を調査し、調査に基づいて価格交渉していただきたい。</p>	
<p>(有川委員)</p> <p>毎年確定公募による随意契約を繰り返すのではなく、一度公募により1者しか履行できる事業者がいなかった場合は、次回以降は特命随意契約とするのが一般的である。その後、履行可能となった場合には、随時申し出てもらい、企画競争による随意契約を行うべきである。</p>	<p>省内の調達手続のルールを見直しを検討したい。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>本件事業については、分野ごとにシンクタンクの棲み分けが出来上がってしまっている。</p> <p>長年継続して請け負っているのであれば、価格を交渉する余地があると思われるので、今後の調達において検討していただきたい。</p>	

<p>【抽出案件3】（一般競争入札・最低価格落札方式）</p> <p>中央合同庁舎第2号館で使用する電力</p> <p>契約相手方：丸紅新電力株式会社</p> <p>契約金額：261,841,246円（落札率 79.6%）</p> <p>契約締結日：平成30年8月30日</p> <p>競争参加業者：4者</p>	
意見・質問	回答
<p>（園田委員）</p> <p>一般競争入札を採用したのはいつからか。</p>	<p>平成14年度から一般競争入札を行っている。一般競争入札を採用することとなった経緯は次のとおり。</p>
	<p>平成11年の電気事業法の改正により、平成12年3月より電力の部分自由化が開始された。</p> <p>一方で、平成12年3月は当該庁舎を建設中であった。平成13年1月の中央省庁再編により、当該庁舎に総務省、国土交通省、警察庁等が入居することとなった。</p> <p>電力自由化による一般競争入札を行うためには、年間の使用予定数量を明らかにする必要があったため、平成13年度は一般競争入札を行うことができず、東京電力と随意契約を締結した。</p> <p>平成14年度は、平成13年度の電力使用実績をもとに仕様書を作成し、一般競争入札を行った。</p>
<p>（園田委員）</p> <p>契約金額は確定金額なのか。使用量が反映され、実際の支払額が変更される可能性はあるのか。</p>	<p>本件は単価契約であり、契約単価に実際の使用量を乗じた金額を支払っている。</p>
<p>（園田委員）</p> <p>契約書にはどのように金額を記載しているのか。</p>	<p>基本使用量、基本料金及び電力量の料金単価（1kWhあたりの金額）を記載している。</p>
<p>（園田委員）</p> <p>一般家庭の場合、電力使用量によって料金単価が変動するが、本件は料金単価の変動はないのか。</p>	<p>料金単価の変動はない。</p> <p>しかし、季節により電力の供給と需要のバランスが異なるため、月により料金単価が変わる。</p>
<p>（園田委員）</p> <p>電気料金の支払は毎月行うのか。</p>	<p>毎月払いである。</p>
<p>（園田委員）</p> <p>3月分は翌年度の4月に支払っている</p>	<p>そのとおりである。出納整理期間中に支払っている。</p>

のか。	
(園田委員) 原油価格の高騰などにより、料金単価は変動しないのか。	料金単価の変動はないが、燃料費調整単価というものがあり、平成 24 年の貿易統計を基準に燃料費に変動があった場合には、使用量に価格変動分を乗じている。
(園田委員) 燃料費調整単価についても、契約書に記載しているのか。	記載している。
(園田委員) 総務省のほか、他省庁も当該庁舎に入居しているが、契約や支払は総務省で行っているのか。	入札は総務省が代表して行っているが、契約は総務省、消防庁、国土交通省、警察庁の連名契約としている。 支払については、庁舎の面積割合に応じて料金を按分し、各省庁で支払っている。
(園田委員) 請求書は、按分された金額が各省庁へ請求されるということか。	そのとおりである。
(北大路座長) 今回の調達では、4 者が入札参加したが、他にも参加できそうな事業者はあるのか。	昨年度は 6 者から入札があったため、他にも入札参加の可能性のある事業者はあると考えている。

【抽出案件4】（一般競争入札・総合評価落札方式）

「地域おこし協力隊の起業・事業化研修」開催業務並びに「地域おこし協力隊ビジネスアワード事業」の実施、進捗調査及び成果分析の請負

契約相手方：株式会社価値総合研究所

契約金額：15,984,000円（落札率 91.4%）

契約締結日：平成30年8月23日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>(高橋委員) 本件調達はどのようなものか。</p>	<p>①「地域おこし協力隊の起業・事業化研修」 地域おこし協力隊の隊員の起業・事業化を支援するために必要な知識やノウハウの習得を通じて受講者がビジネスプランを作成する研修を実施するものである。</p> <p>②「地域おこし協力隊ビジネスアワード事業」 外部有識者が選定した隊員（5名程度）の取組について、当該年度後半に地域おこし協力隊の要請に基づいて専門家による現地指導を実施するものである。現地指導の内容を調査、分析し、最終的に調査報告書を提出してもらっている。</p>
<p>(高橋委員) なぜ起業・事業化研修とビジネスアワード事業を分割せず、一つの調達で行っているのか。</p>	<p>近年、協力隊の任期終了後の進路として起業を希望する隊員が増加しており、総務省では隊員の起業支援を行っている。支援内容として、起業・事業化研修とビジネスアワード事業を実施している。</p> <p>地域おこし協力隊の制度の特性、隊員の活動内容及び起業支援のニーズ等を踏まえた支援が必要であるため、同一事業者による統一した支援方針に基づき支援することで、より効果的な研修や調査が可能と考えている。</p>
<p>(高橋委員) 過去にも同様の調達を行っているのか。</p>	<p>平成28年度から事業を実施している。</p> <p>平成28年度は、起業・事業化研修とビジネスアワード事業を分割して調達していたが、平成29年度から併せて調達している。</p>
<p>(高橋委員) 毎年契約金額が増えているようだが、その理由は何か。</p>	<p>「起業・事業化研修」の研修回数を増やし、1回あたりの研修受講者の人数も増やしているため、契約金額が</p>

	<p>増加している。</p> <p>具体的には、平成 28 年度は研修を 1 回のみ開催したが、平成 29 年度は研修を 3 回に増やした。平成 30 年度においては、研修を 4 回実施し、さらに研修 1 回あたりの受講可能な人数を 80 名強に拡充している。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>研修の開催場所は東京のみか。</p>	<p>平成 28 年度及び平成 29 年度は東京のみである。</p> <p>平成 30 年度は、隊員の要望を踏まえ、東京で 2 回、大阪で 2 回開催している。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>東京を起点に事業を行っている事業者が有利になっているのではないかという懸念がある。</p> <p>また、平成 29 年度までは複数の事業者から応札があったが、平成 30 年度の調達 は 1 者応札となっている。事業者の観点から見ると、過去に落札した事業者の方が有利なため、新規参入を諦めてしまうのではないかとと思われる。</p> <p>総務省として、地域おこし協力隊の事業を成功させるためには、競争性を働かせる必要があるのかなど、どのような調達が望ましいと考えているのか。</p>	<p>競争性を確保することは必要であると考えている。公告期間を十分に確保し、調達情報の公開等については工夫を図りたい。</p> <p>隊員の起業の場合、地域おこし協力隊の任務の仕事を行いながら、任期終了後の起業の準備を行わなければならないので、一般的な起業プロセスとは異なる部分があるが、引き続き、新たな事業者に入札に参加してもらえよう調査分析も含め、検討したい。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>地域おこし協力隊の起業・事業化研修やビジネスアワード事業について、今後どのように展開する予定なのか。</p>	<p>起業・事業化研修やビジネスアワード事業を始めてからまだ 3 年であるため、もう少し総務省での分析が必要と考えている。</p> <p>しかし、全国の隊員数が非常に増えていることから、今後は都道府県の役割も重要になると考えている。専門性が高い研修については、引き続き総務省が実施しているが、初任者研修などについては、都道府県レベルの研修が広がり始めている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>都道府県の役割も重要であるが、総務省の行う研修事業等についても、改善ができるのではないかと考えられる。</p>	

全国の研修を同じ事業者が行うのではなく、東日本の研修を行う事業者と西日本の研修を行う事業者を分けることで、競争性を確保し、より質の高い事業が実施できるのではないかと。

調達の方法を工夫することで、価格の競争性ということだけでなく、隊員を育成するノウハウを持つ者を増やしたり、スキルを向上させたりということが実現できるのではないかと。

【抽出案件5】（一般競争入札・総合評価落札方式）

調達ポータル運用業務等の請負

契約相手方：株式会社NTTデータ

契約金額：523,988,244円（落札率 98.1%）

契約締結日：平成30年7月30日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>(片桐委員)</p> <p>調達ポータルの使途は何か。</p>	<p>マイナンバーカード及び法人番号を活用した政府調達における入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化の実現を目的とした国・地方公共団体の調達情報と入札参加企業の企業情報を法人番号で集約・発信し、公共調達市場における事業者の参加機会拡充・柔軟化と、調達に係る事務手続の簡素化を目指すポータルサイトである。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>他のシステムと連携はしているのか。</p>	<p>資格審査を行うための調達総合情報システム、入札や契約を行う電子調達システム、認証を行う政府認証基盤、法人番号システム、商業登記認証局、民間認証局及び公的個人認証サービスと連携している。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>調達ポータルはいつ開発し、開発に係る経費はいくらだったのか。</p>	<p>平成29年8月10日～平成30年3月30日で株式会社NTTデータが開発を行っており、開発に係る経費は13,176,000円である。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>調達ポータルの使用予定期間はいつまでか。</p>	<p>現時点で終了予定はない。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>ライセンス等はないのか。</p>	<p>ライセンスは特にない。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>本件調達については、他の事業者でも請け負うことができる内容であると考えているのか。</p>	<p>仕様書については、各府省情報化統括責任者連絡会議決定「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」に基づき作成し、仕様書案に対する意見招請を実施しており、中立性及び透明性の確保に努めたところである。</p>

<p>(片桐委員)</p> <p>システムの開発と運用は、切っても切り離せない実態があると考えられる。その場合、開発と運用を分離して調達しているが、完全に分離した中立性のある調達ではなかったのではないか。</p>	
<p>(片桐委員)</p> <p>実態として開発と運用を切り離すことができないのであれば、開発の調達の際に最低価格落札方式で落札者が決まってしまうと、開発と運用を含めた総コストが高額になってしまうという懸念がある。</p>	
<p>(片桐委員)</p> <p>先ほど使用予定期間を想定していないとのことだったが、一定期間の総コストを検討していないのではないか。</p> <p>ある一定期間の使用計画を作成して、総コストの観点からも、システムが提供するサービスの内容としても、落札業者が請け負うことが適当であるという説明ができなければ、国民が納得できないのではないか。</p>	<p>第1期がいつからいつまでの期間で、機能改修をいつ実施するかといった計画を策定したうえで、調達することとしたい。</p>